第二部

労働運動

第一編　労働組合運動

第一章　概況と特質

第一節　総説

一九五七年五月の金融引締以降、景気の動向は下降の一途をたどり、一九五八年にはいってからも依然として回復の徴候をみせるにいたらなかった。すなわち、卸売物価指数は一九五八年の八月まで一貫して低下の傾向を示し、八月には一五三・二（一九五〇年＝一〇〇）を記録して引締め実施直前のピーク時に対し、一四・七％の下落となっている。また製品在庫指数も一九五八年三月には一六三・二（一九五五年＝一〇〇）と著しく高くなり、また完全失業者数も三月には八五万とここ二、三年来の最高を示した。しかしこのような景気の下降は、一九五八年以降若干下げ足がにぶくなり、いわゆるなべ底型の様相をとっていたのである。

産業別にみて景気下降の著しいのは、海運、石炭、繊維、化学肥料、石油などであるが、繊維、鉄鋼などでは操業短縮が行なわれ、肥料も、工場閉鎖や人員整理などの合理化対策がとられるにいたった。労働組合の春季闘争は、このように不況の進行するなかで展開されたため、一般的にはきわめて困難な状況を呈したといってよい。

ところが一九五八年の九月以降、アメリカの景気回復等の影響もあって再び景気は上昇に転じ、卸売物価指数、鉱工業生産指数は次第に増加し、完全失業者数は低下するにいたっている。またこのような産業活動の拡大に伴なって企業採算も好転し、「法人企業統計速報」（大蔵省調べ、一九四社）によれば、製造業の一九五八年一〇～一二月の売上高は四～六月の底に比べて一・七％、営業利益は六・七％の増加となっている。

このような景気恢復は、一九五九年にはいってからも、衰えをみせず、たとえば一九五九年一～三月の鉱工業生産は、前期に対して三・九％、前年同期に対して一三・八％もの増加を示し、大体景気後退前の最高の水準にまで回復したものとみられる。しかし業種別にみると、紡績、石炭などはなお低い水準にとどまっていることが注目される。一九五九年の春季闘争は、景気好転を反映して、前年の賃上げよりもやや大きな成果を獲得することができたのである。そこで一九五八年の春季闘争から一九五九年の春季闘争への労働組合運動の推移を概観してみることにしよう。

春季闘争　日本労働組合総評議会（総評）は、一月二二日の幹事

会で戦術の基調として「炭労を主力とした産業別統一闘争と拠点ブロック共闘体制」をとることをきめ、「北九州、常磐、北海道などの炭鉱地帯を闘争の拠点に選び出炭拒否、石炭輸送をストップする地域共闘体制をつくる」ことを決定した。更に拠点地域には、集中的にオルグを配置し、国鉄、全日通、全港湾などの運輸労働者の闘争体制を作ると同時に、民間産業の各単産は拠点地域闘争と全国闘争とをからみ合わせて闘うことに重点がおかれた。また闘争のスケジュールは、二月下旬勤評闘争、予算闘争、最低賃金制闘争を目標に第一次統一行動として全単産全国一せい職場大会を開き、三月上旬炭労、私鉄の統一実力行使をあわせ第二次統一行動、三月中旬炭労、私鉄、合化の統一実力行使にあわせ全単産全国一せい第三次統一行動と決定された。

ところで、労働組合の賃金要求は、炭労が一方八〇円の引上げ、私鉄総連が基準賃金一人平均二五〇〇円の引上げ、合化労連がたとえば東洋高圧三〇一六円引上げ（社員）、東亜合成三〇一〇円引上げ、石原産業二一〇二円引上げなど、紙パ労連がたとえば王子製紙二一六一円引上げなどであった。最も早く要求を提出したのは炭労であり、続いて、私鉄、合化などの民間組合が続々要求提出を終って春闘の準備体制はちゃくちゃくと整った。

例年と同様に、春闘に際して総評および日経連がそれぞれの主張を表明したが、まず総評は春闘を前に「賃金白書」を発表した。これは、その「まえがき」のなかで、不況のなかでも、労働者は生活の維持向上をはかるべきこと、しかも、闘えばその可能性が十分に存在することを概括し、次にその根拠を「依然として苦しい労働者の生活」と「資本は膨大な利潤をためこんでいる」、更に「賃上げと最低賃金制の統一闘争」という三つの各論に分けて明らかにしている。これに対して、日経連は、「当面の日本経済と賃金問題」というパンフレットを発表した。その内容は、当面する経済危機を乗切るための方向として、極力国内消費需要の抑制をはかり、資本の蓄積と輸出振興にあらゆる努力を傾注すべきことを強調し、そのために賃金問題としては、賃金決定に国民経済的視野を導入すべきこと、大企業のベース・アップを排除して、それにかわる合理的な昇給制度を確立すべきことなどが明らかにされた。

さて、春季闘争は、二月二二日の春闘合同戦術会議で一応の準備を終り、いよいよ実力行使の段階を迎えるにいたった。この戦術会議では、第一次統一行動を三月三日、第二次を一三日、第三次を二〇日に行い、その後三月下旬一杯を第一次決戦段階として各単産最高の実力行使を行うことを決定した。

そして、まず私鉄総連は、二月二五日から賃金調停が非公開で行われたが、使用者側委員は定期昇給的意味の五〇〇円アップを、労働者側委員は昨年の調停案の一二五〇円を下回るべきでないと主張して労資の意見はまったく対立し難行した。私鉄総連とともに、春闘の主役であった炭労は、前年一一月要求を提出して以来、大手八社、九州五社の経営者側と五回にわたって団体交渉を行ってきたが、経営者側は三月三日の第五回団交で経理事情の悪化を理由に賃上げはできないとのゼロ回答を提示した。このように春闘は、早くも困難な様相を呈するにいたった。

かくしていよいよ実力行使の段階にはいり、三月三日から第一次の統一行動として国会に対する集団陳情と、全国的規模での官民労組の職場大会が行われた。この職場大会は、全国一八五〇ヵ所で開かれ、一二万三〇二一名が参加した。参加した主要な組合は、民間労組では炭労・合化・全鉱・私鉄・日通・全港湾、官公労では国鉄・全逓・全建設・機労・全専売・日教組・国税・全電通などであった。次いで一三日には第二次統一行動にはいり、炭労・私鉄・国

鉄などの主要労組は一斉に実力行使に突入した。

まず、炭労の交渉は、三月六日の経営者のゼロ回答によって、決裂状態となり、大手一四社の組合は、一三日全面二四時間スト、次いで一五日には四八時間スト、とあいついで実力行使を行った。また私鉄総連も第一波の実力行使として一一～一三日のあいだ一～三割の集改札ストを行い、また一七～一九日には部分スト、集改札スト、事務ストなどを実施した。

官公労は、国鉄・機労が一三～一五日のあいだに遵法闘争、時間外職場大会を、全逓・全電通は一三日に勤務時間内に食い込む職場大会を実施した。

総評は、第三回合同戦術委員会を開き、「各単産は、二〇日から月末をヤマに従来の方針に従って、最高の実力行使を実施する」という方針を決定した。この方針にもとづいて、炭労は二一日以降無期限重点ストに突入し、私鉄総連も、東急・名鉄を除く大手一一社が二三日に全面二四時間ストを実施した。官公労においても全逓が全国約五〇の局において、勤務時間に二時間くい込む職場大会を実施した。この闘争において中央郵便局では総評蛯谷争対部長を含む五名の検挙者を出すにいたった。全電通もまた東京電信電話局・市外電話局において二時間の勤務時間内職場大会を行った。

なお、中労委は、前述の私鉄総連の二三日二四時間ストをひかえて、職権あっせんにのり出し、二〇日、要旨次のようなあっせん案が提示された。

一　本年四月以降一人平均一〇〇〇円（税込）の昇給をすること。

二　右の配分（一律分の措置ならびに不均衡の是正を含む）は、労資協議によってきめる。

三　私鉄事業の公共性にかんがみ、将来の安定的な賃金制度の確立のために研究機関の設置を考慮すること。

ところで昇給一〇〇〇円の根拠について、中山会長の説明は次のようなものであった。

一　国鉄の昇給予算四％を一つの参考とし、

二　私鉄の過去三年間の昇給実績の平均をとると一〇一七円（五・四五％）となる。昨年一一月の私鉄大手平均ベース一万八五九三円に五・四％を乗ずると一〇〇四円となる。

三　民間の昇給実績は四～六％である。

このあっせん案に対し、組合側は、一、金額が低い、二、四月以降となることは不満、三、年齢別最低保障、一律引上げが考慮されていない、四、定期昇給制は不満、などの理由で直ちに、拒否を表明した。経営者側は二一日、大手一三社の社長会議を開いた結果、それを受諾することに決め、二二日から双方ふたたび自主交渉にはいった。しかし交渉はまとまらず、二三日ついにいっせいストに突入するにいたったのである。しかし統一交渉からはなれて個別交渉にうつった東急・京浜・名鉄のうち、東急・名鉄のみは同日朝妥結し、ストを回避した。東急の妥結条件は、一四一〇円のアップ、名鉄は一三五〇円アップであった。

残る大手一一社は、三月二七日に第二波二四時間ストにはいったが解決をみなかった。しかし大手を除く地方中小私鉄では第二波を契機にかなり妥結をみ、また大手組合のなかにも闘争推進について異論も出てきたので、第三波の四月三日を目前にして闘争戦術の再検討を行った。その結果戦術を転換して三日の一せいストおよび出改札業務の部分ストは中止することになった。かくして私鉄争議は長期化の様相を呈した。四月二〇日にいたり私鉄大手七社（東武・京成・京帝・京阪神・京阪・阪神・南海）の組合は、始発から第四波の二四時間ストに突入したが、まもなく経営者側の提案「賃上げ

一〇〇〇円プラス一時金二〇〇〇円」を受諾して、順次妥結するにいたった。組合側はついに一〇〇〇円の壁を破ることができなかったのである。

公労協は、政府が四月四日、仲裁裁定の完全実施を決定したため、争議のうちきりを行った。この裁定は、ベース・アップを否定して初任給引上げと、それに伴なう賃金体系是正の源資として基準賃金の一％支出を内容とするものである。また電機労連は、四月九日に東芝、日立をはじめとする二三組合が一せい二四時間ストにはいったが、大部分の組合は、第二波の二四時間ストを前に終結段階に入り、四月二〇日には全労組が解決した。その他合化労連、紙パ労連などの傘下組合の多くが四月中旬から下旬にかけて、解決し、炭労、全鉱を残すのみとなった。

炭労は、三月二一日から、三井、三菱、住友、北炭の四社のうち原料炭を四〇％以上出炭している一五山（約三万名）が無期限重点ストに突入した。四月一八日には約一ヵ月ぶりに交渉が再開され、経営者側は四月以降三〇〇円を回答したが組合側はこれを拒否し、依然として重点部分ストが続けられた。このように炭労が原料炭の重点ストを取り上げたのは、原料炭の九〇％をわが国の独占企業一四工場のみで消費していることを考慮したためであった。炭労の争議は三月二一日の重点ストから九〇日目の六月一八日に労資が中労委中山会長のあっせん案を受諾することによって終止符をうった。あっせん案に示された金額は七七〇円であり、これは炭鉱大手の過去三年の賃金上昇の実績を平均して出されたものであった。

以上のような経過をたどった春季闘争の賃上げ額は次のようなものであった。

一　公労協　約一九〇円（昨年一二〇〇円）
二　私鉄　大手一一組合一〇〇〇円（昨年一三五〇円）
三　炭労　大手一三組合七七〇円（昨年一三〇〇円）
四　合化労連　一一九一円（昨年一七三七円）
五　電機労連　軽電一〇社一〇九八円（昨年一六三二円）

このように春闘によって獲得された賃上げ額は、大ざっぱにいって、一〇〇〇円内外であり、日経連が一〇業種九九社について計算した平均賃上額は一一〇六円（五・九％）となっている。これは昨年の実績に比べると約六〇～八〇％であり、不況下における賃上げの困難性を物語っている。しかも賃上げのなかで定期昇給部分の占める比率は、どの産業においても七〇〇円から九〇〇円にのぼり、賃金配分のイニシャティヴが経営者側に握られていることは注目すべき現象であろう。

春季闘争の中核となったのは炭労であったが、炭労は七月二日から開かれた定期大会において春闘の成果を次の四点に集約している。

すなわち、一、敵の組織破壊に対して一人の脱落者、一支部の動揺も起さず完全に炭労組織を守りぬいたこと、二、調整給という名の賃金ストップ政策をけとばし、ともかくも七七〇円の賃上げを獲得したこと、三、職場闘争を中央協定で締めつけようとした炭鉱資本の要求を協定書面から排除したこと、四、宇部興産のランク（他の大手一三社よりも一方一〇円の格差）を排除したこと。

しかし同時に「敵はもうかっている。闘えばとれるといった観点からのみ宣伝の重点をおき、不況下の労働運動として、大胆に闘争の性格を打ち出すことができなかった」というような支払能力論におちいっていたこと、また「スト突入という大事な時期に職場交流もやらず、闘争は『中央まかせ』といった支部があり、反対に非突入支部では『カンパをとられる』といった受身の姿勢から脱却できなかった」ことなどを自己批判している。

日教組の勤評反対闘争　春季闘争以降の労働者の闘争の中心となったのは、日教組の勤務評定反対闘争であった。すなわち、前秋の愛媛闘争に続いて一九五八年の四月東京、五月福岡等の闘争を経て、和歌山、高知の闘争にもり上がっていった。まず東京では、都教組・高教組がかねてから勤務評定に反対して教育庁と交渉を続けてきたが、四月二一日にはついに交渉が決裂し、教育委員会は当初の予定どおり、二三日の教育委員会において勤務評定の規則を決定した。これに対して高教組は、「評定書の内容については話し合いに応ずる」という教育庁側の妥協案を受諾して一せい休暇突入を回避したが、都教組は予定どおり、二、三日公立全中小学校において一せい休暇に突入するにいたった。

都教組は二四日に臨時大会を開いて一せい休暇闘争についての反省と、今後の闘争方針について討議した結果、今後とも勤評に反対してねばり強い闘争を展開するという方針を決定した。また高教組は二五日定期大会を開いて、今後の方針について討議したが、席上二三日の一せい休暇について執行部のとった措置を不満として不信任案が提出された結果、これが成立し、執行部はついに総辞職するにいたった。

和歌山では、県議会が三月給与条例を制定したが、これには勤務評定がおりこまれていた。県はこれを六月から実施しようとして県教委に勤評の実施をせまった。かくして、県教組・高教組・教育庁職組・県職組の四者共闘は、五月一三日代表者会議を開き、このほかに地評、部落解放同盟、和歌山大学学生自治会を加えた七者共闘を結成し、当局との交渉はこの共闘が当ることになった。五月二〇日県教委は抜打ち実施はしないなどの譲歩を行った。

ところが六月三日、約束を破って勤評実施を県教委が決定したため、五日、七者共闘は、激しい交渉を行って抜打ち実施をわびさせるとともに、団体交渉の継続を約束させた。更に八日には四〇〇〇名の父母をまじえた県民大会が開かれたが、この大会のデモには警官が介入し、翌九日の交渉にも警官が介入した。また高知においても県教委が勤評の実施を決定したが、これに対し六月一三日開かれた四国共闘ブロック会議は、一五日から日教組本部・四国ブロック・高知教組の共闘本部を高知市におき、闘争体制をかためた。和歌山、高知のこのような情勢を背景として日教組は、六月二五日に全国統一行動を起すことを指令した。この日は全国四五〇〇ヵ所で和歌山・高知両教組に対する激励が決議され、京都・大阪は休暇闘争、岩手は一せい早退を行った。

高知教組は二六日一せい一〇割休暇にはいり、また和歌山教組は二三日から三日間、三・三・四割、高教組は四・三・三割、部落解放同盟は子弟二万の同盟休校を行い、更に二五日には地評傘下組合の一せい職場大会が行われた。六月二六日、和歌山教組は地公法違反の理由で七五ヵ所に及ぶ捜査を受けた。この他、鹿児島では七月二一日宿日直拒否を行い、京都では七月九日から五・三・二割の休暇闘争、三重では無期限の宿日直拒否が行われるなど、闘争は各地に波及するにいたった。

このような情勢のもとで日教組臨時大会は七月二八日から開かれたが、この大会では、全国的統一行動を決定し、また総評は八月一五日勤評反対を中心とした和歌山大会を開催した。ここで日教組の九月の統一行動に対しては子弟の登校を拒否すること、道徳教育指導者講習会をボイコットすることなどを決定した。日教組は九月一五日、全国一せいに最低正午授業打切りの闘争にはいった。この闘争は、九月から一二月にかけて予定されている各県の勤評書提出に対するものであった。総評はこの闘争に対して最低三〇分の職場大会と子弟の登校拒否で共闘することを決定した。これに対して政府

は、地公法三七条違反、登校拒否は学校教育法二二条、三九条の就学義務規定違反であると主張した。

九月一五日の統一行動は、二五〇〇ヵ所で地域ごとの集会が開かれ、四四万人の教師と五〇万人の組織労働者が参加した。岩手県教組はほとんど一〇〇％が正午で授業を打切り、東京でも約八〇％が正午打切りを行った。この闘争では一八府県が規制どおりに突入し、その他の県でも可能なかぎり闘争が組織されたが、予定したような規模で闘われなかったことは、否定できない。一〇月一四日から開かれた日教組第一九回臨時大会は、この月突如国会に上程された警職法に対する闘争とあわせて勤評闘争を闘うことに決定した。一〇月二八日の日教組第二次統一行動は、群馬八〇％、高知七〇％の全日休暇、大阪は正午授業打切りと最低規制午後二時を上回る闘争となり、東京・北海道・岩手等二八都道府県が午後二時行動開始、栃木・徳島等七県が午後三時、島根等三県が午後三時半、長野等三県が放課後集会を行った。

夏季手当闘争と総評・全労の大会　総評は、六月五日戦術会議を開いて、夏季一時金闘争、処分反対闘争、勤評反対闘争などを中心とする夏季闘争方針を決定した。更に一〇日総決起大会を開催し、夏季手当一ヵ月分以上獲得、ＩＬＯ条約批准要求などの決議を行った。各組合の夏季手当の要求の特徴は、前期実績プラスαないしは前期要求どおりというのが大部分であり、更に闘争方針としては、「経営者側の不況宣伝の打破」をかかげているところが多い。夏季手当闘争は、六月中旬から下旬にかけていずれも終結段階にはいったが、経済の不況を反映して紙パルプ、繊維、金属鉱山などは昨年を下回る額で妥結している。ところが電機、機器関係は好景気のため前年の実績を大幅に上回った。

他の労働組合がほとんど妥結したのにもかかわらず、炭労だけは闘争が長引いていたが、八月四日二万一〇〇〇円で妥結した。七月一八日住友が一社重点ストに突入してから一八日ぶりの解決であった。

さて総評第一〇回定期大会は、七月二一日から四日間三四組合の代議員を集めて開かれた。開会に先だって全国金属、全港湾などの一六組合が「小単産の代議員を最低二名に増加せよ」と要求したことから紛糾し、けっきょく、「小単産の代議員定数問題をこの大会中に解決するために規約特別小委員会を設ける」という常任幹事会案を満場一致で認め解決をみた。小単産の代議員問題は、地評の代議員問題とともに一九五六年の大会から取り上げられ、一九五七年は規約改正特別委員会に付託されていた。小単産の主張の根拠は、代議員が一名では大会が運動方針、予算その他の小委員会に分れた時、いずれか一つにしか出席できず、小単産の意向が反映されにくいという点にあり、また大単産側は現状でも組合員数に対する代議員の選出比率は、小単産に有利であると反対してきた。このため規約改正特別委員会もついにまとまらず、大会は前回どおりの代議員割当のまま招集されたのである。ところが小単産はいわゆる反主流派に、大単産は主流派に属するものが多かったので、代議員の問題が派閥対立の一つの焦点になったことも否定できない。

この大会における論議の焦点は、いわゆる低姿勢論の問題であった。たとえば「敵の攻撃の中には労働者に協調主義をぶちこむという意図があった。ところが、総評は低姿勢論で指導したためそれをはねかえすことができなかった」、「低姿勢論は、下部の労働者に悪影響を及ぼした」といった批判が行われたが、これに対して総評執行部は「国鉄の場合、力量以上の闘いをしたため、のびた戦線ができ、そこをつかれることになった。したがって一時的に前進を停止したことは妥当だったと思う」と答えている。

次に全労会議第五回大会は、結成五周年記念大会をかねて一〇月二九日から三日間開かれた。この大会ではまず警職法改悪反対闘争のため、一一月五日一せいに一時間の職場放棄と政府審議会からの労組出身委員の引揚げを考慮することが可決され、この審議の過程で日駐労、海員、全繊から、総同盟会長金正氏の公安委員兼任について鋭い非難が集中した。和田書記長はこれについて「総同盟の立場を尊重し、その自主性にまかせたい」と答弁し、古賀副議長からも「総同盟自身が態度をきめる」旨の補足があった。

運動方針では、社会党に対する是々非々と岸内閣に対する反動性への評価の甘さ、不況分析の不十分さ、勤評や生産性向上運動についての判断のくい違いなどが、全繊・電労から問題にされたが、若干の字句修正で満場一致決定された。更に戦線統一に関する件では、組織上の信義、階級闘争至上主義の清算、自由な労働運動の推進、共産党との絶縁の四条件について了解がつくならば、具体的な話し合いをすすめる用意があることが表明された。

合理化反対闘争と王子製紙の闘争　前年以来引き続いている不況は、各産業に人員整理や賃金引下げなどの合理化の実施となって現われた。合理化は単に中小企業ばかりでなく、大企業にも波及してきたことにこの時期の特徴があるといってよい。すなわち、七月日産化学、八月小西六写真、九月日本水素、石原産業、日本碍子、三井鉱山などにあいついで合理化が現われるにいたった。

まず合化労連傘下の日産化学では、七月一二日に過燐酸石灰と硫酸の製造部門である鏡（熊本県）と伏木（富山県）両工場の閉鎖、名古屋工場の一部閉鎖、それに伴なう五〇〇人の人員整理と労働条件引下げ（定年五七歳を五五歳にするなど）が提案された。組合はこれに全面的に反対して、七月二八日の全支部一せい二四時間ストを皮切りに反対闘争にはいった。八月二八日からは主力工場である富山の生産部門が無期限ストにはいり、各支部もその都度並行的に重点ストを行った。会社は九月二〇日一方的に指名解雇を通告した。会社側の切崩し活動などのために組合の闘争は次第に困難になり、ついに一〇月一日の第八回中闘会議以降、全支部の統一をはかるという立場から首切り、工場閉鎖絶対反対の原則を引き下げ、一、指名解雇の撤回、二、工場閉鎖と希望退職募集の承認、三、該当工場組合員は極力配転させるという新しい申入れを会社側に行った。

これに対し会社は整理人員の実質的削減を内容とする回答を示し、一〇月二五日には中労委のあっせんもあって、一〇月二七～二九日の第九回中闘では、基本的に会社回答を了解することを決定して、九四日に及んだストライキを解除した。この中闘で確認した事項は、一、工場閉鎖の承認、二、該当組合員のうち一三五人を配転、約二三〇人を一九六二年までに再雇用する、三、全工場から希望退職を募集、退職条件はプラス・アルファ、四、定年前休職制度、通勤手当などの廃止であり、この結果本工約三五〇人、臨時工・嘱託一二〇人が解雇されることとなった。

小西六では八月一六日労働協約の失効を通告すると同時に五〇〇名の人員整理を発表した。組合は二〇日からの第一波四八時間ストで対抗したが、会社は更に二三日指名解雇を通告し、九月一〇日以降全工場のロック・アウトを行った。このような会社側の攻撃によって組合は後退を余儀なくされ、九月二八日に、一、指名解雇の撤回、二、その上で希望退職の募集は認めるという線で会社側と交渉を重ねた。会社側は一〇月一三日、指名解雇を撤回し、希望退職を募集するが、希望退職者が三一三名に達しない時は解雇を行うという最後回答を示した。

組合中闘は、この回答をめぐって意見が分れ、ついに受諾することになったが、しかし合化労連本部がこの回答拒否を強硬に主張し

たことと、組合員の一般投票が会社回答拒否にきまったので、中闘は中労委にあっせん申請を行った。あっせん案は基本的には会社回答のわくを出るものではなかったが、一〇月二五日の中闘において受諾を決定した。

日本水素は、三月期決算で三億一千万円の赤字を出して以来、経営陣の再編成が行われ、勧業銀行の指導のもとに整理案が準備されたが、九月一六日には年間二億五千万円の人件費削減を目標とする人員整理三五八名、賃下げ一四・五%などが発表された。組合は四八時間ストをくり返しながら、一〇月二二日から無期限ストにはいった。しかし一〇月後半以降は、会社の経営状態のゆきづまりに対する組合員の不安がたかまったため、組合は一〇月二五日中労委にあっせんを申請することによって事態を急速に解決する方向にふみきり、二六日にストを解除した。二八日次のような中労委申入書を労資双方が受諾することによって、組合は合理化を基本的に承認することになった。一、組合は企業再建計画の遂行に協力する、二、会社は指名解雇を撤回し、希望退職者を募集する、三、二億五千万円の人件費削減を認め、その具体化を労資双方が協議する。

鐘紡は九月四日、集中生産のための綿紡三工場の休止、相当数従業員の特別休暇措置（一年間）、一般職員の一〇%賃下げ、定期昇給停止、有給休暇削減、寒冷地手当廃止という内容の合理化案を提示した。これに対し組合は一〇月四日の中央委で全繊同盟のかかげている不況対策四原則（首切り絶対反対、休業中の賃金全額保障、ひもつき解雇反対など）の線で闘うことをきめ、交渉を重ねた結果、一〇月二一日に、一、組合は赤字縮減の会社計画に協力する、二、三工場の休止は再検討、三、休暇措置は基本的に承認、四、会社提案方式による賃下げ、昇給停止は行わないという条件で妥結した。

王子製紙の労働組合は、二月に賃上げを要求したが、会社はこれに対して連続操業および就業規則の改訂をひきかえに定期昇給を提示してきた。そこで組合は、賃金と操業方式をきりはなすことを要求して、四月二四日から五月七日まで全面二四時間スト、部分ストを反覆したが、資本家は部分または全面ロック・アウトで対抗した。組合は五月八日中労委にあっせんを求めたが、会社は自主交渉を主張してあっせんを拒否し、五月一七日には労働協約改訂をふくむ第二次回答を行った。協約改訂の内容は、一、ユニオン・ショップ条項の廃止、二、就業時間内の組合活動の大幅制限、三、組合活動に対する会社の便宜供与の制限などであった。

組合は、賃上げ、一二日操業、二日休日の新操業方式は認め、退職金、結婚資金についても会社案を諒承するが、協約については現行協約の一ヵ年延長を認めよという線で交渉したが、会社側はこれも受けつけず、ついに六月一八日から無協約になった。そこで、組合は六月二五日から第二次実力行使にはいり一せいスト、部分ストをくり返したが、七月一日に東京支部が脱退し、七月一八日に下期賞与をのんで妥結した。更に八月二日春日井で、八日苫小枚で脱落者が発生した。かくして闘争は紙パ労連の舞台に広げられ、総評・炭労・全道労協等のオルグが大量に投入され地域的な闘争に発展するにいたった。

組合は七月一八日から無期限ストにはいり、闘争はますます激化したが、これに対して会社は第二組合（新労）による生産再開を行うために、札幌地裁に就労妨害排除の仮処分を申請した。九月六日にこの仮処分は決定をみたが、しばらくは、苫小枚支部と支援労組のピケによって新労の入構が阻止され、一五日にようやく警官隊の掩護のもとに約三〇〇名が入構するにいたった。しかしピケのために、入構した労働者は篭城せざるをえない状態になった。

一一月八日中山中労委会長は職権あっせんにはいり労資双方から

事情を聴取したが、一三日中断した。その後二一日にいたり、将来王子の労資関係が改善された場合は従来のようなユニオン・ショップを結ぶことが望ましいというあっせん案が提示されたが、労資とも一応受諾し、ようやく操業を再開することになった。

全逓の団体交渉再開闘争　全逓は、七月八日から第一〇回大会を開き、団結権とストライキ権を要求して団交再開の闘争を組織することを決定した。その方針はおおむね次のようなものであった。一、時間外協定を年末まで拒否する、二、当局が最大の打撃を受ける時期に最大の力を発揮して対処する、三、団交再開闘争の基盤として職制の圧迫、分裂工作、既得権の剝奪をはねかえし、職場のすみずみから団交のあなをあけてゆく職場闘争を組織する。

この方針に従って八月から九月にかけて職場闘争が組織されたが、それは特に静岡、中国、東京などを中心に時間外拒否、年次休暇の要求等となって発展し、漸次全国的に拡大するにいたった。かくして郵便物の遅配が各地で大きな問題となったが、当局はこれに対して、大量の非常勤雇いを動員する一方、職場オルグの締出しや支部役員活動家の処分などを行った。このような職場闘争と同時に薪炭手当拒否闘争も行われた。薪炭手当は七月五日、一万七千円を最高とした調停案が提示され、組合はこれを受諾したが、当局は適法な組合でないから諾否の通告を必要としないとして八月三一日一方的に前年なみの五千円を支給した。組合はこれを拒否し、東北地方では九九・五％が組合の方針に従って受領を拒否した。

一〇月一六日から開かれた第一八回中央委員会において、全逓本部は一一月に限って労働基準法第三六条にもとづく協定を締結し、一一月二五日の期限づきで団交回復についての回答を求め、拒否された場合は一二月一日から時間外協定を破棄して闘争を展開するという方針を提示したが、激論ののち承認された。更に全逓は、ＩＬＯ条約八七号の批准促進を権利闘争の柱として展開した。

警職法改悪反対闘争　一〇月八日、警職法改正案が突然国会に上程された。この法案は、第一に警官の立入権を拡大して組合事務所集合、宿舎まで立ち入ることができること、第二に「制止」の名目でピケ、デモその他の組合活動を弾圧できること、第三に「兇器の所持」ということで、身体捜査ができること、第四に「保護」の名目で逮補状なしに人をつかまえることができることなどを内容とするものであった。この法案に対して一〇月八日、社会党は「警察国家再現の道」であると声明を発し、総評もまた同日反対の統一行動をとることを声明した。更に社会党は九日、国会におけるいっさいの審議を拒否して、総評・全労・新産別・中立等四五労組代表と会合し、「基本的人権と民主主義を守るため総力を集めて紛砕する」という共同声明を発表した。この共同声明を出発点として労働組合の反対運動は急速に展開し、一〇日に、総同盟・新産別が反対闘争の決定を行った。

一方、文化人団体、婦人団体、学術団体、宗教団体などもそぞくそく反対の声明を発表した。たとえば一三日には護憲連合が、一四日には全国消費者団体連絡会が、一七日には日本政治学会が、一八日には日本キリスト教女子青年会や文芸家協会がそれぞれ反対声明を発表するという具合に、日をおうごとに多くの団体がこれに参加した。

一三日警職法改悪反対共闘会議は、第二回会議を開き、加盟団体である総評・全労・中立・新産別・全日農・護憲連合および社会党は、警職法反対国民会議を結成することをきめ、更に二五日、東京等五都市で大国民集会を開き、全労組が一せいに時間内の職場集会を開くこと等を決定した。なおこの会議は、全労の主張にもとづいて共産党との共闘を拒否することに決定した。共産党は一三日社会

党に対して統一行動を申入れたがこれは拒否された。更に一四日総評は拡大幹事会で二四日臨時大会、二五日全単産休憩時間中の職場大会、二八日総評第三次統一行動として三〇分以上の時限スト、一一月五日ごろ第四次統一行動等の方針を決定した。全労もまた一三日緊急執行委員会を開き、全国一せい職場大会による抗議を最低限として、二九日より開かれる全国大会で更に全体的方針を決定することになった。地方における共闘会議も一三日以降二五日までに三二都道府県で結成された。

二四日総評は第一一回臨時大会を東京で開き、一、警職法反対国民会議に積極的に参加し、その組織の中核となって闘う、二、国民会議の地方組織を確立するために努力する、三、総評及び中立労組の独自闘争の指導は共闘委員会が行う、四、二五日は全単産が休憩時間中の職場大会を行う、五、二八日の第三次統一行動は三〇分以上の時限スト、時間内職場大会、六、一一月五日頃第四次統一行動を二四時間ストまたはそれに準ずる実力行使で闘う、ことを決定した。二八日の総評第三次統一行動は、全国的に展開され、全逓・全電通・全農林等は始業時間に職場大会を開き、炭労は三〇分の時限スト、日教組はかねて予定された第二次統一行動、国鉄・機労もそれぞれ職場大会を開いた。

一一月五日、四〇〇万を越える労働者が全国各地でストライキ、集会等をもって闘った。特に炭労の二四時間ストをはじめ国鉄の時間内職場大会、海員組合の一時間スト等はこの統一行動における中心的な闘争だったといってよい。五日の統一行動の規模は、破防法ストの三三五万人をこえるものであった。この前日の四日、自民党が強引な手段で三〇日間の国会会期延長をくわだてたことが、いっそうこの闘争をかきたてる結果になった。

警職法反対闘争はまさに国をあげての闘争に発展したが、反対声明を行った団体は、一一月七日現在国民会議事務局に連絡のあったものだけでも三九六団体に達し、これらの団体に加盟している国民の数は一千万をはるかに突破すると推定された。国民会議に連絡のあった団体のうち、労働団体は一七〇であり、他の二二六団体は労組以外の団体（文化団体五六、学会・学術団体五四、宗教団体一五、婦人団体四〇、学生団体三〇、平和団体一六、農民団体二、中小企業団体一一、その他の団体一〇）であったが、このようなことは従来の政治運動において例をみないことであった。

その後警職法反対闘争の焦点は、国会の会期延長をめぐる政局の推移にゆだねられる形となった。一二日注目のうちに開催された社会党臨時大会は、基本的態度として、一、会期延長無効、二、正副議長の辞職、三、警職法の廃案によって事態の収拾をはかることを決定した。大会後自民・社会両党の幹部会談が開かれたが進展せず、二〇日の国民会議幹事会は、政府与党の態度を不満として二六日以降抗議行動に立ち上がれるような準備指令を発した。しかし二二日行われた岸・鈴木両党主会談の結果、法案を審議未了とすることに意見が一致したため、ようやく一段落することになった。すなわち第四次統一行動とほぼ同規模の第五次統一行動を二六日に予定していた総評は、二四日緊急幹事会を開催して戦術を大幅にゆるめ、勤務時間内に三〇分程度くい込む職場大会および地域集会の実施に変更し、二六日の第五次統一行動はきわめて小規模のものとなった。国民会議は、二二日幹事会を開き、警職法反対闘争の勝利を確認し、今後国民会議をどうするかについて協議していくことになった。

秋季年末闘争　秋季年末闘争の中心となったのは、炭労の長期計画闘争と全日通の賃上げ闘争であった。まず炭労の長期計画闘争は、一〇月六日、三井、杵島を除く大手一二社が、一せいに更新要

求書を提出したことに始まった。会社側は回答指定日の一〇月二三日に回答延期、団交拒否を表明したが、一一月一一日からの一せい無期限スト突入を直前にして、ようやく一二日から団交開始に同意し、二二日には「完全雇用は認めない、自然減耗分を積極的には補充しない、労働条件の維持向上も情勢による」という旨の回答を行った。炭労は直ちにこれを拒否し、一一月二七日から全山一せい無期限ストを指令した。そこでまず、北炭がスト突入前の解決をはかって交渉を申し入れ、二七日に妥結した。他は予定どおりストにはいったが、大正、宇部も妥結し、二八日には日炭高松を最後として各社とも完全な妥結をみた。

新協定は一二社全体にわたって「完全雇用、減耗人員補充、保安優先、労働条件の維持向上」の四原則がもりこまれ、他の条項でも組合側に有利になっている。たとえば三菱では、完全雇用について「経済情勢の著しい変動や天災地変、炭量の消滅などのばあいはこの限りでない」となっていたものが本文からはずされ、更に、いままでになかった「入替採用」などを新たに入れさせた。

次に全日通の一〇月以降税込二〇〇〇円の賃上げ要求は、七月一四日提出されたが、交渉が決裂したために八月一八日に中労委に調停を申請した。その結果一一月五日に定期昇給分を含めて九五〇円増額の調停案を提示した。これに対し会社は七日拒否するとの回答を行い、組合は一五、一六の両日開かれた臨時大会で「ただちに受諾を決定せず、調停案を中心に組織力を結集し、実力行使を背景として交渉により有利な解決をはかる」という方針を決定した。続いて二〇日執行委員会を開催して、二八日二四時間スト、二九日四八時間ストを実施することを決定し指令した。しかし二八日、九五〇円アップ、期末手当一・八五ヵ月分で妥結し、解決をみた。

年末一時金闘争は、たいした波乱もなく例年より早目に終り、石油、紙パルプ、石炭などの産業を除くと、ほぼ前年並ないしそれを上回ったものを獲得した。公労協の場合、組合要求は二ヵ月分であったが、これに対し政府は人事院勧告による国家公務員への年末手当一・九ヵ月分との見合いで公労協にも一・九ヵ月分を回答したので、一二月五日から遵法闘争を行っただけで、国鉄の妥結を皮切りに、ほぼ回答の線で妥結した。

一九五九年の春季闘争　総評は、一月一〇日「春季闘争共同闘争委員会」において、春季闘争の方針を決定したが、闘争態勢を「総がらみ闘争」として展開することにし、前年のようにどこかの単産が「春闘相場」を作るというやり方をさける方針をとることになった。このような「総がらみ方式」が考えられたのは、資本の統一的な攻撃を予想したためであった。続いて第八回幹事会において最終的な方針を検討し、二月二五日第一次統一行動を行い、以後「高原闘争」にはいり、三月四日から一〇日を春闘のヤマとすると決定した。ところで組合の賃金要求は、炭労が二千円の賃上げ、鉄鋼労連が大手中小とも定期昇給を除いて二千円の賃上げ、私鉄総連が大手二千円、中小一〇%の引上げ、合化労連が大手三千円、中小二千円などであった。

一九五九年においても恒例のように総評および日経連の間で春闘に対するそれぞれの理論的立場が表明された。まず総評は、一九五八年一二月五日に「賃金白書」を発表した。この白書ではまえがきで、「製造業労働者への分配率は一七年の四三%から三二～三年には三五～六%に低下し生産性は七割上った。それだけ搾取がすすみ利潤の蓄積が行われた」と述べ、次いで「釘づけされ・低賃金」という部分では不況下で賃金が停滞した事情が明らかにされ、「不況の労働者生活へのシワ寄せ」という部分では不況のもとで消費者物価が上昇し労働者の生活を困難にしていることが分析されている。そ

して最後に「低賃金の行詰り」という部分では、「蓄積第一、輸出第一の政策が実行されてきたのにもかかわらず、国民生活の向上が実現されず、雇用は停滞し、一千万人の失業者、不完全就業者がいっこうに解消されなかった」として、国内購買力を低く押える政策が行き詰まっていることが指摘されている。

次に日経連は、一月二〇日「わが国労働経済の現況と賃金問題」というパンフレットを発表した。日経連は、各企業は現在資本蓄積を基盤とした健全経営の再確立が要請される重大岐路に立っているとし、更に大企業と中小企業の賃金格差を縮小するためには特に大企業の賃上げを押える必要があると主張している。また現況においては輸出優先主義は不変の原則であるが、しかし国内市場の開拓も考慮する必要があり、そのためには雇用の拡大と中小企業の労働条件の改善が必要だと述べている。ベース・アップについては、国民経済的見地からみて望ましくないものであり、昇給制度が現在の段階では最も合理性と必然性をもつ制度であると指摘している。

さて春闘第一次統一行動は、予定どおり二月二五日に実施され、民間労組では鉄鋼労連傘下の一九組合が二四時間または二〇時間ストを実施したほか、炭労七八組合、全鉱六九組合が時限ストを、合化、私鉄、全国金属、国鉄、機労、全逓、全電通の各労組が職場大会を実施した。

私鉄総連は、三月八日にストを予定していたので中労委は至急調停作業をすすめ、五日の最終段階になって、使用者側委員は定期昇給五〇〇円の主張を一千円の線までゆずり、また労働者側委員も一三五〇円までゆずって両者の主張が近づいた。しかし、双方ともこれ以上の譲歩を行わなかったため調停は不調に終った。そこで中山会長は直ちに職権あっせんにのり出し、六日一二五〇円のあっせん案を提示した。このあっせん案に対し、組合側はこれを拒否し、白紙にかえして各社自主交渉にきりかえることをきめた。一方会社側は、六日受諾と決定した。七日から各社交渉にはいったが、九社いずれもあっせん案で妥結し、八日のストは回避された。

なお、一括調停を申請しなかった東急・京浜・名鉄の三社は、二、三年の長期賃金協定を締結した。たとえば東急の協定は、今年はあっせん案より一六〇円高い一四一〇円、昭和三五年、三六年はいずれもその時の調停案、ないしは、大手各社の妥結額を一定の率で割増した額とするというものであった。

私鉄総連に続いて合化労連、電機労連、全鉱などもあいついで妥結し、公労協も三月二六日の公労委仲裁裁定によって解決をみた。この裁定は、国鉄を除く他の各公社、現業いずれも二五〇円の賃上げで、国鉄に対しては、二五〇円のほかに四〇〇円を加えた計六五〇円が提示された。四〇〇円の格差をつけた理由は、「他の公社等との均衡」をはかるためとされている。

炭労の賃金闘争は、戦後最悪の炭況不振のなかで行われ、春闘の中で最も解決がおくれた。すなわち炭労は、一方当り八〇円の増額を要求したのに対して、会社側は全面的にこれを拒否して、かえって標準作業量の引上げ――一九五八年一〇～一二月の実績の八五％にする――を提案した。この間に三井鉱山の企業再建問題がもち出されて、炭労がこの三井問題と賃金問題の同時解決の態度をとったのでなおさら難航せざるをえなかった。

三月二三日の大手一四社の全面無期限ストの実施を前に、中山中労委会長のあっせんが始まり、三一日にあっせん案が提示された。その内容は、過去五ヵ年の実績平均六〇〇円の増額と、標準作業量は据置にするというものであったが、四月四日から六日までの間に労資双方受諾して紛糾した炭労争議も収束をみるにいたった。

なお三井鉱山の企業再建問題は、四月六日三鉱連、三社連の両代

表と会社側との間で協定が成立するにいたった。

この協定は、六〇〇〇人の勇退勧告という会社提案をひっこめた点に主眼があるといってよい。しかし、組合は二ヵ月間有効の退職手当臨時措置の設定を認めるというのであるから、強制的解雇の不安は取除かれたけれども、自主的に退職する者のために臨時措置の道を設けて、会社の人員削減政策を是認することになったのである。

第二節　賃金闘争の特質

賃金要求の特質　一九五八年における各組合の賃金要求は、前年と同様に「一律＋α」方式と、年齢別最低保障賃金を基準とした「一律＋α」方式をとるものとの二つに分れた。前者は炭労、後者は私鉄総連などがその代表的なものだといってよい。

私鉄総連の年齢別最低保障賃金は、一八歳八千円を基礎として、二六歳（一万一四〇〇円）、二九歳（一万四〇〇〇円）、三三歳（一万六二〇〇円）、四二歳（一万八一〇〇円）の柱をたてているが、この方式には多くの問題点が含まれている。私鉄は前年においてもこの方式を採用したが、闘争後、関西地連が傘下組合員一万名を対象に世論調査を行ったところ、年齢別最低保障賃金について、よいとする者四五・七％、わからないとするもの二七・〇％、不十分とするもの二一・二％、不可とするもの〇・〇八％となっている。このことでも明らかなようにこの方式は、必ずしも全体の労働者の緊切な要求になっていないといえるであろう。「年齢よりも家族数による生活保障をしろ」といった要求も、一般組合員の間にかなり存在しており、全電通では家族数別最低保障賃金を要求している。私鉄の賃金要求は次のようなものである。

要　求　書

大手十三社（東武、東急、京浜、京帝、京成、営団、名鉄、近鉄、南海、阪神、京阪神、京阪、西鉄各社）の私鉄、バス労働者の最低賃金を保障し、実質賃金を向上させるため、昭和三十三年一月以降賃金として、左記の通り実施されるよう要求する。

記

一　年齢別最低保障賃金の確立

年齢別最低保障賃金としてつぎに示す金額以上を保障すること。

一八歳　八、〇〇〇円
二六〃　一一、四〇〇〃
二九〃　一四、〇〇〇〃
三三〃　一六、二〇〇〃
四二〃　一八、一〇〇〃

一　各人の賃金一律最低五〇〇円引上

一　各労働組合の賃金配分要求（年齢別最低保障賃金および一律五〇〇円の原資をふくむ）にもとづき基準賃金一人平均二、五〇〇円の引上

以上の要求はすべて税込の金額として、現行の労働条件を改悪しないことを条件とする。

昭和三十二年十二月二十日

日本私鉄労働組合総連合会
中央執行委員長　堀井利勝

私鉄経営者協会会長　鈴木清秀殿

総評傘下の組合の要求方式とまったく違った方針をとっているのは、電労連傘下の東北、中部、四国、九州四電労である。すなわちこれらの組合は、昇給源資を企業内の生産性向上に求め、東北、中

部、四国は「標準労務費」方式を採用し、九州はダグラス函数方式によって昇給率を求めている。

たとえば東北電労の「標準労務費」方式というのは、コストの中に占める人件費の割合を一定の比率を保って固定させるという考え方である。問題は生産性の向上を何によってつかむかということであるが、この方式では「販売電力量」をその測定の対象にしている。算式は次のようなものである。

生産性向上源資

▽従業員一人当りの販売電力量の平均

年度	販売電力量 10^3KWH	増加分 10^3KWH	従業員	一人当増加分 KWH
昭和二八	三、六四六、五〇〇	四九九、一〇〇	一五、一五三	三三、九三七
二九	四、一四五、六〇〇	三三、七〇〇	一四、八五五	二五、一五六
三〇	四、五一九、三〇〇	一、〇六五、一〇〇	一四、六八七	七三、五一九
三一	五、五八四、四〇〇	一、一四一、〇〇〇	一四、六五三	七七、八六八
三二	六、七三五、四〇〇			
合計				二〇八、四八〇（四ヵ年の平均）五三、一二〇 KWH

（注）(1) 販売電力量は平水換算値を採用し揚水用電力、所内消費電力は除いてある。

(2) 従業員は期首在籍人員とし、出向者は除いてある。

▽仕上り単位

	10^3KWH	千円	
三一年下期	二、七〇三、〇二三	二、二五三、五三八	四円一六五
三二年上期	三、七五一、二五五	一三、六五七、六五九	三円六四一
合計	六、四五三、二六七	二四、九一〇、一九七	三円八六〇

▽人件費（基準賃金）の比率

イ　二九年一〇月　認定の料金原価に占める基準賃金比率（除建設費振替）　一五・八六二％

三二年七月　一一・四二七％

の平均をとると一三・六％である。

ロ　三〇年下期と三一年上期の決算に占めていた実績比率は（除建設費振替）一三・四％である。

ハ　三二年上期の決算上に占めている比率は一三六％である。

以上、イ、ロ、ハの実状を勘案し、一三・五％とした。

▽生産性向上源資

イ　一人当り販売電力量の増加分に仕上り単価を乗ずる。

五二、一二〇KWH×三円八六銭＝二〇一、一八三円

ロ　上記イにより求めた数字に人件費（基準賃金）率を乗ずる。

二〇一、一八三円×一三・五％＝二七、一六〇円

ハ　これを一二分して一ヵ月当りの数字を求める。

二七、一六〇円÷一二＝二、二三六円

賃金交渉の方式の特質　賃金交渉方式は、大部分の単産が依然として企業別交渉を採用し、中央統一交渉方式あるいはそれに近い交渉方式を採用している単産は、炭労、私鉄等に限られている。

炭労は前年どおり、ブロックを中央八社と西日本ブロックに分けており、交渉権・指令権・妥結権の三権を中闘委員会に委任する方式をとっている。このような方式は、産業別組織強化のためにとられているといってよい。次に私鉄総連は、大手各社の中央統一交渉方式を採用した。中央委員会では、この方式の採用についてかなり活発な議論がかわされたが、けっきょく「交渉方式だけのストは世論にひびくが、要はそれだけでもストをやる体制があるかどうかが闘いの岐路になり、それまでに単独交渉を認めたら足下をみすかされてしまう」ということで採用することに決定した。また「要求の

全面獲得（額・配分とも）以外は一切単独妥結を行わず、全面獲得か否かの認定及び全面獲得以外の場合の認否はすべて総連中央執行委員会が行う」として、炭労方式に一歩近づけ、妥結権を総連が握って闘争の強い規制を行うことになった。炭労、私鉄の交渉方式についての方針は、次のとおりである。

炭労の闘争機構

一　交渉方式

中央闘争委員会は昨年どおりとし、ブロックは中央八社と西日本ブロックとする。十五社の賃金交渉の場所は昨年どおり東京に移す。

闘争機構、闘争業務についての職場集会の意見を具体化し本年は次の新しい構想を消化する。

（1）中闘委のなかで情報連絡担当者を決定し、かつ連絡系統の確立をはかる。

（2）指導委員会の全支部交流制を廃止し、地方本部常駐の指導委員会を編成する。

二　戦術

全面ストを長期に決行できる体制の確立を物質的にはもちろん組合員の精神的意欲によってうらずけなければならない。以上の考え方にたち戦術は戦術委員会で立案し、中闘で決定する。

三　三権

賃金、期末手当については交渉権の確立を含み、要求貫徹までの交渉権、指令権、妥結権を、最賃制については実力行使指令権を本大会で中闘委に委任する。

特に重要な闘争業務について

（1）情報連絡系統を炭労本部―地方本部―地区協―支部としそれぞれ連絡責任者を配置する。

（2）中闘委に教宣対策委員を設け、とくに対外活動につくす。

（3）敵の分裂政策に対しては機を逸せず全体闘争として闘う。そのため事前から十分準備する。

（4）生活対策に万全を期する。

私鉄の交渉方式

①大手各社については当初から総連本部が主体となって中央で統一交渉を行い、これに含まれないその他の単組については各地方で単組対会社の個別交渉と併行して行う。但し、地連又は地区別ブロックにおいて二社以上を相手とする集団又は統一交渉を行うことを妨げない。

②労働委員会（中央、地方とも）の調停、斡旋に対する態度については機械的にきめることなく、闘争情勢の推移の中で、経営者側の出方、各労働委員会の能力や動向、闘争全般に及ぼす影響などを勘案して、関係地連、単組の意見を聞いて中央執行委員会が決定する。

――中略――

六　妥結について

要求の全面獲得（額・配分とも）以外は一切単独妥結を行わず、全面獲得か否かの認定及び全面獲得以外の場合の認否はすべて総連中央執行委員会が行う。（以下略）

最低賃金制の闘争　最低賃金法は、二月一五日国会に提出され、いよいよ具体的審議の段階にはいったが、これに対し労組側は、総評、全労、新産別、中立各組合を一丸とした「最低賃金制確立連絡会議」を結成して対策に当った。総評は、一律八千円の線を固守して本法案に反対の方針をとっているが、闘争はきわめて低調であった。

他方、全労は当面の現実的措置として一応これを認めるという態

度を示している。すなわち三月六日に賃金対策委員会を開催して、対策を検討した結果、「現実的利益を守る」ために、「最低賃金法をできるだけ実効あるものとして成立させる」方針をきめ、法案に対する次のような修正意見を発表した。

最低賃金法政府案に対する主要修正点要綱

（三月六日、全労会議賃金対策委員会）

一　第一条関係　目的の中に「この法律によるものは最低の基準であって、これを理由に賃金引下げをしてはならない、ことさらに賃金水準の引上げに不断の努力を行うべき旨」を明瞭にうたう必要がある。

二　第二条、第五条、第八条関係　(イ)労働時間、労働日、労働者の状態等に関する定義をもっと具体的に法律の中で定め、最低賃金適用上疑義を生じたり抜け道がつくられたりしないように条文内容を整備する必要がある。(ロ)最低賃金に関しては労基法適用労働者のみならず家事使用人もすべて含めることが適当である。(ハ)試の使用期間中のものについて制限を厳重に法定する必要がある。

三　第六条関係　(イ)現物給与については、その評価のみならず換金の限度を設けるべきである。(ロ)とくに住込労働者についての定義を明らかにして関係労働者の賃金保護に遺憾なきを期する必要がある。

四　第九条、第十条、第十二条関係　(イ)業者間協定に基いて最低賃金を定めまたその拘束力拡張を行う場合に全部の合意による申請でなく、すべて大部分の申請で足りることとし、また、申請がなくても最低賃金審議会が適当と認めたときは定め得ることとすべきである。(ロ)業者間協定に基く最低賃金について、最低賃金審議会が関係労働者の意見を徴し、これを検討する機会をもつように手続規定を明確に設けるべきである。

五　第十一条関係　(イ)労働協約による最低賃金の拘束力拡張について大部分の申請で足りることとすべきである。(ロ)労働協約による最低賃金の拘束力拡張を地域的に限定せず、業種別・職業別に全国的規模においても行い得ることとすべきである。

六　第十六条関係　(イ)最低賃金審議会の調査審議に基く最低賃金については、これを中心にして運営されるように規定を整備する必要がある。(ロ)とくに労働大臣等の諮問によらなくても、最低賃金審議会が必要と認めた場合には、この最低賃金を定めなければならないこととすべきである。

七　第二十条関係　最低賃金の定められた事業および労働者と関連する類似の事業にかかる家内労働者については、最低工賃を定めなければならないこととすべきである。

八　第四章関係　(イ)最低賃金審議会の権限を強化し、審議会の決定を労働大臣もしくは労働基準局長が改変できないこととすべきである。但し、審議会の決定に異議あるときは理由を付して再審議要求の権限を、労働大臣、基準局長に認めることとする。(ロ)最低賃金審議会は諮問に応ずるだけでなく、みずからの発議により最低賃金に関する措置を推進し得るように勧告の権限を明確に定めるべきである。(ハ)審議会の審議期間に限度を設け審議が徒らに引きのばされたりしないようにすべきである。(ニ)中央最低賃金審議会の地方に対する優位性を明らかにし、再審議権、調整に関する勧告権等を認めるべきである。(ホ)委員の任命方法は労働委員会の例にならうように明らかにする必要がある。

九　監督および罰則関係　(イ)監督行政の在り方としては、違反者に対する強制命令を先ず最初の段階とし、この命令に従わなかった場合に罰則が働くように規定するのが適当である。(ロ)罰則には体刑を設けるとともに、罰金刑は、違反労働者一人について一件

とし、一件につき一万円以下とすべきである。

労資間の最低賃金協定の闘争　全印総連東京地連（総評系五五組合、八千名）と全東京印刷出版労働組合連合会（中立系、三一組合、六千名）の両組合は、共闘会議を組織して、両者連名の上、一五歳（中卒）最低初任給六千円保障の要求を、東京印刷工業調整組合に申入れた。ところが経営者側でも業者間協定の準備にとりかかっていたので、組合側の申入れがあったのを契機に、最低時給についての話し合いが始められた。

団体交渉は、四月二日、四月二五日、五月一四日に行われたが、この間組合側は下部単組に対して、中央地区をモデル地区に選定し、一五歳最低六千円以上を協約化するように共闘をくませた。また四月九日未組織労働者に対して、印刷労働者を主体としたデモ行進を行ったりして労資双方に対して働きかけを行った。

七月一八日にいたって交渉がまとまり協定調印のはこびとなった。交渉の一つの焦点であったアウトサイダーへの拡張適用の問題は、工業組合の総代会がこの初任給を決議し、業者間の申合せとして全事業所に適用するということで一応の解決をみた。協定は次のとおりである。

最低初任給に関する協定

東京都印刷工業組合と全国印刷出版労働組合総連合会東京地方連合会および全東京印刷出版労働組合連合会は、労働基準法の精神にのっとり、労働条件の維持向上をはかり、もって印刷産業の発展を期するため最低初任給に関して次の協定を結び、誠実にこれを実施する。

一　本最低初任給協定の実施については労使双方が誠意をもって運営に当る。

一　本最低初任給協定は最低のものにして労働条件は労働基準法による。

一　最低初任給（中卒）一五歳　五、五〇〇円（時給二三円）

一　最低初任給（高卒）一八歳　七、二〇〇円（時給三〇円）

一　右の金額は皆勤手当四日分を含み週皆勤に一日を支給するものとする。ただし皆勤手当を支給しない場合もしくは支給日数四日未満の場合は、所定の月額より換算した時給を支給するものとする。

一　住込者に対する食費、居住費の評価額は三、五〇〇円乃至四、〇〇〇円とする。ただしその待遇は現状を下回ってはならない。

一　実施期日は七月一日、高卒十月一日とする。

一　本協定法制化の問題は原則的に確認し、組織はその実現のため努力する。

一　本協定実施に当っては推進委員会を設け法制化問題および実施についての推進に当る。

昭和三三年七月一八日

総評の賃金闘争方針　総評は、七月二一日から定期大会を開き、一九五八年度運動方針を討議したが、ここで決定された賃金闘争方針は次のようなものであった。

総評の今年度賃金闘争の目標

生産性向上運動に反対する闘い

一　賃金闘争の目標と力点

―不況下において統一賃金闘争をさらに発展させるために―

①　労働者にはつねに「よりよい生活をもとめる権利」がある。われわれは景気の好し悪しにかかわらず賃金を引き上げなければならない。景気がよくてもわるくても、われわれの生活をこれより悪くすることはできない。戦後、生活の仕方がかわり、新しい

生活様式に適応しなければ、労働者が社会の一員としてまともにやってゆくことはできなくなっている。「生活を守る権利」はすべての闘争の出発点となる。景気のわるいときは賃上げはできないという支配階級の宣伝や、かれらの作り出す世論にたいして、われわれは賃金闘争についての確信をつよめ、組合内部に徹底させるだけではなく世論の理解をうるために日常的な活動をおこす。

そのためには、賃上闘争のときだけに物価引下げのスローガンをかかげるだけではなく、国民生活をおびやかしている重税、社会保障の切り下げ、地方財政圧迫などにたいして日常不断にたたかう。

② 賃上闘争は不況下においてますます重要になる。しかし、今までのやり方をうけつぐだけでは、闘いは困難になる。敵の攻撃がつよまる不況期には、景気のわるいときには賃上げはできないとか、首切りがでそうだから、おとなしくしていようという気分をなくすためには、日常不断におこる職場でのもろもろの圧迫と闘う。職場闘争を通じて賃上闘争の自信をつよめることが必要である。労働者がさく取の強化に反対して生活を守る諸闘争の集中点としての賃金闘争の重要性をはっきりとつかむことである。

③ 賃金闘争の第一の目標は大幅な賃上げである。生産性向上運動と闘うためにも、労働者階級全体の取り分をふやすことが重要である。とくに大企業では不況においてもなお過大の儲けをためこんでいるから、そこで働く労働者は卒先して大幅な賃上げを全額とるように努め、全労働者の闘争を勇気づけなければならない。

④ 賃金闘争を大衆的におこなうためには、とくにつぎのような資本家の政策に注意し、これと闘わなければならない。

(イ) 職務給、能率給、資格制度などの攻撃がますますつよまり、賃上げとすりかえに賃金形態を改悪する意図がつよくなった。

官公労関係では職種別俸給表を分離し、等級制をつくり管理職を強化する形をとり、民間では職務評価と能力評価をかみあわせた職能給や能率給の拡大となっている。

このさい、資本家は、組合員の内部にある配分上の不満を利用するのが普通であるが、労働組合は生活の源泉としての賃金という基本的な性格を賃金体系に生かしながら、同一労働同一賃金の要求をとりいれ、労働者の不満を大幅賃上の討議と行動を通じて、大衆的に解決してゆく積極的な態度が必要である。

(ロ) 定期昇給制度の役割りは、賃金闘争を昇給にすりかえ、資本が査定権をにぎり、賃金総額をできるだけ切りつめ、いわゆる労資の安定を実現しようとするのだから定期昇給に反対して闘う。

労働者のうちに、賃上闘争は景気がよくなったり、組合がよわくなればできなくなる。定期昇給を協定しておけば、そのような場合にも増給が保証されるという誤った考え方が宣伝されている。

しかし、自治体、民間中小企業などにすでに現われているように、協定や条令できめられていた昇給が、経営の赤字や組合が弱くなったときには、かれらは勝手に協定を破って昇給をストップしてくる。

賃金をふやすのは、労働者の闘争力だけである。定期昇給は「会社が儲かれば一生懸命働らいて職制の気にいりなれば、自分の賃金だけはふえる」という気持ちをおこさせ、そのために仲間うちで反目、競争をおこさせようとする。それが労働者の闘争力をよわめるからである。

昇給制度の状態は、官公庁と民間とで違い、民間でも産業別に相当な違いがある。炭鉱や機械の一部のように能率給をとっている企業、中小企業などには定期昇給は実施されていないし、その他の産業では戦前から引きつづいて、あるいは二五、六年の資本の立直りの時期に導入された。しかし、民間では二九年以降、賃上闘争をすりかえるためにとられたことが特徴となっている。そして導入の仕方の相違とその場における各組合の闘争方針の違いによって昇給制度の現状が違う以上、定期昇給反対という基本的方針は同じでも、その当面の闘い方は、条件に応じて違う。

官庁では昇給制度が次第に改悪され、勤務評定の採用や差別昇給傾向の悪化がおこなわれている。そこでは当面昇給の完全実施、頭打ち延伸の解消、国鉄のように一〇〇%昇給の実施、勤務評定反対、職務差のてっ廃、など具体的な闘いによって定期昇給廃止の方向に向う。

民間においては、とくに賃上げの昇給へのすりかえに反対し、査定をやめさせることを中心にして闘う。とくに基本給の是正は昇給、賃上げ分は諸手当の増額という資本の提案にたいしては、賃上分で基本給をふくらますようにする。

⑤　こういう政策にたいして、われわれは同一労働同一賃金を賃上配分の基準として要求する。同一労働同一賃金の要求は長年婦人労働者の数がふえてきて、仕事についても組合運動についても発言権がつよまっており、しかもこれらの人たちが性別年齢別の差別賃金に大きな不満をもっていること、臨時工の差別賃金にすべての労働者が関心をつよめていることからみてもこの要求を労働組合が強力にとりあげることが闘争を発展させるかぎとなる。むろん、このような差別賃金は、わが国の極端な低賃金水準の反映であり、高年齢層の生活が依然として苦しいということからも、青年層の要求とともにこれらの人たちの賃金を引上げなければならない。

資本家は職務給や職種別賃金の導入を「同一労働同一賃金の原則」の実現として宣伝しているが、同一労働同一賃金の要求はすべての層の労働者の生活を保証し全体の賃金水準引上の闘争を組織することによってのみすすめられるのである。だから賃金要求の第一の原則は、婦人、青年、臨時工と高年齢層と二つの労働者の要求を、ともに取りいれる「統一行動強化の原則」によって大幅な賃上げを実現することである。

一九五九年春季闘争の賃金引上げ要求　一九五九年の春季賃上げ要求は、各組合とも前年の方針と大きく変化している点はみられない。しかし全専売労組の賃金要求は、賃金体系の大幅な改訂を含んでいる点で注目される。これは一九五六年に当局側が提案している賃金体系改訂案に対する組合側の対案という意味をもつものであり、その基本点は、一、最低生活保障の原則にたって、二、熟練度、技術度に対応する職種別賃率を新たに確立しようとするもので、同一労働同一賃金の具体化の一つのこゝろみといってよいであろう。賃金要求書のなかで賃金体系に関する部分は次のようなものである。

新賃金体系の大綱

一　賃金体系の三原則

(1)　最低生活保障の原則　どんな仕事をしていても、職場で働いている限り、人間らしい生活をして家族を養い、労働を続け得るだけの賃金を確保する。

(2)　同一労働同一賃金の原則　賃金は労働の質と量に応じて、正しく支払われることを要求する。しかし、現在直ちにこの原則

を完全に実施することは困難である。したがって、まず、

(イ) 同じ年令で同じ仕事をしている場合の賃金を同一にする。

(ロ) 職種による賃金格差は比較的単純労働、不熟練労働と複雑労働、熟練労働の二つに大分類する。

(3) 職階制に反対し、賃金を通じての労務管理政策を排除する原則賃金は労働者が労働力の代償として使用者から受取るものであり、働く者の権利であるから、労働者の労務管理を強めたり、労働者の反目をあおったりする政策の問題としておし付けてくる職階制には反対する。

二　新賃金体系の骨子

年齢別の最低生活費から算出した年齢給を基礎に、熟練度、技能度に対応する職種別号俸制をとり、職種別賃率の設定を行う。そのため、

(1) 年齢別最低保障額を一五歳七、五〇〇円、一八歳九、〇〇〇円、三〇歳二〇、〇〇〇円を結ぶラインとし、最低保障を確立する。

(2) 専売における比較的単純労働の賃率を四〇、〇〇〇円、熟練労働の賃率を四四、五〇〇円ときめる。

(3) 比較的単純労働の職種別賃金表（甲表）は三〇歳二〇、〇〇〇円と五〇歳四〇、〇〇〇円を結ぶ線で作成する。

熟練労働の職種別賃金表（乙表）は、三〇歳二〇、〇〇〇円、五〇歳四四、五〇〇円及び五八歳六五、五〇〇円を結ぶ線で作成する。

(4) 職務分類は、六職掌、二四職群とし、各職群の賃率（最高号俸）は最も低いものを四〇、〇〇〇円とし、最高を六五、五〇〇円（現行七〇号に一、〇〇〇円を積上げ勤務地手当五％分を繰入れたもの）として、その中に現行各職群の最高号俸の金額を圧縮してきめる。

(5) 上下格差の縮小をはかる。

現行一〇・九倍に対し九・三倍とする。

Ⅰ　職務分類

現行職掌・職群のうち、管理職1・2群、諸務職1・2群、医療職3・4群及び6・7群をそれぞれ結合し諸務職2・3群間に新たな職群を設け、6職掌・24職群としている。

Ⅱ　年齢給及び職種別賃金表（号俸表）

A　年齢別賃金を三〇歳まで設定し次表のとおりとする。

B　職種別賃金表は二本建とし、甲、乙両表に区分する。

(イ) 比較的単純労働の賃金表（甲表）は、次の職種とする。（四群）一般一群、製造一群、諸務一群、医療一群（第三表）。

(ロ) 複雑、熟練労働の賃金表（乙表）は、次の職種とする。（二〇群）管理一・二・三・四群、一般二・三・四群、製造二・三・四群、諸務二・三群、医療二・三・四・五群、研究一・二・三・四群（第四表）。

C　各群の最高号俸及び金額をそれぞれ第五表のとおりにする。

D　最低号俸、調整号俸及び採用給

(イ) 最低号俸は次のとおりとする。

① 学歴、資格別初任給をきめる職群はその初任給を最低号俸にする。

② その他の職群については、職群格付基準及び現在の各職群の格付実態とを勘案してきめる。

(ロ) 調整号俸は次のようにする。

① 職掌間、職群間にその職種の初任給及び熟練度、技術度を考慮して、調整号俸を設ける。

② 調整号俸は原則として甲表、乙表間に限るものとし、一

号とする。但し乙から甲に転職する場合は減給しないものとする。

③　調整号俸の設定にともない、現行の役付加俸はこれを廃止し調整号俸として加算する。

第三節　組織運動

総評の組織方針　総評の一九五八年度の組織方針は、一、職場闘争と産業別統一闘争、二、地方・地域共闘態勢の強化、三、下積み労働者支援対策の強化、四、家族組合居住組織の育成と強化、五、労・農、商漁民などとの提携についてなどの闘争態勢の強化の方針の中に不可分の形でおりこまれており、特別に組織の項目をたてていない点に特徴がある。このことは組織問題を、一九五八年の総評大会に提案された組織綱領草案に一括したためだといえよう。

ところで総評の組織方針の重点は、昨年と同様に職場闘争、職場組織の強化、産業別統一闘争、産業別組織の強化、地域共闘、地域組織の三本の柱からなりたっている。しかし職場闘争と産業別統一闘争との関連については、十分に明らかにされているとはいえないし、また産業別組織の強化についても単に企業別組合からの脱皮という抽象的な課題が示されているにすぎない。総評の方針は次のようなものである。

(一)　職場闘争と産業別統一闘争

1　単位組合の活動と職場闘争

われわれが産業別統一闘争を組織する場合、その前提となるものは、職場を中心とした単位組合の闘う体制である。とくに、最近敵の攻撃が、直接現場の生産点に向けられ、職制支配と分裂工作がはげしく行われている現場では、職場に基盤をおいた闘いなしには、労働運動の前進はありえない。

職場闘争は、上からの指令、指示のみによって組織されるものではなく、職場労働者が自主的に、自然発生的に組織する闘いである。しかしその場合も、単位組合なり単産本部の適切な指導が必要なことはいうまでもない。問題は職場労働者の一人ひとりの自覚と、上部機関の指導とが表裏一体となって、職制の攻撃をハネ返し、労働者が、職場の主人公になるという思想を、職場闘争を通してつくりあげることが大切である。

(イ)　日常闘争推進の母体である職場組織を重視し、職場の中の指導性を高める。

(ロ)　各級機関の役員は職場委員等を通じ、職場に山積している不平・不満をとりあげそれを職場要求として組織する。

(ハ)　職場討議、サークル活動、職場交流等をひんぱんに行い、職場の活動家を養成する。

(ニ)　右の諸活動を通じて、お互いの立場を理解し合い、共通の統一目標を定めて、職場労働者の統一行動を高める。

(ホ)　職場要求のうち、単位組合または産業別に統一できるものは、統一要求としてそれぞれの場で闘いを組む。

2　企業意識の克服と産業別統一闘争の強化

われわれは戦後十二年の労働運動の歴史と経験を通じ、企業意識から脱皮なしには、もはや運動は少しも前進しないことを確認した。しかし残念ながら、今日ほとんどの産業別全国組合が、いぜんとして企業組合から脱皮できない現状にある。産業別全国組合の一部役員をのぞいては、末端組合員はもちろん単産幹部でさえも〝わが社意識〟〝会社従業員意識〟をぬけきっていない。官公労における〝アベック闘争〟もこの意識と無関係ではない。このことは、わが国の労働組合の結成過程から、やむを得ない一面も

あるが、すでに十二年を経過した今日、決して見逃してよい現象ではない。欠陥としてあらためることが大切である。とくに今日までのわれわれのあらゆる闘争が、この企業意識によって多くの支障をもたらし、産業別統一闘争が何時の場合も常に形式的に終った事実を、きびしく反省してみる必要がある。

敵の攻撃がきびしくなればなるほど、企業のカラに閉じこもろうとする傾向が、強くあらわれてくることは否定しえない。それだけに、企業意識を脱皮するには、より多くの困難を伴う。だが、現在の労働運動が、鋭い階級対立に発展している段階では、従来の企業内闘争での限界を突破することなしに敵の譲歩を求めることはむずかしい。

つまり敵の攻撃をハネのけ、資本に実害を与える強い部分スト、重点スト、全面ストなどのストライキ闘争を組むには、企業意識が最大の障害になるからである。

産業別統一闘争とは、いうまでもなく、労働者一人ひとりの要求に対する確信と高い闘争意欲に支えられた私鉄、合化、全電通とかの産業別連合の統一闘争のことをいう。つまり質の高い産業別統一闘争は、現にあるそれぞれの企業連が〝独立も辞さない〟体制にあるとき、はじめて立派な統一闘争ができる。もっと具体的には、労働者一人ひとりがどのような戦術も完全に消化しうる体制をつくることである。したがってわれわれは、別の産業労働者との共闘を考える前に、まず同じ産業の労働者が、本当に一緒に闘うという意識を強くもつように努力し、各産業別が、おのおのの力量を高めるよう配慮しなければならない。

3　産業別統一闘争と全労働者の統一闘争

昨年の鉄鋼闘争においても、今年の春闘においても、統一闘争は質量ともに充実しかってみない昂まりを見せたことは事実である。しかし資本家陣営のわれわれに対する体制も昨年一昨年に見られない強固さを示した。われわれの構えが強化されれば、彼等もまた体制を強化して立ち向ってくる。一、二の単産がいかに強い産業別統一闘争を組織しても、資本家は容易に譲歩を示さない。逆に孤立した闘いに対しては、敵階級は容赦なく分裂を強行し、闘争の孤立化を一層助長する政策をとる。したがってわれわれは、できるだけ多くの単産が、官公労も民間も一緒になって統一闘争を組むことが極めて重要である。官公労も昨年の闘争の経験の中から官民一体の統一闘争をさらに強化するためその組織を解体し、総評の舞台で共闘をさらに強化することになった。

各単産が、たとえ民間であろうと官公労であろうと〝独走できる体制〟があってこそ闘争を成功させ得るのであって、〝人のフンドシで相撲をとる〟という態度では、成果は期待しえない。

したがってわれわれは、産業別の独立体制を整備しつつ次のような諸対策を強化する。

(イ)　産業別統一闘争は、常に全国的統一闘争の展望のうえに立ってすすめるよう指導する。

(ロ)　官公労、民間労組をとわず、総評の場で共闘ができる体制を一層つよめる。

(ハ)　官公労の解体に伴い、とくに国家公務員組合の対策が重要であるが、総評は国公組合の闘いと諸活動についてあらゆる援助をしてゆく。

(ニ)　総評参加外の単産、組織に対しても共同闘争をよびかけ、参加要請を行う。

(ホ)　闘争資金、犠牲者救援資金の積立を総評の場で行うよう努力する。

(ヘ)　各単産相互間の融資体制、総評の場における融資体制の確立

をはかる。

(二)　地方、地域共闘体制の強化について

地域共闘について

われわれは、八単産共闘以降の歴年の春闘を経験する中で、政府、独占資本と対決し得る労働者側の体制は総評を舞台とする全労働者の統一行動によってはじめて可能となることを知り、独走も辞さない産業別統一闘争を核に闘いをおし進めてきた。

しかし、この統一行動は、地域共闘の支えがあってこそ始めて闘いを全国民的な規模に発展させ得るものであって、とりわけ今次春闘における拠点ブロック闘争の組織化は、地域共闘の重要性をますます高いものにした。

加えて第六回定期大会において、総評傘下組合員一人十円カンパによって実施された中小企業労働層組織化のためのオルグ配置、さらに昭和三十一年の春闘以降、急速に展開されてきた最低賃金制獲得闘争―業者間協定に対決する統一労働協約による最低賃金協定の獲得の闘いを通じ、その他、合同労働組合の組織化、居住地組織と家族組合の結成と指導や、労農労商提携、臨時工、臨時職員、日雇、家内労働者、失業・半失業労働者の組織化、基地闘争などの闘いを通じて、今日地域共闘とその闘いの核となる地評、地区労の果す役割はますます増大し、運動上に占める地位は上昇の一途をたどっている。

われわれは当面する地域組織の行動目標を次の如く設定し、共闘を一段と強化する。

① 日常闘争を通じて、大衆動員などの争議支援の中核となる。

② 中小企業、零細企業労働者対策を強化し、その闘いを支援する。

③ 自由労働者、臨時工、臨時職員の組織化と闘いを支援する。

④ 失業者、半失業者の組織化に努力し失業者同盟の結成をはかる。

⑤ 日常から地域住民との接触に努め、他階層との結びつきを深め、われわれの要求を理解させ、共闘体制の確立につとめる。

⑥ 農・商・市民の要求を理解し、組織が要求をとり上げて共闘につとめる。この場合、とくに減税闘争、物価値上げ反対闘争、自治体防衛闘争など共通の要求をとりあげ闘う。

⑦ 地方議会、公民館、教育委員会などの動きを監視し、その民主化につとめる。

⑧ 文化活動、福祉活動を活発に展開する。

⑨ 家族組合（主婦会）や居住地組織の結成につとめる。

組織綱領草案の発表　組織綱領の作成は、一九五六年の総評第七回大会において決議されたが、以来二年間単産、地評、総評友誼組合等の委員が五十数回の会合を行った結果、組織綱領の草案が作成され、職場討議にかけられることになった。この草案は、日本の労働組合が当面している組織上の問題点をあますところなく取り上げた点で画期的な意義をもっものといってよい。内容は、一、職場活動と職場組織、二、産業別組織と企業別組織、三、総評、府県総評、地区労、四、未組織労働者の組織化、五、居住地組織と家族組織、六、組合運営、七、青年部と婦人部、八、戦線統一、九、国民的結合のための諸問題、一〇、労働組合と政党からなりたっている。綱領草案の中で最も力点のおかれている職場闘争の部分は次のようなものである。

職場活動、職場要求、職場闘争

職場活動と職場闘争はしばしば同意語のように使われるが、必らずしも全く同じではない。それは単に前者が静的日常的態様で後者が動的な姿と言うのではなく、職場活動と言う場合には、職

場の共通の要求を掲げてみんなでたたかい交渉するいわゆる職場闘争の外に、全く個人的属人的な不平不満や要求に対する職場組織の世話役活動もその中に含んでいると解すべきであろう。もちろん、一見全く個人的と見える要求が実は共通のものであることも多く、機械的に区分けすべきでないことも言うまでもない。また上から作られた組合の欠陥是正の一面として、職場組織による労働協約の完全実施、しんとう状況の点検等も職場活動に含まれると見てよいだろう。

職場闘争は職場要求にはじまる。同じ末端の生産現場で働らき、職種を同じくしていたり、休けい所や更衣場を同じくしていたりする仲間が遠慮なく話合う中から職場要求はいくつとなく次から次へと出てくる。その職場に特有なものもあれば、隣りの職場と共通のものもある。だが、かんじんなことは先ず労働者が自由に話合える職場になることだ。そうなるためにはどこの職場でもたいへんな努力が必要だし、そうなるための職場闘争が先行し積み上げられなければならない。それゆえ、職場要求、職場闘争と職場の民主化要求はきってもきれない不可分の関係にある。

職場要求は一口に職場の諸要求と言われるほどその中味は多種類にわたる。賃金協定の実施、賃金の職場別個人別展開に関するものもあれば、福利要求、施設改善の要求もあり、人よこせの要求もあれば職制の態度改善を求める要求もある。職種別、職能別に要求の違いも出てくるし、青年の要求、婦人の要求、中堅層、永年勤続者の要求の違いもある。大企業と中小企業、本工と臨時工社外工、民間産業と官公企業、公務員教職員と各分野を点検するならば、職場要求の構造を整理して見ることだけで理論的実践的な大事業となるに違いない。しかもおそらくはきわめて必要な大事業となるであろう。

職場要求の違い方をありのまま知ることは大切である。その違いをできるだけ職場の中で、あるいは職場に近いところで、お互いに顔を見知った間柄の段階で先ず十分話合うことはもっとも大切である。その手順をふまないで、大会などで単に統一と団結の相言葉だけで通り過ぎるならばそこに分裂の素地が残り、支配階級につけこまれるスキを自ら作ってしまうからである。その意味で例えば三井美唄炭鉱労働組合が職種別の要求や不平不満は先ず職場幹事会で討議し合うという原則を立てていることや、職種職能の問題になやみの多い国鉄労働組合でも、例えば広島地方本部第二支部のとっている分会ブロック討議の習慣などは先駆的な意味をもつと評価できよう。

職場で話合う中から職場要求を引出しこれをみんなで闘いとってゆく職場闘争という闘争形態は、職場の労働者の自発性創意性によって開花結実するものに違いないが、職場闘争が現在のように全国的にひろがってきたのは決して自然発生的ではなく運動全体の指導傾向によって大きく方向づけられたものであることは否定できない。それゆえ、今日の職場要求の出し方やその中味、たたかい方、成果のとり方は、それぞれの全国単産の成長過程や生い立ちと深く関連しており、それが当該産業の生産現場や労務管理の具体的な諸条件と密接にからみ合うので、職場闘争の具体的な態様はそれぞれ特殊性個別性の外被をかなり分厚くまとっている。従って、その中から一般性を抽出し、教訓を引き出すことはかなり骨の折れる労作に違いない。だが、今日までに積み上げられた諸経験諸成果はかなりの程度まで一般性を引出せるところまで来ていると言ってよい。少なくとも、職場闘争をおし進めるために必要な組織上の配慮や指導性の問題、指導の質と量の問題、さらには職場闘争のもっている基本的な性格等については共通の

傾向や教訓を引き出せる段階になってきた。

全労会議の組織方針　全労会議の組織方針は、「中小企業対策と組織化の促進」、「産業別組合の強化」が中心となっており、それと同時に独立決議第一号として、「労働戦線統一に関する件」が取り上げられている。まず中小企業対策と組織化の促進では、「地方組織・支部組織を通じて、その組織化に重点的努力を払う」と述べ、また零細事業所に対しては、「金融、税制、技術指導等重点的に施策を要求するとともに、共同化等による経営基盤の強化を図る」ことが強調されている。

産業別組合の強化については、一、産業別組合の中央および地域支部の役員に多くの人材を企業別組合から送りこむようにすること、二、産業別組合本部の争議積立金の大幅増加の方途を進めること、三、組織運営面における企業依存の弊習をできるだけ断ちきっていくことなどの具体的対策をかかげている。更に職場組織の強化については、「いくら職場組織の強化充実がいわれても、これを総体的にまとめ有機的な組織体として力強く動いてゆく中心が十分に強く安定していなければ、その力は無駄に散発してしまうものが多い」と述べている。

なお全労会議は戦線統一についてかなり積極的な対策を明らかにし、総評に統一のよびかけを行っている。戦統統一方針は、次のようなものである。

労働戦線統一に関する件

われわれは、昨年第四回全国大会において、一九五七年度運動方針のなかで、労働戦線統一の見通しと原則について、要旨次の態度を決定した。

すなわち、全労と総評の二大組織が並立する今日全般的な戦線統一を具体的に問題とする場合、全労と総評が統一できるか否かが中心となるが、全労と総評の組織外にある組合の立場としては、両組織間統一条件のない現在のところ、当面統一を考えるとすれば、全労を選ぶか総評へ行くか、そのいずれかしか実際的な課題となり得ない。このような情勢のもとで、全労としては民主的労働組合の結集を積極的に進めるものとし「民間産業労組は全労を拠点とする統一へ」を当面の中心スローガンとする。

右の方針にそって中央、地方の組織を通じ活動を展開してきたが、この間あらたに関西電力労組の加盟をみ、九州電力労組も最近全労加盟を決定した。全労傘下の産別組織も、それぞれ組織分野を開拓し拡大した。さらに全労系地方組織も全国的に三十を超える地域において組織されるまで伸長した。しかし中立系全国組合の大多数は、総評にも行かないが全労に対しても加盟の方向を積極化するに至っていない。そして、この一年間、全体の傾向としては全労は民間組織で伸び、総評は専ら官公労系で増加している。

労働戦線の現状について、基本的な情勢は変っていないし、全労の統一原則を変更すべき新しい条件も現われていない。しかし、一方、日本経済の昏迷と資本攻勢と保守政権反動化の傾向が深まる危険を前に、労働組合の一致した行動の発展を期待する声が高まりつつあるのも事実である。また国際自由労連組織部長の来日が画いた波紋のごときも、労働戦線統一問題が一般に具体的なものとして論じられていない事実の反映であるともいえるであろう。

ここにおいて、われわれは、従来の方針と態度を一歩進め、全的な労働戦線統一推進に対する具体的な最低条件を提示し、全労以外の各組織において、単に抽象的なスローガンとしてではなく、実際的且つ真剣な討議が進められることを期待し、全労としても、そのため必要とする努力を積極的に払う。

一、労働組合分裂の歴史と戦線統一の成功ならびに失敗の経験に鑑み、ゆるぎない統一の前進と着実な共同行動の発展については、その基礎として最低限度の条件が確認されることが必要である。

（1）組織上の信義
行動の上において組織の約束を誠実に守ること。

（2）階級闘争至上主義の清算
労働組合の社会的責任を自覚し広く国民から理解される運動であること。

（3）自由な労働運動の推進
世界労連の影響を排除し国際的には国際自由労連を指向すること。

（4）共産党との絶縁
共産党に対して明確に反対し基本的政治路線としては社会党支持の方向をとること。

二、以上の原則について諒解がつくならば、全労、総評、新産別等の組織は一応そのままとし、賛同する中立組合も含めて具体的統一作業を直ちに進める。

三、統一作業推進の過程ならびに統一後も、参加する各組織間で原則方針の一致する問題についてのみ共同の行動に対する責任を持ち、組織間の融和と共同行動の漸進的な積み重ねを旨とする。

第四節　国際労働組合運動と日本

一　国際労働組合組織の状況

一九四九年世界労連が分裂して以来、国際労組統一組織は世界労連と国際自由労連の二大組織に二分され、世界労連にはその各産業別部門が付属し、国際自由労連は国際産業別組織ＩＴＳと緊密な関係を保ち、更にこうして形成される二大勢力とは別個に第三の組織として国際キリスト教労連が存在するという状況が続いてきた。一九五六～一九五八年の時期には国際労組運動の分野におけるこの三組合てい立の基本的関係は変らなかった。しかしそこになんの新しい変化の底流もみられなかったわけではない。

第一に、一面で植民地諸国や第二次大戦後あらたに独立をかちとった諸国における民族独立運動の高揚を反映し、他面で国際労働戦線の分裂の事実を反映して、既存の組織のいずれにも所属しない中立の国際労組組織が生まれた。一九五六年三月二四日のダマスクス開催の創立大会で成立したアラブ国際労働組合連盟（ＩＣＡＴＵ）がこれで、これにはエジプト労組連盟、ヨルダン労組連盟、レバノン北部労組協会、レバノン独立労組連盟、リビア労働総同盟、ダマスクス進歩労組連盟、シリア労組連盟、スーダン労組連盟が加盟し、会長はＭ・Ｓ・カーチブ（シリア）、書記長はＦ・カメル（エジプト）で、本部をカイロにおいている。もっとも相対立する既存の国際組織に対して中立の態度をとるといっても、その中立はいわゆる積極的中立で、民族独立や平和をめざすたたかいにおいては世界労連や世界労連加盟組織と協力・提携していることが注目される。

第二に、既存の三国際労組組織のうち、世界労連の組織人員が大幅増大をみた。国際キリスト教労連は約三三〇万の線を相変らず維持し、国際自由労連の組織人員は一九五五年一月の五四五二万五千から一九五七年の五三八一万四千へと若干の減少を示したのに対して、世界労連は、主として、その加盟組織の一つである中華全国総工会の組織化運動の進展により、第三回世界労組大会（一九五三年一〇月）当時の八〇三五万四千から第四回世界労組大会（一九五七年一〇月）当時の九二六一万二千へと大幅の増加を示した。

なお、この期間に世界労連と国際自由労連は若干の組織変更を行った。一九五三年の第三回世界労組大会以来すでに実施にうつされたことを規約改正によって確認したものにすぎないとはいえ、一九五七年の世界労連の第四回大会は、世界労組大会を世界労連への加盟・非加盟にかかわりなく全世界のあらゆる労組に解放するよう、規約を正式に改正した。また世界労連産業別部門の繊維衣服労組インタナショナルと皮革毛皮労組インタナショナルは、一九五八年七月合同して、繊維衣服皮革労組インタナショナルを結成し、本部をプラーハにおいた。

国際自由労連はアジアその他に設けられていた地域組織とならんで、一九五七年に新たにアフリカ地域組織を設立し、アフリカの組合運動に対する工作の強化をはかった。

この間わが国労組からは日本自動車産業労連(一万)、中部電力労組(一万七千)が一九五八年に、中国、四国、関西の各電力労組(合計三万七千)が一九五七年に、国際自由労連に加盟したが、他方、日教組が一九五八年一〇月の臨時大会で同労連からの脱退を決議したので、差引わが国の国際自由労連加盟組合員数は、一九五六年末の一六一万八千から一九五八年末の約一四一万へと大幅減少をみた。他方世界労連については、これまでわが国における唯一の加盟組合であった産別会議が一九五八年に解散したため、加盟組合はなくなったが、次項でみられるように、その反面で世界労連並びにその加盟労組とわが国労組の連携は著しく発展した。

二　国際労組組織とわが国の労組

(イ)　概　況

一九五八年の産別会議解体によりわが国には世界労連加盟組合がなくなったが、全体としてみるならば、一九五六～一九五八年の時期には、わが国労組は世界労連または世界労連加盟組合およびアラブ国際労連との連携をふかめ、国際自由労連との関係を冷却させた。

一九五六年の総評第七回定期大会では、本部提案の運動方針から「国際自由労連とのあいだによこたわる誤解を一掃し友好連携をつよめる」の一項が削除され、大会はアジア・アフリカ諸国労組との提携強化、全世界の労働者との交流を謳い、更に一九五七年の第八回定期大会以後、総評は「対立する国際労働戦線の中にあって、中立の立場をとり、国際労働戦線統一のために努力する」との態度を明らかにして、積極的中立政策をおしすすめた。事実総評は第四回世界労組大会(一九五七年一〇月)に北川国際部長を代表として出席させ、また世界労連の組織する世界婦人労働者会議(一九五六年)に総評婦人協議会の代表を、第一回青年労働者会議(一九五七年)に総評青年協議会の代表を参加させたほか、世界労連の産業別部門の諸会議には、総評傘下の単産並びに中立系単産が多数代表を送ったのである。

この間政府は労働者の出国、入国を種々妨害したにもかかわらず、わが国労組と世界労連加盟の組合、とりわけ中国、ソ連邦をはじめとする社会主義諸国の労組とのあいだの代表の交流の例、また平和・友好その他の問題をめぐっての共同声明発表の事例はますますその数を増し、とりわけ一九五七年いごの時期にはこれらの組合の代表を産業別にわが国に招待する積極的な運動が展開されるようになったほか、総評や中立系単産ばかりでなく、反共をたてまえとする新産別や全労加盟の全繊同盟のような組合が、中国・ソ連の労組の招待に応じてこれらの国を訪問するという例も現われてきた。

この時期に国際自由労連の諸機関や全労の幹部は、国際自由労連とわが国労組の連携強化に努力したが、総評傘下の国際自由労連加盟組合は、国際自由労連第五回世界大会にさいしては、一九五五年

の第四回世界大会のときとは違ってもはや国際自由労連執行委員のポストを要求しないというように、国際自由労連に対するその態度を冷淡にしていった。そして一九五七年末日教組吉村共闘部長が総評代表として、アラブ労連とのあいだに友好的宣言を発表したことに対し、国際自由労連が非難をあびせると、一九五八年一〇月の日教組臨時大会は国際自由労連脱退を決議するにいたったのである。

国際自由労連はこのようなわが国労組の動向に注目し、総評を無視してはわが国労働運動に対する工作をすすめえないこと、単なる反ソ反共の政策では労働者の気持をとらええないことに留意するようになり、とりわけ第一七回執行委員会で、本部組織部長にC・H・ミラードを選任したころより、その対日政策のニュアンスを若干変えた。国際自由労連は、公労法その他に関する具体的問題をとらえて活動を開始し、また全労幹部を説得して総評との労働戦線統一の話し合いへふみ切らせるよう努力した。しかしこのような活動も、国際自由労連の基本政策とわが国の総評ならびに中立系単産の基本政策とのあいだにくいちがいがあるため、その成果にはおのずと限界があった。

一九五六～一九五八年に国際労働組合組織が開催した会議、わが国労組に対してとった行動・態度、並びにわが国労組のこれに対する反応は次のとおりである。

(ロ)　国際自由労連とわが国労組

〔一九五六年〕　五月、国際自由労連本部はわが国加盟労組の要望をいれて、沖縄の労働事情調査のため、アメリカ合同運転サービス従業員組合執行委員G・ウィーバーを団長とし岡本丑太郎（都市交通委員長）以下四名の日本労組代表を加えた調査団を、沖縄に派遣した。七月一九日調査団は報告書を発表したが、内容は「自由世界の防衛上沖縄を軍事支配の優位下に軍事基地として使用することは必要」であり、「沖縄では決して完全な民主的条件が実現されることはないであろう」との態度を基本とするものであったため、日本の労働者全体をいたく失望させ、とりわけ総評系組合はこれを相手にせず、八月の総評第八回定期大会では報告書をめぐって強い非難の声があがった。

七月二七日ブラッセルで開催された第一七回執行委員会には西巻敏雄（海員）が出席した。会議は総評が提唱しつつあったアジア・アフリカ諸国の労組会議にふれ、共産主義諸国との労組との友好をすすめるこのような会議には参加すべきでないとの態度を決定した。また会議はカナダ労組会議副議長C・ミラードを本部組織部長に選任した。

一一月二六～三〇日ブラッセルで開催の第一八回執行委員会には久保政吉（都市交通）が出席した。会議は国際自由労連として日本のスト規制法延長に反対することをきめた。

〔一九五七年〕　二月一九日、ミラード組織部長はアジア地域組織マパラ書記長を伴って来日、五日間東京に滞在して、日本の労働運動に関して、㊀日本の労働戦線統一の問題は日本自身で解決すべきである、㊁世界労連はある一国の政府に支配されている、㊂アジア・アフリカ労組会議が労働者の利益になるかどうか疑問である、アジア・アフリカの労組の統一をいうまえに日本の労組の統一が先決ではないか、との見解を発表した。

三月一〇日～四月四日にはニューデリで第三回アジア地域会議が開かれ、わが国からは西巻以下一四名の代表が出席した。会議は本部のミラードの提案にもとづき地域組織強化の具体策をきめ、また日本の提案にもとづき「核実験の禁止に関する決議」を採択した。

世界大会準備のために七月一～三日チュニスで開催された第一九回執行委員会は沖縄事情調査のため、国際自由労連東京事務所長大

倉旭が沖縄にはいることを米軍政府が拒否したことについて抗議する決定を行った。次いで七月五～一三日同市で第五回世界大会が開催され、五八ヵ国、七六加盟組織、五千万以上の労働者を代表する二〇〇名以上の代表が参加、わが国からは西巻、原口幸隆（全鉱）以下八名が出席した。大会は㊀平和・軍縮問題について、「常に警戒をおこたらず、自由世界の安全をおびやかすような軍縮協定は拒否しなければならない」と決議し、㊁国際連帯については、全体主義、植民地制度、反労働組合政府および使用者の抑圧政策の犠牲になった労働者の援助のため国際連帯基金を設けることを決定、㊂社会・経済的任務としては、技術の進歩、産業のオートメーション化がすすむなかで完全雇用、失業救済措置、職業技術の再訓練、賃金引上げ、労働時間短縮をあげた。会議は共産主義の脅威について注目し、オルデンブロック書記長は世界労連がきたる大会で解体する可能性があると述べ、またアラブ国際労連に対しては国際自由労連は敵対的態度をとる旨を明らかにした。会期中参加代表によるアジア・アフリカ労組会議が開かれて、同地域における「自由な」労組のあり方について検討が加えられ、席上西巻は総評の方針、特にその組織的結集をはかっていることを、はげしく非難した。大会は新会長A・イエイヤー（スウェーデン）他新役員を選出し、日本からは西巻敏雄が執行委員に選任された。

七月一三日チュニス開催の第二〇回執行委員会は副会長・執行小委員会を選出した。

一一月四～八日ブラッセル開催の第二一回執行委員会には西巻が出席した。他方国際自由労連本部は、同年の春闘による国鉄、機関車両労組の処分問題に関連し、ＩＬＯ条約が日本政府によって守られているかどうかを調査するため、国際運輸労連との合同調査団を一一月一八～二八日に日本に派遣したが、同調査団は二八日、㊀日本政府がＩＬＯ条約八七号を批准していないことは遺憾である、㊁施行されている仲裁制度は煩雑で効果がない、㊂国営企業労働者のスト権剥奪の理由は理解しがたい、㊃国鉄労働者に対する大量処分は常軌を逸している、との新聞発表を行った。

一一月二七～二八日ニューデリー開催の第一四回アジア地域委員会には宝木文彦（全逓）が出席、会議は「日本の公務員の権利に関する深刻な事態についての声明書」を採択した。

〔一九五八年〕　三月二五～四月二日には、全逓はじめ公共企業関係の労働問題調査のため、郵便電信電話インタナショナルのW・ノートン会長とF・ガミュール書記長からなる調査団が来日し、調査ののち、「ＩＬＯ条約第八七号を日本が即時批准すること」、「完全なる結社の自由、団体交渉権、および基本的サービスに対する安全措置をもつことを前提とする、組合の実力行使の自由を確立するよう、公労法を改正すること」を要求するとの新聞発表を行った。

六月一〇～二八日国際自由労連本部はC・ミラードとD・ムンガットの両名で構成する代表団をわが国に送り、わが国労組の組織統一をはかった。代表団は総評、新産別、全労、その他各種単産幹部と懇談を重ねたうえで、二八日、一部の指導者は「共産党勢力からの危険が差し迫っている」ことを強調しているが、「日本の労組運動の最大の危険はそうした分子からは生じないでむしろ組合の隊列自体の分裂状態から生ずる」との声明を発表し、「労働組合運動の中で統一を促進することが緊急の必要である」ことを強調した。

次いで七月三～五日ブラッセル開催の第二二回執行委員会は、西巻執行委員出席のもとに、日本については労働組合統一の問題を討議した。

更に八月三〇日～九月六日クアラルンプールで開催された第四回アジア地域会議には宝木以下八名の代表が参加し、ほかに総評から

大木五郎がオブザーバーとして出席した。会議は「工業化に直面するアジアの自由な労組運動」、「結社の自由と団結権」等の問題を討議し、日本に関連して「日本における労働組合の権利に関する決議を」採択した。決議は日本政府に対してILO条約八七号の即時批准と公共企業労働者の団結権の保証を要求している。

一一月一〇～一二日には、東京で自由労連アジア地域組織と国際繊維労働同盟の主催で第一回アジア繊維労働者大会が開かれ、高山恒雄以下五名の日本代表を含む一五名の代表が参加した。会議は不況、合理化と技術革新、住宅と福祉、組織強化等に関する決議をそれぞれ採択した。

以上のほか、一九五六～一九五八年の時期に、国際産業別組織関係で次の会議が開かれた。国際自由教員組合連合第三回大会（一九五六年七月一六～二一日、チェニス、日教組・大鹿高義出席）、国際運輸労連第二四回大会（一九五六年七月一八～二六日、ウィーン、国鉄・野々山一三ほか一名出席）、国際産業別組織総会（一九五七年五月三〇～三一日、ブラッセル）、国際鉱夫連盟第三七回大会（一九五七年六月一七～二二日、ロンドン、炭労・直江利良ほか二名参加）、国際自由教員組合連盟第四回大会（一九五七年七月一五～二〇日、ローマ）、国際産業団体一般労連第一〇回大会（一九五七年七月二四～二七日、シュットガルト）、国際郵便電信電話労連第一五回大会（一九五七年九月一五～二〇日、フィレンツェ、全逓・野上元出席）、国際金属労連第一八回大会（一九五七年九月一七～二一日、ルガノ、全国金属・新家宗明ほか二名出席）、国際飲食物産業労組大会（一九五八年五月一八～一九日、ブラッセル）、国際公務員公共事業労連大会（一九五八年六月二三～二七日、ブラッセル）、国際繊維労連大会（一九五八年六月三〇日～七月四日、ウィーン）、国際商業事務技術労連大会（一九五八年七月二八～三一日、ロンドン）、国際鉱夫連盟臨時大会（一九五八年七月二八～三一日、ロンドン）。

(ハ)　世界労連とわが国労組

〔一九五六年〕　三月一三～一六日プラーハで開催の世界労連第二九回執行局会議は一九五五年一一月総評藤田議長を団長とする日本労組代表団と中華全国総工会のあいだにとりかわされた友好促進の申合せを高く評価し、国際労働戦線統一のために寄与している総評の統一政策を歓迎するとの決定を行った。

六月一四～一七日にはブダペストで世界婦人労働者会議が開かれた。会議には世界労連加盟労組に所属する三二〇名、非加盟労組に所属する一六七名の代表を含め三九七名の参加をみた。わが国からは総評婦人協議会山本あき議長を団長とする一一名の代表が参加し、第二議題「労働組合の活動と指導に婦人労働者が積極的に参加し婦人を大規模に労組に加入させるために」の報告を受けもった。

八月九～一一日には長崎で第二回原水爆禁止世界大会が開催されたが、世界労連はウラジミール・ベレジン書記以下四名の代表団をこれに出席させた。世界大会終了後代表団は中国第一機械工会主席康永和、世界教員組合連盟書記P・ドラヌーとともに総評第七回定期大会に出席し、総評の闘争を支持する態度を明らかにした。

九月二七～一〇月三日ソフィアで開催された第八回総評議会には産別会議議長市川福平以下五名の日本代表が参加、会議は、㊀世界の労組が第二次大戦後大衆的性格を著しく強めたと、㊁それと合わせて当面労働者が組合分裂の苦い経験をつんでおり、㊂また技術革新の深刻な諸結果になやみ、㊃社会主義の強化と国際緊張の緩和、㊄社会主義思想の拡大などの事実が存在するところから、現在労働戦線の統一と協力をすすめる新たな条件が生まれていることを確認するとともに、日本を含む一部の国々の労働組合にみられる中

立の態度は、さしあたり、国内ならびに国際的な労働戦線統一に積極的役割をはたすものであることを確認した。会議は「沖縄の情勢にかんする決議」を採択したが、この決議は「沖縄は平和に働く日本国民の手にかえさなければならない」、「長いあいだ日本にくわえられてきたこの不正行為をやめさせることが、国際緊張を緩和し世界平和をかためるうえに役だつものと確信する」と述べていた。

一一月一二～一四日には第三一回執行局会議がプラーハで開かれた。

〔一九五七年〕　一月二九日～二月一日プラーハ開催の第一三回執行委員会、七月二四～二七日モスクワ開催の第一四回執行委員会は、主として第四回世界労組大会の準備にあてられた。

八月世界労連は総評第八回定期大会にH・ジュールダン書記を、第三回原水爆禁止世界大会にジュールダンと馬純古書記を派遣した。ジュールダンは総評大会で「労働組合の国際交流がいまほど発展したことは史上未曽有のことである……世界労連に参加していない総評のような大組合がこのために活動していることに敬意を表する」と述べた。原水爆禁止世界大会では馬純古が、「世界労連は原水爆の即時禁止と軍縮、原子エネルギーの平和利用のための運動に努力をおしまない。大会の決議をひろく世界に訴え国際運動の中で努力を結集することを誓う」とあいさつした。そして世界労連代表団は同世界大会に出席した日本をはじめ各国の労組代表とともに、「労働者の生活水準向上のため原水爆の実験と製造、使用の禁止と核エネルギーの平和利用をめざしてたたかう」という趣旨の共同声明を発表し、大会終了後代表団は全労、総同盟を含むわが国労組代表とのあいだに意見の交換を行った。

八月二〇～二四日にはワルシャワで第二回世界教員会議が開催され、わが国からは平垣美代司（日教組）を団長とする一五名の代表団が参加した。会議は「すべての教師と教員組合にたいするアピール」、「教師の国際的統一のための方法について」などの決議を採択し、一一月二〇日を世界教員憲章の日とすることを定めた。また会議は、日本代表団が提出した核兵器の生産と実験の禁止に関する動議を満場一致採択した。

一〇月四～一五日にはライプチヒで第四回世界労組大会が開かれ、世界労連加盟の九二六一万二千の労働者と非加盟の一三一五万八千の労働者を代表する八〇ヵ国の代議員、オブザーバーが出席した。開催をまえにして、わが国では産別会議、総評、国鉄、紙パを世話人組合として参加運動がすすめられ、国鉄中執細井宗一を団長に総評国際部長北川義行を含む二三名の代表団が大会に参加した。大会の討論の中心は労働戦線の統一の問題であった。大会は㊀国際情勢のなかで資本家側の重大な後退と帝国主義支配に反対する大衆運動が発展した、㊁植民地反対闘争が発展し、この闘争はあらゆる国の労働者の間に広範な連帯をよびおこしている、㊂資本主義国の生産と生産性の著しい増大にもかかわらず労働者の生活と労働の条件が著しく悪化している、㊃資本主義諸国の階級闘争が発展し、賃上げ、労働時間短、縮オートメーションの有害は諸結果を排除する問題、社会保障、労働者住宅、労働災害などの問題ですべての労働組合の要求は似かよってきており、そこから労働者の統一行動の必然性が生まれているということを確認した。そして統一を推進する具体案として、㊀労組間の代表交換の推進、㊁国際的最低綱領の作成を通じての話合いの促進、㊂原子核兵器禁止の共同行動とアルジェリア労働者支援の国際委員会の設立、㊃国際連帯基金の強化、㊄労働時間短縮をめざす国際統一行動、その他をきめた。大会は日本の情勢に特別の関心を示し、ダンゲ副議長は主要報告の一つの中で「アジア大陸においては日本の問題に特別の注意を払わなければな

らない。……日本独占資本は昔日の帝国の復活を夢みている。日本の労働者階級の役割は、みずからのためばかりでなく東アジア、東南アジア全体にとって大変な重要性をもっている」と述べた。

〔一九五八年〕　七月一四～二〇日プラーハで第一回青年労働者会議が開催され、六五ヵ国から代表が集まったが、わが国からは総評青年協議会議長小森正夫を団長とする一〇名の代表団が参加した。会議は㈠賃金、職業教育、青年労働者の労組における権利、社会的権利、並びに諸要求をめざし、差別に反対する、青年労働者と労組の闘争、㈡全世界の青年労働者の前途と平和を求め原水爆戦争の危険に反対する、青年労働者の統一行動、㈢青年労働者を統一するうえでの労組の役割と労組の強化に青年労働者が果す役割、の三つの議題について討議し、日本代表は第二議題の報告を担当した。

七月二六～二七日には同じくプラーハで第一八回緊急執行委員会が開かれ、イラク政変とレバノン、ヨルダンへの米英軍の侵入によって生じた国際情勢ならびにその対策が検討された。

七月三〇～三一日にはソフィアで繊維衣服皮革労組インタナショナルの結成大会が開かれ、日本からは後藤政一（日本製靴労組）が参加。大会は軽工業に導入されかオートメーションや新技術が労働者の状態を悪化させていることに注目し、また中東問題に関連して平和擁護の問題に関する特別決議を採択した。大会はリナ・フィッビを執行委員会議長に、ヤロスラフ・メバルドを書記長に選出した。

八月には世界労連は第四回原水爆禁止世界大会にルイジ・グラシ書記と食糧インタナショナル書記長A・ディチェフとからなる代表団を送り、合わせて総評、合化、全金、炭労、全電通などの幹部と懇談した。

九月二一～二五日にはプラーハで第二回国際金属機械労働者会議が開催され、わが国からは金属共闘会議と全造船からそれぞれ三名の代表が参加した。会議は㈠生活水準と労働条件の改善、労働時間短縮、オートメーションの社会的結果との対決、平和擁護、労働組合の諸権利と民主的諸権利の拡大をめざし、金属機械産業労組の友好的協力と統一行動を発展させるための活動、㈡諸国民の独立をめざす闘争における任務、の二つを主要議題として討論をすすめたすえ、互いに経験を交流し同一業種の労組に情報を提供するため、一年前から作られていた自動車産業委員会に加えて、鉄鋼・鋳造、造船・船舶修理、電気機器、車輛、工作機械の五つの新しい委員会を設立した。

㈡　国際交流

一九五三年に国際婦人大会（五月）、世界教員会議（七月）、第三回世界労組大会（一〇月）にわが国労組代表が正式に旅券を得て参加して以来、わが国労組と世界労連傘下組合、とりわけ社会主義国労組との交流は年々発展し、一九五五年には合計一五九名の代表が労組の招待をうけて社会主義諸国を訪問したが、一九五六年にはこの数は更にふえ、総評・中立系労組の代表団一八、合計二六九名が、中国、ソ連、ドイツ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、チェコスロバキア、ポーランド、ルーマニアに渡航し、更に一六名が国際婦人労働者会議や世界労連第八回総評議会に出席した。社会主義諸国を訪問した労組代表団が当該国労組とのあいだに国交回復、貿易促進、国際労働戦線の統一、原水爆の実験と使用の禁止、社会主義をめざす努力などに関し協定を結び、あるいは共同声明を発した事例は、一二に達した。

またこうして発展した交流は、わが国労組のあいだで社会主義諸国労組代表をわが国に招待しようとする気運を強め、一九五六年中に日教組、国鉄、全造船、電機労連、全国金属、鉄鋼労連、全電通などの組合がそれぞれ中国労組代表の招待を計画したが、政府は中国代

表の入国を許可せず、計画は実現をみなかった。このため総評は各産業別代表からなる中国労組代表団を招く計画をたて、日教組、国鉄、全逓、全電通、私鉄、全金、合化、自治労、炭労、鉄連の一〇単産で歓迎実行委員会を作り、一一月七日～一二月一二日薫昕を団長とする一五名の中国労組代表団を迎えた。

一九五七年にはこの交流は更に活発化した。社会主義国労組の招待により、これらの国に渡航した労組代表団の数は二七、人員は合計三三七名に達した。また代表を送った組合は、総評、産別、日教組、全造船、全逓、全蚕糸、国鉄、私鉄、水産労協、自治労、全農林、合化、機関車労組、全金、全国セメント、紙パ、全電通、全専売をはじめ、新産別、全繊同盟にわたり、訪問先は中国、朝鮮民主主義人民共和国、ソ連、チェコ、ブルガリア、ドイツ民主共和国、ポーランドであった。この交流にさいして相互交流、労働戦線の国際的統一、平和などの問題に関連して結ばれた協定や発表をみた共同コミュニケは七つ以上に達した。

また一九五七年にはソ連、ユーゴスラビア、中国、世界労連並びに同産業別部門の合計八つの代表団（産業別並びに青婦人の代表団五つを含む）のわが国への招待が実現した。代表団員数は合計三九名におよび、招待に当った組織は、総評、日教組、全専売、炭労、全造船、車両労連、金属共闘会議であった。

一九五八年にはいると、更にアラブ労連との交流が始まり、また社会主義諸国労組との地域別交流が開始されるなど、国際交流は更に一段とすすんだ。すなわち、一九五七年末カイロ開催のアジア・アフリカ諸国民会議に参加した総評代表はカイロのアラブ労連本部を訪れ、同労連とのあいだに、反帝、平和、民主主義、生活改善のための共同闘争をめざす共同声明を発表した。また各単産は少なくとも五月まではソ連や中国の産業別労組代表を前年にもまして活発に招待する気配をみせ、特に大阪地評の代表が上海市工会連合会の招待で中国に渡り、交流の形態も新たな発展をみた。だが岸内閣の中国敵視政策が災して、これまで交流運動の中心的地位を占めてきた中国との交流が五月以降一時中断したため、年間を通じての交流の規模は、前年をかなり下回る結果となった。一九五八年中に社会主義国を訪れたわが国の労組代表団は二〇、人員は合計一〇五名であり、わが国を訪れた社会主義国の労組並びに世界労連の代表団は九、人員数にして三二名であった。

第二章　労働組合の組織状況

わが国の労働組合数並びに労働組合員数の現状を「昭和三三年六月、労働組合基本調査報告」（労働大臣官房労働統計調査部編）によってみよう。

同調査はわが国にあるすべての労働組合および労働組合連合団体の基本的事項に関する調査である。そして、ここで労働組合とは、次に定義する「単位労働組合」といわゆる「単一組織の労働組合」のことであって、また、労働組合連合団体とは二つ以上の労働組合が結成する団体（それに準ずる常設的協議組織を含む）をいう。

一　単位労働組合とは、独自の規約を有し独自の活動を行う組合であって、下部にかかる組合をもたない労働組合をいう。

一　単一組織の労働組合とは、その下部に単位労働組合としての機能をもつ組合を有し、かつ各組合員が規約上当該組織の最上部に直接に個人加入する形式をとっている労働組合をいう。

ところで、一九五四年度以降の調査（以下新調査という）では

第137表 産業および組合の種類別労働組合数および組合員数 (1958年6月末)

産業	単位および単位扱い				連合体および連合扱い			
	単位組合		単一の下部		単一の本部	単一の下部	連合組織	協議組織
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合数	組合数	組合数
		人		人				
全産業	19,266	3,348,214	18,557	3,533,367	866	991	1,009	1,962
農業	39	1,509	67	2,918	1	—	—	—
林業，狩猟業	81	7,654	375	62,579	3	14	5	9
漁業，水産養殖業	105	29,923	26	3,072	3	2	3	7
鉱業	1,009	346,885	121	34,633	17	6	80	32
金属鉱業	213	54,041	20	2,216	5	—	18	4
石炭鉱業	586	273,925	51	26,754	8	1	56	24
原油，天然ガス鉱業	5	395	32	4,751	2	5	—	1
非金属鉱業	205	18,524	18	912	2	—	6	3
建設業	967	147,318	1,316	267,817	46	87	50	24
製造業	8,156	1,335,764	2,848	867,543	296	90	326	168
食料品製造業	578	54,976	347	36,037	30	17	21	13
たばこ製造業	2	364	112	26,987	1	33	2	7
繊維工業	982	211,407	446	206,811	65	2	64	23
被服，その他の繊維製品製造業	129	16,532	9	2,423	1	—	2	—
木材，木製品製造業	810	36,095	39	2,166	9	—	19	17
家具，装備品製造業	153	7,899	8	794	—	1	5	1
パルプ，紙，紙加工品製造業	289	35,791	94	37,821	25	—	9	7
出版，印刷，同関連産業	633	59,014	85	32,506	16	4	20	8
化学工業	721	157,632	302	95,917	46	6	56	16
石油製品，石炭製品製造業	76	6,115	37	11,808	7	—	1	6
ゴム製品製造業	130	37,417	45	15,452	8	—	7	2
皮革，同製品製造業	48	4,841	8	908	1	—	1	1
窯業，土石製品製造業	581	70,778	121	29,205	20	2	20	22
鉄鋼業	384	179,463	117	15,483	6	2	20	12
非鉄金属製造業	138	44,740	31	9,397	4	—	9	—
金属製品製造業	422	36,740	165	19,063	7	3	12	5
機械製造業	871	106,943	408	71,758	14	15	21	11

電気機械器具製造業	406	107,252	208	84,772	17	2	12	10
輸送用機械器具製造業	449	119,017	166	131,309	10	3	21	3
計量器，測定機，測量機械，医療機械，理化学機械，光学機械，時計製造業	151	22,778	70	28,200	5	—	2	—
武器製造業	3	670	—	—	—	—	—	—
その他の製造業	200	19,300	30	6,726	4	—	2	4
卸売業，小売業	988	116,013	695	64,081	43	18	18	11
金融，保険業	585	114,811	1,757	218,457	97	57	53	73
不動産業	21	2,254	12	2,696	3	—	—	—
運輸通信業	1,672	358,930	5,866	1,009,880	118	449	60	164
国有鉄道業	3	157	2,062	389,912	6	223	1	73
民，公営鉄道業	107	95,119	182	63,606	14	4	14	15
道路旅客運送業	597	85,108	429	54,499	32	6	16	14
道路貨物運送業，運輸に付帯するサービス業	811	78,333	765	113,695	38	81	18	33
水道業	58	92,379	48	4,222	11	—	3	6
通信業	33	4,755	2,321	377,579	8	135	1	22
上記以外の運輸通信業	63	3,079	59	6,367	9	—	7	1
電気，ガス，水道業	197	27,158	701	159,738	22	47	7	18
電気業	33	3,281	606	138,311	13	47	1	10
ガス業，水道業	164	23,877	95	21,247	9	—	6	8
サービス業	3,663	524,830	2,362	477,090	120	41	156	117
修理業	134	10,322	62	17,069	3	3	2	—
医療保健業	486	43,607	587	53,987	21	8	11	27
教育	1,839	410,945	967	298,781	53	1	129	67
在日外国公務	2	395	82	55,254	2	13	—	—
上記以外のサービス業	1,202	59,561	664	51,999	41	16	14	23
公務	1,748	319,886	2,405	364,207	82	180	147	237
国家事務	48	14,061	1,650	142,826	38	133	17	129
地方事務	1,700	305,825	755	221,381	44	47	130	108
分類不能の産業	35	15,279	6	656	15	—	104	1,102

〔備考〕 労働省「労働働組合基本報告」による。

単一組織本部および単位労働組合をそれぞれ一組合として集計するようになったが、それまでの調査（以下旧調査という）では単一組織の組合の下部である支部、分会で単位労働組合の実態を備えているものおよび単位労働組合がそれぞれ一組合として集計されていた。例えば、新調査では国鉄労組、海員組合等単一組織の場合にはそれらの本部を一組合として単位労働組合とともに集計単位と定めているが、旧調査ではこれらの単一組織の下部である国鉄労組の支部（その下部分会がすべて独自性を有しない支部）、例えば一工場の職員のみで組織する支部、そして駅連区、保線区等の分会を単位労働組合に準じてそれぞれ一組合として集計していた。そのため新調査では旧調査より組合数が少なく、また単一組織の下部で非独立の支部、分会の組合員数（単一組織組合員数のうち、下部で単位扱組織を結成せず、本部または連合扱組合に直接加入する形となっているもの）は旧調査では集計されなかったが、新調査では集計されるようになった。

すなわち、一九五八年六月末現在における左の労働組合組織の状況を、単位労働組合と単一組織下部（単位扱）組合とを合計した旧調査方式（(1)＋(3)）でみれば、その組合数三万七八二三、組合員数六八八万一五八一人であり、また、単一組織の本部を一組合としそれと単位労働組合を合計した新調査方式（(1)＋(2)）では、その組合数二万〇一三二、組合員数六九八万四〇三二人となる（第137表）。

労働組合の種類	組合数	組合員数
単位労働組合 (1)	一九、二六六	三、三四八、三一四
単一組織 (2)	八六六	三、六三五、八一八
本部	八六六	（非独立組合員数）
下部（連合扱）	九九一	一〇二、四五一
下部（単位扱）(3)	一八、五五七	三、五三三、三六七
連合団体	二、九七一	—
連合組織	一、〇〇九	—
協議組織	一、九六二	—

同報告は新調査にもとづく集計（「単一労働組合に関する統計表」）と同時に、年次別比較も可能なように、産業別、府県別等についての結果表は旧調査における集計単位によるもの（「単位労働組合に関する統計表」）も合わせて収録してある。以下においては両統計表の差異に注意されたい。

第一節　単位労働組合

一九五八年六月末現在における単位労働組合数は三万七八二三組合、組合員数は六八八万一五八一人で、その組合員数を男女別にみると、男子五一八万八六六八人、女子一六九万二九一三人とそれぞれ七五・四%、二四・六%を占め、前年同期に比べて、組合数では一七三九（四・八%）、組合員数では二七万五千人（四・二%）を増加し、従来組員数の最も多かった一九四八年の六六万七千人を三・一%上回る戦後最高の組織数に達した（第138表）。このような組織の発展は主として、組合の新規設立数が解散数を上回ったこと、並に既設組合内でも組合員数の拡充が行われたことによるものである。すなわち、この一年間に新設された単位労働組合数は三一〇五組合、組合員数は二六万三千人で、そのうちでは組織変更、組合分裂（たとえば国鉄職能別労連の結成）等による形式的新設も比較的多かったが、これを除いた未組織労働者の組織化による実質的新設は二三一六組合、組合員数二六万三千人であり、一方解散単位労働組合二一三六、一七万二千人のうち組織変更、組合分裂によるものを

第138表　年別単位労働組合数および組合員数（各年6月末）

年	単位労働組合数	組合員数	組合員数の対前年増減	推定組織率
	組合	人	人	%
1947年	23,323	5,692,179	2,011,162	45.3
1948	33,926	6,677,427	985,248	53.0
1949	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.8
1950	29,144	5,773,908	△ 881,575	46.2
1951	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
1952	27,851	5,719,560	32,786	40.3
1953	30,129	5,842,678	123,118	40.3
		(5,927,079)		(40.9)
1954	31,456	5,986,168	143,490	39.0
		(6,075,746)	(148,667)	(39.6)
1955	32,012	6,166,348	180,180	39.0
		(6,285,878)	(210,132)	(39.8)
1956	34,073	6,350,357	184,009	36.4
		(6,463,118)	(177,240)	(37.0)
1957	36,084	6,606,275	255,918	36.1
		(6,762,601)	(299,483)	(37.0)
1958	37,823	6,881,581	275,306	35.1
		(6,984,032)	(221,431)	(35.7)

〔備考〕 1)　「組合員数」欄の（　）内の数字は単一組織の組合員の新単位扱いの組合に加入しないで，本部または連合扱いの組合に直接加入している組合員数を加えた数。
2)　△印は減少を示す。
3)　推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の各年同期雇用者総数に対する比率，1953年以降は1957年11月に改訂された「労働力調査」結果によって修正してある。
4)　労働省「労働組合基本調査報告」による。

除いた実質的解散は一四〇三組合、七万四千人であった。

また、既設組合における組合員の増減をみると（第139・140）表、この一年間に組合員数の拡充が行われたとはいえ、組合員数が増加した組合数およびそれらの組合における組合員数の増加分はともに前年の場合よりも少なく、反対に組合員数が減少した組合数およびそれらの組合における組合員数の減少分はともに前年の場合よりも多くなっている。それは雇用増による組合員増加が少なくなり、雇用減による組合員減少がふえたためで、企業別組織の多いわが国では、景気の好・不況による企業の雇用労働者数の増減が、直ちに組合の組織人員の増減となって現われることを示すものといえよう。

第139表　組合員の増加理由別単位労働組合増加組合員数（全産業）

年	合計	雇用の増大	その他
1958年	288,811人	182,322人	106,489人
	(100.0)	(63.1)	(36.9)
1957年	312,007	220,625	91,382
	(100.0)	(70.7)	(29.3)

〔備考〕 1)　増加人員は前年の組合員数と比較して10％以上，または50人以上の増加があった組合についてのみ集計。
2)　労働省「労働組合基本調査報告」中の「単位労働組合に関する統計表」による。

なお、未組織労働者によって新規設立組合および実質的な解散組合の大部分すなわち、前者の九四・五％、後者の九五・四％は前年同様規模一九九人以下の中小規模組合によるものであった（第141・142表）。

産業別分布状況　産業別に組織労働者の分布をみると（第143表）、製造業二二〇万人（組織労働者総数の三二・〇％）が最も多く、次いで運輸通信業一三七万人（同じく一九・九％）、サービス業一〇〇万人（同じく一四・六％）、公務六八万人（同じく九・九％）、更に建設業、鉱業、金融・保険業、電気ガス水道業、卸売・小売業の順となっている。

なお、ここに用いる産業分類は日本標準産業分類によるものであって、それは一九五八年一一月以降分類項目その他に関し改訂が行われたが、本報告では従前の産業分類による組織数との間に数字上の連続をはかる操作が行われていないので、前年に対する増減状況を明らかにしがたい。

府県別分布状況　府県別分布をみると（第144表）、東京九三万二千人を筆頭に、大阪、兵庫、福岡、北海道、愛知、神奈川の七都道府県はいずれも組合員数三〇万人を越えている。

第140表　組合員の減少理由別単位労働組合減少組合員数（全産業）

年	合　計	雇用の減少	その他
	人	人	人
1958年	194,416 (100.0)	103,593 (53.3)	90,823 (46.7)
1957年	132,821 (100.0)	61,926 (46.6)	70,895 (53.4)

〔備考〕 1）減少人員は前年の組合員数と比較して10％以上，または50人以上の減少があった組合についてのみ集計。
2）労働省「労働組合基本調査報告」中の「単位労働組合に関する統計表」による。

第141表　組合員の規模別新規設立単位労働組合数および組合員数
（組織変更，分裂によるものを除く）

年	合　計		500人以上		200～499人		100～199人		99人以下	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
	組合	人	組合	人	組合	人	組合	人	組合	人
1957年	2,490 (100.0)	167,196 (100.0)	24 (1.0)	17,926 (10.7)	139 (5.6)	41,457 (24.8)	269 (10.8)	36.048 (21.6)	2,058 (82.7)	71,765 (42.9)
1958年	2,316 (100.0)	147,739 (100.0)	18 (0.8)	15,707 (10.6)	110 (4.7)	31,664 (21.4)	247 (10.7)	34,190 (23.1)	1,941 (83.8)	66,178 (44.8)

〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」中の「単位労働組合に関する統計表」による。

第142表　組合員の規模別解散単位労働組合数および組合員数
（組織変更，分裂によるものを除く）

年	合　計		500人以上		200～499人		100～199人		99人以下	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
	組合	人	組合	人	組合	人	組合	人	組合	人
1957年	1,595 (100.0)	89,999 (100.0)	23 (1.4)	18,640 (20.7)	60 (3.8)	17,161 (19.1)	107 (6.7)	14,868 (16.5)	1,405 (88.1)	39,330 (43.7)
1958年	1,403 (100.0)	73,536 (100.0)	16 (1.1)	12,275 (16.7)	49 (3.5)	13,176 (17.9)	83 (5.9)	11,615 (15,8)	1,255 (89.5)	36,470 (49.6)

〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」中の「単位労働組合に関する統計表」による。

第143表　産業別単位労働組合数および組合員数（1958年6月末）

産業	組合数		組合員数	
	組合	%	人	%
全産業	37,823	100.0	6,881,581	100.0
農業	106	0.3	4,427	0.1
林業，狩猟業	456	1.2	70,233	1.0
漁業，水産養殖業	131	0.3	32,995	0.5
鉱業	1,130	3.0	381,518	5.5
建設業	2,283	6.0	415,135	6.0
製造業	11,004	29.1	2,201,307	32.0
卸売業，小売業	1,683	4.4	180,094	2.6
金融，保険業	2,342	6.2	333,268	4.8
不動産業	33	0.1	4,950	0.1
運輸通信業	7,538	19.9	1,368,810	19.9
電気，ガス，水道業	898	2.4	186,896	2.7
サービス業	6,025	15.9	1,001,920	14.6
公務	4,153	11.0	684,093	9.9
分類不能の産業	41	0.1	15,935	0.2

〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」中の「単位労働組合に関する統計表」による。

前年に比べて組合員数の増加が大きかった府県としては東京七万二千人増、大阪二万七千人増、北海道一万八千人増、愛知一万八千人増等があげられる。

規模別分布状況　新調査方式による総組合員数二万〇一三二組合中規模五〇〇人以上の大規模組合数は九・二%、規模一九九人以下の組合数は七八・八%、二〇〇～四九九人の規模の組合数は一二%を占め、各規模ともその組合数では前年より増加しているものの、構成比率は前年と同率にとどまっている。そして前年に対する増加組合数八三五組合のうち、規模五〇〇人以上での増加が六〇組合（増加組合総数の七・二%）、規模二〇〇～四九九人での増加が一〇九組合（同じく一三・一%）、規模一九九人以下での増加が六六六組合（合同じく七九・八%）で、増加組合数についてみるかぎり中小規模組合の増加が前年の規模別分布の水準より若干多くなっているが、それは五〇人以上の規模に属する組合の増加が比較的多かったということで、四九人以下の小規模組合でも組合数が増加しているがその増加は概して少なく、そのため組合総数に対する規模四九人以下の小規模組合の占める比率は前年よりかえって低下をさえ示している。したがって、この一年間の組合数の増加は、前年の規模別分布からみて五〇人以上五〇〇人未満の規模において比較的に多く行われたということができよう（第145表）。

なお、各産業の総組合数のうち、規模五〇〇人以上の比較的大規模組合の多い産業をみると（第146表）、金融保険業の一八・五%が最も高く、次いで漁業・水産養殖業の一六・七%、鉱業の一六・一%、不動産業の一二・五%、電気・ガス・水道業の一一・九%等であり、規模一九九人以下の中小規模組合の割合が多い産業は、農業の九七・五%、次いで林業狩猟業の八四・五%、卸売・小売業の八四・一%、サービス業の八一・四%等であった。

第144表　都道府県別単位労働組合数および組合員数（1958年6月末）

府　県	組　合　数	総組合数に対する割合	組合員数計	男	女
		%	人	人	人
全　国	37,823	100.0	6,881,581	5,188,668	1,692,931
北海道	3,436	9.1	406,182	342,710	63,472
青　森	543	1.4	61,050	48,533	12,517
岩　手	483	1.3	79,754	62,891	16,863
宮　城	689	1.8	86,691	66,176	20,515
秋　田	639	1.7	82,044	66,646	15,398
山　形	586	1.5	73,517	54,703	18,814
福　島	677	1.8	118,119	90,868	27,251
茨　城	464	1.2	96,517	77,847	18,670
栃　木	595	1.6	73,592	55,564	18,028
群　馬	771	2.0	89,629	65,554	24,075
埼　玉	688	1.8	120,936	87,038	33,898
千　葉	629	1.7	100,985	74,115	26,870
東　京	4,338	11.5	931,767	699,743	232,024
神奈川	1,318	3.5	350,262	283,283	66,979
新　潟	879	2.3	156,630	115,360	41,270
富　山	471	1.2	85,126	59,138	25,988
石　川	472	1.2	70,161	48,168	21,993
福　井	347	0.9	50,633	33,703	16,930
山　梨	356	0.9	37,229	25,670	11,559
長　野	1,500	4.0	137,662	99,908	37,754
岐　阜	479	1.3	107,578	69,604	37,974
静　岡	891	2.4	163,424	119,597	43,827
愛　知	1,350	3.6	360,051	244,741	115,310
三　重	566	1.5	110,887	73,857	37,030
滋　賀	285	0.8	56,137	36,949	19,188
京　都	825	2.2	161,551	112,360	49,191
大　阪	2,587	6.8	554,578	396,893	157,685
兵　庫	1,470	3.9	450,040	359,861	90,179
奈　良	284	0.8	38,828	27,603	11,225
和歌山	383	1.0	63,672	46,018	17,654
鳥　取	345	0.9	32,366	24,704	7,662
島　根	588	1.3	42,728	31,453	11,275
岡　山	519	1.4	106,827	78,519	28,308
広　島	843	2.2	164,025	125,282	38,743
山　口	621	1.6	131,654	106,864	24,790
徳　島	359	0.9	45,188	31,291	13,897
香　川	361	1.0	52,466	38,031	14,435
愛　媛	496	1.3	89,869	67,604	22,265
高　知	498	1.3	52,511	36,525	15,986
福　岡	1,352	3.6	420,882	340,237	80,645
佐　賀	347	0.9	60,658	47,804	12,854
長　崎	481	1.3	120,830	100,155	20,675
熊　本	618	1.6	88,784	67,311	21,473
大　分	455	1.2	62,173	45,636	16,537
宮　崎	376	1.0	63,459	47,782	15,677
鹿児島	770	2.0	85,966	65,926	20,040

〔備考〕 1)　各組合数および各組合員数の府県別合計は全国合計と一致しない。これは下部組合が他府県にあるその組合の上部組合と重複している場合があるので，全国計においてはその重複分を除外して集計されたためである。

2)　労働省「労働組合基本調査報告」（1958年6月）による。

第145表　組合員規模別単一労働組合数

規　　模	1957年	1958年	対前年増減
	組合	組合	組合
合　　計	19,297 (100,0)	20,132 (100.0)	835
5,000人以上	165 (0.9)	164 (0.8)	△ 1
1,000～4,999人	740 (3.8)	769 (3.8)	29
500～ 999人	878 (4.5)	910 (4.5)	32
200～ 499人	2,351 (12.0)	2,424 (12.0)	109
100～ 199人	2,946 (15.3)	3,123 (15.5)	177
50～ 99人	3,878 (20.1)	4,138 (20.5)	260
30～ 49人	3,065 (15,9)	3,132 (15.6)	67
29人以下	5,310 (27.5)	5,472 (27.2)	162

〔備考〕 1) △印は減少。
2) 労働省「労働組合基本調査報告」中の「単一労働組合に関する統計表」による。

第146表　産業別および組合員規模別単一労働組合数（1958年6月末）

産　　業	合　　計	500人以上	200～499人	199人以下
	組合	組合	組合	組合
全　産　業	20,132(100.0)	1,843(9.2)	2,424(12.0)	15,865(78.8)
農　　業	40(100.0)	—(—)	1(2.5)	39(97.5)
林業，狩猟業	84(100.0)	3(3.6)	10(11.9)	71(84.5)
漁業，水産養殖業	108(100.0)	18(16.7)	20(18.5)	70(64.8)
鉱　　業	1,026(100.0)	165(16.1)	150(14.6)	711(69.3)
建　設　業	1,013(100.0)	90(8.9)	131(12.9)	792(78.2)
製　造　業	8,452(100.0)	663(7.8)	1,020(12.1)	6,769(80.1)
卸売業，小売業	1,031(100.0)	58(5.6)	106(10.3)	867(84.1)
金融，保険業	682(100.0)	126(18.5)	66(9.7)	490(71.8)
不動産業	24(100.0)	3(12.5)	3(12.5)	18(75.0)
運輸通信業	1,790(100.0)	179(10.0)	195(10.9)	1,416(79.1)
電気，ガス，水道業	219(100.0)	26(11.9)	25(11.4)	168(76.7)
サービス業	3,783(100.0)	309(8.2)	394(10.4)	3,080(81.4)
公　　務	1,830(100.0)	194(10.6)	297(16.2)	1,339(73.2)
分類不能の産業	50(100.0)	9(18.0)	6(12.0)	35(70.0)

〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」中の「単一労働組合に関する統計表」による。

組織別分布状況　まず企業別組織についてみると（第147・148表）、その組合数は一万七四四一組合で、総組合数の八六・六％と圧倒的多数を占め、また前年に対して七四八組合を増加した。次いで職業別組織は一三五一組合（総組合数の六・七％）であるが、これを前年に比べると一九

第147表　組織別単一労働組合数

組織	1957年	1958年	対前年増減
	組合	組合	組合
合計	19,297(100.0)	20,132(100.0)	835
企業別	16,693(86.5)	17,441(86.6)	748
産業別	668(3.5)	819(4.1)	151
職業別	1,370(7.1)	1,351(6.7)	△ 19
地域別	251(1.3)	205(1.0)	△ 46
その他	315(1.6)	316(1.6)	1

〔備考〕 1) △印は減少。
2) 労働省「労働組合基本調査報告」中の「単一労組合に関する統計表」による。

第148表　産業および組織別単一労働組合数（1958年6月末）

産業	合計	企業別	産業別	職業別	地域別	その他
	組合	組合	組合	組合	組合	組合
全産業	20,132(100.0)	17,441(86.6)	819(4.1)	1,351(6.7)	205(1.0)	316(1.6)
農業	40(100.0)	29(72.5)	—(—)	6(15.0)	3(7.5)	2(5.0)
林業，狩猟業	84(100.0)	30(35.7)	28(33.3)	9(10.7)	17(20.2)	—(—)
漁業，水産養殖業	108(100.0)	50(46,3)	27(25.0)	29(26.9)	1(0.9)	1(0.9)
鉱業	1,026(100.0)	1,010(98.4)	6(0.6)	9(0.9)	—(—)	1(0.1)
建設業	1,013(100.0)	342(33.8)	79(7.8)	217(21.4)	87(8.6)	288(28.4)
製造業	8,452(100.0)	8,110(96.0)	166(2.0)	144(1.7)	27(0.3)	5(0.1)
卸売，業小売業	1,031(100.0)	984(95.4)	7(0.7)	31(3.0)	6(0.6)	3(0.3)
金融，保険業	682(100.0)	670(98.2)	5(0.7)	7(1.0)	—(—)	—(—)
不動産業	24(100.0)	24(100.0)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
運輸通信業	1,790(100.0)	1,701(95.0)	25(1.4)	54(3.0)	4(0.2)	6(0.3)
電気，ガス，水道業	219(100.0)	217(99.1)	1(0.5)	1(0.5)	—(—)	—(—)
サービス業	3,783(100.0)	2,471(65.3)	466(12.3)	820(21.7)	22(0.6)	4(0.1)
公務	1,830(100.0)	1,796(98.1)	6(0.3)	24(1.3)	—(—)	4(0.2)
分類不能の産業	50(100.0)	7(14.0)	3(6.0)	—(—)	38(76.0)	2(4.0)

〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」中の「単一労働組合に関する統計表」による。

第149表　適用法規別単一労働組合数および組合員数

適用法規	1957年6月末				1958年6月末			
	組合数		組合員数		組合数		組合員数	
	組合	%	人	%	組合	%	人	%
合計	19,297	100.0	6,762,601	100.0	20,132	100.0	6,984,032	100.0
労働組合法	15,618	80.9	4,311,411	63.8	16,290	80.9	4,464,472	63.9
公共企業体等労働関係法	20	0.1	913,450	13.5	27	0.1	926,542	13.3
地方公営企業労働関係法	336	1.7	109,574	1.6	362	1.8	118,623	1.7
国家公務員法	294	1.5	274,087	4.1	283	1.4	270,633	3.9
地方公務員法	3,029	15.7	1,154,079	17.1	3,170	15.7	1,203,762	17.2

〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」中の「単一労働組合に関する統計表」による。

第150表　民官公営および適用法規別単一労働組合数および組合員数（1958年6月末）

民官公営	合計		労組法		公労法		地公労法		国家公務員法		地方公務員法	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合計	20,132	6,984,032人	16,290	4,464,472人	27	926,542人	362	118,623人	283	270,633人	3,170	1,203,762人
民間企業	15,994	4,227,704	15,994	4,227,704	—	—	—	—	—	—	—	—
内駐留軍労務	4	59,486	4	59,486	—	—	—	—	—	—	—	—
公共企業体	18	651,592	—	—	18	651,592	—	—	—	—	—	—
国家	295	562,865	3	17,282	9	274,950	—	—	283	270,633	—	—
地方	3,825	1,541,871	293	219,486	—	—	362	118,623	—	—	3,170	1,203,762
内失業対策事業	271	214,189	271	214,189	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕　労働省「労働組合基本調査報告」中の「単一労働組合に関する統計表」による。

組合の減少となり、一九五五年以降次第に減少してきている。産業別組織は八一九組合（同じく四・一％）で、対前年一五一組合を増加し、前年若干の減少があったものの、本年は一九五三年以降最高の組合数および比率に達した。また地域別組織は二〇五組合（同じく一・〇％）で、対前年四六組合を減少し、「その他」の組合は三一六組合（同じく一・六％）で、対前年一組合の増加を示した。このように、わが国組合の特質とされる企業別組織は、組合の圧倒的部分を占めてますます増加してゆく一方、産業別、職業別、地域別の組合にあっては、産業別組織がわずかながら漸次増加の傾向を示し、地域別組織はいわば伸び悩みの状態、職業別組織は減少の一途をたどっている。

適用法規別分布状況　適用法規別に分布をみると（第149・150表）、労働組合法適用の組合は一万六二九〇組合（総労働組合数の八〇・九％）、四四六万四千人（総労働組合員数の六三・九％）であり、前年に対して六七二組合増、一五万三千人増となっている。ただし、組合員数のうち失業対策事業での増加そのものは、前年民間企業に分類されていた全日自労を、本年は失業対策事業に分類替えした技術上の操作によるものを含んでいる。次いで多い地方公務員法適用の組合は三一七〇組合（同じく一五・七％）、一二〇万四千人（同じく一七・二％）であり、前年に対し一四一組合、五万人の増加であった。この増加は主として自治労傘下労組の組織拡充によるものである。公共企業体等労働関係法適用の組合は、組合数では二七組合（同じく〇・一％）にすぎないが、組合員数は九二万七千人（同じく一三・三％）で地公法適用の組合員数に次いでおり、前年に対し七組合、一万三千人増加した。組合数の増加は主として国鉄および林野庁関係労組の増加によるものと思われる。また、国家公

務員法適用の組合は二八三組合（同じく一・四％）、二七万一千人（同じく三・九％）で、対前年九組合、三千人の減少、地方公営企業労働関係法適用の組合は三六二組合（同じく一・八％）、一一万九千人（同じく一・七％）で、前年に対し二六組合、九千人の増加であった。

なお、適用法規別の分布と密切な関係をもつ民官公営別の組合数および組合員数は、民間企業に属するもの―すべて労組法適用―が一万五九九四組合（総組合数の七九・四％）、四二二万八千人（総組合員数の六〇・五％）で、前年に比べ六五五組合の増加、三万二千人の減少であった。しかし組合員数の減少のうち、さきに指摘した全日自労の技術的操作によるものを別とすれば、組合員数は増加しているものとみられる。公共企業体に属するものはすべて三公社に勤務するもので組織する公労法適用の組合で、一八組合（同じく〇・一％）、六五万二千人（同じく九・三％）であり、前年に対し五組合、三万一千人の増加であった。国家事務に従事するものの組合は、ほとんどが国家公務員法の適用をうけるものおよびいわゆる五現業に属する公労法適用の組合で、二九五組合（同じく一・五％）、五六万三千人（同じく八・一％）であり、前年に対し七組合、四千人の減少であった。このうち組合数の減少は国家公務員法適用の組合、組合員数の減少は上記両者特に公労法適用の組合員数減によるものである。また、地方事務に従事するもので組織する組合は、非現業職員の組織する地方公務員法、公営企業職員の組織する地公法適用および失対労務者の組織する労組法適用の各組合からなり、合計三八二五組合（同じく一九・〇％）、一五四万二千人（同じく二二・一％）で、前年に比べて一八二組合、二二万六千人の増加であった。このうち組合数の増加は主として地公法適用の組合数増によるものであり、組合員数の増加は労組適用組合員（このうち失業対策事業関係組合員数の技術的な増加および地方公務員法適用組合員数の増加によるものであった。

第二節　主要連合団体

一九五八年六月末における労働組合連合団体は二九七一団体であり、そのうち連合組織は一〇〇九団体（連合団体総数の三四・〇

第151表　地域および組合の種類別労働組合連合団体数

（1958年6月末）

地域	合計		連合組織		協議組織	
	組合	%	組合	%	組合	%
合計	2,971	100.0	1,009	100.0	1,962	100.0
全国的	203	6.8	175	17.4	28	1.4
地方的	221	7.4	121	12.0	100	5.1
府県的	781	26.3	380	37.7	401	20.4
地区的	1,766	59.4	333	33.0	1,433	73.0

〔備考〕 1）「全国的」とは組合規約において当該産業，職業または企業に属する労働者は全国いずれの地にあるかをとわずその組合に加入することができるよう定められており，かつ現実にその組織が1，2の地区，1，2の都道府県に限定されることなく地理的にみて数地区にわたって分布するもの。
2）「地方的」とは，数都道府県に分布するもの。
3）「府県的」とは，1都道府県または近接府県に分布するもの。
4）「地区的」とは1郡1市町村または近接郡市町村にわたって分布するもの。
5）労働省「労働組合基本調査報告」(1958年6月）による。

%)、協議組織は一九六二団体（同じく六六・〇%）であった。そして、これを前年同期に比べると一七〇団体（連合組織三五団体、協議組織一三五団体）の増加となっている。これらの連合団体にはその傘下に僅か数組合をもつにすぎないもの、あるいは数十の団体または組合をもつもの等その規模の大小に差異があり、また傘下組合の種類も民間労組のみのもの、官民労組混合のもの、産業別組合のみの組織体であるもの、企業別単組の組織体であるもの等各種の態様がみられ、更にその地域的範囲も地区的範囲のものから全国的範囲のものまでにわたって多種多様である。いまそのうち地域的範囲をわかって連合団体の分布状況についてみると（第151表）のとおりである。そして、全国的範囲にわたるもののうちには総評、全労（および総同盟）、新産別等のいわゆる中央組織と称されるものを含んでいる。その中央組織に結集されている組織人員数は四三八万四千人、組織労働者総数の六二・八%に及び、前年同期に比べて一四万六千人を増加した。なお、前年の調査時に存在していた産別会議（一九四六年八月結成）は一九五八年二月に解散している。以下に

第152表　加入主要団体別組合員数

主要団体	1656年6月末	1957年6月末	1958年6月末	(1958年6月末～1957年6月末)
	人 %	人 %	人 %	人
合計	6,463,118 (100.0)	6,762,601 (100.0)	6,984,032 (100.0)	220,431
日本労働組合総評議会	3,137,551 (48.5)	3,410,228 (50.5)	3,548,921 (50.8)	138,693
全日本労働組合会議	661,965 (10.2)	782,459 (11.6)	796,455 (11.4)	13,996
日本労働組合総同盟	242,317 (3.7)	256,297 (3.8)	273,270 (3.9)	16,973
その他	432,005 (6.7)	529,091 (7.8)	524,885 (7.5)	△ 4,206
全国産業別労動組合連合	36,135 (0.6)	37,933 (0.6)	41,214 (0.6)	3,281
(全日本産業別労働組合会議)	12,078 (0.2)	12,540 (0.2)	— (—)	—
以上の団体に加入しない全国組合	1,083,314 (16.8)	1,029,011 (15.2)	1,027,143 (14.7)	△ 1,818
その他の組合	1,564,579 (24.2)	1,554,275 (23.0)	1,652,773 (23.7)	98,498

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加入している組合の組合員数は，それぞれの団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計は，合計欄の数と一致しない。
2)　全日本産業別労働組合会議は1958年2月に解散。
3)　組合員数には非独立組合員数を含む。「非独立組合員数」とは，単一組織組合員数のうち，下部で単位扱組合を結成せず，直接に本部または連合扱組合に加入する形となっている組合員数をいう。
4)　△印は減少を示す。
5)　労働省「労働組合基本調査報告」による。

おいてはこの中央組織の組織現況と中央組織には加入していないが、いわゆる全国組合と称される一部の全国的連合団体（および若干の単一組織）の組織現況をみることにする（第152表）。

日本労働組合総評議会（総評）　構成団体は四六団体、加入組合員数は三五四万九千人（組織労働者総数の五〇・八％）で、前年同期に対して三団体、一三万九千人の増加であった。構成団体が増加したのは、一九五七年七月に全国印刷出版産業労組総連合会（一万八千人）および全国旅客自動車労組連合会（二万四千人）が新規加入し、更に一九五八年六月に全国税関労組（六千人）が新規加入したことによるものである。また組合員数が増加したのは、上記三団体の新規加入のほか、全日本自治体労組（未加入市町職組に対する組織拡充による）の三万五千人増、全国金属労組（産別全金属の吸収による）の一万八千人増、全日本自由労組（既設組合の統合および未組織労働者の新規組織化による）の一万六千人増、日本私鉄労組総連合会（中小バス専業会社労組等の統合による）の一万三千人増、全農林省労組（全林野関係労務者の新規組織化による）の一万一千人増、日本教職員組合（主として自然増による）の一万人増、その他傘下団体の組織拡充等が行われたことによる。

一方、傘下団体で組合員数の比較的大幅な減少があったものとしては、全駐留軍労組（人員整理による）の一万六千人減、国鉄労組（職能別労連の分裂等による）の八千人減、全国税職員労組（組合員脱退による）および全日本金属鉱山労組連合会（日鉱連の一時的脱退による）の各三千人減等があった。

全日本労働組合会議（全労）　構成団体は総同盟傘下一一団体およびそれ以外の一〇団体の合計二一団体、加入組合員数は七九万六千人（組織労働者総数の一一・四％）で、前年同期に対して二団体、一万四千人の増加であった。構成団体数が増加したのは総同盟傘下として一九五七年九月に東邦亜鉛労組（三千人）が新規加入し、総同盟以外の全労傘下団体として一九五七年一一月に関西電力労組（二万二千人）が新規加入したことによるものである。組合員数が増加したのは、上記新規加入のほか、総同盟傘下で全国金属産業労組同盟（日本製鋼労連、ビクター・オート労組等の新規加入による）の八千人増、全国化学労組同盟（中立中小労組の統合および未組織労働者の新規組織化による）の七千人増、全国石炭鉱業労組（羽幌炭鉱労連ほか中小炭鉱労組の新現加入による）四千人増等の組織拡充が行われたことによる。しかし、全労全体の加入組合員数の増加がきわめて低調で、組織労働者総数中に占める比率では前年より若干の低下をさえ示したのは、上述の組織拡充が行われた反面、全国繊維産業労組同盟（操短による組合員の離職）の二万四千人減、日本駐留軍労組（人員整理による）の五千人減というごとき大幅な組織縮減が行われた団体があったことによるものである。

全国産業別労働組合連合（新産別）　構成団体は五団体、加入組合員数は四万一千人（組織労働者総数の〇・六％）で、前年同期に対して団体数は同数、組合員数は三千人（比率は同率）の増加であった。組合員数の増加は全国土建産業労組連合会、全国機械金属労組その他で若干の組織拡充が行われたことによる。

中立系全国組合　以上の三中央組織に加入していない全国的連合団体（または単一組織）のうち、いわゆる全国組合と称されるもののおもな推移をみると、まず前年に対して組合員数増加の大きかったものとしては、全日本電気機器労組連合会（新設工場での人員補充、臨時工の本工繰入れ、組織の統合等による）の二万人増、全国土建労組総連合（組織統合および未組織労働者の新規組織化による）の一万四千人増、全国電力労組連合会（九州電産の新規加入その他による）の一万二千人増、全国生命保険外務労組連合会（明治月掛

労組等の新規加入および登録社員数の増加による）の六千人増、全日本百貨店労組連合会（大阪阪神、東京そごう、東京丸物等各労組の新規加入および採用人員増による）の五千人増等があった。

また、組織の縮減がみられたのは全国一般合同労組協議会、全日本中小企業労組総連合その他であったが、中小企業労組の連合体である上記二団体にあっては、その組織系統が未だ十分確立されていない点があるため、年によって組合員数にもかなりの増減があることを考慮すべきである。

第三章　労働争議統計の分析

わが国の労働争議統計には、労働省労働統計調査部「労働争議統計調査」のほか、業務統計として、中央労働委員会で集計する各労働委員会の「労働争議調整取扱件数・参加人員」があり、これは中央労働委員会事務局編『労働委員会年報』に毎年公表されている。しかし、中央労働委員会の業務統計は、労働委員会が関与した争議だけを対象にしているから包括的なものではないし、公共企業体における労働争議は、まったく含まれていない。したがって、本章では、労働省「労働争議統計調査」にもとづいて記述する。

（注）労働省「労働争議統計調査」の調査単位は、独立の工場・事業所である。したがって、共同争議や労働組合連合体の労働争議の場合も、各々独立している工場・事業所ごとに調査する。ただし、この調査単位は、一九五〇年四月まで、「企業単位」または「組合単位」、「事業所単位」が混用されていた。集計単位としては、労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議などの場合も、いずれも一件の争議として集計することになっている。

争議件数および参加人員　一九五八年の労働争議（この一年間に新規発生した争議へ前年から繰越して継続した争議を加えたもの）は、これを総争議（争議行為を伴なわない争議と争議行為を伴なった争議の合計）についてみると、件数一八六四件、その参加人員六三六万二四〇七人であって、前年に比べ、件数では一八四件の増加、参加人員では二一〇万〇九五七人の減少となっている（第153表）。

（注）従来、この年鑑に掲載してきた総争議件数・総参加人員数の計算の基礎が、本集から変更された。詳しくは、第153表の備考欄を参照のこと。

右のように、総争議件数は、前年に引続いてかなり増加し、発生総争議件数だけでも一七八八件（前年一六四六件）で、わが国労働組合運動史上の最高記録を更新した。しかし、総争議総参加人員は、前年にくらべると、かなり大幅に減少し、これを発生総争議総参加人員数だけについても、前年の八〇三万二八三九人に対し、一九五八年は五六万五七〇九九人で、同じ傾向を示している。とはいえ、総争議総参加人員数の水準は、一九四八年、一九五七年に次ぎ、依然として第三位を占め、とくに、総争議件数との関連でみると、中小あるいは零細事業所での労働争議が活発化してきているという前年来の傾向は、いっそう強まったようである。

ところで、争議行為（同盟罷業・工場閉鎖・同盟怠業・業務管理を伴なった争議だけについてみると、一九五七年は、件数一二四七件、総参加人員数五〇八万六七七二人であり、前年に比べ、件数では二四八件の増加、総参加人員数では二七四万一四五九人の激増となっている。争議行為を伴なった争議の件数は、一九四八年以来の最高記録を示した前年を上回り、ついに一千件台を突破し、わが国労働

第153表 年別・争議形態別労働争議件数・参加人員（発生・繰越）

年別	総争議		争議行為を伴なわない争議		争議行為を伴なった争議									
					小計		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数
1946年	920	2,722,582	110	2,087,599	810	634,983	622	510,391	80	7,024	130	75,069	170	140,569
1947年	1,035	4,415,390	352	4,120,069	683	295,321	382	212,081	88	7,693	141	62,922	93	24,039
1948年	1,517	6,714,843	604	4,109,360	913	2,605,483	667	2,298,530	83	6,638	136	301,576	54	6,548
1949年	1,414	3,307,407	770	2,067,861	651	1,239,546	511	1,117,154	53	7,447	100	128,980	25	8,322
1950年	1,487	2,348,397	783	1,321,556	763	1,026,841	566	761,051	45	26,588	267	409,356	28	6,446
1951年	1,186	2,818,688	584	1,432,254	670	1,386,434	564	1,159,740	35	4,819	184	362,114	—	—
1952年	1,233	3,683,435	573	1,839,036	725	1,844,399	576	1,622,549	29	8,608	241	616,717	2	476
1953年	1,277	3,398,667	584	1,655,483	762	1,743,229	602	1,333,519	27	23,389	261	732,118	4	271
1954年	(1,247)	(2,635,426)	(552)	(1,088,807)	780	1,546,619	623	915,111	32	21,846	271	967,821	6	869
1955年	(1,345)	(3,748,019)	(615)	(1,980,652)	809	1,767,367	638	1,028,629	40	8,922	310	1,000,397	1	29
1956年	(1,330)	(3,371,918)	(591)	(1,767,243)	815	1,604,675	631	954,177	44	168,487	337	737,113	5	208
1957年	(1,674) 1,680	(5,262,823) 8,463,364	(780) 681	(2,917,510) 1,754,266	999	2,345,313	810	1,554,968	53	8,354	385	1,240,225	4	325
1958年	1,864	6,362,407	617	1,275,635	1,247	5,086,772	887	1,179,566	58	116,134	551	1,679,789	3	388

〔備考〕 1) 総争議の件数は，①当該期間に争議行為を行った争議，②当該期間に第三者の関与があった争議および③前期以前に争議行為または第三者関与があったが，当該期間には争議行為も第三者関与もない前期からの繰越争議のそれぞれの件数の合計である。ただし1957年合計の（ ）内の数字および1956年以前の数字は③の件数を含まない件数である。

2) 総争議の総参加人員数は，争議に参加した人員の総数（争議団体の統制下にある構成人員の総数）である。ただし1957年合計の（ ）内の数字および1956年以前の数字は争議行為を実際に行った人員と第三者関与の対象人員数との合計による参加人員数である。

3) 争議行為を伴なわない争議の件数および総参加人員数は当該期間において争議行為のまったくなかった争議のみを示す。ただし1957年合計の（ ）内の数字および1956年以前の数字はこのほかに争議行為を伴なった争議でも行為に参加しなかった者があるときは，第三者関与がある場合に限りその件数および行為不参加人員数をこの欄に集計してある。

4) 労働省「労働争議統計調査」による。年集計，以下特に付記しないかぎり同じ。

運動史上の最高を記録した。また，総争議の場合と異なり，争議行為を伴なった争議の総参加人員数は，前年に比べて二倍以上になり，ここでも従来の最高記録をはるかに上回った。

次に，一九五八年における労働争議件数・総参加人員数の月別推移をみよう（第154表）。

発生労働争議件数（総争議）では，多い月から順位をつけると，一一月，一二月，七月，六月，四月，の順になっている。これは，年末と夏季とに――つまり臨時手当を目標として，争議発生件数が増加するという一九五五年当時の傾向（一二月，七月，六月，一一月，五月の順）とほぼ同じであり，三年前よりいっそう年末に争議が集中したことを示す。そして，この傾向は，一九五六年および一九五七年に，賃金引上げの闘争がおこなわれる春季の発生件数の順位

第154表　月別・争議形態別労働争議件数・参加人員　(1958年)

月別	総争議				争議行為を伴なわない争議		争議行為を伴なった争議									
	総数		発生				小計		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数
1 月	124	1,026,225	48	320,917	94	1,002,061	30	11,740	21	4,246	5	301	8	8,222	1	10
2 月	150	1,111,198	74	102,045	102	1,018,803	48	29,121	36	16,101	7	512	15	14,261	—	—
3 月	241	1,572,310	141	490,423	119	408,524	122	661,761	87	323,618	8	827	60	482,654	—	—
4 月	317	1,710,539	164	241,345	149	725,881	168	376,520	135	303,530	10	3,459	62	133,754	2	378
5 月	225	712,244	97	88,154	133	456,205	92	71,272	73	59,628	12	3,105	23	10,504	2	378
6 月	299	1,309,161	180	696,876	154	477,973	145	195,325	119	104,585	8	1,131	45	97,600	2	316
7 月	337	950,333	190	513,921	162	454,604	175	98,060	146	72,660	10	626	43	32,589	2	316
8 月	270	908,833	144	198,182	152	392,056	118	79,398	97	56,560	9	476	28	27,292	2	316
9 月	263	1,310,528		540,972	140	523,941	123	149,020	81	99,437	12	8,435	50	58,801	2	316
10 月	269	1,901,894	121	811,006	137	564,567	132	492,478	50	53,907	15	8,442	80	438,086	2	307
11 月	462	2,400,075	270	475,224	161	592,388	301	819,602	121	294,370	11	3,452	204	533,085	1	249
12 月	398	1,942,079	229	857,010	200	902,271	198	276,869	167	89,749	15	104,722	53	100,271	1	249

〔備号〕 1)　労働省「労働争議統計調査」による。
2)　総争議の発生欄以外は，すべて前年あるいは前月からの繰越しを含む。

が高かったのと対照的である（一九五六年は一二月、一一月、三月、六月、四月の順、一九五七年は一二月、一一月、七月、三月、四月の順）。したがって、一九五八年の各月を、前年同月と比べて争議発生件数が減少したのも、一二月の二七件減を例外とすれば、三月の三四件減をはじめ、五月の一四件減、一月の三件減など、「春季斗争」の時期に対応している。

発生労働争議総参加人員数（総争議）では、多い月から順位をつけると、一二月、一〇月、六月、九月、七月となっており、前年（一二月、四月、二月、一〇月、三月の順）に比べると、春季の総参加人員数の順位が、目だって低くなり、これに対して、特に夏季の順位が高くなった。やや歴史的にみると、春季闘争たけなわの四月し総参加人員数は、一九五六年が一九五五年に対して約五倍の激増であり、一九五七年には一九五六年に対して更に約三・五倍の増加を示したが、一九五八年にはこの傾向が逆転したのである。

発生・繰越労働争議件数（総争議）でも、発生労働争議のみの場合と、ほぼ同じ月別推移を示している。ただし、六月と四月の順位が交替しているのは、一九五八年の春季闘争が、前年より短期化した事実を反映したものと思われる。一方、発生・繰越労働争議総参加人員数（総争議）は、発生労働争議のみの場合に比べると、一二月および一〇月の順位が低くなり、夏季・年末闘争も、特に組織人員の多い労働組合において、短期化したことを示す、と考えられる。

一九五八年を各月別にみて、同盟罷業の最も多かった月は、件数では前年同様一二月、総参加人員数では三月（前年一〇月）、同盟怠業の最も多かった月は、件数・総参加人員数ともに一一月、工場閉鎖の最も多かった月は、件数および総参加人員数からみて、一二月であった。

争議の形態　労働省「労働争議統計調査」では、労働争議を、次のように分類している。

- 総争議
  - 争議行為を伴なった争議
    - 同盟罷業
    - 工場閉鎖
    - 同盟怠業
    - 業務管理
  - 争議行為を伴なわないが調整のため第三者が関与した争議
    - 労働委員会の関与した争議
    - 労政職員の関与した争議
    - その他の関与した争議

（注）争議形態別の分類法　たとえば、一つの争議が、集計期間中最初は争議行為を伴なわず、のちに同盟怠業をおこない、次いで同盟罷業が発生し、しばらく休止していて更にまた同盟罷業が発生するなどのように、数種の形態が行われることもあり、また同時に異種の形態の争議が行われることもあるわけである。一九四六年以来、この形態別の分類法は、集計期間中に数種の争議形態が行われたならば、その期間中の最後の形態をもって、その争議の形態ときめていた。このような方法をとれば、統計上はきわめて簡単であるが、実際からはなれる結果となるので、一九五〇年以降は、実態を表わすという方針のもとに、数種の形態が行われた場合には、各形態ごとにそれぞれの参加人員を用いて一件の争議として取り扱い、争議行為と伴なったものの小計欄には一まとめにして一件の争議として計上し、参加人員は各形態のうち最大の参加人員をもつ一面だけ集計するという方法を採用した。しかし、同じ形態が二回以上行われたときは、一回だけ計上することになった。第三者が関与した争議で、争議行為を伴なったときは、行為を伴なった参加人員と総参加人員との差を、争議行為を伴なわないものの欄に各一件として集計し、総計欄には一括して一件とし、総参加人

員を用いて計上することにした。したがって、各形態ごとの件数・参加人員の合計は、争議行為を伴なった争議参加人員の小計と一致せず、行為を伴なった小計の件数と行為を伴なわない件数の和は、総計の件数とは一致していない場合がある。

一九五八年における総争議件数ならびに総参加人員数のうちで、争議行為を伴なった争議の比率をみると、件数では六六・九%、総参加人員数では八〇・〇%を占めている。これは、件数において五九・五%、総参加人員数において二七・七%を示した前年より比率が高く、特に総参加人員数の場合は、おそらく、第二次世界戦争後の最高記録であろう（従来の最高は、一九五四年の五八・七%であった）。

争議行為を伴なった争議を更に各争議形態別にみると、すでに第153表に示したとおりである。

同盟罷業は前年、件数・総参加人員数ともに急増し、特に件数においては、わが国労働組合運動史上の最高を記録したが、一九五八年も、更に増加を続け、八八七件に達した（一〇年前の一九四八年には六六七件）。しかし、総参加人員数のほうは、一九五八年になってからも、年間一〇〇万人台を維持したとはいえ、前年に比べ、かなり減少した。これは、中小企業でストライキが頻発した傾向を物語っているといってよいだろう。

同盟怠業は、前年、件数・総参加人員数ともに、統言上、最高記録を示したが、一九五八年には、更にその水準を大幅に越えた。しかし統計上における同盟怠業の増減は、必ずしもサボタージュの増減をそのまま反映しているわけではない。労働省「労働争議統計調査」では作業停止継続時間四時間末満の時限ストライキを、「同盟怠業」に含めて分類することになっているからである。したがって、近年、統計上に認められる「同盟怠業」の増大は、時限ストライキの広範化を反映したものと思われる。特に、一九五八年における同盟怠業件数の著しい増大は、中小企業争議の特徴を現わしている。

業務管理は、件数・総参加人員数ともほぼ一九五二年以後の平年水準を示しているが、前年来、件数の減少にもかかわらず、総参加人員数の増加がみられ、やや規模の大きい事業所で業務管理が発生するようになってきた傾向は、一九五八年にも拡大した。

工場閉鎖は、件数・総参加人員数ともに、前年より更に増加した。特に、総参加人員数の増大が著しく、一九五六年に次いで、第二位を記録した。

労働損失日数　争議による直接労働損失日数は、第155表のとおりである。すなわち、一九五八年は、総数において、前年より更に増大し、一九五三年以来の最高記録であった。また、同盟罷業による

第155表　直接労働損失日数（発生・繰越）

年別	総数(A)	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの(B)	B/A
	千日	千日	千日	%
1946年	6,266	6,093	173	2.8
1947年	5,036	4,894	142	2.8
1948年	6,995	6,880	116	1.7
1949年	4,321	4,252	68	1.6
1950年	5,486	5,133	353	6.4
1951年	6,015	5,972	42	0.7
1952年	15,075	15,012	63	0.4
1953年	4,279	3,854	425	9.9
1954年	3,836	2,659	1,177	30.7
1955年	3,467	3,307	160	4.6
1956年	4,562	2,353	2,269	49.7
1957年	5,652	5,561	128	2.3
1958年	5,785	5,567	596	10.7

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

直接労働損失日数だけについてみても、一九五三年以来の最高であったが、一〇年前の一九四八年よりは、やや少ない。工場閉鎖による直接労働損失日数は、一九五三年以来の最低であった前年より四倍半以上も増大し、総数に対する比率では、一九五六年、一九五四年に次いで第三位を占めている。

（注）　労働損失日数は二種類に大別される。その一つは、同盟罷業や工場閉鎖に直接関係した労働者の延人員をもって表わされる直接労働損失日数である。その二は、一部の労働者が同盟罷業をおこなったために、その事業所の他の労働者が作業停止をせざるをえなかった延人員をもって表わされる間接労働損失日数である。しかし間接に作業を停止せざるをえなかったが、事業所が異なる場合には、間接労働損失日数には含めない。一般に労働損失日数は、長期争議のときには作業停止をした人員に可能労働日数を乗じて算定する。一九五〇年四月以前は、七日以上継続する作業停止争議においては一律に七日につき一日を差引いて日数を計算していたが、一九五〇年五月以後、可能労働日数をもって計算することに変更された。可能労働日数とは、暦日の日数から、その事業所において実際に休日と定めた日を差引いた日数である。なお、一日のうち四時間以上の罷業は、一日として計算することになっている。

直接労働損失日数の産業別（大分類）分布をみると、第一位は鉱業で三四八万二三六四日（前年第一位、二二八万一六六一日）、第二位は製造業で一八三万三八五四日（前年第二位、一五九万三三一六日）、第三位は運輸通信業で三八万八六二六日、第四位はサービス業で二三万一四一一日、第五位は電気・ガス・水道業で四万四八九三日、第六位は公務で三万六九三一日、第七位は金融・保険業で一万〇二五一日、第八位は卸売・小売業で一万〇二三四日、第九位は建設業で九〇一五日、第一〇位は漁業で二六〇四日、第一一位は林

第156表　産業別作業停止労働争議件数・参加人員（1958年）

産業	件数	行為参加人員
全産業	903	1,279,434
農業	1	9
林業・狩猟業	1	2,130
漁業	2	236
鉱業	151	584,553
建設業	15	2,188
製造業	465	384,576
食料品	18	3,488
タバコ	4	1,089
繊維	24	24,277
衣服	4	443
木材・木製品	16	724
家具・装備品	2	89
パルプ・紙	19	23,678
印刷・出版	28	3,436
化学	44	94,828
石油・石炭製品	9	1,389
ゴム製品	5	4,599
皮革	1	12
窯業・土石製品	28	2,597
鉄鋼	29	16,444
非鉄金属	14	43,072
金属製品	22	1,069
機械	83	25,026
電気機器	48	90,439
輸送用機器	51	39,983
専門機械器	10	7,694
武器	—	—
その他	6	200
卸売・小売業	19	2,126
金融・保険業	7	3,306
運輸・通信業	139	132,646
電気・ガス・水道業	11	12,406
サービス業	81	129,285
公務	11	25,973

〔備考〕　1）　労働省「労働争議統計調査」による。
　　2）　発生＋形態変更＋繰越。

第157表　主要要求事項別労働争議発生件数

要求事項	1946年	1647年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年
（積極的要求）													%
組合の承認または組合活動	60	24	5	—	14	14	12	26	30	19	18	24	28 (1.7)
労働協約の締結または全面的改訂	282	188	205	143	115	79	77	99	104	74	61	77	60 (3.6)
資金増額	675	487	615	250	246	566	488	470	398	267	355	522	416 (24.8)
臨時給与金支給	140	153	155	127	225	347	354	435	408	503	476	553	476 (28.4)
退職金制度の確立または増額	—	—	—	—	—	—	—	66	61	70	68	56	31 (1.8)
労働時間の変更	203	42	17	4	5	11	10	8	11	16	6	45	13 (0.8)
休暇休日	217	44	19	6	3	8	9	9	20	14	6	3	5 (0.3)
経営参加	241	47	44	5	12	3	3	3	13	—	—	1	— (—)
福利厚生施設	110	26	23	4	3	3	9	7	15	12	12	18	16 (1.0)
（消極的要求）													
賃金減額反対	9	1	9	49	69	6	15	14	49	28	13	2	13 (0.8)
賃金定期支払	23	38	93	252	369	114	127	86	141	113	42	43	38 (2.3)
解雇休業手当	—	—	—	—	—	—	—	61	70	49	25	33	38 (2.3)
事業休廃または操業短縮反対	52	47	53	67	31	19	20	21	35	26	25	26	19 (1.1)
解雇反対または被解雇者の復職	183	113	179	347	259	102	141	127	203	191	162	162	199 (11.8)
（その他）													
その他賃金	—	—	—	—	—	—	28	32	51	64	47	71	24 (1.4)
その他作業条件	—	—	—	—	—	—	9	26	25	21	23	37	30 (1.8)
労働協約の効力	—	—	—	—	—	—	1	8	11	12	19	9	10 (0.6)
その他人事	—	—	—	—	—	—	34	34	36	47	51	74	80 (4.8)
その他	1,040	579	560	572	386	165	256	65	19	11	10	12	180 (10.7)

〔備考〕 1) 労働省「労働争議統計調査」による。
2) 1946～1951年の「その他」のうちは，「その他資金」，「解雇休業手当」，「その他作業条件」，「労働協約の効力」，「その他人事」，「退職金制度の確立または増額」に関する要求が含まれる。1952年の「その他」のうちには，「解雇休業手当」，「退職金制度の確立または増額」に関する要求が含まれる。

労働争議発生件数（1958年）

その他の労働条件				労働	経営および人事					福利厚生施設	その他
小計	労働時間の変更	休暇休日	その他の作業条件	協約の効力	小計	経営参加	事業休廃または操業短縮反対	解雇反対または被解雇者の復職	その他人事		
3	—	—	3	1	18	—	2	14	2	2	1
3	1	—	2	1	30	—	3	19	8	2	2
4	2	—	2	—	34	—	2	25	7	2	—
7	2	2	3	1	25	—	4	13	8	—	—
5	3	—	2	2	39	—	2	28	9	—	—
6	1	—	5	—	26	—	3	16	7	1	2
—	—	—	—	2	29	—	3	21	5	—	2
14	12	—	2	1	32	—	1	28	3	—	1
10	1	—	9	1	57	—	1	21	35	6	3
6	—	—	6	1	19	—	3	12	4	3	54
6	3	—	3	1	18	—	1	10	7	—	135
5	1	1	3	1	17	—	1	11	5	3	—

業で二一三〇日、第一二位は農業で一八日、最下位は不動産で〇日となっている。

争議の産業別分布　一九五八年の労働争議を、「作業停止労働争議」について、どの産業部門に多く発生したかをみると、第156表のとおりである。

（注）　労働争議統計調査で「作業停止労働争議」とは、「同盟罷業」または「工場閉鎖」の行われたものをいう。したがって、時限ストライキは、統計上「同盟怠業」に含められているので、ここにははいらない。

産業大分類別に、作業停止労働争議件数の多い部門から順位をつけると、第一位は製造業で、前年に比べ八七件増、第二位は鉱業で、前年に比べ四八件増、以下、運輸・通信業、サービス業などが続いている。また、製造業を中分類別に作業停止労働争議件数の順位で並べると、第一位は、前年と同様に機械製造業で四件増、第二位は輸送用機器製造業で一三件増（前年第三位）、第三位は電気機器製造業で一一件増（前年第四位）、第四位は化学工業で一一件減（前年第二位）、第五位は鉄鋼業となっている。一九五八年には、輸送用機器製造業と鉄鋼業とにおける作業停止労働争議の拡大が注目されるが、最近の傾向として、ストライキ運動の中心に金属労働者がたっているという事実は、いっそう明瞭になってきた。

次に作業停止労働争議の行為参加人員数の多い部門を、製造業の中分類別にみると。第一位は化学工業で約一〇万人、第二位は電気機器製造業で約九万人、第三位は非鉄金融製造業で約四万人、第四位は輸送用機器製造業でやはり約四万人、第五位は機械製造業で約三万人となっている。

争議の要求事項　労働省「労働争議統計調査」で調査している労働争議の要求事項は、争議の最初に労働者側から提出された要求内

第158表　月別・主要要求事項別

月別	組合の承認または組合活動	協働の全面改訂労約結は締結	賃金および手当							
			小計	賃金増額	賃金減額反対	賃金定期支払	その他賃金	臨時給与金支給	休業手当解雇	退職金制度または確立増額
1月	1	—	23	14	—	2	2	1	1	3
2月	3	4	34	18	—	6	3	—	4	3
3月	1	5	105	84	—	6	4	7	2	2
4月	4	5	130	118	—	4	—	—	2	6
5月	2	2	52	35	3	3	2	4	2	3
6月	2	7	148	40	1	2	2	99	3	1
7月	1	11	154	32	3	2	4	106	6	1
8月	2	8	89	13	—	5	3	58	6	4
9月	7	6	48	25	3	4	3	2	5	6
10月	5	11	26	15	—	1	—	3	5	2
11月	3	6	103	20	1	3	—	76	2	1
12月	3	3	203	15	1	4	1	177	5	—

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査」による。

容を、その対象としている。労働争議の原因と要求事項とは一致する場合も多いが、争議の最初に提出された要求内容を、そのままその争議の要求事項とはしえない場合もある。また、「労働争議統計調査」では、主要要求事項の全般について調査が行われているが、そのため基本的要求と副次的要求との区別が無視され、同列に一件として計算されていることには問題がある。

一九五八年に発生した労働争議の主要要求事項をみると、第157表のとおりである。前年に比べて件数の増加した要求事項は、「組合の承認または組合活動」、「休暇休日」、「賃金減額反対」、「解雇休業手当」、「解雇反対または被解雇者の復職」、「労働協約の効力」などに関する要求で、防衛的な性格の要求が目だつ。労働省が行っているように、労働争議の要求事項を、「積極的要求」と「消極的要求」に分類して表示する方法は、形式的な解釈に流れるおそれもあるが、試みに、それぞれの要求事項総数に対する比率を計算してみると、「積極的要求」は六二・四％（前年七三・一％）、「消極的要求」は一八・三％（前年一五・〇％で、後者の増大が明らかである。

次に、一九五八年の主要要求事項別労働争議発生件数を、月別にみると、第158表のとおりである。これによれば、一九五八年に増加した防衛的な性格の要求、すなわち「賃金減額反対」、「解雇休業手当」、「解雇反対または被解雇者の復職」などに関する要求は、どちらかといえば年央に集中しているようである。

争議の企業規模別分布　一九五八年の（労働争議総争議）を、企業常用労働者規模別について、その分布をみると、第159表のとおりである。すなわち、労働争議が行われた企業数の最も多いのが、常用労働者一〇〇～四九九人規模の中企業であり、次いで三〇～九九人規模の小企業、第三位が一〇〇～四九九人規模の大企業となっている。

第159表　企業常用労働者規模別労働争議企業数　(1958年)

規　模　別	企業数
29人以下	524
30～　99人	1,176
100～　499人	2,057
500～　999人	500
1,000～4,999人	863
5,000人以上	363
不　明	12

〔備考〕 1) 労働省「労働争議統計調査」による。
2) 総争議。

争議の継続期間　一九五八年の労働争議（争議行為を伴なった争議）解決件数を、継続期間別にみると、第160表のとおりである。すなわち、継続期間五日以下の労働争議の比率が大きいのは、総参加人員二九人以下の規模の争議であり、継続期間六～一〇日労働争議の比率が大きいのは、総参加人員五〇〇～九九九人規模の争議であり、継続期間一一～二〇日の労働争議の比率が大きいのは、総参加人員一〇〇〇～四九九九人規模の争議であり、更に継続期間二一日以上の労働争議の比率が大きいのは、総参加人員五〇〇〇人以上の争議となっている。この数字で明らかなように、総参加人員規模の大きい労働争議ほど、継続期間もまた長いものが多い。

争議の解決方法　一九五八年の労働争議（総争議）を、解決方法別にみると、第161表のとおりである。すなわち、労資直接交渉の方法が過半数を占め、第三者関与の方法が解決件数の三〇％に採用された。なかでも、労働委員会の斡旋によるものが、第三者関与の方

第160表　総参加人員規模別・継続期間別労働争議解決件数（1958年）

総参加人員規模別	5日以下	6～10日	11～20日	21～30日	31～100日	101日以上	合　計
29人以下	65 (39.9)	26 (16.0)	32 (19.6)	11 (6.7)	25 (15.3)	4 (2.5)	163 (100)
30～　99人	105 (37.5)	44 (15.7)	66 (23.6)	27 (9.6)	31 (11.1)	7 (2.5)	280 (100)
100～　499人	110 (33.5)	52 (15.9)	89 (27.1)	35 (10.7)	35 (10.7)	7 (2.1)	328 (100)
500～　999人	47 (35.1)	27 (20.1)	32 (23.9)	13 (9.7)	15 (11.2)	—	134 (100)
1,000～4,999人	59 (31.2)	30 (15.9)	56 (29.6)	17 (9.0)	20 (10.6)	7 (3.7)	189 (100)
5,000人以上	31 (24.0)	9 (7.0)	26 (20.2)	31 (24.0)	22 (17.1)	10 (7.8)	129 (100)

〔備考〕 1) 労働省「労働争議統計調査」による。
2) 争議行為を伴なった争議。

第161表　解決方法別労働争議解決件数（1958年）

労資直接交渉	第三者関与					その他	合　計
	労働委員会関与			労政職員関与	その他第三者関与		
	あっせん	調　停	仲　裁				
1,032 (57.8)	415 (23.3)	15 (0.8)	13 (0.7)	41 (2.3)	52 (2.9)	216 (12.1)	1,784 (100)

〔備考〕 1) 労働省「労働争議統計調査」による。
2) 総争議。

法の主要なものである。

（注）労働委員会関与のうちあっせん・調停は、それぞれの労働争議の最終的な解決方法にもとづいて分類してある。したがって、解決の途上で、労働委員会の斡旋が行われたが不調に終り、けっきょく労資直接交渉によって解決した場合には、後者に分類される。この点、中央労働委員会の業務統計とは異なるから、注意を要する。

第162表　解決結果別労働争議解決件数（1958年）

貫徹	労働者の妥協	資本家の妥協	不貫徹	その他
64	942	438	149	191

〔備考〕1）労働省「労働争議統計調査」による。
2）総争議。

争議の解決結果　一九五八年の労働争議（総争議）を、解決結果別にみると、第162表のとおりである。

第四章　主要な争議

第一節　日教組の勤務評定反対闘争

本年鑑第三一集に記述したとおり（一八一ページ）、日本教職員組合は、勤務評定制度阻止闘争の新しい局面に対応するため、第一六回臨時大会を、予定よりくりあげ、一九五七年一二月二二日、東京で開催した。この大会で採択された「非常事態宣言」の内容は、次のとおりである。

権力による教育の統制が、型にはまった人間をつくりあげ、国民全体を大きな不幸におとしいれるものであることは、われわれがあの悲惨な戦争をとおして、骨身に徹するまで思い知らされたことであった。

しかし、戦後十余年をへたこんにち、日本の教育は、ふたたび重大な局面に立たされている。

世論をまったく無視して強行された任命教育委員会の発足は、政府がほしいままに教育を統制し、政党の教育支配に道を開くものであった。この一年間、文部省は、視学制度を復活して教育査察の体制を固め、教科書の国定化を進め、また、きわめて一方的な学校管理規則をつくり、教師の活動の自由を拘束しようとした。そして、われわれの憂慮は、すでに現実のものとなった。

政府ならびに自民党は、さらにあくない野望をもって、道徳教育振興の美名にかくれて修身科の復活を企図し、科学的人事管理といつわって勤務評定の強引な実施をはかろうとしている。

とにかく勤務評定は、近来急速にすすめられてきた一連の反動文教政策の仕上げをねらって持ち出されたものであることは疑う余地がない。それは、権力をもって教師をたえず束ばくし、その自由を圧殺しようとするものである。また、それは教育の自主性をうばい、創意によるかっ達な教育実践をおさえ、教員組合活動を封じようとする陰険な意図を含むものである。

愛媛県でみられたように、自民党の教育にたいする介入は、いまや公然たるものであり、その方法は暴力的なものにさえなってきている。全国都道府県教育委員長協議会の十二月十日の声明のごときは、教育委員会が自民党への積極的な奉仕者となりかわったことを如実に示すものである。かくて、教育は政党の不当な支配に服することなく、国民全体にたいして、直接の責任を負っておこなわれなければならないという教育基本法の精神は、根本的

にくつがえされつつある。政府、自民党、ならびに、自主性を喪失した教育委員会のこのような動向は、国民教育の将来にとって重大な危機をはらむものと断ぜざるをえない。

教育は全国民のものである。ひとりひとりの子どもの、生命の伸張にかんすることがらである。また愛する日本の将来にかかわる問題である。その教育に直接の責任をもつわれわれは、教育が国民の手から奪われることを許さない。われわれは、全国民が教育にたいしていよいよ積極的に発言されることを期待し、あいともに、反動的教育行政の動きに厳重な監視と強い抵抗を怠らないことを誓うものである。

勤務評定は、われわれの強い警告にもかかわらず、いまや全国の各都道府県で具体的な問題となる段階になった。このように教育を混乱におとしいれ、ふたたび日本を不幸にみちびく暴挙にたいし、教師の良心は心からの憤りを感ぜずにはいられない。

ここに、全国五十万の教師は、こんにちの状態こそ民主教育の非常事態であることを確認し、覚悟を新たにし、ゆるがぬ団結と統一行動をもって、勤務評定を阻止し、教育の権力支配を粉砕するため、ねばりづよく強力に闘いぬくことを宣言する。

日教組の「非常事態宣言」以後、各階層の教育問題にたいする関心が、急速に高まった。その一つの現われとして、国民文化会議では、勤務評定制度、道徳教育時間特設など、政府のとっている文教政策が、政党の教育支配をねらい、第二次世界戦争までの国家統制に逆行させる意図を示しているとして、一九五八年四月二一日、教育問題についての集会を開催した。そして、政府に警告するとともに、国民世論に訴えるため、五月一二日、次のような声明を発表した。この声明には、上原専禄、今中次麿、小倉金之助、弥永昌吉、石川達三、壺井栄、山本安英、野上弥生子ら四八人が署名している。

民主的な教育を守る声明

教育基本法は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものである」と明記している。この原則は、どのような政府のもとにおいてもつらぬかれねばならず、教育は現実政治の干渉を受けずに、のびのびと行われなければならない。

しかるに、ここ数年間の文教政策の動きをみると、この原則が尊重されず、教育に対して、政治の力がいろいろの側面で加わってきたと感ぜざるを得ない。諸施策を一貫して、いわゆる「国の責任」が強調されてきたが、その実質は、政党内閣による教育統制の強化にほかならなかった。

現に、今問題になっている教師に対する勤務評定の強行は、そのあらわれの一つだと考えざるを得ない。さらに、その勤務評定の方式をみると、それは教師の自発的創造的な教育の熱意を冷却させ、本来協力を旨としなければならない教師の倫理を破壊する恐れが十分あるので、またその方式を技術的にみれば、とうてい科学的検討に堪えない粗雑な性質のものである。

いったい、勤務評定の方式は、評定をうける者の納得が得られるものでなければならないということは、人事管理の常識である。いわんや、評定をうけるものの納得し得ないものを強行するために、警察力を用いるようなことは、厳にいましめられるべきことである。

要するに、政治の力によって教育が左右されることは、民主主義的な教育の破壊であり、教育を現実政治よりもいっそう高い次元におくという考え方と態度とをうちたてることが、日本の将来のためにどうしても必要である。以上の理由にもとづき、わたくしたちは左記のことがきわめて重要である、と考える。

一　教師の成績評価は、現実政治と関係なしに、純粋に教育上の研究問題として、設定し直さるべきである。

二　教育は、教育基本法の原則にのっとり、教師の民主主義教育実践の自信と誇りとによって行われるべきであり、一方、教師には、能力、識見と教師としての倫理を高めるための、きびしい自主的努力が期待される。

三　教育は、政府の考え方で左右されるべきものではなく、国民が国民のために行うものであるという自覚が、国民のあいだに確立されることが肝要である。

勤務評定制度をめぐる情勢が、いよいよ深刻化してきたなかで、日教組第一七回定期大会は、山形県上山市において、六月六日から五日間の予定で開催された。大会は、「一九五八年度運動方針」を採択し、年間の主要闘争目標を、次のように規定した。

一九五八年度の一切の闘いの中心を勤務評定絶対反対の闘いに置く。勤務評定は独占資本とその手先である政府・自民党が教育を支配し、国民の思想をにぎり、軍国主義を復活するための全労働者階級に対する挑戦であり、われわれの全ての要求に基本的な関連をもつものである。ゆえに、われわれの民主教育と平和と生活と権利を守る一切の闘いは勤務評定絶対反対の闘いの上にこそ前進するものであることが明白である。このように勤務評定絶対反対は、一切の妥協を許さない闘いである。

また、大会は「民主教育確立の方針」第二次草案を、大衆討議に付すことを決定した。その第二次草案の内容を組合員に知らせた七月一二日付の『日教組教育新聞』号外は、次のような前書きをつけている。

「民主教育確立の方針」第二次草案の討議にあたって

和歌山における日教組第十五回定期大会において「反動文教政策を打破するため、個々の政策に対し、それぞれ具体的闘争を進めることの重要なことはいうまでもない。しかし、過去の闘争がコマ切れ的闘争の傾向のあったことも事実である」という反省を行った。この反省に立って、積極的に教育全般にわたる基本的方針を確立する必要が痛感され、国民的立場に立つ民主教育の方針を立てることが決定された。

この決定にもとづき、日教組では起草委員会を構成し、その作成にとりかかった。そして、昨年十一月の第四十四回中央委員会において、第一次草案を提示し、大衆討議におとし、第十七回定期大会においてまとめることが決定された。そこでブロック説明会を行うとともに、各県における職場討議を実施した。しわし、短期間のため十分な討議をなし得なかったことと、方針案の重要性から考えて、二月の第四十五回中央委員会において、次期大会（十七回大会）には第二次草案として提案し、長期の討議を行うことが決定された。三月下旬、全国代表者会議を開き、各県の討論の集約を行った。その結果、代表者会議の結論と、各界の意見を集約し、次の諸点を中心にして、第一次草案を修正し、第二次草案の骨子とすることを確認した。

一　この方針が、真に国民のための教育の方針であるために、国民的立場にたつことは、国民大衆の立場にたつと規定づける。

二　あるべき教育の姿をとらえることは、国民大衆の立場にたって、素ぼくに望ましい教育は何かを、明らかにすること。

三　教師の自己批判をふくめて、教育の歴史的解明を行うこと。

四　教育行政、高校義務化、教育財政、教員養成、教師の倫理観の確立、教育過程と道徳教育の関連等の問題について、再考慮すること。

以上の問題点を中心にして修正を加え、第十七回定期大会に第二

次草案として提示し、一年間の大衆討議を行い、次期定期大会において最終決定することが決定された。第二次草案において第一次草案が修正された主なる点は、次の通りである。

（一）教育の歴史的解明については、第一に教師の自己批判を、教師のあるべき姿として、教師の倫理綱領を自己のものとして検討し、そのなかで教師の自己批判を行うことを示した。また大きな情勢区分として終戦を境とする新、旧の教育の実態を明らかにし、新しい民主教育の方向を提示した。

（二）教育行政のあり方として、行政の地方分権の確立のためには、地方教育委員会は義務設置とすべきであるという態度をとった。しかしこのことは教育委員会の公選制が前提とならねばならない。

（三）教育の機会均等のため、高校の義務化をはかることは至当であるが、別科は単線型の方向を望む限り廃止すべきであると修正された。

（四）僻地、基地、同和、特殊教育を、たんに教育上の問題としてのみ取り扱うのでなく、社会上の問題として、社会の中にある差別のしくみを明らかにし、教育上の差別をなくすること、そのことが民主教育の確立であることを明らかにした。

（五）父母負担の問題では、教育費の全額国庫負担制を確立すべきであることを主張した。このため、当面義務教育の八割国庫負担と、他の教育に対する大幅負担すべきことを明らかにした。

（六）教員養成問題では、教員養成機関は廃止されるべきであることを示した。しかし、一ヵ年の教職課程の研修期間の設定を行い、教員資格は小、中、高の区別なく与えられるものとした。しかしこれは、現職教員の定期的研修制度、留学制度が設定されることを前提条件とするものでなければならない。

（七）最後に教師の倫理観を確立すること、このことにより、望ましい教師の像を的確にとらえること。このため教師の倫理綱領を提示し、これをさらに教師のものとして、深く検討されるべきことを明らかにした。

つぎに討議の方法および手続きは、次の通りである。（中略）

以上のように、これから一年間大衆討議を行うこととなったが、勤評を中心とする諸闘争が激化すればするほどこの方針案が真に五十万教師のものとして検討されることは非常に意義深いものがある。

可能な限り、父母を中心にして、学者、文化人、民主的諸団体との話し合いを深め、教育が国民の立場に立ち、国民のための教育として確立されるため民主教育の確立の方針がうち立てられることを期待するものである。これと同時に、この方針案が日教組の運動の指針となるべきものとして確立されることを念願するものである。

しかし、第一七回定期大会は、最終日の一〇日、役員選挙の方法、投票の有効・無効をめぐって紛糾、ついに一一日午前一時すぎ議事を打切り、休憩にはいった。

その後、七月一日の全国代表者会議による大会収拾策にもとづき、七月二七日、東京で再開され、新役員の選挙を行った。投票の結果は、次のとおりである。

中央執行委員長	小林　武	信任三七二	不信任一一三
中央執行副委員長	藤山幸男	信任三一五	不信任一七一
書記長	今村　彰	信任二八八	不信任一九四

宮之原貞光（当選）　二六一票
平垣美代司（次点）　二二六票

この第一七回定期大会に引き続き、翌二八日から二日間、第一八回臨時大会が開催され、「勤評阻止闘争を中心とした当面の闘争推進に関する件」を討議した。そして、九月中旬に強力な統一行動をとる方針を含む執行部原案を一部修正して可決した。大会宣言は、次のように述べている。

われわれは、さきの上山市における第十七回定期大会において勤務評定を阻止するため、妥協のない絶対反対の闘いを進める方針を満場一致決定した。

上の山大会を前後にして闘われた和歌山、高知の闘いは、かつてない層の厚い保守陣営の分裂策動弾圧の中で行われた。しかし平和と民主主義を守る教師は、全県下の労働者、学生、父母と共に不屈の闘いをつづけ勤務評定を強行しようとする政府、自民党の意図を全国民の前に明かにさせた。この闘いにはげまされ、全国各都道府県の中で勤評阻止の闘いが苦しい条件の中で総意をもって闘い広げられている。

また一方、東京においては、政府自民党の直接指導によって大量の処分を強行し、組合幹部を不当に逮捕し、更にこの不当弾圧を福岡、京都と全国的に拡大すべく狂奔している。

さきに開かれた総評第十回定期大会は、勤務評定阻止の闘いを、全労働者の闘いとして、組織する方針を満場一致決定し、来る八月十五日には、和歌山市において各種の民主団体の協力による「勤評反対民主教育擁護国民大会」が数万の人々の参加で開かれようとしている。われわれを支持する力は昨年以来の勤評阻止のはげしい闘いを通じて、日増しに増大している。

われわれは、たゆみない不断の職場活動、地域活動を通じ、闘う力を一そう強め、行動化して行かなければならない。

われわれは、今次臨時大会において、民主教育を守り抜き、平和と民主主義を擁護するための歴史的課題を確認し和歌山、高知等の闘いの教訓に学びつつ、勤評提出期の九月以降くり返し全国統一実力行動を中核として、ねばり強く権力による教育支配を打ち破る闘いを組むことを決定した。

われわれは、日本の教育を守り、平和と民主主義のために闘い抜いてきた誇り高い十年の歴史の上にたって、当面する勤評粉砕をめざし、団結を強化して断固闘いぬくことを誓うものである。

八月一五日から二日間、和歌山市において、「勤評阻止・民主教育を守る国民大会」が開催された。この大会には、全国から約五万人にのぼる組織労働者、学童の父母、青年・婦人・学生の代表が集まり、運動経験の交流、討論、示威行進を行い、九月以降に予定された勤務評定阻止のための全国的な闘争の出発点となった。和歌山県教育委員会は、学校を大会の会場に貸さないとの方針でのぞんだが、激しい大衆的抗議をうけた。

大会は、生産点における労働者の闘争が基本であることを確認し、更に勤務評定阻止闘争と教育課程改悪反対闘争の統一、教育委員会の公選制復活要求の方向をうちだした。このように、「勤評阻止・民主教育を守る国民大会」は、運動の水準を一段引き上げたといえるが、特に、地元の和歌山県では、勤務評定制度阻止のための運動を通じて、「勤評反対七者共闘会議」が組織され、県教委に対する統一交渉権を獲得し、なかでも部落解放同盟の活動が注目をひいていたのである。

一方、八月二〇日には、「教育文化産業労働組合共闘会議」が結成され、翌二一日、次のような共同アピールを発した。

私たちは新聞、放送、電波、映画・演劇、出版、印刷、紙パル

プの各産業及び教育事業に携わる労組合は、お互に関連しあう産業の仲間同志の、団結と信頼をかためるため、八月二〇日「教育文化産業労働組合共闘会議」を結成し、当面次の事を協力しあう事になりました。

（1）勤務評定強行にみられる政府・警察・右翼までを総動員した教育の破壊と国民にたいする思想変革、教科課程変更による教科書の政府統制の強化、良心的な執筆者、教科書編集者の追放拡大に反対する（日教組、出版労協、全印総連中心の闘い）

（2）新聞増頁にからむ値上げ反対。放送・電波法改悪及び新聞反動化による自由な言論への侵害に反対する（新聞労連、日放労、民放労、全電波中心の闘い）

（3）映画の二本立製作による労働強化と映画の質低下に反対する（映演総連中心の闘い）

（4）新聞労連・日放労の賃上げ闘争を応援する。

（5）王子製紙・文化放送両労組に加えられた労働組合破壊の攻撃に反対し、応援する（紙パ労連、民放労連中心の闘い）

（6）印刷各労組の首切り、工場閉鎖反対闘争を応援する（全印総連中心の闘い）。とうめんするこのような闘いのなかで、私達の共通する問題は

第一に、政府と独占資本は、日本のマス・コミ機関を完全に支配し、それらを独占するテンポは日、一日と早められているなかにあらわれた、言論出版統制と教育破壊、愚民政策の強化であります。

第二は、マス・コミ独占と反動化のなかで、戦後私たちが獲得してきた労働者・労働組合の諸権利が、日毎にうばわれ、労働組合否認、団体交渉の拒否がやられ、労働条件の全面的な切下げ、首切りがおこなわれていることです。

これらのことは、現在私たちの働く産業全体が、政府・独占資本の一方的な意志を国民に伝達する機関になっているという事情によって起っております。戦後一貫してとられてきた日本政府のアメリカ追随と軍国主義復活政策は言論を大幅に統制して、アメリカ・日本政府の思うがままの方向に、国民を動員することが必要でありました。そのためには、まず最初に、マス・コミ機関を動員し、国民を教育する内容をかえること、更にそこに働く労働者と労働組合を骨抜きにする事が、政府にとって好都合であるからです。この日本政府＝独占資本のとっている政策は、戦後の歴史が証明しておりますがとくに、最近は益々深まってゆく、経済恐慌の影響をきりぬけるため、日本の軍備強化、核武装化と共に、より急速にすすめられています。

私たちが、たがいに応援し、勇気づけてゆくなかで国民全体にくわえられた攻撃を、はねかえしてゆこうではありませんか。私たちはその先頭にたって闘います。

教育文化産業労働組合共闘会議
日本教職員組合（日教組）
全新聞労組連合（新聞労連）
日本放送労働組合（日放労）
日本民間放送労組連合会（民放労連）
全電波従業員組合（全電波）
映画演劇労働組合総連合会（映画総連）
日本出版労働組合協議会（出版労協）
全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）
全国印刷出版産業労働組合連合会（全印総連）

九月四日、日教組中央執行委員長小林武は、五ヵ月前の東京都教職員組合の統一行動を指導したとの理由で、警視庁に逮捕された。

日教組の声明は、次のように指摘している。

今回の小林委員長逮捕の暴挙は、去る四月二十三日都教組が勤評反対要求大会を開くために行った一斉休暇を教唆扇動した容疑に名をかりて、あくまでも勤評を強行し、教育の権力支配をねらう政府が来る九月十五日の勤評阻止全国統一行動を切崩すための政治的意図をもった陰謀であり警察権による不当弾圧に他ならない。われわれはあくまでも勤評阻止のため五十万教師の団結のもとに全国統一行動を成功させるとともに、小林委員長の即時釈放を要求する。六日全国の職場で一斉抗議集会を開いて抗議するとともに全国民に政府の陰謀を明かにし、要求貫徹までさらに決意を固めて闘い抜くものである。

小林委員長は、六日、釈放された。

九月一五日の全国統一行動は、日教組としては最初の経験ともいうべき大規模な闘争であった。しかも、この統一行動が、わが国の他の有力な労働組合でも困難なほど高度な内容をもっていたことを考慮すると、その意義は、きわめて大きいといわなければならない。九月一五日、福島県の一〇割参加をはじめ、半日休暇闘争に参加した組織は、全国一八都府県、組合員約二五万人（五一％）に達し、また午後三時以降の勤務評定反対大会に参加した組織を含めると四〇県近く、組合員約四四万人に達した。

総評傘下の組織労働者も、全印総連、全逓、国鉄、私鉄など、かなり多くの職場で日数組の闘争に呼応して抗議集会を開き（全国で約二〇〇万人）、また「勤評反対」の黄色いリボンを各自の胸につけた。山口県宇部炭鉱では、組合員子弟の九七％が同盟休校を行い、和歌山県と京都府の部落解放同盟も、同盟員子弟の登校拒否・一斉早退を行った。しかし、総評指令による「組合員子弟の登校拒否」戦術は、全体としてみれば、ほとんどまったく実行されなかった。九月一五日の日教組全国統一行動に「非協力」を指令されていた全労・総同盟系の下部組織でも、島津製作所、常盤炭鉱などの労働者は共同闘争を行った。また、学生も、五三校・八四自治会に属する約三〇万人が、この日の運動に参加した。

右のような第一次全国統一行動の経験を総括し、更に第二次全国統一行動の方針を決定するため、日教組は、一〇月一四日から三日間、第一九回臨時大会を東京で開催した。この大会は、「勤評撤回（阻止）を中心とした当面の闘争推進に関する件」を討議し、一〇月二八日に休暇届を提出して午後二時行動開始を最低規制とする第二次全国統一行動の方針を採択した。また、大会は、日教組の国際自由労連脱退を決議し、各方面に大きな反響をよんだ。第一九回臨時大会の宣言は、次のようにのべている。

愛媛以来の勤務評定反対の闘いは、その〔勤務評定制度の〕意図と本質を、次第に広く国民の間に明らにした。

とくに九・一五全国統一行動は、大きく国民世論をもり上げ、勤務評定反対の闘いが、教師だけの闘いではなく、全労働者、全国民の闘いとして発展した。

にもかかわらず、政府自民党は国民世論を無視して、勤務評定強行の態度を変えないのみか、かえって官制道徳教育の強行や教育課程の改悪を行ない、ますますその反動的意図を露骨にあらわしてきた。

このことは、朝鮮戦争以来憲法をふみにじって、日本を米軍の基地とし、戦争政策を遂行しようとする政府自民党の本質を暴露したものである。

しかも、米軍の台湾海峡への軍事干渉という緊迫した国際情勢のなかで、日米安保条約を改悪し核武装化をおしつけるため、突如として今次臨時国会に警察官職務執行法の根本的な改悪を上程

した。

これこそ、なにものによってもおかしえない基本的人権を、国家権力によって侵害し、民主的な運動の一切を圧殺しようとするものであり、警察国家の再現をはかるものである。

このような、日本民族の危機に際し、われわれ五十万教師は、いかなる弾圧にも屈せず、労働者父母、国民とさらに提携を強化し、ゆるぎなき統一行動をもって、断固闘いぬくことを決意した。

第二次全国統一行動以後、臨時大会・中央委員会などの決議機関で討議され、その決定にもとづいて中央執行委員会が指令した全国的闘争の実情は、次のとおりである。

一〇月二八日　指令どり三一県
一一月五日　指令どり一三県
一一月二六日　指令どり三一県
一二月一〇日　指令どり四二県

右のうち、一一月五日は、他の労働組合とも歩調をそろえた警察官職務執行法改悪反対の統一行動であったが、日教組の場合、大阪府の一〇割休暇、高知県の正午、京都府の午後二時以後授業カットのほかは、業務にさしつかえない職場集会、あるいは中学校区単位の集会に終った。

それにしても、一九五八年における日教組の勤務評定反対闘争はまず東京都から福岡県へ広がり、更らに和歌山・高知両県の闘争を中核として、九月一五日の第一次全国統一行動にまで進展し、これを契機として、一〇月二八日の高知・群馬両県、一二月一〇日の群馬県にみられたような一〇割休暇闘争をもって、頂点に達した。特に、高知県では、六月二六日以来、一二月二〇日までに、四度にわたる一〇割休暇闘争を行っただけでなく、四千人以上の父母集会にも成功したのである。

もちろん、日教組のうけた打撃も少なくなかった。一九五八年中に、組合員で起訴されたもの八件（約千人）、解雇二四人、休職二〇人、停職二一二人、減給九九〇人、戒告一五五一人、訓告約一万人、賃金カット約五万五千人にのぼったのである（一二月一六日には、高知県下で小林日教組委員長らが暴行を受けて負傷する事件も発生した）。

このように困難を加える情勢のなかで、一九五九年二月一六日から二日間、東京で開催された日教組第二〇回臨時大会は、勤務評定反対闘争の方針について、中央執行委員会原案と、岩手県修正案とが激しく対立し、けっきょく二四一票対二一八票の僅差で、後者が可決された。この従来の闘争戦術にやや批判的な岩手県修正案は、神奈川県の「反省記録」制度が、勤務評定白紙還元の足がかりになるという立場から、いわゆる神奈川方式を「高く評価」したものであった。しかし、大会の討論を通じて、神奈川県の「反省記録」制度を、日教組の全国闘争の目標として掲げるものでないことが明らかにされ、多種多様な運動を展開すべき点が、特に強調された。

かくして、一九五九年三月末までの日教組の勤務評定反対闘争をみると、高知県では、昭和三三年度の評定書提出が断念され、福岡県では、約三〇％の未提出校のあるなかで評定書提出が打切られるなど、顕著な具体的成果も挙げたが、新学年度とともに闘争がいっそう厳しい条件のもとにおかれるであろうことも、十分に予想されたのであった。

第二節　王子製紙の争議

総評を中心とする一九五八年春季闘争は、二月から具体的な活動の段階にはいり、王子製紙労働組合も、全国紙パルプ産業労働組合

連合会（紙パ労連）の統一闘争に参加し賃金引上げ、退職金、結婚資金の要求を掲げて、二月二八日、争議を開始した。

しかし、三月二四日「一二日連操」の就業規則改訂を前提とする賃金引上げ七二七円（自動昇給を含む）の第一次回答が行われ、引き続き六月一〇日の労働協約期限切れを目前に、五月一七日、ユニオン・ショップ制廃止の労働協約改訂案がもちだされ、争議は、賃金引上げから連続操業反対、更に労働協約改悪反対闘争へと性格を変えるにいたった。

そして、六月一〇日に、王子製紙労働組合は、労働協約改悪反対闘争のストライキ権を確立し、紙パ労連と王子製紙労組とが連名で、「全労働者に訴える」次のような文書を発表した。この文書は、争議の背景、性格、ストライキにいたる経過をよく物語っているので、引用しておこう。

王子製紙労働組合（四四八四名）は、紙パルプ労連結成いらい十一年間、常に紙パ労連四万八千人の先頭に立って労働条件向上のため、労働者の社会的地位の向上のため、労働者の社会的地位の向上のために闘ってきました。このため賃金ベースも約三万円、期末一時金も五～六万円台をとってきました。これは王子製紙が企業内容が良いためもありますが、労働組合が常に「労働条件は労使のひろい力関係で決まる」という基本的態度をもって、最終的にはスト権をバックに闘いとってきたものです。

その具体的実例としては、昭和二十八年に二十二日のストライキで、会社が労働者を分裂支配する道具につかった職階制賃金制度を切崩し、他の紙パルプ会社が昭和二十五年頃から実施しはじめ現在ほとんどの会社が実施している。連続操業（機械を週休日に止めない）をスト権をバックに数回拒否しつづけ、三十一年暮から三十二年春にかけて、かつてのレッドパージで首切られた人たちをこれもスト権をかけて救い、三十二年暮には労働災害で死亡された組合員のために抗議ストライキをうちました。

しかし神武景気が過ぎゆくと同時に、会社は「労働組合をいつまでのさばらせておくことはできない。紙パ労連の統一闘争から単一化の芽を今のうちにつみとらねばならない」と決意したようです。それは去年春の炭労―国鉄の共闘の成功から一転して当局が国鉄労組の弾圧に味を占め、秋に鉄鋼、造船の賃上げ闘争をおさえたように、王子製紙労組も昨年暮の年末一時金要求で紙パ統一闘争の先頭に立ち、山陽パルプ労働組合とともに闘い十七日間のストをぶちましたが、一銭も上らず、遂に正月を目前にやむなく妥結したのでした。

越えて今年の春季賃上げ闘争では、紙パ労連も総評春闘の一環をにない、大手二〇〇〇円、中小一五〇〇円前後の賃上げ要求を出してスト権を労連中闘委員会に委譲して闘ってきました。その中で紙パルプは、繊維とともに不況の一番深刻化した産業として、興国人絹パルプ、北越製紙に約二千人の首切りが出、臨時工の首切りは枚挙にいとまのないほどありました。紙パ労連はこのような首切り反対闘争の中で、やっと一二〇〇円～三〇〇〇円くらいの賃上げしかできませんでした。

王子製紙労組も、こういう中で約二三〇〇円の賃上げ、退職手当、結婚祝金の増額を二月二十八日に要求し、何回も何回も交渉してきました。しかし三月二十四日に示された会社回答は、自動昇給を含み七二七円、退職手当、結婚祝金増額には応じられないというものでした。七二七円というのは中小企業並の回答です。その上、組合が過去数回無記名投票によって拒否しつづけてきた連続操業を、就業規則の一方的変更によって、十二日操業二日連休の形でおしつけてきたのです。

ちょっと見ると十二日操業二日休みくらいならいいではないかと考えやすいですが、紙パの他社の例を見ると、はじめは二週間連続操業から三週間へ、さらに四週間、一カ月完全連続操業へと進んでゆき、このため休日がとれない、人員は増やさない、増やしても臨時工(不況や合理化で首)わずかばかりの手当で労働強化が強いられ、そのあげくが生産過剰―今回の不況―連操打切り操業短縮となり、首切りや減収の例を沢山みせつけられてきたのです。

しかも組合に相談するとまた反対されるので、就業規則なら一方的に変えることができると労働組合の存在を無視したやり方でおしつけてきたのですから組合が反対するのは当り前です。

王子製紙労組は三月三十日賃上げ等回答不満でスト権確立、四月十五日就業規則改悪十二日間操業反対でスト権を確立しました。この間、紙パ労連の春季闘争第一波が四月八日に予定されていましたが王子製紙労組は、会社にまた「統一闘争に参加するなら出さない」と去年の年末一時金闘争の轍を踏ませないよう十分平和交渉をにつめた上でとの考え方から、労連の第一波ストにも参加しないで、その後も何べんも何べんも交渉や折衝をつづけてきたのです。ところが組合のこの考え方は甘かった。会社は組合がこのように自重しているのは闘う力がないと見たのでしょうか、二次回答を出さなかったのです。組合はこの不誠意な会社の態度に反撃を加え反省させるため、四月二十四日から五月七日まで一斉二十四時間ストを含む部分ストを断続してうちました。この中で会社はロックアウトをかけた日も一日ありました。生産は三分の一にへり、機械の一部が不なれなスト破り操業のためコワレルといったことも起きました。部分ストには炭労の同志の指導支援が大へん役立ちました(炭労はこのころ大手四社十五山重点ストを闘っている最中でした)。

五月八日、組合はなおも平和解決の望みをすてず、中央労働委員会に幹旋申請を行いましたが会社は幹旋をうけることを拒否しました。それでも組合は再三交渉しました。やっと五月十七日に第二次回答が出ました。労働協約の改悪案をつけて。

第二次回答は、十二日間操業を呑むことを絶対条件として、賃上げ一〇五三円と退職金の若干の増額。それに六月十日で期限切れになる労働協約の改悪案を付録につけてきました。会社の改悪案は次のようなものです。

① 「組合を除名されたものは解雇する」のニニオン・ショップ条項をけずる。

② 就業時間中の組合活動を届出時間、賃金カットの面等から制限する。

③ 組合活動に対する会社の便宜供与を制限する(「会社が適当と認める」ものに限る)

④ 争議行為の予告を従来は五日前一ぺんきりだったのを四十八時間前にその都度、具体的内容を書いて通告する。

⑤ 争議行為中の福利厚生施設の利用を、会社の考えで制限する、等。

右の改悪案の内容を検討すると会社の組合活動の大幅制限の考え方が一貫して流れています。

組合はこれに対して、現行協約は労使十年の慣行の上に安定しているものだから、更新延長して締結して欲しいと申入れました。会社は「昨年末らいの組合のうごきは、現行協約締結のとき全く予想しなかったもので、このままでは経営に対する自信がもてない。だから改訂したい労働協約改訂会社案は賃上げや十二日操業と取引する考えはない。組合の同意を得られなければ新協約になってもやむを得ない」と六月四日に表明してきました。明か

に組合の力弱しとみた挑発と弾圧政策です。

これより先、組合は五月二十七日から三日間、中央闘争委員会をひらき「労働協約改悪反対闘争をおし進める中で、賃上げ、退職金、結婚祝金、十二日操業問題などを解決しよう」ということを決めました。

この中闘委員会の討議の中から王子労組の本部闘争委員会は、十二日操業を認め、協約改悪会社案を引込めさせようじゃないか、と判断し、各支部オルグを派遣する一方、六月十二日から十六日まで「十二日操業に協力を前提として」協約交渉をしました。しかし会社の態度は「組合から具体案があったら出せ」の一点ばりで改悪の基本線を変えようとはしませんでした。

六月十一日から十七日まで現行協約暫定延長の約束ができましたので、組合はなんとかこの間にまとめようと、本部闘争委員会は激論の末「十二日操業を六ヵ月間協定で認める。将来の近代的合理的操業方式検討のため労資で合同調査委員会を設ける十二日操業協力手当として平均一〇〇〇円弱を要求する」ことを決め、会社と交渉しました交渉の結果は、十二日操業については手当額に双方幅があり会社は呑めそうもないと言っていましたが、結局双方歩みよろういうところでゆきました。こうして一番対立していた十二日操業が解決一歩手前まできたので、組合は「協約もこの際円満解決したい」と再度会社の態度をただしました。しかし会社の譲歩案なるものは若干の字句修正を行っただけで本質的には当初案とほとんどかわらないものでした。ここで組合の隠忍自重もついに限度にき、十七日深夜団体交渉は決裂しました。おもえば二月二十八日、春季賃上げ要求を提出してから、その間四月下旬―五月上旬にかけて波状部分ストを打ったとはいえ三ヵ月半余にわたり王子製紙労働組合がとってきた平和解決のための努力や交渉はまことにねばりづよいものであり、この点では会社側としても否定できない事実であります。

それなのに会社がかくも強腰であるのは何を意味するでしょう。炭労の九十日ストにもみられるように、大資本は不況に直面すればするほど、その蓄積された資本力をもって不況のシワ寄せに抵抗する実力のある労働組合の、組織そのものを叩きつぶそうとするものであることを、私たちは痛いほど知らされました。資本家が真向から挑んでくる協約改悪、無協約政策に闘わないで低姿勢をとり、無権利状態に突きおとされた大企業組合が紙パ労連傘下に二つあります。

それは国策パルプ労働組合と、東洋パルプ労働組合です。この二つの組合とも、闘う実力は去年までもっていました。ただ労働協約の改悪に対して必死の反撃を組まなかったばかりに、その後組合活動はことごとに会社の就業規則や業務命令でガンジガラメにされ、労働組合は全く会社からナメられ、職場は無権利状態のくらさにおとしいれられています。

王子製紙労働組合は、会社がこのように組合を弱め骨ぬきにしようとするハッキリした政策でのぞんできている以上第二の国策パルプ、東洋パルプにならないためにも必至の抵抗をせざるを得ません。紙パ労連も文字通り全組織をあげて王子製紙株式会社のこのウヌボレた権力思想権力政策をぶち破ることになりました。

また、総評、炭労、合成化学の兄弟たちも積極的に支援して下さることになりました。

王子製紙労働組合の春季闘争は未解決のまま、労働協約改悪反対をバックボーンとして、夏季一時金もからんで、この六月二十四日から第二次実力行使に入ります。

紙パ労連大手十二社の組合はすでに一二〇万円の闘争費カンパ

と常駐オルグをきめ実行にうつしました。生活資金の融資は「引受けた」と太鼓判をおしています。

総評本部も、炭労も合成化学労連も、それぞれ指導オルグを派遣して下さいました。岸反動政権のもと、全逓、日教組等に加えられた刑事弾圧や、各民間企業にみられる争議の長期化と仮面をかなぐりすてた民事上、刑事上の挑発行為は岸政権と資本家のくされ縁を証明しています。

労働組合運動の試練時期が参りました。私たち労働組合は、与えられたポツダム組合から、十年の歳月をへて一人歩きできるようになりました。企業別組合から産業別に一本にまとまらなくては、蓄積された資本力に太刀うちできないと、ここ一～二年、全産業的に産業別統一の機運が高まってきました。

いまの企業別資本や日経連の戦略は「産業別に固らないうちに企業別に分断して徹底的に叩け」という方針であります。

資本家が「家族主義、温情主義」を捨てざるを得なくなったのは、労働組合の成果によってであり、これからの労働組合活動は、それが御用組合でない限り、資本との対決をおそかそ早かれ迫られるでしょう。そしてそれが「労働運動の曲り角」であり、資本主義下での「基本的に敵対関係にある労使の本来の在り方」だと思います。

全日本の労働組合の皆さん！

私たち紙パ労連と王子製紙労働組合は、好む好まないにかかわらず「労資対決」の決定的段階に追込まれました。

私たちは、全力をつくして闘います。皆さんもその職場々々、組合々々で闘って下さい。資本家の力より、労働者の団結統一力がつよいということを、行動で示してやりましょう。

皆さんの御協力を切におねがい致します。

王子製紙労働組合は、七月一八日以降、無期限ストライキにはいったが、このストライキを目前にひかえ、七月四日、本社支部が脱退決議を発表、七月下旬にいたって苫小牧・春日井の両工場にも、一部脱退者が発生した。

無期限ストライキ開始以来、会社側は、労組側の団体交渉申入れを拒否しつづける一方、苫小牧・春日井の両工場における労組切崩し活動をすすめ、苫小牧工場では、八月八日、脱退者七二三人をもって、第二組合を結成した。

一方紙パ労連と全北海道労働組合協議会（全道労協）とを中心とする共同闘争組織は、八月上旬より、続々オルグを派遣し（争議の全期間中に延約四万人）、資金カンパと連帯ストライキの体制を整えた。

会社側は、脱退者による一部操業を計画し、八月一八日以降、連日にわたって「就労デモ」が行われた。労組側も、いわゆる「洗濯デモ」と呼ばれた激しい大衆行動を展開したが、このさい第二組合員に負傷させたとの理由で、九月四日には紙パ労連副委員長が、六日と八日には王子製級労組委員長ら五人が、警察に逮捕された。折から開催中の紙パ労連戦術委員会は、九月九日、次のような声明を発表している、

強迫と懐柔により切崩しに失敗した王子の資本家は、ストは嫌だ、ピケは嫌だ、といって落伍して行った落伍者の尻をひっぱたいてピケ突破の尖兵に仕立て、連日デモをやらせて故意に乱闘を起させ、われわれの仲間を逮捕する機会を狙ってきた。こうすることによって仮処分の時期を早めさせようとしてきたのである。われわれの仲間は苫小牧でも春日井でも次々と本当に逮捕された。一方、会社は中労委の介入を偽装団交で排除する卑劣な手も用いてきた。しかし、王子の仲間達は動揺しなかったばかりか益

益結束を強化した。次第にあせりをみせた資本家は、九月四日労連の横山副委員長を逮捕させ、曲りなりにも団交が軌道に乗ろうとした矢先、今度は王子労組吉住委員長以下四名と奥関地協、牧野書記長を逮捕させる暴挙を敢えてした。血迷った資本家のやり口に、王子の仲間達はもち論のこと労連さん下組合員をはじめ、労働者は限りないにくしみを感じている。資本家は脱落者を駆使し、政府、警察、検察庁と一体となり、王子の闘いを叩きつぶそうとヤッキになっている。われわれは資本家、脱落者が警察とグルになっている実態をハッキリつかむことが出来た。資本家とはいかに冷酷無非なものであるか、資本家の犬である警察が、権力を笠に理不尽な弾圧を加えてきているかをこの目で見ることが出来た。われわれの争議に官憲が介入すること自体が不当であり、時期を狙い事実無根のデッチあげで責任者を逮捕するに至っては組合弾圧以外の何ものでもないと断ぜざるを得ない。

われわれは資本家の恥しらずの態度に心からの憤りをもって厳重抗議するとともに、不当な逮捕、組合弾圧に断固反対し、犠牲者を即時釈放させる闘争を展開する。

会社側は、八月一三日、札幌地方裁判所に、苫小牧工場の「就労妨害排除、立入禁止」に関する仮処分申請を行い、九月一五日、二千人にのぼる警官隊を動員して、流血の乱闘のうちにピケラインを破り、脱退者の入構を強行した。この事件に対して、九月一八日、総評・紙パ労連・王子製紙労組の共同声明書は、次のように述べている。

王子製紙の資本家は、闘争が愈々はげしくなるやデッチあげによって幹部の不当逮捕を繰返し行わせる一方、中労委の職権斡旋は拒否し続けてきた。「毒ガスをぶっかけてもピケを破れ」という倉石労相の突撃ラッパのもとに九月十四日、十五日には流血の惨事をもかえりみず、約二〇〇〇名の武装警官を私兵の如く動員し、強行就労を行った。王子製紙労組に加えられている政府、官憲の弾圧は、日教組の勤務評定反対に対する弾圧と同様に民主的権利を剝奪し、組織の破壊を狙ったものである。

われわれは政府、資本家の野望を粉砕し、王子製紙労組の闘いを勝利させるために、新事態に備えて長期不動の体制を確立すると共に、紙パ労連は連帯スト体制を早急にもりあげることをきめた。総評は一億一千万円の融資を決定、更に十円カンパによって支援体制を一層強化する方針を決定した。

今や王子製紙労組の闘争は、総評を舞台にした全国的な闘いに発展している。強行就労後の新事態に当ってわれわれの決意を表明し、最後まで闘い抜くことを声明する。

また、九月二二日、春日井工場で開催された紙パ労連全国青年婦人協議会幹事会は、次のように訴えている。この前日、苫小牧工場では主婦連絡協議会の決起大会が行われ、本州各地へオルグ四一人を出発させており、更に二二日には、春日井主婦連絡協議会が発足したことも、付記しておこう。

王子の兄弟は、七月十八日、ついに無期限ストに突入し、現在まで七十日にわたりねばりづよく闘っています。悪らつな資本家は脅迫や懐柔の分裂政策によって王子の組合員を一人一人切りくずし強引に第二組合を結成させることによって分裂を企ててきたのです。そればかりか岸政府と結びつき、警察権力の暴力による弾圧を強行し、二十数名の組合幹部、一般組合員をのきなみに不当に逮捕検束し、組合員の分裂をくわだてました。王子労組の兄妹は資本家の切り崩しや、警察の不当介入にもひるまず、資本家が意図した協約改悪案の狙いを見きわめ、一層の団結を固めました。こうした兄妹の団結の力をしり目に、資本家は苫小牧

工場の妨害排除の仮処分を札幌地裁に決定させ、いくたの流血の惨事をひきおこしたばかりか、九月十五日未明武装警官隊の実力行使を背景に第二組合員約三五〇名のピケ破りが強行されました。

これより先、十四日には春日井支部においても、ある者はヘイをのりこえ、あるいは下水管をくぐつて工場内にもぐりこんだのです。

このことによって、資本家は分裂者、事務学卒、職制を中心とした第二組合ばかりの手ではとても市場に出せる紙ができないにもかかわらず、口をそろえて〝生産は再開された〟と大々的に宣伝する一方、われわれの仲間にたいし、連日連夜分裂策動に最後のあがきをみせているのです。

全国の紙パ青年婦人のみなさん、王子労組の兄妹は紙パの仲間はもちろんのこと、炭労やその他の全日本の働く仲間とスクラムを組んで、いまも力強く頑張つています。王子労組の兄妹は資本家や裏切者が声をからして〝生産再開〟を叫んでも少しも動揺してはおりません。

全国の紙パ青年婦人のみなさん、王子労組の闘いを全日本の労働者の平和と民主主義、働く者の基本的権利を守る重要な闘いとして、全組織をあげて闘うとともに、私たち青年婦人一人一人がその中核となって行動することを再度確認し次の具体的行動を検討しました。

一　連帯スト権確立のために全力をつくす。
一　第二次団結袋運動をおこそう。
一　条件の許すところでは街頭カンパを行い王子闘争の意義をうったえよう。また、各組合で王子闘争についての討議集会をもつよう努力しよう。
一　激励、抗議のはがき運動をおこそう。
一　王子共闘カンパをより一層推進させよう。
一　オルグ活動を強めよう。

〝王子の闘いはわれわれの闘いである〟ということを再認識し非常事態に直面した王子労組の闘いを勝利にみちびくか、敗北を喫するかは、われわれの肩にかかっていることを自覚し、右の行動目標を中心に一人一人がたちあがることを訴える。

一〇月五日から二日間、春日井工場で、紙パ労連全国委員長会議が開催され、紙パ労連の王子製紙争議に対する連帯ストライキ第一波を、一〇月二一日に行う、との方針が決定された。そして、この一〇月二一日には、紙パ労連結成以来最初の連帯ストライキが、傘下一七組合一万五六四一人よって行われた。その前後、一〇月一二日には、苫小牧で「全道王子共闘決起大会」が、一〇月二四日には春日井で「生活と権利を守り警職法改悪反対・日中関係打開・愛知県民大会」が組織されている。

一一月五日、苫小牧において、紙パ労連第二一回臨時大会が開催された。大会は、王子製紙争議に対する第二波連帯ストライキを一一月中旬に行うことを決定し、次のような宣言を発表した。

王子の資本家が最後のあがきをみせ、王子労組が攻撃をさらに強化しようとしているとき全国各地で一斉に警職法改悪反対の統一行動が展開された今日十一月五日、われわれがこの苫小牧において第二十一回臨時大会を開いたことは極めて大きな意義をもっている。

われわれは王子労組を勝利させるために、警察国家再現に反対するために、第二波連帯ストを成功させ、さらに総評の統一行動に歩調を合わせ、強力な実力行使をおこなうことをきめた。

また、苦しい闘いを続けている立山労組との共闘や年末一時金

闘争の方針もきめた。連体スト、警職法改悪反対の闘争、年末一時金闘争は個々にとりあげられるべきものではなく、王子、立山労組の闘いを核にして綜合的強力な戦術が組まるべきであり、生活資金カンパ、闘争財政の確立、オルグの派遣、第二次団結袋は大会の決定を完全に実施すべきであることをお互いに確認した。

王子の資本家はいよいよ窮地においこまれてきている。一方総評、全道労協、愛労評をはじめ各単産、各組合の共闘支援体制は拡大強化されている。特に全道労協は十一月十四日にわれわれの第二波連帯ストに合わせ両期的な連体ストを行い、組織の総力を結集して闘う方針を決定してくれた。

われわれの第二波連帯スト及び警職法改悪反対の闘争は必ず成功させなければならないし、こうした共闘組織のたかまりは王子の資本家を屈服させる大きな要素になるものと確信する。

益々寒さの酷しくなる苫小牧において、王子労組の仲間たちが越年体制を整え連日はげしい闘いを続けているありのままの姿と固い決意のほどを身をもって体験したわれわれは、この実情を組合員につよく訴え、もり上る連帯感と統一行動によって、王子、立山労組が勝利する日まで共に最後まで闘うことを誓う。

これよりさき、一〇月三〇日に、中央労働委員会会長中山伊知郎は、北海道議会の王子争議早期解決決議にもとづく道知事の要請により、職権あっせんを開始した。事情聴取が行なわれ、中労委会長は「ユニオン・ショップ棚上げ」を提案したが、中央共闘会議（総評・級パ労連・炭労・全道労協・王子製糸労組）は、これを拒否した。

一一月一三日、中労委員会は、あっせんを一時中断すると発表したが、この日、全道労協傘下二七万人が、一時間一せい職場大会を開き、王子製紙資本と政府に抗議した。紙パ労連も一一月一七日に第二波連帯ストライキを行い、一二組合三一九二人が参加した。

このような情勢のなかで、中労委会長は、一一月二一日、次のあっせん案を、労資双方に提示した。

今次の争議について職権あっせんの形をとらざるをえなかったのは遺憾であるが、これは各般の事情から止むをえない結果であったので、労使双方ともこの間の事情を諒解して左記によって紛争の解決を図られたい。

記

一　今回の争議の争点はユニオン・ショップ制であるが、現在の王子の労使関係には、本来この制度の基本条件たる相互の信頼感が欠けているので、直ちにこの制度を全面的に容認することは出来ない。将来この点が改善せられ、組合の組織が安定した時は、従来のようなユニオン・ショップを結ぶことが望ましい。

二　当面の一つの重点な問題は現在組合が二つに分裂しているという事情であるが、これは事実として認めざるを得ないので、労使双方ともこの事実の上に立って紛争の収束を図るよう努力されたい。

三　このような状態の下で事態を収束するためには、さし当り三月三十一日を期限として平和回復への努力の期間をもつことが必要かつ妥当であると考える。この期間については、旧協約第五条によって会社は組合を除名された者は解雇するものとする。ただし、同条覚書はそのまま適用する。

四　その他の協約事項については、争のあった条項を除いてなるべく従来の慣行によることとし、必要なものについてはこれを協定化すること。

五　右協定の期間は第三項の期間とする。

右期間中に会社は異動及び役付の任免はこれを行わない。

六　昇給、賞与、福利厚生その他従業員の労働条件、待遇については、本組合の組合員たると否とによって差別的取扱いをしない。

七　今次争議に関連して労使双方とも現に行っている告訴、告発、訴訟及び不当労働行為の申立は、全部これをとり下げる。なお、正当なる争議行為の責任はこれを追及しない。

八　あっせん案が双方に受諾されたときは直ちに就労の協議に入ること。

九　もともと本争議の中心は経済問題ではないが、長期の争議を終結して生産を再開するには全従業員の協力を必要とするので、会社は従業員に対し金一封（一人一律五千円）を支給すること。

十　本争議の終結について紛争が生じ当事者間で解決がつかないときは、中労働委のあっせんによって解決をはかるよう努力すること。

会社側は、一一月二二日、この斡旋案を受諾し、労組側も、二三日と二四日の職場討議・全員集会で、原則的に受諾の態度を決定した。

第三節　全繊同盟の争議

操業短縮問題　前年から引き続いた繊維産業の不況は、ますます深刻な様相を示したため、資本家側は戦後最大の操業短縮を実施することになった。それに対し全繊同盟は一月一〇日常任中央闘争委員会を開いて、一、首切り（希望退職を含む）絶対反対、二、ひもつき離職絶対反対、三、休業中の賃金一〇〇％保障、という三原則を堅持して闘うことを決定した。操短による離職数が最も多かったのは化繊であり、前年から一九五八年にかけて六五〇三名が「優先再雇用約かん付制限解雇」となった。

綿紡においても、従来二割の操短が行われていたが、四月一日から三割の操短を行うよう勧告されたので、全繊同盟の綿紡部会は紡績協会に対し、一、操短を理由とした解雇（希望退職を含む）は絶対行わないこと、二、操短実施方法は操業時間の短縮によって行うこと、三、やむをえない場合でも次の事項の限度内で行うこと、1、企業内の配置転換によって余剰人員を措置すること、2、操業日数の調整、3、臨時休日の実施、4、新規採用の調整、などを申入れた。更に綿紡部分は、四月二日、一、操短問題に対する今後の交渉は単独交渉に移行する、二、部会の完全な統制のもとに交渉を行う、一組合が残った場合といえども最後まで統一闘争をすすめる、三、当面の闘う拠点として共闘会議を設けること、を決定した。

この方針にしたがって四月三日から七日にかけて闘争を行った結果、各組合とも大体組合で決定した線の条件を獲得することができた。すなわち会社提案の余剰人員の概数は、東洋紡（一六五八）、鐘紡（一八五〇）、日紡（一七三八）、呉羽（三五〇）、大和（七五〇）、倉紡（一〇一〇）、敷紡（七〇〇～七五〇）、日東紡（八一七）、富士紡（一〇一〇）などであった。しかし各組合において団体交渉が行われた結果、たとえば呉羽では、一、工場内の配転、二、配転によって労働条件が不利益になるような取扱いはしない、三、余剰人員の生ずる工場は、工場、支部協議のうえ輪番休日を設ける、ただし一人一ヵ月二日を越えない、四、休業中の賃金保障は本人給の八〇％以上、といった条件を獲得した。また日東紡は輪休、一人一ヵ月五日以内、賃金保障八〇％、である。その他の会社においても、大部分輪休、配転ですますことになった。

鐘紡の合理化問題　鐘紡では、九月二日経営者が組合側に企業合

理化案を提示した。この提案を行うに当り経営者側は、前期に引き続き今期も約一〇億の赤字が予想される、不況危機を切りぬけるとともに繊維革命期に対処するための応急対策である、と説明している。合理化案の概要は、次のようなものである。

会社側の提案内容の要旨

1　集中生産徹底のため東京、博多、中津の三工場を休止する。

2　不採算部門対策として山科織布部門の休止、スフ加工部門の淀川移設。

3　管理部門縮少のため本部サービス部の鐘紡サービス会社への移管。

4　労務費圧縮のため

①特別休暇措置によりつぎの者の中から原則として一年間自宅で待機させる。（イ）本部係長、工場課長（これに準ずる者）以上、（ロ）組合員中五十歳以上、（ハ）身体虚弱者ならびに非能率、非行者。

この間の保証については追って組合と協議する。

②給料、賃金の引下げ。（イ）引下率は本部係長、工場課長（これに準ずる者）以上十五％、一般従業員十％（役員は二十％引下げで八月度より実施している）、（ロ）期間は本年十一月度から向う一ヵ年、（ハ）細目については組合と協議する。

③諸手当等の削減、特定有給休日五日削減、寒冷地手当廃止、昇給の一時停止（本部手当、地域手当については追って協議したい）。

全繊同盟は、九月一五日常任中央執行委員会を開き、鐘紡問題に対する基本的態度を協議した。その結果、一、今度の鐘紡の事態は、すべて経営者の責任であって、この事態打開のため組合員に犠牲を強いることには絶対に反対する、二、特に組合員の賃下げ、工場休止、組合員の休職等に対しては、同盟として積極的にかつ速かに闘争の指導、応援体制の確立をはかる、三、このため鐘紡対策委員会を中央執行委員会のもとに常置し、機動的な活動を行う、という決定を行った。また綿紡部会でも、「鐘紡労組今回の問題は、部会としても重大な問題であるので、全面的にこれを支援し部会としての闘いをすすめる」と決定した。

一方、鐘紡中央闘争委員会は、九月二四日闘争方針を協議した結果、次のような基本方針を決定した。

一　基本方針

①会社提案中、組合員の生活と労働条件に重大な影響のある事項（賃下げ、工場休止、休暇措置、昇給停止など）に反対する。

②不況対策の重点を企業努力による業績の向上におき、労働者の犠牲を最少限に防止する。

③経営者の責任を追及するとともに、企業経営の欠陥を究明し、その改善をはかる。

④不況対策の合理性と、その当否を徹底的に検討し、労働組合の意見を強力に反映させる。

⑤経営に対する発言を強化し労使の相互信頼を高める。その他の労使協議の場の拡大につとめる。

二　闘争推進の要領

1　会社交渉

①前項の基本方針にもとづいて、強力な交渉を行う。

②交渉にあたっては次の諸点に留意する。

（イ）企業努力による不況対策の具体案。（ロ）株主配当の取扱いを明らかにする。（ハ）恒久対策と応急対策の関連を明らかにする。（ニ）不採算部門および休止部門の適否。（ホ）経営方針と企業内容をより明確にする。（ヘ）その他必要な事項。

③交渉経過を詳細に支部に流し最終的態度は中央委で決定する。
④対会社交渉は鐘紡中闘委があたる。

2　闘争の進め方

（1）中央および支部闘委において会社交渉の経過に応じて逐次闘争態勢を強化する。その細部は別に指示する。
（2）全繊同盟鐘紡対策委と密接に連繋しつつ闘争方法を決定する。すべて闘争活動は原則として鐘紡中闘と鐘紡対策委の完全な調整をはかり、混乱の生じないよう対策する。
（3）闘争の具体的細部事項は、中闘委に一任する。
（4）重要事態の発生に際しては中央委を開く。

このような方針にもとづいて、一〇月八日から会社側と団交にはいった。組合側は、三工場の休止、山科工場の織布閉鎖並びに加工部門の移設、賃下げ、特別休職、サービス部の移管、昇給停止などに労働者に犠牲を強いる項目について反対し、その撤回を要求したが、これに対し会社側は、会社提案を固持してゆずらなかった。その後数回にわたって団体交渉が行われた結果、一〇月二一日にいたり、次のような労資の共同発表を行うことによって一応の解決をみた。

共同発表（全文）

会社提案の不況対策に関し、数次の労使協議会で双方誠意をつくし、慎重協議した結果、本問題解決の基本方針について意見の一致をみたので、つぎの事項を確認した。

一　組合は経営の実態を理解し、赤字縮減の会社計画について適切な協力を行うことを了解する。

二　会社は労働組合の立場を尊重し、組合員の犠牲を最少限度に止めるため、提案の取扱いをつぎのとおりとすることを了解する。

（イ）三工場の休止は撤回し、恒久対策とあわせ再検討を行う。
（ロ）休暇措置のうち非能率者、非行者、身体虚弱者の項は削減する。ただし、五十歳以上を対象とする休暇措置については、さらに年齢調整の上、実施することを組合と協議する。
（ハ）会社提案方式の賃下げは行わない。
（ニ）昇給停止は行わない。
（ホ）山科工場一部休止は、さらに労使で協議する。
（ヘ）サービス部、意匠課の移管は、組合員の身分、給与を保障の上実施することを協議する。
（ト）その他の諸提案は労働協約の改訂をさける方針で、可能な協力をする。

三　右の方針にもとづき、今後労使は信頼と誠意をもって団体交渉をつづけ、早期解決をはかる。今後の交渉に当っては（労使協議の場を拡大させるという）組合の提案を尊重し、会社はこの実施をはかるよう努力する。

一九五九年度賃金闘争　全繊同盟は、一九五九年二月二〇日、第二回中央委員会を開き、賃上げ闘争を行うことを決定した。この委員会では、四月一日から一〇までの間に一せいに賃上要求を提出することを決定したが、綿紡は一九五五年の賃金改訂以来、化繊は一九五六年、羊毛・麻・地方繊組は一九五七年以来の賃上げ闘争である。その要求内容は次のようなものであった。

一　満一五歳（入社二ヵ月後採用時）の基準資金を最低六五〇〇円、一八歳最低保障八〇〇〇円（化繊は特に七二五〇円とする、なお綿紡は右のほか満一五歳入社時の初任給として六〇〇〇円）を要求する。

二　現行賃金を一人当り平均二〇〇〇円増額する（綿紡は二二七〇円）、このほかに賃金体系改訂の要求を出す。

三　食費額統一化――綿紡は二菜制完全実施、九〇食徴収食費一六二〇円とする。

ところで全繊同盟の従来の賃金闘争は、初任給の引上げとベース・アップの繰返しであった。ところが、その結果をみると、初任給は引上げられても、その後の昇給に男女間の格差があり、しかも女子については同産業内の伝統的な新陳代謝政策の現れとして、入社数年で昇給カーブに頭打ちがきた。したがって組合員の七割を女子で占める全繊同盟にとって女子労働者の賃金引上げをどうするかが年来の課題であったが、今回の要求はこの問題解決の第一歩として、一八歳最低保障八〇〇〇円という新要求をだしたものである。なおこの要求では一五歳最低六五〇〇円という項目があるが、これは現行の初任給が四八〇〇円から六三〇〇円であるので、その最低を引上げようというものであり、やがてはこの実績に法的拘束力をもたせるねらいがあるように思われる。

綿紡、化繊、羊毛各部会は、四月一日に、麻、地繊各組合は一〇日に要求書を提出し、綿紡の場合一〇組合が一〇社と集団交渉、中京五組合は五社と集団交渉、他は単独交渉を行うことになった。更に中央・地方・業種別に共闘グループ(中央共闘グループ、麻共闘グループ、関東地方共闘グループ、東海地方綿スフ紡共闘グループ、関西地方綿スフ紡共闘グループ、九州地方綿スフ紡共闘グループ、中国地方綿スフ紡共闘グループ、北陸地方共闘グループ)を作り、交渉方式並に日程、交渉戦術指導、実力行使の戦術など、中闘から指示された事項について審議し、参加組合の意思の疎通をはかることになった。

その後綿紡、化繊、羊毛、麻の各部会は、それぞれの経営者団体に対し集団交渉の申入れをしてきたが、労資の見解はなかなかまとまらず、綿紡は五月九日にいたりようやく集団交渉が行われ、また化繊、羊毛も集団交渉が開始された。しかしその後化繊は、経営者側のゼロ回答のまま六月九日に決裂し、綿紡も一一日の集団交渉が決裂し、闘争はいよいよ中労委段階にはいることになった。

第四節　炭労の争議

日本炭鉱労働組合(炭労)は、一九五七年一一月二八日から五日間にわたって開催された第一八回臨時大会で、一九五八年の賃金闘争についての基本方針を決定したが、これにもとづいて、一九五八年一月一五日から二日間、第二回中央闘争委員会を開催し、賃金闘争の具体的方針を討論した。委員会は、総評を中心とする春季統一闘争の中核として運動をすすめること、同時に、たとえ炭労だけの独走になってもたたかいぬくことを確認した。そして、二月一七日からの二日間、第三回中央闘争委員会を開催し、戦術を決定したのである。

三月一三日、第一波二四時間ストライキを開始するにあたって、中央闘争委員会は、次のような「闘争宣言」を発した。

われわれは三月十三日から総評を中心とする今次春季闘争の中核として、第一波二十四時間ストに突入し、以後三回にわたる波状ストを決行、さらに二十一日から無期重点ストライキをもって、要求貫徹を期することになった。われわれの要求は一方八〇円、石炭経営者が、この一年にあげてきたぼう大な利潤にくらべるならば、全く問題にならぬ引きあげ額である。ところが、石炭経営者は「儲けているが、先行不安であり、増産のための起業資金も自分のフトコロから出さなくてはならん、また儲け具合も他産業並みでない」との理由で、三月六日「ゼロ回答」を正式に通告してきた。

これが、要求を出してから二ヵ月目の回答である。

全組合員、家族の皆さん！

われわれはこうした不遜な経営者の態度を許しておくわけにはゆかない。

この二年間に、炭価は一三八五円も上り、コストは三二〇円も低下し、その利益がトン当り一七〇〇円にもなることは歴然たる事実である。

一方、労働者の状態はどうか。われわれの仲間は、五六〇〇万トン増産下に一日二、三人が殺され、一九〇人が片輪にされている。能率は二九年に比べて二二％（通産省調べでは戦前一人一月当り一六・二トンを現在の条件に引きなおせば、昭和二四年の八・四トンがそれに匹敵し、現在は戦前二倍の能率である）、出炭は三〇％も上昇し、実質賃金はこの間、一七・五％の引上げで、坑外夫の賃金は他産業の「半人前の額」にすぎない。

この二つの事実はわれわれの賃上げに正当な根拠を与えており、炭価の値上げは全く必要としない。

全日本の労働者、農民、市民の皆さん！

わが炭労は目的達成のために、不退転の決意をもってストライキ闘争に起った。だが、独占資本並びに岸内閣は、アメリカの反共軍事体制の一翼をになって労働者への弾圧と賃金ストップをもって、彼ら自らが招いた経済の破綻を労働者と国民の犠牲において乗りきろうとしている。

彼らの反動政策を打ち破り、賃上げに勝利し、国民経済の繁栄と平和を守る途はただ一つ、全日本の労働者の団結と労働者を中心とする広範な国民の統一した力以外にない。わが炭労は諸君の期待に応えて、最後までその戦列を離れないであろう。強大な全戦線の厚味こそ勝利の鍵である。

全組合員、家族の皆さん！

闘いは確かに困難である。だが、われわれは犠牲の一方的強要を甘受するわけにはゆかない。われわれの闘いは単に大手労働者の闘いであるのみならず、劣悪な条件下に苦しんでいる中小鉱労働者をふくめた炭鉱労働者全体の生活水準引きあげの闘いである。

組合員、家族百万が各級機関の指導を信頼し各級機関がまた組合民主主義を保証して闘争を組織する限りわれわれは必ず勝つ。

ストライキ突入にあたって、ここに、われわれの決意を宣言する。

拠点ブロック闘争をしっかり組もう！

一方八〇円、最低保証三八〇円を獲得しよう！

全国一律八千円の最低賃金法制をかちとろう！

炭労は、春季闘争が深刻化した情勢のもとで、五月六日、第一九回臨時大会を、東京において開催した。大会宣言は、次のように述べている。

第十九回臨時大会は全労働者階級の注視のもとにひらかれた。各界のメッセージは炭鉱労働者が長期闘争に耐えている強大なエネルギーをたたえ、この闘いに勝利することが敵階級の新しい支配体制を打倒する転期となるであろうことを訴えた。

われわれ全国の仲間は本日一堂に会した。ストライキ四十余日目にみる仲間の顔は、敵の〝ドロ沼闘争〟の逆宣伝にもかかわらず闘志に満ちあふれている。それはあの六十三日ストの悲壮感もなければ焦燥感もない。百日闘争も辞さない平然たる決意を秘めた顔である。

岸内閣と独占資本は昨年来、異常な決意をもって労働者階級に対して組織的に攻撃をかけはじめている。国鉄新潟への弾圧、日

教組への勤務評定、鉄鋼へのゼロ回答、杵島闘争への労相警告、損害賠償など、これら一連の動きは、われわれにとって見逃すことのできない重大な本質を示している。

さらに、今次春季闘争にあたっては、いっそう公然と「弾圧」と「ゼロ回答」をわれわれにおしつけてきた。

すなわち、私鉄には「調停案」を最後まで固執し、官公労に対してはクビ切りをふくむ大量処分を行い、日教組に対しては捜索令状をもって、その機能をマヒさせようとしている。

われわれは敵階級の弾圧と政策の質的な相違をここによみとる。その背景となっているものは何か。一つは岸渡米によってもたらされた日米新体制による軍国主義の復活、強化のためであり、二つ目は経済状勢の悪化である。

いまや、アメリカを中心とする資本主義国の経済は日毎に険悪となりつつある。日本資本主義も深刻な経済危機の現象を呈しはじめた。操短は紙パ、セメント、鉄鋼、自動車、非鉄金属など各産業に波及し、企業縮小、クビ切り、残業の抑制が起っている。

これが、今日における政治、経済情勢の特徴である。したがって敵の構えも「神武景気」の甘さはない。一昨年から昨年、昨年から今年へと敵の攻撃の質的なちがいの原因はここにある。

敵は当初から春闘をズタズタにぶち切り炭労の孤立をはかってきた。そしてそれは事実成功したかにみえる。だが、われわれにとっては第一回中央闘争委員会以来、こうした事態の起り得ることを一人一人の胸にたたきこんできたことである。敵が炭労の自滅を望み、のたれ死を望むならば、よろしい、彼らの勝手な期待にまかせるがよい。

われわれは本日、敵前で静かに戦略を語り、味方の欠陥を検討し、新たな決意をもって勝利への途に邁進することをちかった。

われわれは本日、直ちに山へかえり、本大会の決定を忠実に守り、全組合員の先頭にたって闘うであろう。

われわれは勝利の日まで一歩も退かない。

第一九回臨時大会の直後に開催された中央闘争委員会は、「長期闘争推進の行動」について、次のような指令を発した。

今次闘争における敵の攻撃の本質、敵陣営は春闘を当初から分断させることに力を入れたが、いまや総力をあげて炭労に攻撃をかけ、炭労の組織を破壊し、日本の労働運動を後退させようとしている。したがってわれわれは、この闘いが単に炭鉱経営者だけでなく、その背後にあって、これをはげまし、さいはいをふるう全独占資本との闘いであることをつかみ、全労働者階級の生活と権利を守る闘いの最前線にたたされていることを自覚しなければならない。

このような重大な情勢におかれた以上、われわれは、長期闘争によって生れがちな不平不満や、闘争上の欠陥などを、この際、徹底的になくし、屈服かしからずんば勝利か、の決意で全組合員、家族一人のこらず超長期闘争を闘いぬく決意をかためる必要がある。そのため、効果をあらわしつつある重点ストをつづけるとともに、職場、居住、地方、地区で、すべての組合員があらゆる闘いに参加して、真剣に闘いにたちむかわなければならない。

そのため、次のような行動をおこなう、

①職場闘争の組織　ストに入っていない支部は、職場や居住における不平や不満の要求をとりあげ、職制のしめつけを排除する職場闘争を組織する。（実力行使をおこなうときは中闘と連絡をとり、その意見を尊重する。）

②地方・地域の共闘　日教組の勤務評定反対、全逓、全電通、専売、国税、司法等の不当処分反対、賃金未解決組合の賃上げなど

の闘争にたいし、地方、地域で進んで共闘を組織して闘う。

③農市民との提携　選挙闘争における農市民とのむすびつきを一層つよくし、炭労賃闘にたいする支援もうるようにする。

④オルグ交流・学習活動・話合い活動　支部間の長期にわたるオルグ交流を実施し、理解をふかめあうほか、支部それぞれが単独大衆行動をおこない、会社幹部に圧力をかける。また各支部とも学習活動や話合い活動などを計画的に実施し、階級意識をたかめ、労資関係を質的にかえてゆくようにする。これらの行動を通じて会社のデマ宣伝や組織ハカイの工作もはねのける。

⑤山タキ炭の確保　ストの中の山タキ炭の確保範囲は、（イ）家庭用暖厨房用、（ロ）浴場、病院、福利厚生施設用炭、（ハ）およびそれらに供給するためにたくボイラー用炭、および（ニ）会社が保有、管理、営業する施設（発電所、諸工場、鉄道等）で、保安上必要なばあいか、組合員、家族の日常生活に直接影響するばあい、これをさけるのに必要な炭量、以上にかぎる。

確保の方法は、原則として会社の責任でさせるが、これがむずかしいときや、前項の確保すべき山タキ炭がきわめて逼迫したとき、やむをえず支部の山元出炭をみとめる。ただしこの場合も前項（ニ）のための出炭はみとめない。これらの出炭は稼動切羽を最少限にし、払進行による切羽の維持効果はあげさせない。出炭された原炭はそのまま消費し、それ以外の精炭はポケット、野積貯炭とし輸送はさせない。

⑥保安要員の差出し規制　保安要員は差出さない。崩落保安出炭をみとめるなどの措置をとってきたが、会社が組織ハカイの企図をもって、露骨な挑戦的行動にでてきている以上、もはや、保安確保にたいし積極的協力の必要はみとめない。そこで十七日以降はつぎのように差出しを縮小する（坑外作業要員の縮小申入れを会社が申入れてきたときは現状確保の方針で交渉する）。

差出し範囲を、（イ）入坑中の保安要員の生命の安全確保、（ロ）自然発火、ガス、炭塵爆発、出水、坑内火災などの重大災害予防、とする。

自然発火にたいしては、いままでは払進行で防止したが、こんどは密閉によって防止する。ただし、水没による方法も併用せざるを得ないときや、密閉によって水没をおこし、スト後の就業に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、中闘委が調査し指示する。

切羽崩落を回避するだけの理由で保安要員は差出さない。崩落によって通気遮断、自然発火、ガス災害が生ずるおそれがあるときなどは完全密閉で危険を防ぐ。そのさい保安上必要な材料の撤収は、危険でない場合やってもよい。

これらの措置をとるため職組と共闘会議をつくって連けいをとる。職組は代替作業命令がでても、これに応じないで、職労共闘会議で対策を協議する。

炭労傘下以外の請負組夫には協力を求める措置をとる。

六月五日、中央労働委員会会長中山伊知郎のあっせんが始まった。炭労は、このあっせんに応じ、六月一二日、基準賃金の七七〇円（税込）引上げを中心とする「中山あっせん案」を、中央闘争委員会で原則的に了解した。あっせん案の全文と、それにもとづいて六月一九日に調印された「賃金協定書」の全文とは、次のとおりである。

中山あっせん案

石炭産業はいま不況の状態にあるので、経営者が支払不能の点から炭労の要求に応じ難いといっているのは無理ではない。しかし石炭が日本の基幹産業の一つであることを考えると、賃金の増

額については長期の観点に立って考慮すべきである。さらに今回の組合の賃金要求の中には新しいいくつかの要求がもられており、それが解決をおくらせる一つの原因となっている。要求そのものについては検討の余地があるが、長年の慣行によってつみ重ねされてきた体制をこの際直ちに改訂することは困難であるから、これらの問題はあげて今後の研究の課題とすべきものである。

斡旋案は右の二つの考え方を骨子として作成された。長い争議を闘いつづけた労使にとっては内容の何れも満足し難いものと思われるが、基幹産業をまもる労使の良識にうったえ、これで一切を解決するよう努力されることを期待したい。

記

一　昭和三十三年一月以降の基準賃金は坑内外平均月額一人当り七百七十円（税込）増額すること。
　右増額分の一部は修正給に充当すること。

二　一―五月分の精算については簡便法によることとし、その支払の時期も併せて各社各山において協議すること。

三　賃金の構成　基準内に属する諸手当の取扱、初任給、年齢勤続給、技能給、家族手当その他基準賃金に関する諸事項の取扱については昭和三十二年三月の協定による。

四　検定規定については従来通りとする。

五　要求書第七項についてはこれを一般的に規定化することは時間尚早である。

六　職員の給与については、鉱員に準じ従来の慣行に従い別途協議する。

七　炭鉱の賃金は複雑すざるので今後の検討によってこれを簡素化し、基幹産業にふさわしい安定性をもつものにすべく労使双方で研究されたい。

八　宇部についても原則として右の各条が選用されるが、ここには特殊の事情があるので別途に即時斡旋を行う。

宇部についての斡旋メモ

一　宇部の一般的な特殊事情からみて、調停案の実施と五円の復元とを一挙に実施することは無理である。

二　従って現在においては炭労争議全体の解決のために、労使双方の主張を、一方をとり一方をすてるという形で調整する外はない。

三　そこでこの際は斡旋案の実施をとって今回の増給分については差別を設けないこととし、その代り昨年三月の諒解事項の但書の五円繰入問題は本年度は見送ることとする。

四　前項の諒解事項はついては確約か否かについて双方に争いがあるが、斡旋者は事実の問題として実質的に実施の確約があったものとみなす。従って復元については将来とも経営者の誠意ある努力を期待する。

あっせん案に対する炭労の回答

六月十一日提示されました斡旋案について、当方機関において協議の結果、次の通り回答致します。

記

一　斡旋案の前文については、当方は見解を異に致しますので、諒解できません。

二　斡旋案記七項目については原則として諒解致します。

三　斡旋案内容の問題点ならびに疑義については、引続き説明を行いたい。

四　宇部について

イ　斡旋案は受諾致しません。

ロ　当方は事情説明の中で、宇部興産から回答された大手十三社

との較差設定については絶対容認されない立場を明らかにし、さらに昭和三十二年三月、炭労、興産間に諒解された事情についても説明を致しました。斡旋案は宇部の特殊事情を理由に、大手十三社の較差を認める内容になっておりますが、三十二年三月諒解事項を確定債務と認めているにもかかわらず、特殊事情も解明されないままに、賃金較差設定の提案は誠に重大であり諒解することはできません。

賃金協定書

協定書

○○会社と日本炭鉱労働組合とは昭和三十三年一月以降鉱員賃金ならびに職員給与に関し左記の通り協定する。

記

一　鉱員賃金

1　賃金構成

従前の協定通りとする。

2　労働時間

従前の協定通りとする。

3　基準賃金

(A)　本人給

(イ)　本人給額に一方当り左の平均額を加給する。

坑内夫三四円五〇銭（税込）

坑外成人男子三四円五〇銭（税込）

女子及び十八歳未満男子三〇円〇〇銭（税込）

右金額中坑内夫ならびに坑外成人男子については九円五〇銭、女子及び十八歳未満男子については五円〇〇銭を不合理是正のため修正給として充当する。修正給の配分については（各社）各山において協議決定する。

(ロ)　新制中学卒業満十八歳男子の初任給は（各社）各山従前の協定額とする。

(ハ)　本人給につき会社組合双方が組替えを必要と認めた各山においては組替えを行う。

(B)　家族手当

額、支給条件、支給範囲共従前の協定通りとする。

但し、昭和三十二年三月一三日付協定書記三（ハ）の但書は削除する。

(C)　その他基準賃金に関する諸事項については、従前の協定通りとする。

二　職員給与

鉱員賃金に準じ従来の慣行により別途協議決定する。

三　協定期間

昭和三十三年一月一日より同年十二月三十一日までとする。

諒解事項

昭和三十三年○月○日付○○会社と日本炭労働組合の協定書に関し左記の通り諒解する。

記

一　協定書記の従前の協定の解釈は昭和三十二年三月協定の議事録抜すいによる。

二　協定書記一、1、の賃金構成には基準外賃金を含む。

三　協定書記一、2、の労働時間には、監断業務について従来（各社）各山に於て協議決定して来た慣行を含む。

四　協定書記一、3（A）（イ）の本人給額には本人給と認められる諸手当を含む。

五　協定書記一、3（A）（イ）の加給額は修正給を除き一律加給とする。

六　協定書記一、3（A）（イ）の第二項の修正給の額については、労使協議の結果全額充当することが不合理と認められた場合は減額することが出来る。

七　協定書記一、3（A）（ハ）の組替えについては本人給実績財源をもって行う。

八　協定書記一、3については昭和三十三年七月一日以降実施するものとし、一～六月の精算は従来の慣行にしがたい（各社）各山で協議決定する。

覚

今次スト中の取扱に関し、左記の通り覚を取交す。

記

一　諸休暇の平均賃金の算定、諸休暇の取扱、年次有給休暇の資格取得率の算定等の取扱いについては（各社）各山従前の慣行による。

二　会社の賃金並びに月賦金の返済については繰延べる。具体的な取扱は実情に応じ各社（各山）において協定する。

三　生産能率賞与（精勤賞与）、家族手当の取扱については従前通りとし、他社と比べて均衡を失する場合は（各社）各山において話合いの上決める。

四　三月七日より十二日の間の諸休暇の取扱については、今回に限り（各社）各山において協議決定する。

議事録確認

一　引上額の固定給または請負給部分への配分については（各社）各山で協議決定する。

二　請負給の保障給は（各社）各山の従前通りとする。

三　年齢勤続給（これに類する賃金）及び技能給（これに類する賃金）については（各社）各山の従前通りとする。

炭労は、九八日間にわたるストライキ闘争を終えて、七月二日から四日間、東京で第二〇回定期大会を開催し、闘争の総括を行った。大会宣言は、次のように指摘している。

われわれの闘争は不況下の賃金闘争であった。敵はこの不況を逆手に、異常なまでの結束をもってわれわれに立ち向ってきた。われわれはこれを正面から受けてたち、九十八日間にわたって闘いぬいた。そしてついに組織破壊の野望を秘めた敵階級の企図を粉砕し、賃金ストップ政策の地ならしを期した敵の意図を葬り去った。

この成果は決して小さくない。同時にわれわれは闘争中の大衆行動、職場交流、学習等を通じて得た階級的意識の向上についても高く評価しなければならない。のみならず、われわれは職場闘争の封殺をふくむ一切の中央しめつけを排除し、今日までつちかい、きずき上げた権利を一寸たりとも侵すことを許さなかった。われわれはこのことを、権利を守って果敢に闘いつづける日教組、全逓をはじめ全国各単産の兄弟たちとともに率直に喜びたい。

以上のような成果の反面、われわれはこの闘いを通じ、未熟さからくる多くの欠陥も露呈した。例えば、われわれをとりまく現実の情勢認識において、率直にその厳しさを直視しえない思想上の弱さを完全に克服しきれなかった。このため体制上に若干の弱点を包含していた。そのため闘いの真の対決の場である職場における闘いが成熟せず、闘いの矛先が常に正しく敵側に向けられない傾向にあった。

にもかかわらず、われわれはこの闘いに全力を傾けて闘いぬいたことを、誇りをもって全国の兄弟達の前に報告できることを喜ぶものである。三波にわたる一斉スト以来九十八日、かの六三ストをはるかに上回る長期の間、われわれは不屈の戦闘性と強靱な

階級連帯性を遺憾なく発揮して闘いつづけた。これは中闘はもちろん、現地組合員、家族の緊密な信頼と協力なくして達成し得るものではない。

第五節　国鉄志免炭鉱の争議

志免炭鉱の争議の発端は、一九五四年吉田内閣が総理大臣の諮問機関として設けた「臨時公共企業体合理化審諮会」の答申のなかに「輸送に直接関係のない事業は極力これを整理する」と述べられていたことにある。その後一九五五年には行政管理庁から国鉄経営に関する調査報告が出されたが、それにも同様の趣旨のことが書かれてあった。一方これと相前後して、三井鉱山、住友石炭、武内礼蔵氏から志免鉱業所を譲り受けたい旨の申請書が提出された。しかしその後この申請書は取り下げられた。

一九五八年二月に国鉄では、青山秀三郎氏を会長とする志免鉱業所調査委員会を設置し、四月一九日に「志免鉱業所を国鉄の経営から分離することが適当である」という答申を発表した。

組合側(現地代表団と国鉄労組本部)は、二月二〇日以降社会党に当面している問題について説明し、院内での闘いを協議した。そして本部は「社会党と十分な連絡をとりながら払下げ阻止の行動を起すことに集約する」という方針をきめた。また志免支部(組合員三一〇〇名)を中心とする払下げ反対闘争は、国鉄当局の方針が明らかになるにつれてはげしくなってきた。すなわち五月八、九日の両日、組合員、非組合員、家族組合、関係四ヵ町町民代表など三九名が上京し、国鉄十河総裁に対して集団陳情を行った。更に五月二九日から福岡市内の水上公園で二〇名の組合員が座りこみを行い、関係四ヵ町期成同盟では志免支部といっしょになって六月一日に抗議大会を開くことになった。この大会では各戸一名以上を動員し、約二万名が参加した。六月一七日に組合員、家族一〇〇名が上京し国会横で座り込みを行い、また十河総裁と面会して現地組合員の強い不満を訴えた。

七月二一日にいたり調査委員会は第二回目の答申を行ったが、その内容は「譲渡の時期については、坑内状況からみて、昭和三三年内に、なるべく早い時期に完了することが適当である」というものであった。一方社会党は、「志免鉱業所対策特別委員会」を作り、志免鉱業所の現有規模の下における「長期安定経営は可能である」という文書を作成し、永野運輸大臣に提出した。この文書は、まず埋蔵炭量について、実収炭量として一三〇〇万トンあり、計算されていない砂石層の一部などを加えると一五〇〇万トンとなると述べ、「当鉱業所の年間出炭量は五〇万トン足らずであるから、当鉱業所の寿命が短命であるという結論はでてこない」と主張している。更に「四五～四八万トン水準のもとで経営採算は健全である」とし、民間に払下げる必要のないことを強調している。

七月二四日、国鉄当局は中央並びに志免現地で「今年中に払下げる」ことを通告したが、これを撤回させるため、国鉄鎌倉副委員長をはじめ現地代表を加えた代表は、団体交渉を行った。席上当局は「払下げの方針を理事会できめたから、これを忠実に実行したい」「時期は調査会の報告どおり本年一二月いっぱいに解決したい」と述べたが、組合は二四日本部、現地に報告のあった払下げにともなう労働条件の申入れ、通告は拒否し、あくまで闘う旨を通告した。

支部は、社宅全地域にわたってオルグを行い、八月一四、一五の二日間支部臨時大会を開いた。本部も二七地方本部から現地オルグを派遣し、二〇日以降遵法闘争の実施を指令した。一方、払下げ反対四ヵ町期成同盟も、組合と呼応して町会議員二〇名が一七日から

福岡市で座りこみを行った。

一九日から組合は、一番方非番者一五〇〇名を動員し、所長に対する大衆交渉をすすめたが、所長は東京に出張したため、副所長以下各課長と連続二七時間のかんづめ交渉を行った。その結果、課長以下（所長を除く）一五名は、「理事会の決定であるが、慰労休暇と自費で全員上京し、総裁に陳情する」と言明した。

国鉄労組は、調査委員会の第三次答申が行わそうな情勢を前にして、九月一九日から闘争指導を強化し、一九日は巻方部門の職場集会、二〇日は運搬部門の職場集会、二二日は志免全部門の職場集会が開かれたほか、西部地評傘下各地本では、二一、二両日一せいに、駅、客貨車区を中心に遵法闘争を行った。このような闘争の結果、全山がまひ状態となり、出炭はストップした。また一九日には志免炭鉱民間払下げ反対福岡県民大会が開かれ、約一万二千名が集って払下げ反対を決議した。

一〇月一三日から第二波実力行使が行われ、非現業部門およそ一〇〇名が一せい休暇を行い、一七日は選炭系統の八〇名、一九日は坑内運搬の一六〇名の組合員が一せい休暇にはいって闘った。この闘いでおよそ二〇〇〇トンの減産になった。一〇月一五日にいたり、福岡県の国鉄・機労・全逓・全電通・全専売等の代表によって、民間払下げ阻止福岡県共闘会議が結成された。

その後払下げ反対闘争は、警職法改悪阻止の闘いとからんで、職場集会、重点部門別スト、炭労との共闘体制整備など、ますます広がりをみせるにいたった。国鉄労組本部は、一一月下旬から一二月にかけて運輸大臣をはじめ、政府・自民党の意志がきめられると判断し、一一月二一日闘争強化の指令を発した。かくして門司地本では連日非番者集会、休憩時間中の職場集会が開かれ、闘いの態勢を強化した。一二月二日、福岡市東公園で全国各地から一万六〇〇〇人が集まり、集会が開かれた。

一九五九年一月一〇日にいたり永野運輸大臣は、国鉄当局の払下げ認可申請に正式の了承の印を押したところから、事態は更に悪化した。すなわち、国鉄労組本部は指令三〇号を発して西部地評内各地本は一四日から全職場で遵法闘争を行い、一六日更に五ヵ所程度の職場で時間内一時間の職場集会を行った。現地志免支部は、一三日全職場二四時間職場集会を突破口として日増しにもりあがり、一六、七日は引き続き第二波――重点職場集会（二四時間）が決行された。

志免鉱業所払下げ問題は、いよいよ国会においても重要問題として取り上げられ、一月三〇日参院運輸委員会、二月五日衆院予算委員会で問題となった。前者は、運輸委員四名によって現地調査を行うことを決議した。この現地調査の結果、払下げの必要なしという結論が出た。二月二五日、志免支部は二四時間の職場集会に突入し、約六〇〇〇名がデモ行進を行った。

三月三〇日にいたり国鉄当局は、志免支部に対して執行部三名の解雇、その他の執行委員、拡大闘争委員一二名の懲戒処分（停職）を通告、不当検束、転勤希望者の募集を行った。支部は、「転勤希望者の募集」について反対の態度を示してきたが、交渉による解決が不可能となったため、四月六日福岡地方調停委員会に対して、調停申請の手続きをとった。四月二〇日、国鉄当局は、「分離に伴なう労働条件について」の申し入れを行い、一、退職手当は、整理退職による退職手当を支払う、二、給与は、引継ぎに際し、現状より低下しないようにする、三、引継ぎ後の職は、本人の希望、前歴を考慮して決定されるようにする、などの内容を明らかにした。二二日から組合の闘争はきわめて激しくなり、志免鉱業所長、副長らにせまって、二六日には、所長が労組と共同声明を行う事態にまでい

たった。

五月一日から、国鉄労組本部と当局の間に団体交渉が開かれ、「現地調査団には組合すいせん者を加える」ことを当局が確約した。当局側は依然として志免売山の方針を変更しなかったが、五月六日に予定された入札を当分の間延期することにしたため、組合側は、長期闘争体制を確立するため、時間外または非番者集会を開催し討議を深めることという指令四三号を発した。

五月四日の中執会議は、「今後の闘いの目標は、当面志免売山反対、参院議員選挙の勝利に重点をおくこと」を確認し、次のような指令四四号を発した。

指令四四号

① 国会で決議された志免鉱業所の再調査は、売山を前提としたものには反対であるが、社会の疑惑を解くための公正な調査団であれば、この調査団に組合すいせんの調査委員を加えたい。これは当局も了解したので今週中に人選をおこないたい。

② すでに指令四四号を発したとおり、各地本は全職場で時間外職場集会をひらき、志免闘争の理解と現地志免支部に対する激励決議および寄せ書などをつくり送付すること。
送り先は「門鉄勝田線志免駅気付国労志免支部または福岡県粕屋郡志免町国労志免支部」

③ また志免闘争を支援する組合員一人一時間分の賃金拠出運動がまだ完了していない職場は、職場のなかで決議し、徴集手配をすること。

④ 現地志免支部にはひきつづいて中執を派遣し、現地指導をおこなう。

衆議院決算委員会は、五月七日現地調査におもむいたが、この結果決算委員長田中彰治氏は「志免炭鉱は払下げなくても国鉄経営で十分やってゆける。これを特定の業者に払下げようとするところに疑惑がある」との談話を発表した。その後、社会の疑惑をとくために再調査することになり、五月二一日組合側は、現地の意向を参酌して調査団のメンバーとして組合側委員七名の名簿を提出したが、当局は、組合推薦者の一部について反対をとなえたので、以後数回にわたって交渉が行われた。六月一日にいたり、当局は最終提案として、一、組合推薦者を正式に調査団に加えるが、メンバーは三名程度にしてほしい、二、調査目的は、(イ)可採炭量のくい違い、(ロ)今後の出炭見通しの二つとする、三、以上の提案がいれられない場合は、決算委員会の前に政府筋との協議によって「職権調査」を行わざるをえない、という点を主張した。組合は、当局に再考を要望したが、この交渉は不成立のままついに職権調査の段階を迎えるにいたった。

五日、本部戦術委員会は十河総裁以下青山調査団が現地にのりこんで、「職権調査」を強行する挙に出たこと、他方志免支部が調査団を大衆動員をもって拒否する態勢にある事態を重視し、今後の闘争を有利に発展させるため種々の角度から検討を加え、調査団参加の方針を決定して事態の収拾をはかることになり、戦術委員を急拠現地に派遣した。しかし、六日現地においては、交渉継続の段階で警官隊と激突し、その結果数十名の重軽傷者を出すにいたった。この事態を収拾するため現地派遣の責任者と当局側との間で交渉が行われ、最終的には、一、埋蔵炭量と今後の出炭見通しについて調査する、二、組合側推せんの三名は組合に一任する、という二点で妥結した。ところが当局が警官隊の力を背景にして調査を強行しようとしたことに対して組合員は激昂したため、当局は調査を中止し、問題を中央に移すことになった。六月一三日中央において交渉が行われた結果、当局は青山調査団に三人の組合側推薦委員を加えて実

収炭量、将来の出炭見通しについての調査を行うという組合提案を了承し、再調査が実施されることになった。

第六節　鉄鋼労連賃金退職金統一闘争

一九五七年の賃金闘争は、一一波にわたる実力行使にもかかわらず、一貫三社（鋼管、富士、八幡）においてはついにゼロ回答を変えさせることなく終った。鉄鋼労連はこの闘いの自己批判に際して、鉄鋼資本家がゼロ回答政策を強行したのは、独占資本全体の利害の立場に立って鉄鋼労働者に集中攻撃をかけたものであると評価し、味方の運動と組織の弱点、未熟さゆえに、この攻撃をのりこえて勝利することができなかったことを明らかにした。三月二四日から五日間開かれた第一、二回定期大会は、右の教訓にもとづいて、新年度運動方針の基本的な闘争目標を「昨年の失敗をできるかぎり早い時期にとりもどす」ことにおき、更に予想される資本の強い抵抗にうちかてるだけの体制づくりに全力をあげることを年間の活動の第一の重点とした。その具体的な展開としては、特に職場闘争の強化、職場活動改善を通じての組織活動に重きをおき、次いで一時金や合理化反対などで共同闘争を組み、これを統一闘争に高めていくこと、賃金退職金闘争はこれらの闘いを土台としてつみあげつつ、次のような再組織方針をとることを決定した。

一　大衆的な意志統一をかため、賃金についての理論武装を強化する。

二　スト戦術、集団交渉方式、統一闘争方式など、組織体制を改善強化し闘争力を強める。

三　闘争の時期設定は、昨年の闘いの痛手を回復し、強力に闘える体制をつくっていくのに要する最低期間と、戦略配置の観点からする他産業労働者との共闘の時期的条件の二点を中心に総合判断し、当面の目標として、「おそくとも、次の総評春闘の中で闘う」という基本的な考え方を確認する。

大会の方針にしたがっての準備活動は、五月下旬から六月中旬にかけて開かれたオルグ交流会議と中央研究集会をはじめとして本部、各単組とも一九五七年闘争自己批判と一九五八年運動方針の徹底に全力を傾注して行われた。次いで八月二八、九両日の第一三回臨時大会は一九五九年賃金退職金統一闘争方針の大綱として要求準備、闘いの組み方を決定、直ちに世論調査や職場討議を基礎にした要求統一へのあらゆる行動が組織された。その結果は一一月二四日の第八回政策委にもちよられ、次のような賃金退職金要求の大綱が決定された。

賃金引上げ要求

鉄鋼労連の統一要求としては、大手、中小を問わず、一人平均二〇〇〇円とする。現行賃金制度の是正等に関する各単組の個別要求に伴なう必要財源はすべてこの統一要求の枠外とする。

配分について、統一要求金額は全額基本給部分での引上げとし、その配分にあたっては必ず一律分を加味する。

退職金引上げ要求

勤続三〇年の年満退職者を基準として、税込二一〇万円を要求する。

その他の勤続の者の退職金については支給カーブを直線にすることによって実際支給額の大幅な改善を図っていく。

各単組はこの大綱にもとずいてそれぞれの要求を作成し、年内には大部分の組合が経営者に要求を提出した。そして闘いは予定どおり一九五九年春季闘争へともちこまれたのである。

翌一九五九年一月二五～二七日第一四回臨時大会は、賃金退職金

統一闘争方針を決定するとともに、同盟罷業権を賛成一八八対反対二二無効二白紙七の多数で確立、拡大中闘を選出した。各単組は統一闘争スト権批准投票を二月一四日一せいに施行、大手では一貫三社が現業、臨労を含めて批准成立をみたが、住友では尼崎労組が一〇日の繰上げ投票で否決、神鋼でも主力の神戸を含む五労組が不成立に終ったため、住友、神鋼の両企業連は統一闘争からは離脱のやむなきにいたった。

第一波二四時間スト（二月二五日）富士・鋼管の大手一一組合、大和製鋼等中小一〇組合、合計五万二千名参加。

第二波スト（三月四日）八幡・八幡現業四八時間。富士・鋼管二四時間以後圧延部門長期重点スト突入。大手一一組合中小一四組合九万二千名参加（鉄鋼労連結成以来最大の統一スト）。

第一次回答は三月七日大手三社に対して統一回答として示された。その内容は、能率給（業績手当）で八〇〇円増、退職金は三〇年満で一〇万円増（鋼管を除く）というもので、これに前後して住友には六〇〇円、神鋼には八〇〇円の回答がでている。

この回答が「あくまで最低の線で押さえて、組合員に勝利感を与えることなく闘いをおしつぶす」独占資本の意図が変っていないことを示すものである、との評価についてはおおかたの一致をみたが、今後の闘いの継続については、断固続行を主張する富士鋼管と、長期ストの困難さから終熄を主張する八幡との意見が大きく対立した。大手グループ会議、戦術部会の諮問会議、現地討議を経て、けっきょく、八幡のスト中止は確認され、富士・鋼管二社の闘いを中心に、闘争は第二段階にはいった。なお、いくつかの教訓的な闘争をみせた中小労組は、六〇〇円ないし八〇〇円程度の賃上げで、おおよそが終熄に向かった。

富士・鋼管の三月五日以降圧延部門重点ストは四月二〇日までの四〇日余にわたって続き、この間三月一四日には第三波二四時間ストを決行、ストによる打撃も次第に表面化して、三月末で鋼材の減産量二〇万トンに及び、関連業者、輸出にまで影響が及びはじめた。

四月にはいって八幡が妥結（八日妥結指令）、このころより拡大中闘のなかで情勢を再検討すべきであるとの声が強く、戦術部会は富士・鋼管に対する諮問会議を開いた。ここでは、情勢判断として、経営者側の切崩し工作がすすんでおり、これをはねかえさなくては勝利できないとの評価では一致したが、「闘う」と「慎重論」の対立が激化する恐れのある組合の実情で闘えないという意見と、これをのりこえることが闘いだとする意見とが対立、闘争継続の意志統一は不可能という事態が生じた。そこで戦術部会は、諮問の経過からして、闘いを更に推進するという方針での意志統一は困難であり、「事態収拾をはかる」方針で、スト体制を続行のまま、各組合の機関討議を行って、組合員の意向を集約する、との決定を打ち出した。

「収拾の方針で機関討議を」の指示にしたがって、各労組は現地討議を開始した。その結果、鋼管鶴鉄、富士釜石、同広畑は事態収拾反対を決定。富士室蘭・川崎、鋼管川鉄・富山・新潟・本社は戦術部会方針を認め、スト中止を決定した。ここにいたって戦術部会は戦線の全面的後退を確認、スト中止指令と鶴鉄・富士釜石・広畑の各組合は終熄大会を開催することを決定した。

一年間の十分な準備を経て行われたこの闘争であったが、第一段階で住友・神鋼の統一闘争離脱、第二段階で八幡のスト中止、第三段階でも富士鋼管二社に与えたストの打撃は百数十億に及んだにもかかわらず、第一次回答を変えさせることなく終結、という多くの自己批判すべき問題を残して鉄鋼の春闘は終った。最後に第一五回

臨時大会（六月七、八日）に提出された自己批判書の中から、今後生かされるべき総括的な教訓として評価されているこの闘いの積極面を紹介しておく。

① こんどの闘いで組合員大衆が本格的にたち上ってきたのはどこに起因するのだろうか。

闘いの始めには三年越しの賃上げであり、一昨年の賃闘の延長戦として「自らが闘う」という考え方がまず組織されていつたことは間違いないところであるが、何よりも、闘いの中で、組合員が成長し力量が発展していったということだろう。

闘争が組合員に教えたものは「出せる財源があるのに賃上げしない」ことから賃金が力関係によって決定するという理論を身体で体験したこと。そしてそれが「何のために資本家が頑張っているのか」、「この闘いで労働者が敗けたら、明日から職場がどうなる」かを考えさせ教えた。

そして闘いの中で、組合員が「何としても勝たなければ」という固い気持になってきたとき、その組合員の積極的な行動が自発的にも発揮されてくることになっていった。

ストマンの賃金補償の問題も幹部が心配したところだが、シッカリ大衆は支えている。そして、どんな小さいことでも例えばデモのやり方一つでも、それが大衆の要求と結合して、闘われるときには闘いに確信を与えたし、釜石のストマンに対する賃金支払いを構内で支払わせないという差別扱いに怒った大衆が、スト部門の保全要員引上げを大会で決議して撤回させた闘いなど「大衆の団結によってかちとる」経験をつむたびに闘いの確信を強めていったことも見落せないことである。

② この経験が教えていることは、理論的な学習活動を根気よく続けること。そして、それが組合員の身体で確信となるのは、闘いの中での体験がどうしても必要であることだ。それは闘いが、いつも統一闘争のときでなければ、ということではなく、どんな小さい闘いでも労働者の基本的な要求を対置して闘われる中で、組合員自身が、団結してかちとるという経験が重要であることを教えている。

同時に、こんどの闘いでは、本格的に闘う構えをとる組合員に対し、指導の側において、従来の経験と慣行から脱け切れず、適時、適切に組合員の力量を汲みあげ、発展させる上での未熟さを感じさせられたが、職場の中には「闘わざるを得ない」力が横たわっており、組合員の力量を信頼し、大衆闘争への積極的な指導の側の質的転換をはかっていくことが必要なのではないか。

③ 今次闘争における富士、鋼管の先進的な闘いの中から、われわれは階級的な鉄鋼労働運動の発展にとって、欠くことのできない大衆闘争への転換という貴い教訓をえたが、これは独り富士、鋼管の闘った組合だけが得たものではなく、全鉄鋼労働組合が、これからの活動の中で実現すべき教訓である。今日、多くの組合にあっては、資本の重圧の下に、組合員の積極性がおさえられ、活動の沈滞を嘆くところもあるが、きびしい階級関係の下におかれているだけに、大衆の潜在する不満と力も決して小さくはない。現在、多くの困難はあろうが、一人一人の労働者をしめつけている資本の階級的な支配と対決する問題をとりあげ日常的な闘争を闘い抜く限り、大衆的な力と行動性をひきだしうるであろう。そしてこの日常の闘いと活動を通じて大衆的運動への転換をはかることは決して到達しがたいことではない。現在、鉄鋼労働運動における組織態勢上の不均等を克服する途は、このように積極的部分の教訓を全体が生かし、正しい指導と日常的な活動を強める中から克服してゆかねばならない。

参考資料

鉄鋼労連第一二回定期大会・一九五八年度運動方針書
鉄鋼労連第一三回臨時大会議案書
鉄鋼労連「鉄鋼の賃金水準についての若干の検討資料」（一九五八・一一・五）
鉄鋼労連第一四回臨時大会・一九五九年賃金退職金統一闘争方針
鉄鋼労連「ストライキをどう闘うか」（一九五九・二・二五）
鉄鋼労連「一九五九年賃金退職金回答一覧表」
鉄鋼労連「賃金・退職金統一闘争経過報告書」一九五九年度
鉄鋼労連「一九五九年賃金退職金闘争自己批判（草案）」
鉄鋼労連「賃金世論調査集計表」その一・その二（一九五八・一一）

第五章　メーデーその他の集会・示威

第二九回メーデー　一九五八年五月一日、第二九回メーデーが全国で四六〇万人、中央大会（東京神宮外苑）六〇万人の労働者が参加して行われた（参加者数はメーデー実行委員会発表。労働省調中央二三万人、全国七二〇ヵ所一七七万九〇八二名）。中央メーデーは午前一〇時から、岩井総評事務局長の開会宣言によって始められ、原口（総評議長）、滝田（全日本労働組合会議議長）など七氏の議長団選出、原口総評議長の挨拶、鈴木社会党委員長、野坂共産党第一書記などの来賓挨拶、中華全国総工会、国際自由労連など各国からの祝電披露の後、メーデー・スローガンの確認、四決議の採択――生活と労働条件向上（全労）、社会保障制度・労働基本権確立（東京地評）、岸内閣打倒・領土の完全回復と平和擁護（全国産業別労働組合連合）、反動政策を粉砕し総選挙闘争を闘いぬく（日本教職員組合）――、メーデー宣言の発表があり、午前一一時より五方面に分かれてデモ行進を行った。中心スローガンおよび中央大会におけるメーデー宣言は次のとおり。

中心スローガン

賃金引上げ、労働時間の短縮、失業、臨時工制度反対、最低賃金法を闘いとろう
社会保障制度の確立、I・L・O条約の即時批准、労働基本権を闘いとろう
岸内閣打倒、核兵器の即時無条件禁止、領土の完全回復、軍縮で世界の平和を守ろう

第29回メーデー宣言

第二十九回メーデーは、いまや最大の規模をもって、全国津々浦々に展開されている。昨年のメーデー以来、政府の放漫な経済政策は、上昇の一途をたどったわが国経済に大きな打撃を与え、あわててとられた引締政策は、労働者に対する一方的なしわ寄せとなって現れている。

政府、資本家は、昨年の好況の中にあっては、われわれの要求に対し極めて冷淡な態度を示し、勝手な振舞を演じ自らその不況を招来せしめたにも拘らず、とくに最近においては、不況に名をかり、低賃金、首切り、長時間労働等一連の反動政策を中心に全責任をわれわれの頭上に覆いかぶせてきた。なかでも、われわれの賃金闘争に対し、賃金ストップ、労働条件の低下を目標に大きな抵抗を示しわれわれの組織の切り崩しに狂ほんしている。かてて加えて、岸内閣は勤務評定をはじめ彼等の一連の反動文教政策を露骨に打出しわれわれに挑戦している。

この中にあって、われわれは多くの闘いを組織して来たが、そ

の成果はなお極めて不充分といわねばならない。賃上げをはじめ待遇改善の要求をわれわれは不断に用意し、益々団結を固め粘りづよく闘い続けよう。低賃金にあえぐ未組織数百万の中小企業労働者のために、最低賃金制を早期にかちとろう。未組織労働者の組織化のために、低賃金労働サク取の排除のために、今こそ手を結んで起ち上がろう。人類の災禍を防止するために、大国の核兵器戦略構想を非難し、これを糺弾するために世界の良心と民主的な世論を喚起しよう。

わが国をめぐる不平等な国際関係を改め、極東の安全と平和のために、国際正義を基調とする真の世界平和をもたらすために、たゆみない努力を続けようではないか。われわれはすでに決定した三本のスローガンの下に結集し、生活と権利、自由と平和を守る闘いに断固として起ち上ろう。

全国の労働者諸君！一年に一度めぐりくるメーデーは、全世界の労働者が将来への闘いを誓い合う祭典である。ときあたかも、国民輿論のまえに岸内閣は解散を余儀なくされ、総選挙が行われようとしている。われわれの政治的要求を解決するために、革新勢力の進出のために総てを結集して闘おう。

右宣言する。

（注）　本年鑑第二六集まではメーデーについて毎回記述してきたが（一九五二年第二三回メーデーまで）、それ以後、第三〇集の第二八回メーデーを除いて中断しているので、ここで一括して掲げる。第二四回メーデーからの参加人員（実行委員発表、カッコ内は労働省調べ）と中心スローガンは次のとおり。なお、わが国第一回メーデーからの参加人員やスローガンをまとめた資料として、本研究所『資料室報』第四四号を参照されたい。

第二四回メーデー（一九五三年）　中央大会五〇万全国二〇〇万余（中央一五万全国四四一ヵ所一一二万六二八三名）　再軍備反対、中立堅持、朝鮮戦争をやめろ、日本のファッショ化反対、平和憲法と民主主義を守れ。統一闘争で最低八千円を闘いとれ（他にサブスローガン二六項）。

第二五回メーデー（一九五四年）　中央大会五〇万（中央一八万全国六〇〇ヵ所一四四万九五四六名）　MSA再軍備反対、平和憲法をまもれ。ファッショ勢力の排除、自由と民主主義を守れ。賃金引上げ、重税反対、最低賃金制を闘いとれ。

第二六回メーデー（一九五五年）　中央大会四〇万（中央八万全国六一二ヵ所一〇八万八七四八名）　労働者の団結で自由と平和・生活と権利を守れ（中心）。失業、低賃金、重税反対、社会保障と最低賃金の獲得。平和憲法擁護、すべての国の原水爆反対、民族の完全独立を闘いとれ。労働戦線の団結強化、社会党の合同促進（以上三項サブスローガン）。

第二七回メーデー（一九五六年）　中央大会五〇万中央二〇万全国六五八ヵ所一六二万一八八七名）　全労働者の団結で賃金引上げ、最低賃金法の制定、労働時間を短縮しよう。憲法改悪阻止、お手盛小選挙区粉砕、すべての国の原水爆反対、原子力の平和利用の促進。社会保険の改悪阻止、首切り重税反対、労働基本権を守れ。

第二八回メーデー（一九五七年）　中央大会五〇万全国七八〇ヵ所三八〇万（中央二二万全国六八四ヵ所一六二万七〇二九名）　今年こそ労働者の団結で大幅賃上げ、労働時間短縮、最低賃金制を闘いとろう。社会保障制度の確立、臨時工制度の撤廃、労働法規改悪反対、労働基本権を闘いとろう。不平等条約の撤廃、原水爆禁止、軍縮で世界の平和を。

春季闘争決起大会　一九五八年二月三、四日の両日開かれた、日

本労働組合総評議会（総評）の「春季闘争中央総決起大会」（東京杉並公会堂）には、総評傘下の各組合、各地評代表のほか、全日本電気機器労働組合連合会、全日本造船労働組合、日本国有鉄道機関車労働組合をはじめとする中立組合の代表が正式代議員として参加した。大会では、当面の経済情勢や春季闘争の進め方に対する質疑討論、意見の集約がなされ、「……われわれは、全国的な産業別統一闘争と拠点闘争を有機的に結合して労働者の基本的要求たる賃金引上げの要求を一斉に行い、同時に最低賃金制の要求と権利回復の闘争を基軸とし数多くの職場要求を結合して闘争を鋭く組織し全労働者のもっている力を最大限に発揮してこの春季闘争を貫徹する」との大会宣言を行った。

またこの後、春季闘争の第一次統一行動の一環として、三三年度予算審議中の国会に対する集団陳情をはじめ、最低賃金制、社会保障制度の確立、減税、国家予算の組替などを要求する陳情行動がなされた。二月二六、七日公共企業体労働組合協議会の労働省に対する陳情デモ。二月二七日、日本官公庁労働組合協議会(官公労)の自治庁、人事院に対する集団陳情。二月二八日、総評、官公労主催の「予算組替要求国民代表者会議」（中労委会館）。三月三日、官公労を中心とする労働者二万四千名の国会に対する集団陳情。なお、こうした陳情・デモ行動は、春季闘争を通じて、その後も繰返し展開された。

生活と権利、教育を守る国民大会　五月一七日、総評、官公労、中立系組合により、全国統一行動の「第二メーデー」として行われた。炭労の春季闘争の長期化、日教組の勤務評定反対闘争の激化、全逓信従業員組合、全国電気通信労働組合、国鉄労組、日教組、全国司法職員労働組合をはじめとする官公労各組合の闘争に対する警察の介入や行政処分の増大といった情勢に対処するためのものであり、不当処分反対、I・L・O条約批准要求、勤務評定反対、労働運動に対する官憲の不当介入を排除、炭労闘争、中小企業労働者の賃上げ闘争の支援、平和と働く者の政治を闘いとる、などの統一スローガンのもとに、全国六〇数ヵ所、五〇万人が結集した。また、公務員の大会参加は違法との岸内閣の次官通達をおして、公務員も各地で多数参加した。東京の中央総決起大会（日比谷野外音楽堂）には官公労の各組合をはじめ全国金属労働組合、全日本自由労働組合など約一万四千人(主催者側調)が参加し、不当弾圧反対、勤務評定撤回、炭労闘争支援、岸内閣打倒、民主政府樹立の諸決議を採択し、東京駅八重州口前広場までデモ行進を行った。また大阪では、「不当弾圧、勤務評定反対、岸内閣打倒大阪府民大会」として、労働者四千人が参加した（天王寺市立音楽堂広場）。

更に六月一〇日には、「夏季手当獲得、不当弾圧反対労働者総決起大会」が総評、官公労の主催により、約二万人の労働者が参加して開かれた（東京四谷外濠公園）。大会は「官公労各組合にたいする弾圧についての報告」、夏季手当要求完全獲得、弾圧反対・労働基本権確立、I・L・O条約批准要求、勤務評定反対をはじめとする諸決議、「あらゆる弾圧と分裂支配にたいしあくまで闘う」大会宣言の後、日比谷公園までデモ行進を行った。

その後、勤務評定反対闘争はますます激しさを加え、八月一五、一六日には「勤務評定反対・民主教育を守る国民大会」が和歌山で開かれた（第一編第四章参照）。また一方では、八月一二日から東京で開かれた「第四回原水爆禁止世界大会」を中心とする原水爆実験禁止・核武装阻止の国民運動（第三編第一章参照）、および日本と中国との国交回復・友好関係の樹立のための運動も進められた（第三編第一章参照）。そして警職法改悪に対する反対闘争が一〇月から一一月にかけて、国民のあらゆる層を結集して激しく展開され、一

九五八年における最大の国民運動となった（第一編第一章第四節参照）。

生活と権利と教育をまもり、日中関係を打開する国民大集会　右のような情勢のもとで行われたこの大会は、「日中国交回復でアジアの平和をまもろう。生活と権利と民主教育を守ろう」を中心スローガンに、総評、日中友好協会、原水爆禁止日本協議会、全日本農民組合連合会、日本青年団協議会、全日本学生自治会総連合、婦人団体連合会、日本子供を守る会など、労働、日中関係、社会保障、平和、農民、青年・学生の二四団体の共同提唱によって推進され、更に広範に参加のよびかけがなされた。一〇月一三一九日の地方都市を中心とする地区集会の後、北部（札幌一〇月二〇日出発）、中部（金沢一〇月二一日出発）、西部（福岡一〇月二〇日出発）の三班（四国ブロックは新居浜一〇月二二日出発、大阪で合流）に分かれて、東京の中央集会へ向かって行進を行った。途中、札幌、青森、仙台、福島、高崎、金沢、新潟、長野、甲府、福岡、広島、大阪、名古屋、横浜をはじめ二二都市で、主要都市集会をもち、各地の共同闘争を組織した。一〇月二七日、北日本班一〇八人、中日本班一一五人、西日本班一二五人は一せいに東京入りし、最終到着点の芝中労委会館前に集合し、各地方代表のこれまでの報告の後、警職法改悪反対、日中関係打開、民主教育擁護などの各地方大会の決議をたずさえて、政府、自由民主党、社会党、衆・参両院議長、国家公安委員会、文部、労働、厚生、外務の各省に陳情を行った。中央大会――「警職法改悪粉砕、民主教育擁護、日中関係打開、生活と権利を守る国民中央大会」は、総評の警職法改悪反対第三波統一行動日の一〇月二八日、四谷外濠公園に一万五千人、日比谷屋外音楽堂一万人、隅田公園に一万人、八王子市藤森公園に五千人が、雨のなかをそれぞれ集合して開かれた。警職法改悪反対、日中貿易の即時打開と国交回復、社会保障の拡充と災害防止、賃上げ・最低賃金制制定、I・L・O条約批准、勤評反対・民主教育擁護、合理化・首切り反対などの諸決議を行い、デモ行進に移った。またこれと併行して「日中関係打開・核武装反対」、「生活と健康を守り、社会保障を推進する」二つの分科会が杉並公会堂と自治労会館でそれぞれもたれた。

戦争と失業に反対する国民大行進　全日本自由労働組合（全日自労）から提唱されたこの運動は、総評、各地評の労働団体をはじめ、「生活と権利と教育をまもり、日中関係を打開する国民大集会」（前掲）と同様の諸団体の広汎な参加をもって行われた。その要綱（抜萃）は次のとおりである。

（前略）この国民運動は、岸内閣の政策に反対する各団体、各組織の独自的活動の結集点でなくてはならない。それ故一月中は独自要求を各自の持場で徹底させ、その上に立って各地域、各団体がそれぞれの要求をまとめ、相互の理解を深める様にしていくことが重要であることは論をまたない。この場合特にわれわれは、失業反対、社会保障推進要求を先頭にたって闘う全日自労の仲間を大きくつつみ、さらに平和の諸要求をかかげて闘う平和諸団体との無理のない結合が達成するよう、各地の討論集会や講習会を組織する様慎重な配慮を払う。

（当面の要求）

イ　失業に反対し生活を守る当面の要求――生活保護基準額の大幅引き上げ。臨時工、臨職の本採用。失業保険給付の六ヵ月延長、給付額を八割とせよ。失業対策事業のワクを拡大しろ。合理化首切り絶対反対。賃上げ、最低賃金制の即時実施。

ロ　戦争政策を阻み、平和共存を確保する当面の要求――日米相互防衛条約反対、安保条約廃棄、NEATO反対。日中国交回

復。核武装、防諜法、警職法再提出反対（不当処分、弾圧反対）。憲法改悪、徴兵反対。核武装の無条件永久停止。沖縄、小笠原の即時返還。

ハ　権利を守り、民主主義をヨーゴする当面の要求――勤評反対。I・L・O条約批准。弾圧、不当処分反対。

ニ　農民団体、商工団体などから農民、中小企業、地方自治体などの要求を出し合って加える。（以下略）

行進は、南部班が一月六日福岡における九州大会を起点に開始し、山陽、東海道の各都市で府県集会を行いつつ、福岡――東京間一四〇〇キロの行程を五八日間かかって行進した。行進の区間参加者は一県約三〇〇人平均、延三万八千人（一般市民の参加者を除く）、毎日二〇団体以上が参加したといわれる。他方の北部班は、二月四日福島における県集会をもって行進を開始し、水戸、宇都宮、前橋、大宮の各都市で県集会を開き、福島――東京間五八〇キロの行程を二五日間かかって歩いた。またこれに呼応して、東京では二月二日、「〝働かせろ、くわせろ〟失業反対総決起大会」が大行進実行委員会の主催で開かれ（千代田区公会堂）、全日自労、全駐労など直接失業と闘っている組合をはじめ労組、諸団体の代表約一千人が一堂に会して、失業対策や社会保障の確立などを決議し、政府各省に陳情した。全日自労の組合員を主体とする両班の代表団（南部班一二〇人、北部班二三人）は、三月四日、そろって東京入りし、これを迎えた約二万人の労働者が合流して、中央総決起大会の会場までデモ行進が行われた（四谷外濠公園）。決起大会では、全行程を歩き通した両班代表のあいさつ、首切り反対、賃金引上げ、核武装禁止など一八の決議を行い、政府と国会に決議文を手交した。三月五日からは、「合理化・失業反対、社会保障を確立する」、「戦争政策を阻止し平和をまもる」、「重税・高物価政策と闘う」、「権利と民主主義をまもる」の四分科会と松川事件特別分科会における行進参加者の討議、政府各省に対する陳情が行われ、七日の総括会議と同夜の行進団解散式によって終了した。実行委員会によるこの運動の総括（総括会議で確認――抜萃）は次のようである。

成果の面

（1）大行進のはたしたもっとも大きな成果は、この行進をきっかけとして、全国各地で恒常的な共闘組織ができたということである。（2）各地に於ける集会や行進の中で経営の労働者や、失業者や貧困層の要求がお互に理解し合うきっかけをつかんだ。

欠陥の面

（1）戦争反対、失業反対ということでは、たしかに運動をたかめることができたが、具体的にさし迫った核戦争の危機をはらむ安保条約改定との関係、あるいは社会保障の確立要求などについて、事前の討論と意志統一、これにもとずく指導と宣伝が極めて不充分であった。（2）歓送迎集会、行進への参加というかたちで共闘の体制はたしかに組めた。しかし要求の面では例えば勤評反対と失業反対が結びつかず、結果的に失業は自労の問題、われわれはそれを援助するのだという傾向があった。（3）もっとも大きな弱点は、春闘とくに最賃制確立の闘いが、要求としてはとりあげられていながら、一本の大きな柱として結合されていなかったという点である。中小企業労働者をはじめ、すべての労働者の最大の闘いを大きくとりあげ得なかったということは、結果的に労働者の参加を弱めた。

今後の問題点

……もっとも大事なことは、大行進でつくりあげた実行委員会組織を本質的に恒常的な共闘組織としてひろげ、強めていく活動に重点をそそがねばならない。（以下略）

一九五九年にはいってからは、この国民大行進のほか、勤務評定、警職法改悪反対闘争につぐものとして、日米安全保障条約改訂反対・条約破棄の運動が新たに展開され、二月二七日、二八日の「安保条約廃止、平和共存推進日本平和大会」を出発点として、国民運動が進められている（第三編第一章参照）。

他方また、一九五九年の春季闘争における総決起大会は、二月に全国各地で行われたが、総評の中央総決起大会は、三月四日、折から東京入りした「戦争と失業に反対する大行進」（前掲）を迎えて開かれ（東京四谷外濠公園）、約三万人の労働者が結集して、第二波にはいった春季闘争を盛り上げた。三月二七日には、東京地評などの労働者――ストライキ中の鋼管川鉄の労働者や主婦と生活社の争議団なども含めた約一万人が国会におしかけ、折から衆議院を通過した政府の最低賃金制案粉砕を確認して、全国全産業一律八千円の最低賃金法制定、I・L・O条約の即時批准の要請を、政府と参議院議長に行った。

第六章　労働協約

第一節　総説

一　最近における政府および独占資本の労働政策の中心的な課題が、生産性向上運動をうけいれるための労働運動の弱体化と変質化にあることは、まず疑いの余地がないところであろう。もとより、この労働運動の弱体化と変質化政策は、表面的には「正常な労使関係の確立」という名目のもとに推進されている。そして、この「正常な労使関係の確立」のための具体的な手段として利用されているものが、いうところの「集団的労使関係の安定を約束するもの」とした傾向は、特に一九五七年一月の労働事務次官通牒「団結権、団体交渉その他の団体行動権について」以来著しい。現在、労働協約は、政府および独占資本にとって、組合運動を抑圧するための合法的な最大の武器となっているといっても、おそらくいいすぎではあるまい。

このため、最近における経営者の労働協約政策は、はなはだ積極的でありかつ攻撃的である。これは、具体的にはまず、労働協約の改訂期における大幅な改訂案の提示となって現われている。もちろん、この改訂案の内容が経営者側に有利なものであり、したがってこれとウラハラの関係において、労働者側の既得権を制約し剝奪してゆこうとするものであることについてはいうまでもない。なお、組合側の部分的な改訂要求に対しても、経営者側がほとんどつねに、その要求部分に対する反対提案ばかりでなく、ほぼ全面的な改訂に等しい提案（中心的部分の改悪）をしてくることもみのがさるべきではあるまい。次に、最近における経営者側の動きとして注目すべきものには、有効期間の延長申入れの拒否および自動更新規定の排除ということがある。有効期間の延長申入れとか自動更新規定の挿入とかは、従来においては、経営者側によって案外容易にうけいれられてきていたものであるが、現在においてはこのことが困難になりつつある。このことは、現在経営者側が有効期間の満了後、無協約状態をも辞せずという態度をうちだしてきているということを意味するものではない。そう解することは、やはり早計のそしりをまぬかれないであろう。むしろ、経営者が有効期間の延長申入れを拒否し、自動更新規定を排除しようとしているのは、従来の労働協約が継続していくのを阻止し、その改訂によって今後自己に有利な労

働協約を組合側におしつけてゆこうとするがための予備的な処置であると解するのが妥当である。

この協約の期間満了＝改訂のさいにおける攻勢と並んで、経営者側は、その改訂内容＝協約規定事項の変更についてもすこぶる積極的である。ここで経営者がまずねらっていることは、組織保障条項、組合活動条項、争議協定条項など、企業別の労働組合が、資本に抵抗するための必須不可欠な前提基盤を掘り崩し、かつそれを実質的に骨抜きにしてゆこうとすることである。ここでは、もっぱら労働組合そのものの既得権の制約ないし剝奪が問題となる。同様なことは、詳細な平和条項の挿入、絶対的平和義務条項の設置などにおいてもみられ、更には、「経営権の完全回復」という観点からの、経営権および人事権に対する組合の参加権・発言権の徹底的な排除という点においてもみられる。資本に対する抵抗団体としての労働組合の権利は、いまや協約改訂による資本側の積極的な攻勢によって、大きくその根底をゆすぶられつつあるというのが現状であろう。ところで、協約内容に対する資本側の積極的な攻勢は、ひとりこのような労働組合の権利に対してのみ向けられているものではない。それと併行して、労働者個人の権利と自由に対しても熾烈な攻撃が加えられてきている。賃金・労働時間・休憩・休日などの労働条件に対する劣悪化の要求がそれである。いわゆる「労働者へのしわよせ」が、労働協約によって合法的に、しかも有効適切に固定化せられようとしているものというべきであろう。既得権の制約と剝奪は、労働者個人の権利と自由の面において、組合のそれよりもはるかにきびしく、かつ著しいものということができよう。

もとより、こうした資本攻勢に対して、組合側は、これまでの幹部請負的な条文交渉から職場の諸要求を基礎にした大衆闘争へと、協約闘争の性格を根本的に転換させる努力を地道につみかさねつつあるが、その前途は必ずしも楽観を許さない。というのは、資本側が右に述べたような協約政策を労働組合のストライキと対決してまでも押しつけるという、かつてないほどの強硬な決意を示してきているからである。したがって、これからの協約闘争においては、まず労資の激突はさけられないところであろう。

二　ここでは、まず、右に述べたような資本側の積極的な協約攻勢に対して、労働組合側がいかなる点に重点をおきつつ、いわゆる協約闘争を組んでいるかを、若干の単産の協約方針についてながめてみることとする。以下でとりあげるものは、鉄鋼労連、全繊同盟化繊部会、電機労連および電労連の協約方針である。次に、一九五八年度の代表的な協約闘争として王子製紙のユニオン・ショップ闘争につぐ山陽製鋼の平和協定撤回闘争をながめてみることとする。王子製紙のユニオン・ショップ闘争については、第四章第二節（一八六ページ）で争議の模様が記述されているので、ここでは省略する（参考文献――労働法令通信一一巻一二・二二・二六・二七・三一各号、および労働法律旬報三〇二・三一一・三一五・三二二各号など）。

第二節　全国的単産における協約方針の問題点

一　鉄鋼労連

鉄鋼労連では、従来の協約闘争が、特にその基礎となるべき職場の日常的な権利確保の点検をおろそかにしていたために、十分な成果をあげえなかったことにかんがみ、一九五八年度は過去の経験をいかした新しい方針のもとに、協約闘争を展開することを決定した。その新協約闘争方針の中で特に注目に値するものは、第一が現行協

約上の権利確保であり、第二が組合活動の制限の排除であり、第三が人事、企業整備などについての協議決定である。これらについて簡単に説明しておくこととする。

(1)　現行協約上の権利確保　ここでは、「現行協約にもられている諸権利の完全実施を確保すること。また会社に都合のよいような解釈、運用基準をはねかえし、組合と組合員にとって有利な解釈、運用基準を確立すること」が目標として掲げられている。そしてこの具体的な闘争方法としては、「まず協約、諸協定、基準法の総点検運動をおこし、その実態を明らかにしてゆく。そして守られていない場合は、集団的な職場交渉や効果的な実力を背景にその完全実施を強制させてゆく。また解釈、運用の不利なもの、不明確なものについては、この闘いの中で有利な基準に変更させ、それを具体的に文書で確認させていく」方針をとっている。このように、現行協約上の権利確保を重要な闘争目標として掲げるにいたったのは、次のような理由にもとづく。すなわち、「ここ数年間、協約闘争が積極的に行われなかったため、八幡、富士、鋼管など大企業組合においては、会社は自分たちに都合のよい解釈、運用の基準を打出し、それを労働者や組合活動の権利をおさえる手段として実に有効適切につかってきている。そのため協約上の権利は解釈運用の面で重大な制限を受けている場合が多いからだ」と。

(2)　組合活動の制限の排除　これについては次のように定められている。

「現行の協約や慣行の中から組合活動の諸制限を排除すると共に日常的な職場闘争及び賃金、一時金闘争などの中で組合活動の自由（執行部の職場進出の全面的自由の確保、交流会議や他組合オルグの職場内、社宅への出入の自由、最賃制案集会などの場合の会社構内の自由な完全利用、組合員の文書配布活動の自由など）の範囲をできるだけ拡大し、それを具体的かつ相当の幅をもって明文で確認協定させていく。」

(3)　人事、企業整備などについての協議決定　ここでは、目標として「人事、とくに解雇、配転、懲戒及び生産計画、企業整備を協議決定事項としてゆくこと」が掲げられている。経営者の人事権に対してきわめて強い参加要求をうちだしているものということができよう。なお、「協約及び就業規則中『不名誉な行為として会社の体面を著しく汚したとき』というようなさまざまな抽象的な包括的な懲戒に関する規定や履歴詐称に関する規定などをつぶさに検討し、それらの削除または具体的適用基準の明確化をつよく要求していくべきだ」と、述べていることは注目に値する。いうまでもなく、これは鋼管川鉄の砂川闘争参加者に対する懲戒処分事件の経験を生かしたものである。

以上のほか、これまでとても掲げられてきたいくつかの要求項目は、依然として新協約方針の中にもひきつがれてきている。これに属するものは、産業別統一闘争の障害を除去するための団交委任禁止規定、平和義務規定、平和条項の撤廃、完全ユニオン・ショップ制の確立、臨時工を組合員にしてゆく上での協約上の障害除去、争議中の保安の範囲の縮小と争議行為の自由の拡大（スト予告期間の短縮、争議中の職場進出と保全業務の点検活動の自由の確保）、有効期間の九月末への統一、労働時間、休日休暇、休職期間、災害補償、慶弔金、福利厚生の水準化などである。しかし、これらについてはその詳細なことは省略する。ここではただ、休日休暇、女子年少者、災害補償、福利厚生、休職期間など労働条件の水準化についてのみふれておくにとどめる。

(4)　労働条件の水準化

(イ)　休日休暇

(i) 協定は明確に行うと同時に現状においてこれが完全に実施される可能性があるかを検討して障害になることがあればこれを排除し、欠員補充など完全にこれを消化するに必要な措置を講ずるよう協定する。

(ii) 他産業においては、残余の休暇を会社が買上げ、又組合員がこれを売りこむような動きがあるが、休暇の完全支給、完全消化の方向にもってゆく。

(iii) 休暇請求手続、支給制限、欠勤との相殺などの必要な手続きや規定を結ぶことによって職場での無用な紛争を防いでゆく。

(ロ) 女子年少者

(i) 女子停年の差別的取扱いや結婚した場合の強制退職を行っているところは、これを許さない協約でハッキリさせる。

(ii) 生理休暇の場合も年次有給休暇と同じく労働協約の中に協定しても、実際は人が足りないとか、忙しいとかの理由でとれない場合が多いが、これに対しても特に重要なところだけでも人員補充などの必要な措置を講じなければならない旨協定で押さえておく。

(iii) 女子の生理休暇、並びに産前産後休暇は有給制を確保し、生児を育てる女子には所定休憩時間の外育児時間を与えるよう協定する。

(ハ) 災害補償

(i) 業務上の傷害、疾病によって休業し、六割の補償を受けたときはその補償額と基準賃金差額は会社が補償するように改善要求する。

(ニ) 福利厚生

(i) 厚生施設の管理、運営について組合の発言を大幅に生かしうるようにして、その費用の削減や一方的運営に反対する。

(ii) 合理化によって厚生費が漸次削減されるおそれがあるところではこれの確保と維持を協約上でもはっきり取決めさせる。

(ホ) 休職期間

(i) 厚生大臣の指定する疾病については最低法定（健康保険法）の三ヵ年の給付補償との関連を考慮して休職期間をこれに近づけるよう努力する。

(ii) 長期欠勤者の休職よりの復帰手続を詳細に協定すると同時に再発のおそれがあるにかかわらず、休職期限満了をおそれて無理な復帰を行うことのないよう事故のあるものについては適宜一定期間延長するなど適切な措置を講ずるよう柔軟性ある協定を行うこと。

二　化　繊

全繊同盟化繊部会では、大手七社の統一規制項目として、(1)中労委への調整申立義務の排除、(2)有効期間の統一、(3)生理休暇の有給化、の三つをあげて協約改訂にのりだしたが、けっきょくこの問題は、各社別交渉から中労委のあっせんへともちこまれて解決がはかられるにいたった。以下、右の統一規制三項目をはじめとして、各社別交渉において問題となった争点をいくつかとりだして、簡単に説明しておこう。

(1) 中労委への調整申立義務の排除　現行協約上、この中労委への調整申立義務条項（平和条項）を有しないのは、東洋レーヨン一社のみであり、次の六社はいずれも――その間に多少のニュアンスの差はあれ――義務づけ規定をもつ。ところで、この種の平和条項の存在が、統一闘争を大きく制約するものであることについてはいうまでもあるまい。だからこそ、化繊部会が右のような申立義務の

排除を統一規制項目の第一に掲げ、これに最も力をいれたのも、決して理由のないことではない。しかし、注意しなければならないのは、組合側が意図したのは申立義務の排除のみであって、中労委への調整申立に関する条項の全面的な削除ではないということである。つまり、現行の協約では、中労委へのあっせん、調停の申請が「申請するものとする」として義務づけられているものを、「申請することができる」というように改訂して、中労委へのあっせん、調停の申請を組合の自由な意思にゆだねようとするものである。たとえば、帝人の現行協約一二九条二項は「以上の努力をするもなお決定に至らない場合は、中央労働委員会に斡旋又は調停を申請するものとする」となっているが、組合案によれば、これを「以上の努力をするもなお解決に至らない場合は、中央労働委員会に斡旋又は調停を申請することができる」と改訂しようとするものである。

もちろん、このような組合側の改訂要求に対しては、経営者側は現行協約の線を維持しようとし、更にこれを一歩すすめようとしている。たとえば、さきに述べたように現行協約上中労委への調整申立義務を欠く東洋レーヨンにおいては、経営者側は、新たに労資のうち一方だけの申立により第三者（労働委員会、労使公益委員個人またはその他の者）へあっせん、調停、仲裁を依頼できるようにし、相手方はこれに応じなければならない旨の改訂案を出し、またこれまでとても義務づけ規定を有している倉敷レイヨンにおいては、経営者側はその義務づけのうちに仲裁までをも付加しようとし、更に旭化成においては、第三者仲裁制度を新設し、労資双方の同意ないし労委が適当と認めた場合は、紛争をこれに付すことができる旨の改訂案をうちだしている。ともあれ、この種の平和条項に関しては、中労委への申立の義務づけをめぐって、労資の主張は真向から対立しているものということができよう。

(2)　有効期間の統一　統一規制項目の一つである有効期間の統一に関しては、化繊部会は、これを一九五八年七月一日から一ヵ年にしようとするものである。この有効期間の統一もまた、統一闘争における制約をはずそうとするねらいのもとにうちだされてきたものである。これについては旭化成、倉敷レイヨンの二社から「七月一日より三年間」の反対提案がでたほかは、経営者側から格別の反対の意思表示は示されていない。

(3)　生理休暇の有給化　現在生理休暇を有給としているのは、三菱レイヨン、東邦レーヨン、旭化成の三社である。すなわち、三菱レイヨンでは二日全額、東邦レーヨンでは三日六〇%、旭化成では立作業従事者のみ三日のうち一日全額を支給他二日は無給だが賞与査定には無関係となっている。こうした実情にかんがみ、組合側では、生理休暇の有給化を制度化して、一来潮時二日全額保障を要求しようとするものである（東邦レーヨンは有給三日六〇%を一〇〇%に要求）。

(4)　停年制　女子の結婚、出産に伴なう停年制の問題は最近大いに論ぜられているところであるが、これに関しては、東洋レーヨンと日本レイヨンの二社において問題となっている。まず、東洋レーヨンにおいては、現行協約一二五条は、「組合員の停年は五五歳とする。但し五〇歳以上の者については組合と協議して停年退職させることができる」と規定するが、経営者側は、これに第二項を新設して、「前項の規定にかかわらず子女を有するに至った有夫の婦については、原則として子女出産三ヵ月をもって停年とする」と規定しようとする。これに対しては、組合側は、男女とも停年を一年延長して五六歳としようとする。次に、日本レイヨンにおいては、現行の停年女子五〇歳を、五歳引下げて四五歳とし、更に結婚したときは四五歳未満でも停年に達したものとしようとする。これに対

し、組合側は、女子の停年を引上げて男子なみの五五歳の線までもっていこうとする。

(5) チェックオフ　国鉄、国策パルプの例にみられるように、最近経営者側は組合費の給料よりの天引を全面的に禁止する傾向にあるが、日本レイヨンでは、天引の許容とその全面的禁止の中間をゆくものとして、争議中に限ってのみ組合費、カンパその他組合関係費の控除を禁止しようとする改訂案を提出するにいたっている。

(6) 出向社員の非組合員化　官公労関係たると民間企業たるとをとわず、非組合員の範囲を拡大しようとするのは最近における経営者の傾向であるが、三菱レイヨンにおいては、その協約改訂案において、関係会社へ出向を命ぜられた者の非組合員化（同社では菱光アセテート、新光アクリルなどの傍系会社をもち、従来から社員を派遣していたが、出向者は出向中といえども組合員であった）をうちだしてきている。

以上が化繊部会における統一規制項目および各社における協約改訂の主要な係争項目であるが、このほかにも各社の改訂交渉中において問題となったものとしては、(7) 年次有給休暇の日数増加（日本レイヨンと東洋レーヨンの二組合）、(8) スト突入の方法（東洋レーヨン会社案において、ストにはいるさいは、全工場一せいにはいるのではなくして生産工程に応じ、最初の工程から段階的に順次生産を停止してゆくよう提案）、(9) 労働基準法第三六条に関する協定の有効期間（東洋レーヨン会社側で、いわゆる三六協定の有効期間を協約本文のなかに盛り込むだけでなく、その期間も本協約と同様一年としようと提案）、(10) 昇給基準の労資協議（東洋レーヨン組合側で、従来の昇給諮問委員会における昇給基準についての「諮問」を「労資協議の上決定」と修正することを提案）などがある。

三　電機労連

電機労連では、八月を準備期間として九月より本格的な統一協約闘争にはいったが、その到達目標とされたものは、(1)労働時間の短縮（とりあえず残業規制）をはかること、(2)有効期間を九月三〇日にすること（電機労連が本格的な闘争時期を九月にしたのも、また有効期間を九月三〇日にしたのも、ほとんどの加盟単組の現行協約の期限が九月二〇日、三〇日または一〇月となっているからである）、(3)争議制限条項（平和義務を含む）、(4)交通費の全額会社負担、作業服の無償支給または貸与を実現して実質賃金の向上を期すること、(5)無協約組合の協約締結を促進すること、などである。もとより、これらの統一協約闘争の目標事項のほか、傘下各労組の協約改訂案においてはいろいろな要求項目が掲げられているが、それらに共通しているものは、作業服等福利厚生面の向上、停年の延長、諸休暇の増加の要求など、主として実質的な労働条件に関する事項であり、いわゆる債務的事項は以前にみられたほど多くはない。それだけ、協約闘争が本来の姿に立ちもどりつつあるということができようか。

ここでは、右にあげた統一協約闘争目標のうち労働時間短縮の問題についてのみふれておこう。一九五八年の定期大会（五月二七日～三〇日）において、執行部は三年計画で労働時間を実働七時間にするという原案を提出した。この執行部原案は次のようなものである。

第一年度

(イ) 九月分より時間外勤務の規制　国際水準以下の一週五〇時間、一ヵ月二〇〇時間以上は行わない。これは休日出勤を含めてであり、一日七時間（一週四二時間）一日七時間三〇分（一週四五時間）でも同様である。つまり最大限実働七時間三〇分を基準とする。勿論協力残業も労働時間としては残業であるから同じ扱

いとする。実働七時間のところでは一カ月一七五時間、実働七時間三〇分のところでは一カ月一八七・五時間であるが、時間外一切を含めて総労働時間の平均を二〇〇時間以内とし、個人の最高の時間は組合及び支部によって規制し、特殊勤務者は右に準ずる。

(ロ) 現在実働八時間及び七時間四五分のところでは時間外を一カ月一〇時間以内に押える。

(ハ) どうしてもという万やむを得ない事情のあるところでは、割増し分を五%上げて三〇%以上でなければ行わない。但し実施に当って事前に本部と協議する。

(ニ) 年次休暇を消化する。

つい仕事に追われて休暇を消化しないことは本人の健康上はもとより、ある程度残業を見込んで生産計画が立案されているからで、雇傭面に非常に大きな影響がある。

明春四月分の賃金よりどんな組合でも賃金を失うことなく実働七時間半とする。この場合三〇分の賃金ベース・アップ分に含めて行う。つまり定期昇給を除き最低でも現行賃金を維持する。

第二年度

(ホ) 昭和三五年四月分の賃金よりいかなる組合でも賃金よりいかなる組合でも賃金を失うことなく実働を七時間十五分とする。

第三年度

(ヘ) 昭和三六年四月分の賃金よりいかなる組合でも賃金を失うことなく実働七時間とする。この場合土曜日は半休とする。

尚、協力残業はどんな名目でも実際には稼働しているのであるから中止する。右のような闘いを昭和三六年まで闘いぬき、実働七時間制を完全に闘いとる。

具体的な対策

(イ) 日立、東芝、三菱、富士電、明電、安川、松下、沖、日電、富士通、コロムビア、日立工機、戸上、大倉で時間短縮対策委員会を組織する。

(ロ) 現在一日の実働が七時間三〇分以上のところでは、今秋の労働協約で七時間三〇分を認めさせる交渉をする。七時間三〇分で交渉が妥結しない場合は空白とし、三四年春期闘争で「賃金を失うことなく」七時間三〇分をかちとる。又七時間三〇分以内の組合は協定期間を一年とし来秋の闘争で一五分短縮する。

(ハ) 時間外作業状況を点検するために基準法第三十六条によって労働基準監督署に届出る時間外の協定（覚書）書の写しを本年の九月分から本部に届出る。この場合連合会及び単一組合の本部は傘下支部（分会）の実態を把握し綜合結果を本部に報告する。

(ニ) 協力残業の協定期間中の取り扱いは実働時間と同様の拘束を受けているから、その面でいうならば実働時間と同様な評価をする。従って明春の賃上げ闘争の時は、協定期間に留意した処置をとり昭和三四年の秋、労働協約闘争では一五分短縮を闘いとる。

(ホ) 実働七時間三〇分の組合は明春の賃金闘争に際しては、三四年秋の労協統一闘争の中で闘われる一五分短縮に留意する。例えば一カ年の賃金協定のために身動きできないというような事態を引きおこさない。

しかし、この執行部原案は、大会審議の席上きびしく批判され、けっきょく、大会においては、東芝、松下、三菱の各労組から総労働時間の規制を排し、個人の残業時間を月間五〇時間に押さえるという提案が採用され、執行部原案は次のように修正された。

イ　九月分より時間外勤務を最高五〇時間にとどめそれ以上は行わない。これは休日出勤を含めてであり、一日の実働が七時間

のところも、協力残業をやっているところも、七時間三〇分及び八時間のところでも同様である（注――協力残業の時間は規制の対象に含まれない）。然し将来は個人の時間外労働時間の規制にとどまらず、総労働時間を規制する方向をとる。

ロ　年次休暇を消化し雇傭を拡大する。

ハ　特殊勤務者については時間短縮の趣旨にそって時間短縮対策委員会で研究する。

対　策

イ　時間短縮対策委員会（構成は原案どおり）。

ロ　実施の状況点検と将来の資料にするために九月分より、時間外勤務の実績を本部に必ず報告する。

四　電労連

電労連は、一九五七年一一月、(1)　生産性向上の確認、(2)　労働時間短縮（週四〇時間）、(3)　電労連への交渉委任、(4)　経協付議事項の拡大、を協約闘争における統一要求事項として決定した。この決定にもとづき、電労連傘下の各電力労組は、東北電労を除き（これは一九五七年一〇月）、一九五八年二月一せいに、右の統一要求事項を骨子とする協約改訂案を提出し、協約闘争にはいった（ただし東京、北陸、北海道の三労組は「生産性向上の確認」をはずしている）。以下、右の統一要求事項の各項目について簡単にふれておこう。

(1)　生産性向上の確認　電労連の決定した統一要求事項中最も重きがおかれているものは、この「生産性向上の確認」項目であるように思われる。このことは、一九五八年二月一日に電気事業連合会に提出された「労働協約改訂に関する中入書」において、「生産性向上の確認」が冒頭におかれていることや、同月一四日に決定された「生産性三原則」から、うかがいしることができる。まず、「労働協約改訂に関する申入書」からみてゆこう。ただこの申入書は、統一要求項目の内容とその根拠についてもふれているので、便宜上、ここではその全文を引用しておく。

われわれは電気事業の特性に鑑み、労使の対等原則に基く正常な労使関係の上に立ち、相互の理解と信頼を基調とした、正しい生産性向上に取り組む方針を決定したが、ここに労働協約改訂期に際し、個別企業毎にこの原則を確認し、生産性向上に関する労使協議制を確立せんとするものである。

また労働時間は現行週四一時間乃至四二時間については、電気事業における労働生産性が著しい向上を示している現在、技術革新に対応する近代産業の社会的責任をも併せ考察するとき、実働週四〇時間への時間短縮は極めて妥当だと確信する。

さらに電労連は結成以来すでに四年、組合員一三万を擁して名実ともに電気労働者の全国組織として整備されるに至った。そこで加盟各電労はいま自らもつところの交渉権の一部を電労連中央委員会に委任し、もって懸案事項の早期円満な妥結をはかることが必要且つ妥当と考え、団体交渉機関に関する条項の一部改訂を併せ行いたい。

当連合会は、これらの要求の早期且つ円満な解決をはかるため、加盟各労組とともに最善をつくすが、会社側が徒らに解決を遷延または歪曲する場合には、遺憾ながら争議行為に訴えざるを得ない事態が発生するものと予測されるので、貴職においては、各電力会社とともに左記事項につき万遺漏なきを期されるようこに申入れる。

一　関係各電力会社は、今次改訂要求に対する誠意ある解決案を早急に提示し、早期且つ円満な解決をはかること。

二　生産性向上に関する会社側の基本的考え方を速やかに弊連合

会並びに関係各電力労組に明示すること。

三　解決案の提示が遅れている会社または交渉が円滑な進展を示さない会社がある場合は、当該会社側に対し、積極的な働きかけを行い、その解決を促進すること。

四　必要に応じ、弊連合会との間に解決のための具体的折衝を行うこと。

次に、電労連の「生産性三原則」といわれるものは次のようなものである。

労働協約改訂闘争を通じて旧態依然たる電力経営者の考え方を転換せしめ、労使対等の立場に立つ正しい生産性向上を、電気事業に実現するため全力をつくす。またつぎの電労連生産性向上三原則を内外に明らかにし、関係者のすべてに確認を求める。

（一）　生産性向上運動は、あくまでも国民経済的基盤に立って、日本経済の健全な発展をはかり、もって国民の生活水準を向上せしめることを目的として行われる国民運動でなければならない。

（二）　電気事業は国民経済の発展に寄与すべき社会的責任を有する。従って政府及び電力経営者は、単なる個別企業における企業合理化ではなく、広く国民経済的基盤に立った生産性向上に積極的努力を傾注しなければならない。

（三）　生産性の向上は、労使対等の原則に基づく正常な労使関係の上に、相互の理解と信頼によって推進さるべきものであり、電気事業における生産性向上の成果は、企業の充実、実質賃金の向上と労働時間の短縮及び電力需給と電気料金の安定等に公正に配分されなければならない。

右の二つのもの、つまり「労働協約改訂に関する申入書」および「生産性三原則」から理解されるように、電労連の協約闘争はまた、「生産性向上の確認」を主軸として展開されているものといってさしつかえないであろう。このことを更に端的に示すものが、各電力労組の協約案の前文である（ただし東京、北陸、北海道各労組の場合を除く）。たとえば、九州電力労組の協約案前文は次のように「生産性向上の確認」をうたう。

九州電力株式会社と九州電力労働組合とは電気事業の公益性に鑑み事業の健全な発展をはかりもって公共の福祉に寄与することを確認する。会社と組合とは対等の立場に立って相互の基本的権利と義務を尊重し、労使間の理解と信頼とを基調とした正常な労使関係を確立し、以て生産性の向上をはかり、その成果は企業の充実、労働条件の向上、需要家への奉仕に公平に配分することを確認する。

ところで、この前文は次のような考え方によってささえられているようである（「九州電労」一九五八年二月二〇日付号外における九州電力労組副執行委員長の言）。

生産性向上は設備の近代化と技術の革新という二つの要素を柱としたものであり、これは現代社会において、資本主義、社会主義の如何に拘わらず国民運動として展開されつつある。問題は生産性向上に名をかりた経営者の一方的合理化政策を放置し、現象的反対闘争に終始するか、それとも組合が自ら生産性向上運動にまともに取り組んで、労働者的スクリーンによって生産性向上に対する誤った経営者の考え方を是正し、その成果を闘い取るかの二つである。われわれは……勿論後者の立場をとっている。今回の前文はその活動方針に従った具体的行動なのである。

(2)　労働時間の短縮　さきに引用した申入書がいうように、電気事業における労働生産性の著しい向上と技術革新に対応する近代産業の社会的責任の二つの面から、各電力労組は、協約案において実

働週四〇時間制をうちだしている。たとえば、九州電労も東京電労もともに、「従業員の労働時間は、一週実働四〇時間とする」と定める。他の電労も大同小異の表現である。

(3)　電労連への交渉委任　各電労案ともに電労連への交渉権の委任についてはふれるところがある。しかし、その委任のしかたは、各電力労組の具体的な事情を反映してか、必ずしも一様なものではない。たとえば、九州電労案はその六〇条四項において、「会社又は組合のいずれか一方がその解決を電気事業連合会或は全国電力労働組合連合会に委任することを適当と認めたときは相手方の諒解を得た上でその交渉を委任することができる」と定めて、交渉委任には「相手方の諒解」を必要とする。これに対し、東京電労案はその六九条二項において、「前項にかかわらず、組合は特定の事項に限り交渉権の一部を全国電力労働組合連合会に委任することができる。この場合会社は組合に対すると同様、誠意を以てあたらなければならない」と定めて、「特定の事項」についての一方的な委任をみとめるとともに、この場合には会社が「誠意」をもってその交渉に応ずべきことを義務づける。

(4)　経協付議事項の拡大　すでにみたように、「労働協約改訂に関する申入書」の冒頭においては、生産性向上原則の確認に並んで生産性向上に関する労使協議制の確立がうたわれている。このことに対応して、各電労案は、経営問題に関する発言力の強化をねらって、経協付議事項の拡大化を意図する。たとえば、九州電労案は、従来の経協付議事項である、(1)業務運営の企画改善に関する重要事項、(2)職制機構および従業員に関係ある諸規程の制定改廃に関する事項、(3)技能および能率の向上に関する事項、(4)福利厚生の運営に関する事項、(5)安全衛生の改善に関する事項のほかに、「経営施策基本方針及び事業年次計画に関する重要事項」を付加し、しかもこれを右の列挙事項の冒頭に掲げようとする。ちなみに、この付加事項は、東北電力労組五七条に掲げられている生産性協議会付議事項の「㈠業務年次計画に関する重要事項」と共通するものである。

興味をよぶものは、東京電労案の場合である。東京電労においても、従来における経協付議事項は右の九州電労の場合と同じ五項目である。ところが、東京電労では、その協約改訂案の中に「生産性向上の確認」を含ませていないにもかかわらず、それにおいて経協付議事項として、「経営施策の基本方針及び業務年次計画に関する事項」を冒頭に付加しようとしている。ここにおいて、当然に、東京電労の場合には、いかなる考え方のもとに右の事項が付加されるにいたったかということが問題となる（同じことは、生産性向上確認に反対する北海道電労の場合にも当てはまる）。これについては、東京電労は大略次のように説明する。すなわち、「なにも『生産性向上確認』に反対だからといって、経協付議事項に『経営施策の基本方針及び業務年次計画に関する事項』をつけ加えても差支えないではないか、このような事項は生産性向上運動を認める認めないにかかわらず、本来労働条件とは密接な関接があるものだから、当然経協付議事項とすべきものである」と（北海道電労の場合は、「電気事業の民主化のため」、「経営の矛盾を排除し明朗な職場にするため」、更には、「技術革新と設備の近代化に対処するため」だといわれている）。

第三節　代表的な協約闘争

山陽製鋼労組の平和協定撤回闘争

山陽製鋼労組（組合員六〇〇名）は一九五七年一〇月に鉄鋼労連

への加盟を決定したが、その後まもない一一月に、会社側は突如として次のような平和協定の締結を提案してきた。これを提案してきたときの情勢は、鉄鋼労連の歴史的な賃金闘争が、ゼロ回答のまま終結せざるをえないという決定的な段階にたちいたっているときであった。

平和協定要綱

㈠　要旨　会社が社運を賭して実施する熱間押出設備を中心とする合理化を完遂するため、三ヵ年間会社組合双方は非常協力体制を確立し、以下の平和協定を結び双方誠意をもってこれを遵守することを確約する。

㈡　条項　(1)　現行労働協約は昭和三五年五月三一日迄有効期間を延長し、原則として本期間中改訂を行わない。但し

イ　本期間中会社組合双方共一切の争議を行わない。

ロ　時間外勤務及び休日の振替については会社側よりの合法的な申入れに対しては組合はこれに全面的に協力する。

(2)　越年及び夏季一時金並にその他給与関係は全特協関係各社（注――特殊鋼八社）の状態を考慮し略々その中間程度になるように努力する。

右の会社側提案にかかる平和協定案が、労使休戦の非常協力体制をねらったものであることについては、まず疑いの余地がある。この会社側提案に対し、組合執行部は、鉄鋼労連より「絶対反対」の基本線で対決するようにとの指導があったにもかかわらず、労働条件さえ妥当なところで安定すればよい、期間はできれば短縮していくという態度で終始し、ついに一九五八年三月三一日次のような協定を仮調印するにいたった。

平和協定書

一　要旨　会社が社運を賭して実施する熱間押出設備を中心とする合理化計画を完遂するため三ヵ年間、会社、組合双方は非常協力体制を確立し、ここに平和協定を結び双方誠意をもって之を遵守することを確約する。

二　前項の要旨を具体化しこの平和協定期間中に紛争をなくするために以下の条項を取り決める。

(1)　賃金給与は八社（日本特殊鋼、特殊製鋼、愛知製鋼、日立安来工場、不二越東富山工場、日本高周波、三菱鋼材、大阪特殊製鋼）平均プラスアルファとする。

㈠　八社平均については勤続年数、扶養家族数、労働時間数を織込んだ換算平均算出方法を採用し、尚之に八社中の定期昇給制度を現有するものは之に織込んで総合的に検討して行う。

㈡　前項の調整は六月及び一二月の定期昇給時に之を行う。

㈢　毎期調整を行って当社の給与ベースが調整された八社平均額より低い場合には平均額まで引上げるものとし当社の給与ベースが八社平均より高い場合に於ても現行の定期昇給は保証する。

㈣　プラスアルファの金額を一、〇〇〇円とし昭和三三年四月一日現在の在籍者に対して四月一日及び一〇月一日に夫々五〇〇円の給与増額を行うものとする。

(2)　越年及び夏季一時金は八社の平均額を支給する。

㈠　越年及び夏季一時金については他社が特別の事情で出した祝金等はその本質を検討して決定するが一時金と同時に出たものは一時金とみなす。

㈡　配分方法は昭和三二年度の越年手当支給方法による。

㈢　支給期日は夏季手当は七月末日越年手当は一二月一五日とする。但し関係各社が未決定の場合又は資料の入手困難にして、

支給期日迄に事務的に処理できない場合は会社組合双方協議の上仮払をするものとする。

(3) この平和協定有効期間中会社は企業整理による人員整理は行わない。

(4) 会社は熱間押出設備に関して人員の異動を行う場合は予め組合に方針を説明してその意見を尊重して実施する。

(5) 時間外勤務については、組合は会社よりの合理的な申入に対して協力するものとし、会社は生産計画の都合上一週間以上に亙り一〇時間以上の勤務を実施する職場については組合と協議し労働過重に陥らないように留意する。

(6) 休日の振替については組合は会社よりの合理的な申入れに対しては協力するものとする。電力会社が通産省の認可を得て電力使用を指示してきた時は合法的とみなす。

(7) 現行労働協約第五三条の臨時休暇及び第五八条の取扱いについては原則として八社の平均をとることとし細部の取扱いについては双方検討して取決めるものとする。

(8) 給与協定は後日作成する。

(9) 会社は各職場が労働過重にならない人員を確保する。

(10) 現行生産委員会を廃止して新たに労使協議会を設ける。細目は追って協議する。

(11) 現行労働協約の有効期間を昭和三五年五月三一日迄とする。

(12) この平和協定は現行の労働協約に優先する。

(13) この平和協定の有効期間を昭和三三年四月一日より昭和三五年五月三一日迄とする。

しかし、右の協定は、仮調印の同日開かれた臨時大会において三四九対二八一で否決され、また同時に、仮調印を独断で行った執行部の責任が追求されてその不信任が決議された。こうしてこれ以後は、新たな執行部の手によって平和協定破棄の闘争が組まれることとなった。新執行部は、協定の否決を機会に本格的な指導にのりだしてきた鉄鋼労連とともに、徹底的な内部の態勢固めを、条件のいかんにかかわらず、スト権の禁止と低賃金をねらう平和協定そのものに反対するという方向で行い、ついに六月一二日平和協定の白紙撤回をかちとることに成功した。ちなみに、この間における組合の闘争方針（四月末か五月はじめに決定）を左に掲げておく。平和協定―平和義務・平和条項反対闘争に関する興味ある一資料とみることができよう。

（組合の基本的な態度）　1　会社の熱間押出設備建設には賛成する。しかし組合の命であるストを奪う平和協定には反対する。従って、現在までの労使関係を円滑に維持してきた現行協約に定める労使関係において会社の新設備合理化に協力する。しかしながら、この合理化を進めるためわれわれにギセイ的シワ寄せを一方的に行うことに対しては反対する。

2　このため会社は現行協約を守って組合の立場を尊重し、平和協定において示した組合決定の無視および強引な平和協定の組合員への押しつけという現行協約の精神に違反するようなこと等、不当労働行為的行動を行わない紳士的態度を組合に示すことを求める。

（組合の具体的活動）　1　四月二七日の会社の行動（注――会社側が全従業員に対し世論調査の名目で仮協定の賛否を署名させたこと）に対しては抗議を申入れたが、会社は誠意を示さないときは地労委または裁判所に提訴し違法を追求する。提訴の準備としては弁護士を依頼し調査活動はただちに行う。

2　脅迫的署名投票にもとづき会社がこれを利用して行う行動

に対しても同じ措置をとる。またこれにもとづく差別扱いのおそれがあるので、おこったときにはただちに組合で取上げ不当労働行為としてテキハツする。特に反対署名者についてはその立場を擁護し、圧力のかからないよう配慮する。

3　組合員の中にある合理化の趣旨には賛成だ、だから平和協定には賛成するが協定の内容条件には反対だという傾向は協定の会社の狙いを見失い、ストト権と組合の関係、組合と生活改善についての関係を軽視していると考えられるのでこの理解に努める。

4、5、略。

第七章　主要な労働組合の現状

主要な全国組合の現状を、その産業別組織方向にしたがって分類すると第163表のとおりである。以下各組合ごとに組合名（略称）、組織人員（一九五八年六月末現在労働省基本調査にもとづき多少の修正を加えたもの）、本年度三役氏名（出身組合）、機関紙、および活動や方針のおもなものについてみる。

第163表　全国主要労働組合産業別組織状況

産業別		一九五八年末現在の状況				
		（上部機関）	組合名（略称）	組織人員	結成年月日	備考
A 全国組合連合体	1	日本労働組合総評議会	（総評）	*三、五九六、〇〇〇	一九五〇・七・三	
	2	全日本労働組合会議	（全労）	八一三、七八五	一九五四・四・二三	
	3	（全）日本労働組合総同盟	（総同盟）	二七四、〇〇〇	一九五一・六・二	
	4	全国産業別労働組合連合	（新産別）	四二、三六四	一九四九・一二・一〇	
	5	全国中立労働組合連絡会議		*六六九、〇〇〇	一九五六・九・八	
B 地方組織						
C 鉱業	a 石炭	6（評）日本炭鉱労働組合	（炭労）	一九九、六七五	一九五〇・四・二	
		7（総）全国石炭鉱業労働組合	（全炭鉱）	五六、一二三	一九五四・四・二二	
	b 金属鉱山	8（評）全日本金属鉱山労働組合連合会	（全鉱連）	六一、五六八	一九四七・二・一〇	
D 金属産業	a 鉄鋼	9（評）日本鉄鋼産業労働組合連合会	（鉄鋼労連）	一三〇、三五三	一九五一・三・一	
	b 金属機器	10（評）全国金属労働組合	（全国金属）	一二八、〇六八	一九五〇・一〇・八	

産業	部門	番号	所属	組合名	略称	組合員数	結成年月日	備考
		11	(総)	全国金属産業労働組合同盟	(全金同盟)	七五、八一四	一九五一・三・一八	
		12	(新)	全国機械金属労働組合	(全機金)	一七、三〇六	一九四九・二・八	
	c 電機電線	13	(中)	全日本電機機器労働組合連合会	(電機労連)	一四七、七三九	一九五三・六・一	
		14	(中)	全日本電線工業労働組合	(全電線)	一七、〇六三	一九四六・七・二	
	d 造船	15	(総)	全国造船労働組合総連合	(造船総連)	三六、〇六四	一九五一・二・二	
		16	(中)	全日本造船労働組合	(全造船)	七二、〇二〇	一九四六・九・一	
	e 自動車	17	(全)	日本自動車産業労働組合連合会	(自動車労連)	一五、九一〇	一九五五・一・二三	
	f 車両	18		車輛産業労働組合連合会	(車労連)	一〇、八一四	一九五一・五・五	
E 化学産業	a 一般化学	19	(評)	化学産業労働組合同盟	(化学同盟)	四七、九一九	一九五一・六・一六	
		20	(総)	全国化学労働組合同盟	(全化同盟)	四〇、一八八	一九五一・一一・一八	
		21	(新)	全化学産業労働組合連合	(新化学)	五、八六〇	一九五〇・一〇・二五	
	b 合成化学	22	(評)	合成化学産業労働組合連合	(合化労連)	一一三、七三〇	一九五〇・三・九	
	c 紙パルプ	23	(評)	全国紙パルプ産業労働組合連合会	(紙パ労連)	五〇、一一一	一九四七・四・六	
	d 石油ガス	24	(中)	全国石油産業労働組合協議会	(全石油)	二一、二〇四	一九四七・四・一二	
		25	(中)	全国瓦斯労働組合連合会	(全国ガス)	一三、七三一	一九四六・七・二	
	e 窯業	26	(中)	全国セメント労働組合連合会	(全国セメント)	一九、四五三	一九四六・七・二五	
F 繊維産業		27	(全)	全国繊維産業労働組合同盟	(全繊同盟)	三四三、四〇二	一九四六・七・一三	
		28		全国蚕糸労働組合連合会	(全蚕労連)	二八、四三六	一九四七・二・一三	
		29	(中)	全国麻産業労働組合協議会	(麻労協)	四、二九三	一九五六・七・二五	
G 食品産業	a 食品	30	(総)	全国食品産業労働組合同盟	(全食品同盟)	一三、九九四	一九四七・一〇・六	
		31		全日本食品産業労働組合協議会	(全食労協)	*三三、二〇〇	一九五四・一一・一一	
		32	(中)	全国麦酒産業労働組合連合会	(全麦労連)	九、三六五	一九四九・五・一九	(食)
		33	(中)	水産冷凍労働組合協議会	(水労協)	六、二七一	一九五二・九・二〇	(食)
	b 専売	34	(評)	全専売労働組合	(全専売)	四〇、一二八	一九四九・六・二八	(大)
		35	(評)	アルコール専売労働組合	(アル専)	一、二五七	一九五三・一二・一九	

産業	部門	番号	所属	組合名	略称	組合員数	結成年月日	備考
H 文化産業	a 映画演劇	36	(全)	全国映画演劇労働組合	(全映演)	二、七九二	一九四七・五・二〇	
		37	(中)	映画演劇労働組合総連合	(映演総連)	九、二五三	一九五二・三・二五	
	b 印刷出版	38	(評)	全印刷局労働組合	(全印刷)	七、一九七	一九四七・四・一	(大)
		39	(評)	全国印刷出版産業労働組合総連合会	(全印総連)	一七、八〇二	一九五三・四・二五	
	c 新聞放送	40	(評)	日本新聞労働組合連合	(新聞労連)	三三、七七八	一九五〇・六・三〇	
		41	(評)	日本放送労働組合	(日放労)	六、八八九	一九四八・三・二	
		42		日本民間放送労働組合連合会	(民放労連)	五、一六五	一九五三・七・三	
I 通信業	a 郵政	43	(評)	全逓信労働組合	(全逓)	三一、五六一	一九五〇・九・二九	
		44		全国特定局従業員組合	(全特定)	一三、二八〇	一九五三・七・二六	
	b 電信電話	45	(評)	全電波従業員組合	(全電波)	二、九九四	一九五一・三・一五	
		46	(評)	全国電気通信労働組合	(全電通)	一六五、五六五	一九五〇・九・二九	
		47	(評)	国際電信電話労働組合	(国際電電)	三、一三九	一九五三・四・一	
J 建設業	a 土建	48		全日本建築産業労働組合協議会	(建築労協)	*九四、八〇〇	一九五六・三・二〇	
		49	(総)	全国土建一般労働組合同盟	(全土建同盟)	一、〇〇七	一九五一・一一・一八	
		50	(新)	全国土建産業労働組合連合会	(全建労)	八、八五六	一九四八・一一・三	
		51	(中)	全国土建労働組合総連合	(土建総連)	五四、七四〇	一九五二・六・一六	(建)
		52		日本建設産業職員労働組合協議会	(日建協)	*一三、〇〇〇	一九五四・三・三	(建)
		53		全国土建労働組合同盟	(全国土建)	七、五七六	一九四七・六・二七	
		54		全日本電気工事労働組合協議会	(日電工)	一一、三五〇	一九四七・五・一	
	b 日雇	55	(評)	全日本自由労働組合	(全日自労)	一八二、〇三七	一九四七・六・三〇	
K 金融業	a 銀行	56		全国銀行従業員組合総連合	(全銀総連)	一三〇、三〇〇	一九五七・五・二五	
		57		市中銀行従業員組合連合会	(市銀連)	八四、九九七	一九五六・七・二八	(銀)
		58	(中)	全国地方銀行従業員組合連合会	(地銀連)	三八、一二九	一九五六・七・三	(銀)
		59		外国銀行従業員組合連合会	(外銀連)	六三七	一九五六・八・三	(銀)
		60		全国信託銀行従業員組合連合会	(全信連)	六、五三七	一九四七・九・一	

b 保険	61	(中)	全国相互銀行従業員組合連合会	(全相銀連)	一七、三四七	一九五三・八・九	(商)
	62		全国生命保険労働組合総連合会	(生保総連)	八〇、三〇七	一九五二・一二・五	
	63	(中)	全国生命保険労働組合連合会	(全生保)	四四、三三八	一九四六・六・四	(商)
	64		全国生命保険外務労働組合連合会	(全外連)	六二、一九四	一九四九・二・一七	(商)
	65	(中)	全日本損害保険労働組合	(全損保)	二五、八四七	一九四九・一二・五	(商)
c 証券	66		全国証券労働組合協議会	(全証労協)	九七二	一九五五・二・二〇	
L 電気産業	67	(評)	日本電気産業労働組合	(電産)	二、三三〇	一九四七・五・七	
	68		全国電力労働組合連合会	(電労連)	一三四、二〇四	一九五四・五・二七	
M 運輸業 a 国鉄	69		全日本交通運輸労働組合協議会	(全交運)	*八四九、九〇〇	一九四七・七・九	
	70	(評)	国鉄労働組合	(国鉄)	三五八、七七二	一九四七・六・五	(交)
	71	(中)	日本国有鉄道機関車労働組合	(機労)	五二、八四四	一九五一・五・二三	(交)
	72		国鉄職能別労働組合連合会	(国職労連)	*八、〇〇〇	一九五七・一二・二〇	
b 私鉄	73	(評)	日本私鉄労働組合総連合会	(私鉄総連)	一五五、三三四	一九四七・一・一〇	(交)
c 都市交通	74	(評)	日本都市交通労働組合連合会	(都市交通)	五三、五七六	一九四七・一・一六	(交)
d 陸上運輸	75	(総)	全国交通運輸産業労働組合同盟	(全交運同盟)	九、四四九	一九五五・一〇・二七	
	76		全国通運労働組合協議会	(全通運)	*八三、一〇〇	一九五六・三・八	
	77	(評)	全日通労働組合	(全日通)	六七、二七二	一九四六・四・二〇	(交)
	78	(評)	全国自動車運輸労働組合連合会	(全自運)	一五、一四二	一九五〇・一二・二五	(交)
	79	(評)	全国旅客自動車労働組合連合会	(全旅労連)	二四、一六三	一九四七・九・一四	(交)
e 海上運輸	80	(評)	全日本海運労働組合連合会	(全海連)	六、〇四五	一九四七・一・一〇	(商)
	81	(全)	全日本海員組合	(海員)	八八、二〇〇	一九四五・一〇・五	(交)
f 港湾倉庫	82	(評)	全日本港湾労働組合	(全港湾)	一九、七二五	一九四六・七・二七	(交)
	83		日本港湾労働組合連合会	(日港労連)	*一〇、三〇〇	一九五六・三・一七	
	84	(中)	全日本倉庫運輸労働組合同盟	(全倉運)	五、六一三	一九四九・九・一〇	(商)
N 教育	85	(評)	日本教職員組合	(日教組)	六一六、二九七	一九四七・六・八	

		Q 公務	P 商業	O 医療			
		a 国家公務					
86	（中）	日本高等学校教職員組合			（日高教）	三九、七〇五	一九五六・五・一〇
87		日本教職員団体連合会			（日教団連）	*一六、四〇〇	一九五七・三・二八
88	（評）	全日本国立医療労働組合			（全医労）	二四、七八六	一九四八・一一・二〇
89			全国商業労働組合協議会		（全商協）	*二〇四、三〇〇	一九五一・八・一
90	（中）		全日本百貨店労働組合		（全百連）	三八、一五九	一九四九・一〇・二四
91	（中）		全日本ホテル労働組合連合会		（ホテル労連）	二、三一三	一九五〇・三・二八
92		国家公務員労働組合共闘会議			（国公共闘）	*二三五、七四七	・・
93		全大蔵労働組合協議会			（全大蔵）	*九四、九〇〇	一九五六・七・一八
94	（評）	全国税職員組合			（全国税）	三三、七五三	一九四九・一・二五
95	（評）	全国財務職員組合			（全財務）	*五、八〇〇	一九五四・一〇・二七
96	（評）	大蔵省職員組合			（大蔵職組）	一、八二〇	一九四五・一〇・三一
97	（評）	全国税関労働組合			（全税関）	五、六一四	一九四七・一一・一三
98	（評）	全農林労働組合			（全農林）	*五六、〇〇〇	一九五二・一・三一
99	（評）	全国司法部職員労働組合			（全司法）	一九、〇一九	一九四七・一・二五
100	（評）	全建設省労働組合			（全建労）	一六、九六八	一九四九・七・一八
101	（評）	全労働省労働組合			（全労働）	一五、三六四	一九五三・六・二
102	（評）	全商工労働組合			（全商工）	八、八二四	一九四八・九・一三
103	（評）	厚生省職員組合			（厚生職組）	三、六七〇	一九四六・四・二一
104	（評）	文部職員労働組合			（全文部）	一、七五三	一九四六・一〇・三〇
105	（評）	全国調達庁職員労働組合			（全調達）	二、一一五	一九四九・七・二四
106	（評）	全北海道開発局職員労働組合			（北海道開発）	*六、七〇〇	一九五一・八・二三
107	（評）	会計検査院職員労働組合			（会検労）	*一、二〇〇	一九四六・四・
108	（評）	総理府恩給局職員組合			（恩給局）	*六二〇	一九五四・一一・一八
109	（評）	経済企画庁職員労働組合			（経企労）	*二〇〇	一九五〇・五・

110	（評）	人事院職員組合	（人事院）	* 二〇〇	一九四八・一一・一	
111		全運輸省労働組合	（全運輸）	* 一三、一五〇	一九五三・七・三	
112		全法務職員組合	（全法務）	* 四、五〇〇	一九四七・一三・一	
113		総理府統計局職員組合	（総理統計）	* 二、二〇〇	一九四八・一三・一	
114		国立国会図書館職員組合	（国会図書館）	* 六三〇	一九四八・五・一	
115		行政管理庁監察部職員組合	（行管監察）	* 一五〇	一九五二・九・	
116		日本学術会議事務局職員組合	（学術会議）	八一	一九四六・九・一	
117		行政管理庁統計基準部職員組合	（行管統計）	三六	一九四七・九・一〇	
118		公共企業体等労働組合協議会	（公労協）	* 九〇二、〇〇〇	・ ・	
119	（評）	全造幣労働組合	（全造幣）	一、六〇八	一九五二・一〇・三	（大）
120	（評）	全林野労働組合	（全林野）	* 五三、〇〇〇	一九五三・二・五	
121		地方公務員労働組合共闘会議	（地公労）	* 一、三八、〇〇〇	・ ・	
122	（評）	全日本自治団体労働組合	（自治労）	五〇三、六四八	一九五四・一・二五	
123	（評）	全国水道労働組合連合会	（全水連）	一六、〇六〇	一九五一・一〇・一八	
124		東京都労働組合連合会	（都労連）	* 八七、四〇〇	一九四六・六・八	
125	（評）	全駐留軍労働組合	（全駐労）	五一、〇〇〇	一九五二・一一・三〇	
126	（全）	日本駐留軍労働組合	（日駐労）	七、七五二	一九五三・一〇・二九	
127	（評）	全国一般合同労働組合連合	（全国一般合同）	三三、七〇五	一九五五・七・二五	
128	（中）	全日本中小企業労働組合総連合	（全中総連）	一五、八七八	一九五五・一・一六	

R　中小企業

〔備考〕（評）は総評に、（全）は全労に、（総）は総同盟に、（新）は新産別に、（中）は中立労組連絡会議に、（食）は全食労協に、（建）は建築労協に、（銀）は全銀総連に、（交）は全交運に、（商）は全商協に、（大）は全大蔵にそれぞれ加盟もしくは参加していることを示す。

組織人員は、前記六月末現在数によったが、六月以降一九五八年末までに参加組合に増減のあった全国組合連合体については、これらの組合員数に修正を加えておいた。なお＊印を付したものは概数である。

A　全国組合連合体

1　日本労働組合総評議会（総評）　三、五九六、三四六

（民間労組）

炭労　一九九、六七五
全鉱連　六一、五六八
鉄鋼労連　一三〇、三五三
全国金属　一一八、〇六八
化学同盟　四七、九一九
合化労連　一一二、七三〇
紙パ労連　五〇、一一一
全印総連　一七、八〇二
新聞労連　三三、七七八
日放労　六、八八九

（官公労組）

全専売　四〇、一二八
アルコール専売　一、二五七
全印刷　七、一九七
全逓　二二一、五六一
全電波　二、五九四
全電通　一六五、五六五
国鉄労組　三五八、七七二
都市交通　五二、五七六
日教組　六一六、二九七
全医労　二四、七八六
人事院職組　二〇〇
会検労　一、二〇〇
恩給局職組　六二〇
国際電電　三、一三九
全日自労　一八二、〇三七
電産　二、二二〇
私鉄総連　一五五、三二四
全日通　六七、二七二
全自運　一五、一四二
全旅労連　二四、一六三
全海連　六、〇四五
全港湾　一九、七二五
全国一般合同　三二、七〇五
全調達　二、一一五
北海道開発職組　六、七〇〇
経企労　三〇〇
全財務　五、八〇〇
全税関　五、六一四
大蔵職組　一、八二〇
全造幣　一、六〇八
全国税　三二、七五三
全文部　一、七五三
厚生職組　三、六七〇
全農林　（五六、〇〇〇）
全林野　一一九、四八九
（五三、〇〇〇）
全商工　八、八二四
全港建　四、二〇七
全海事　二、一三四
全労働　一五、三六四
全建労　一六、九六八
全司法　一九、〇一九
自治労　五〇三、六四八
全水連　一六、〇六〇
全駐労　五一、〇〇七

（ただし一、八二五名が重複加入）

役員（七月二五日改選）

議長　太田　薫（合化労連）　副議長　藤岡三男（炭労）・今村彰（日教組）・大中康雄（全電通）・本多正登（私鉄総連）・兼田富太郎（全港湾）　事務局長　岩井　章（国鉄労組）

機関紙　「総評」週刊、「月刊総評」月刊

第一〇回定期大会（七月二一～二四日）

第一一回臨時大会（一〇月二四日）

警職法改悪反対闘争方針を決定。

2　全日本労働組合会議（全労会議）

総同盟　二七四、〇〇〇
全繊同盟　三四三、四〇二
海員　八八、二〇〇
日駐労　七、七五二
自動車労連　一五、九一〇
全映演　二、七九二
（ただし一、七〇〇名が重複加入）
東北電労　八一二、七八五
中部電労　一三、四四九
中国電労　一六、一一七
四国電労　九、四四五
関西電労　五、八〇三
九州電労　二二、〇一五
一五、六〇〇

役員（一〇月三一日改選）

議長　滝田　実（全繊同盟）　副議長　重枝琢巳（総同盟）・福田　武（全映演）・浜野　数（関西電労）　書記長　和田春生（海員）

機関紙　「全労新聞」旬刊、「全労」月刊

第五回定期全国大会（一〇月二九～三一日）

3　日本労働組合総同盟（総同盟）

全炭鉱	五六、一二三	全土建同盟	二七四、〇〇〇
全金同盟	七五、八一四	港湾準備会	一、〇〇七
造船総連	三六、〇六四	新三菱重工	一、一四〇
全化同盟	四〇、一八八	東邦亜鉛労連	二五、〇五九
全交運同盟	九、四四九	公立学校共済組合	三、〇一九
全食品同盟	一二、九九四	職員労組	七三〇
		府県連	二〇一、五七二

（ただし、一八一、三七二名が重複、うち七、七八七名が三重複）

役員（一〇月二五日改選）

会長　金正米吉（大阪連合会）　副会長　井堀繁雄（全金同盟）・基　政七（造船総連）・村尾重雄（全化同盟）・重枝琢巳（全炭鉱）　総主事　古賀　専（造船総連）

機関紙　「労働」旬刊

第一三回全国大会（一〇月二二～二五日）

4　全国産業別労働組合連合（新産別）

全機金	一七、三〇六	京都地連	四二、三六四
新化学	五、八六〇	東中労	九、二一六
全建労	八、八五六	近畿車輌	一五三
			一、一五〇

（ただし、一七七名が重複加入）

役員（一〇月二四日改選）

委員長　岡本義久（全機金）　副委員長　石垣卯一（全機金）・藤村健助（新化学）・田中末次郎（京都地連）　書記長　落合英一（本部）

機関紙　「新産別」旬刊

第一〇回定期全国大会（一〇月二三～二四日）

5　全国中立労働組合連絡会議　六六九、〇六五

電機労連	一四七、七三九	全相銀連	一七、三四七
全電線	一七、〇六三	全生保	四四、二一八
全造船	七二、〇二〇	全損保	二五、八四七
全石油	二一、二〇四	機労	五二、八四四
全国ガス	一三、七二一	全倉運	五、六一三
全国セメント	一九、四五三	日高教	三九、七〇五
麻労協	四、二九三	全百連	三八、一五九
全麦労連	九、三六五	ホテル労連	二、三一三
水労協	六、二七一	全中総連	一五、八七八
映演総連	九、二五三	鉄道弘済会労組	一一、〇〇〇
土建総連	五四、七四〇	交通公社労組	二、八九〇
地銀連	三八、一二九		

B　地方組織

総評地方組織	（代表者氏名）	（一九五七年六月末現在組合員数）
全北海道労働組合評議会	片平久雄	二八六、五八九
青森県労働組合会議	渡辺三夫	七三、七五三
岩手県労働組合総連合	渡辺長福	四三、三三一
宮城県労働組合評議会	奥山紀一	六〇、七〇三
秋田県労働組合会議	田中忠治	五六、四〇六
山形県労働組合評議会	安宅常彦	四五、一七九
福島県労働組合協議会	安部隆吉	八五、三七七
茨城県労働組合連盟	塙　茂	五七、六〇三
栃木県労働組合会議	大根田光男	四六、七一七
群馬県地方労働組合評議会	田辺　誠	四九、八三二
埼玉県労働組合評議会	森　勝治	五九、五〇八
千葉県労働組合連合協議会	山村　実	六九、一三五
東京地方労働組合評議会	岡本丑太郎	二五二、一〇〇

神奈川県地方労働組合評議会	河村宏弥	一二一、六八九
新潟県労働組合協議会	杉山善太郎	七七、〇一五
富山県労働組合協議会	岡本義久	六八、八六二
石川県労働組合評議会	内山光雄	四〇、五五九
福井県労働組合評議会	三好正志	二五、一四九
山梨県労働組合総連合会	三村賢治	二七、四八九
長野県労働組合評議会	長谷部儀助	八三、一五〇
岐阜県労働組合評議会	小川　一	二八、七七〇
静岡県労働組合評議会	松本　広	七一、六五一
愛知県地方労働組合評議会	寺門　博	一六二、八六五
三重県労働組合協議会	渡辺藤次	四九、二七五
総評滋賀地方評議会	駒井徳左衛門	二六、七二三
総評京都地方評議会	榎本貴志雄	九五、〇二二
総評大阪地方評議会	仲橋喜三郎	二一四、六五六
総評兵庫地方評議会	尾崎　治	一〇六、六三三
奈良県地方労働組合総評議会	茶田四良蔵	二三、八五〇
和歌山県地方労働組合評議会	高田正雄	三二、二七〇
鳥取県労働組合協議会	武部　文	二四、六三五
島根県労働組合協議会	神門至馬夫	三一、六五七
岡山県労働組合総評議会	塩田秀一	五〇、三五〇
広島県労働組合会議	大原　亨	八一、七一八
山口県労働組合評議会	藤村節正	七五、二七五
徳島県労働組合評議会	浜田新太郎	三一、八九七
総評香川県地方評議会	西種義数	二七、二六八
総評愛媛地方労働組合評議会	日野里美	六〇、八九〇
高知県労働組合総評議会	中島陸馬	二九、九五六
福岡県労働組合総評議会	赤嶺利文	二一八、七二〇
佐賀県労働組合総評議会	村上義光	三八、八八三
長崎県労働組合評議会	川宿田薩雄	一〇八、〇一五
熊本県労働組合総評議会	百武秀男	六三、〇〇〇
大分県労働組合評議会	早野松生	四一、三一九
宮崎県地方労働組合評議会	小島三郎	四七、七三八
鹿児島県労働組合評議会	杉元重次	三七、六六一

全労地方組織

全労北海道地方会議	二見俊男	八、三八四
埼玉県民間産業労働組合会議	増古清之	二一、六六四
東京都労働組合会議	金子正輝	六三、三二六
全労神奈川地方会議	内井健二	六八、六〇四
全新潟労働組合会議	本名主計	一六、三一三
福井県全労働組合会議	田島勝利	一二、一一五
全労岐阜地方会議	山本三逸	二二、七二六
全労静岡地方会議	田坂憲臣	一九、五二四
愛知県労働組合協議会	県　俊一	七七、五〇五
三重県労働組合会議	北村与市	二五、〇八七
京都民間産業労働組合協議会	長谷川　勇	一六、三五四
全労大阪地方会議	村尾重雄	一〇〇、四〇〇
全労兵庫地方会議	基　政七	五三、七一四
和歌山民間産業労働組合協議会	坂本省三	八、四三〇
鳥取県民間産業労働組合連絡会議	足立良平	一、七〇〇
島根県労働組合連絡会議	昌子万吉	五、〇六三
全労広島県地方会議	金本邦男	三一、八六三
全労山口地方会議	梶原健治	一四、六八三
徳島県会労働組合会議	原　種一	六、八五八
香川県労働組合会議	松本長五郎	一一、七九九

高知県労働組合会議　徳久武雄　七、二九四
全労福岡地方会議　木下善市　二一、〇八七
全労長崎地方会議　嘉村由道　二三、三三二

総同盟地方組織

総同盟福島県連合会　斎藤茂雄　一八、三四〇
総同盟群馬県連合会　湧井寅松　三、〇六九
総同盟埼玉県連合会　江部賢一　一二、七一一
総同盟千葉県連合会　横山富治　八、七五七
総同盟東京都連合会　原　虎一　二、八二六
総同盟神奈川県連合会　天池清次　二三、五〇九
総同盟三重県連合会　小林　亘　四四五
総同盟京都府連合会　鷲塚　亨　一、七三〇
総同盟大阪府連合会　金正米吉　三二、七九八
総同盟兵庫県連合会　基　政七　二〇、四八七
総同盟岡山県連合会　神前史郎　一一、五九〇
総同盟広島県連合会　加藤久一　一二、七五八
総同盟福岡県連合会　谷口儀秋　一三、七八八
総同盟長崎県連合会　嘉村由道　二一、二〇七

C　鉱業

6　日本炭鉱労働組合（炭労）　一九九、六七五

役員（七月五日改選）
委員長　原　茂（北炭平和）　副委員長　藤岡三男（三井三池職）・野口一馬（杵島）　事務局長　古賀　定（三井三池労）
機関紙　「炭労新聞」週刊、「月刊炭労」月刊、「調査と資料」月刊、「組織月報」月刊

7　全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）　五六、一二三

役員（七月一九日改選）
委員長　重枝琢巳（福岡久恒）　副委員長　鶴崎義男（長崎大島）
書記長　斎藤茂雄（常磐）
機関紙　「全炭鉱」旬刊

8　全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）　六一、五六八

役員（九月一九日改選）
委員長　原口幸隆（住友別子）　副委員長　沢田政治（三菱尾去沢）　事務局長　中村福満（三井三池）
機関紙　「ぜんこう」旬刊

D　金属産業

9　日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）　一三〇、三五三

役員（三月二八日改選）
委員長　西口義人（八幡製鉄）　副委員長　今田義之（鋼管川鉄）・門間吉信（鋼管鶴鉄）　書記長　田中幸男（住友尼崎）
機関紙　「鉄鋼労連」週刊、「月刊鉄鋼労連」、「調査時報」

10　全国金属労働組合（全国金属）　一一八、〇六八

役員（一〇月六日改選）
委員長　椿　繁夫（大阪）　副委員長　鈴木寅雄（東京）・高野実（本部）　書記長　松尾　喬（本部）
機関紙　「全国金属」旬刊、「金属労働資料」月刊

11　全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）　七五、八一四

役員（五月三一日改選）
会長　井堀繁雄（埼玉）　副会長　新家宗明（大阪）・吉田秀雄（石川）　主事　天池清次（神奈川）
機関紙　「全金同盟」月刊

12　全国機械金属労働組合（全機金）　一七、三〇六

役員（六月一九日改選）
委員長　柳瀬　囲（東芝製鋼）　副委員長　西谷正信（不二越）・

杉浦正男（遠州織機）　書記長　大谷徹太郎（本部）
機関紙　「全機金ニュース」旬刊

13　全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）　一四七、七三九
役員（五月三〇日改選）
委員長　塩冶竹雄（日本電気）　副委員長　寺村一義（富士通信）・渡辺満男（日立）　書記長　堅山利文（東芝）
機関紙　「電機労連」半月刊

14　全日本電線工業労働組合（全電線）　一七、〇六三
役員（七月三一日改選）
委員長　星惣七郎（昭和電線）　副委員長　安藤与四郎（古河横電）・岡田貞一（大日電線本社）　書記長　石井清太郎（藤倉電線深川）
機関紙　「全電線」半月刊

15　全国造船労働組合総連合（造船総連）　三六、〇六四
役員（六月七日改選）
委員長　基　政七（新三菱神戸）　副委員長　中藤初男（三井）　書記長　古賀　専（本部）
機関紙　「造船労働」旬刊

16　全日本造船労働組合（全造船）　七二、〇二〇
役員（四月一九日改選）
委員長　柳沢錬造（石川島）　副委員長　小西平三郎（広船）　書記長　長谷川勲（川崎）
機関紙　「全造船」週刊

17　日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）　一五、九一〇
役員（四月二九日改選）
委員長　宮家　愈（本部）　副委員長　相磯源四郎（本部）・杉崎嘉利（本部）・増田勝巳（本部）・下川明（民主ディゼル）・村瀬昭夫（京都日産）・松本武治（日本ラジエーター）　書記長　浦川　浩（本部）
機関紙　「自動車労連」月刊

18　車両産業労働組合連合会（車労連）　一〇、八一四
役員（七月一九日改選）
委員長　外田友吉（汽車東京）　副委員長　天野一吉（帝国車両）・竹田　薫（日車名古屋）　事務局長　本郷徳次（川崎車両）
機関紙　「車労連」月刊

E　化学産業

19　化学産業労働組合同盟（化学同盟）　四七、九一九
役員（五月三〇日改選）
委員長　山花秀雄（本部）　副委員長　増田竹司（横浜ゴム）・松原茂雄（兵庫化学）　書記長　若宮光三（本部）
機関紙　「化学同盟」

20　全国化学労働組合同盟（全化同盟）　四〇、一八八
役員（八月七日改選）
会長　村尾重雄（大阪一般化学）　副会長　小西猛志（日本セメント）・小林通夫（武田薬工）　主事　中島桂太郎（関東一般化学）
機関紙　「全化同盟」月刊

21　全化学産業労働組合連合（新化学）　五、八六〇
役員（七月五日改選）
委員長　藤枝　章（鉄興社）　副委員長　藤村健助（徳山曹達）　書記長　高瀬又七（本部）

22　合成化学産業労働組合連合（合化労連）　一一二、七三〇
役員（七月一八日改選）
委員長　太田　薫（宇部窒素）　副委員長　岡本明保（田辺製

薬）・入江正治（住友化学）　書記長　西野六郎（東北肥料）
機関紙　「合成化学」週刊

23　全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）　五〇、一一一
役員（八月一日改選）
委員長　池ノ谷吉春（王子製紙）　副委員長　横山春雄（東北パルプ）・本間真一（十条製紙）・大山英造（三菱製紙）　書記長　土橋昭富（北越製紙）
機関紙　「紙パ労連」週刊、「調査資料」月刊、「調査月報」月刊

24　全国石油産業労働組合協議会（全石油）　二一、二〇四
役員（六月二五日改選）
委員長　菊地清一（昭石平沢）　副委員長　鈴木次郎（日石秋田）　書記長　細野昇司（全油鉱秋田）
機関紙　「全石油」半月刊、「月報」月刊

25　全国瓦斯労働組合連合会（全国ガス）　一三、七二一
役員（五月二六日改選）
委員長　大門　亨（東京）　副委員長　後藤　学（東邦）・中本昇（広島）　書記長　前田欽二郎（東京）
機関紙　「全国瓦斯労働」旬刊

26　全国セメント労働組合連合会（全国セメント）　一九、四五三
役員（八月二三日改選）
委員長　岩崎正次（野沢彦根セメント）　副委員長　阿部頼夫（小野田セメント）　書記長　羽広竹夫（豊国セメント）
機関紙　「全国セメント」旬刊、「月刊全国セメント」月刊

F　繊維産業

27　全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）　三四三、四〇二
役員（七月三一日改選）
会長　滝田　実（日清紡）　副会長　高山恒雄（本部）・越智義次郎（本部）　書記長　西野六郎（東北肥料）
機関紙　「全繊新聞」週刊、「繊維労働」月刊、「繊維経済」月刊

全国繊維産業労働組合同盟綿紡部会（綿紡部会）　一三四、五〇〇
役員（八月二八日改選）
部会長　高山恒雄（本部）　副会長　岡村　博（敷島紡）・矢野秀広（大日本紡）　書記長　久保田常久（日清紡）

全国繊維産業労働組合同盟化学繊維部会（化繊部会）　六四、五〇〇
役員（六月二五日改選）
会長　越智義次郎（本部）　副会長　服部弘一（東洋レーヨン）　書記長　森　明（本部）

全国繊維産業労働組合同盟羊毛部会（羊毛部会）　三五、〇〇〇
役員（七月二二日改選）
部会長　岩崎昇策（大東紡）　副部会長　岡本庄治（日本毛織）・松沢通良（大日本紡）　書記長　高橋金馬（本部）

全国繊維産業労働組合同盟麻部会（麻部会）　一一、〇〇〇
役員（八月二日改選）
部会長　平井禎吉（大日繊維）　副部会長　河野博行（帝国産業）　書記長　加藤悦弘（本部）
機関紙　「全繊麻総合版」月二回刊

全国繊維産業労働組合同盟地方繊維部会（地繊部会）　七二、四〇〇
役員（七月二七日改選）
部会長　瓜生　清（帯谷織布）　副部会長　内田幸治（正織）・河野一馬（酒伊繊維）　書記長　下田喜造（本部）

28　全国蚕糸労働組合連合会（全蚕労連）　二八、四二六

役員（五月一六日改選）
委員長　小口賢三（片倉）　副委員長　内藤美哉（山梨）　書記長　高山基佐男（郡是）
機関紙　「全蚕労連」旬刊、「全蚕文化」季刊、「調査四季報」

29　麻産業労働組合協議会（麻労協）　四、二九三
役員（五月一九日改選）
議長　好川平輔（帝麻）　副議長　中村武雄（東麻）　事務局長　上出　寿（本部）
機関紙　「全麻情報」旬刊

G　食品産業

30　全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）　一二、九九四
役員（五月三一日改選）
委員長　涌井寅松（群馬県醸造）　副委員長　斎藤憲太郎（ヤマサ醤油）・横山富治（宝酒造）　書記長　大迫栄治（本部）
機関紙　「全食品同盟」月刊

31　全日本食品労働組合協議会（全食労協）　三二、二二五
全麦労連　九、三六五　野田醤油労組　三、四五五
水労協　六、二七一　昭和産業労組　九一〇
全森永　八、五一〇　鈴木化学労組　四五
明治製菓労連　三、六六九
役員（一九五七年一一月二六日改選）
議長　萩原正美（水労協）　副議長　染谷　茂（野田）・尾谷大三郎（全麦労連）
機関紙　「全食労協」

32　全国麦酒産業労働組合連合会（全麦労連）　九、三六五
役員（一九五七年一〇月二〇日改選）
委員長　尾谷大三郎（朝日）　副委員長　高牟礼真（日本）・岡崎俊雄（キリン）　書記長　久保田勇次（キリン）
機関紙　「全麦労連」月刊

33　水産冷凍労働組合協議会（水労協）　六、二七一
役員（一九五七年一一月改選）
議長　萩原正美（大洋）　副議長　酒匂武寿（日冷）・沢村　裕（日水）・吉野真樹（日魯）　事務局長　安増三郎（日冷）
機関紙　「水労協」月刊

34　全専売労働組合（全専売）　四〇、一二八
役員（七月一九日改選）
委員長　佐藤新次郎（郡山）　副委員長　久我正明（金沢）　書記長　斎藤一雄（名古屋）
機関紙　「全専売新聞」週刊

35　アルコール専売労働組合（アルコール専売）　一、二五七
役員（六月二〇日改選）
委員長　高瀬正人（本省）　副委員長　長岡　弘（東京）　書記長　青木金治郎（本省）
機関紙　「アルコール」旬刊

H　文化産業

36　全国映画演劇労働組合（全映演）　二、七九二
役員（一〇月一七日改選）
委員長　福田　武（東宝）　副委員長　内田　博（東宝）　事務局長　小川晴也（東宝）
機関紙　「全映演」半月刊

37　映画演劇労働組合総連合（映演総連）　九、二五三
役員（五月二三日改選）
議長　相野田悟（東映）　副議長　萩原辰雄（松竹）・間島三樹夫（舞芸）　事務局長　岩山達彦（新東宝）

機関紙「映演総連」月刊

38　全印刷局労働組合（全印刷）　七、一九七

役員（六月四日改選）

委員長　高橋平三郎（滝野川）　副委員長　井上一重（小田原）

書記長　浜田喜男（滝野川）

機関紙　「全印刷」旬刊

39　全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）一七、八〇二

役員（六月二二日改選）

委員長　村松武夫（凸版）　副委員長　中垣又彦（愛知弘益印刷）・

飯倉基二郎（細川活版）　書記長　高橋　武（共同）

機関紙　「全印総連」旬刊

40　日本新聞労働組合連合（新聞労連）　三三、七七八

役員（六月三〇日改選）

委員長　大岩銓吉（毎日）　副委員長　原　寿雄（共同）・三代

昌造（朝日）　書記長　新福　章（西日本）

機関紙　「新聞労連」旬刊

41　日本放送労働組合（日放労）　六、八八九

役員（七月二五日改選）

委員長　斎藤　力（関東）　副委員長　慶野利明（関東）　書記

長　川竹和夫（関東）

機関紙　「日放労」週刊

42　日本民間放送労働組合連合会（民放労連）　五、一六五

役員（三月一五日改選）

委員長　欠　副委員長　高林昭三（北海道放送）・多久生一（九

州朝日放送）　書記長　中村紀一（ラジオ東京）

機関紙　「民放労連ニュース」月刊

I　通信業

43　逓信労働組合（全逓）　二二一、五六一

役員（七月一二日改選）

委員長　野上　元（千葉）　副委員長　宝木文彦（浅草）・高柳常

雄（佐賀特定）　書記長　大出　俊（鶴見）

機関紙　「全逓新聞」週刊、「全逓時報」月刊

44　全国特定局従業員組合（全特定）　一三、二八〇

役員（六月五日改選）

委員長　中村　勉（静岡）　副委員長　河村栄太郎（東京）　書

記長　降矢敬雄（山梨）

機関紙　「全特定新聞」月刊

45　全電波従業員組合（全電波）　二、五九四

役員（六月六日改選）

委員長　荒井和雄（東京監視部）　副委員長　辻浦栄儀（九州電

波監理局）　書記長　真下敏夫（電波監理局）

機関紙　「全電波」

46　全国電気通信労働組合（全電通）　一六五、五六五

役員（九月二九日改選）

委員長　大木正吾（東京）　副委員長　大中康雄（熊本）　書記

長　大木五郎（千葉）

機関紙　「全電通」　週二回刊

47　国際電信電話労働組合（国際電電）　三、一三九

役員（五月一四日改選）

委員長　二反田秀義（東京電信）　副委員長　山田克巳（大阪電

報）　書記長　小池富雄（東京信調）

機関紙　「国際電電」旬刊

J　建設業

48　全日本建築産業労働組合協議会（建築労協）　九四、八〇〇

土建総連　五四、七四〇　国労建築協　八、〇〇〇
日建協　一三、〇〇〇　全逓本社建築部会　一、八〇〇
全建設省労組　一六、九六八　東京合同木材労組　三〇〇
役員　議長　本条嘉久雄（全建労）

49　全国土建一般労働組合同盟（全土建同盟）　一、〇〇七
役員　代表者　土井直作

50　全国土建産業労働組合連合会（全建労）　八、八五六
役員（一九五七年六月七日改選）
会長　江口利作（長崎）　副会長　山崎文太郎（佐賀）・明石亀太郎（東京）・藤原仁左衛門（岩手）　書記長　加藤忠由（東京）
機関紙　「全建労」月刊

51　全国土建労働組合総連合（土建総連）　五四、七四〇
役員（一〇月二二日改選）
委員長　吉田直義（兵庫県連）　副委員長　池田捷司（秋田県連）　久保　武（神奈川県連）・吉井安蔵（東京都連）　書記長　唐沢平治（東京都連）
機関紙　「建設労働者」旬刊

52　日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）　一三、〇〇〇
役員（五月二五日改選）
議長　宮尾璨正（木田）　副議長　伊藤得平（清水）・綱戸良夫（戸田）　事務局長　今　洋（藤田）
機関紙　「日建協ニュース」

53　全国土建労働組合同盟（全国土建）　七、五七六
役員（六月一八日改選）
委員長　小林省三（東京建設）　副委員長　岡本瑞石（東京建設）・丸山松尉（東京建設）・福田民吉（東京建設）・扇　松吉（伊達土建）　書記長　富所富平（東京建設）

54　全日本電気工事労働組合協議会（日電工）　一一、三五〇
役員（三月九日改選）
議長　高橋利徳（関東）　副議長　原信三郎（中国）・藤田敏男（九州）
機関紙　「日電工ニュース」月刊

55　全日本自由労働組合（全日自労）　一八二、〇三七
役員（九月一八日改選）
委員長　中西五州（三重松坂）　副委員長　土屋二一（東京飯田橋）　書記長　和田富美夫（兵庫尼崎）
機関紙　「じかたび」旬刊

K　金融業

全国金融機関労働組合協議会（全金融）は一九五八年一一月一二日解散した。

56　全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）　一三〇、三〇〇
市銀連　八四、九九七　外銀連　六三七
地銀連　三八、一二九　全信連　六、五三七
役員（五月二三日改選）
議長　高橋方人（市銀連）　副議長　佐久間正喜（地銀連）　事務局長　中村一郎（市銀連）

57　市中銀行従業員組合連合会（市銀連）　八四、九九七
役員（五月二〇日改選）
委員長　高橋方人（三菱）　副委員長　中村一郎（勧銀）・湯川昭久（住友）　事務局長　上条久治（第一）
機関紙　「市銀連ニュース」月刊

58　全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）　三八、一二九
役員（五月二一日改選）
委員長　佐久間正喜（七七）　副委員長　福田武三（千葉）　書

記長　磯村義彦（広島）
機関紙　「地銀連」半月刊

59　外国銀行従業員組合連合会（外銀連）　六三七

役員（四月一三日改選）
委員長　布施寛治（香港上海）　副委員長　鈴木吉勝（インド）
機関紙　「外銀連」月刊

60　全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）　六、五三七

役員（五月改選）
中央委員会議長　秋葉　洋（日本信託）　中央委員会副議長　前川吉城（住友信託）・志立託爾（三菱信託）　中央委員会書記長　安宅武一（日本信託）
機関紙　「全信連新聞」年二回刊

61　全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）　一七、三四七

役員（五月改選）
委員長　石川　清（東京）　副委員長　古茂田慎一（福島）・野口　豊（長崎）　書記長　坂井　茂（常磐）
機関紙　「全相銀連」月刊

62　全国生命保険労働組合総連合会（生保総連）　八〇、三〇七

全生保　四四、二一八　全外連　六二、一九四
（ただし、二六、一〇五名が重複加入）

63　全国生保険労働組合（全生保）　四四、二一八

役員（一〇月二八日改選）
委員長　坂入淑雄（第一）　副委員長　北川　休（東邦）　山本悠夫（第百）・西村寛（日本）　書記長　鎌倉忠三郎（日本）
機関紙　「全生保」月刊

64　全国生命保険外務労働組合連合会（全外連）　六二、一九四

役員（六月二四日改選）
委員長　田中義一（明治）　副委員長　真鍋助一（朝日）・肥田野武雄（日本）・河内理一（大阪府連）　書記長　水町　迪（第百）
機関紙　「全外連」月刊

65　全日本損害保険労働組合（全損保）　二五、八四七

役員（一〇月二四日改選）
委員長　上田利輝（大正）　副委員長　鈴木俊治（東海）・川崎盛男（大成）・門田千秋（日火）　書記長　黒田保一（東海）
機関紙　「全損保」旬刊、「調査時報」

66　全国証券労働組合協議会（全証労協）　九七二

役員（九月一二日改選）
議長　細谷節也（東京）　副議長　舟橋元則（名古屋）　事務局長　田所　譲（大阪）
機関紙　「全証券協」月刊

L　電気産業

67　日本電気産業労働組合（電産）　二、二二〇

役員（六月一一日改選）
委員長　小川照男（中国電力）　副委員長　筒井時雄（中国電力）
機関紙　「電産」月刊

68　全国電力労働組合連合会（電労連）　一三四、二〇四

役員（九月二六日改選）
会長　向井長年（関西電力）　副会長　中村利次（東京電力）　事務局長　佐藤　仲（東北電力）
機関紙　「電労連」旬刊

M　運輸業

69　全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）　八四九、九〇八

国鉄労組　三五八、七七二　全旅労連　二四、一六三

機労　五二、八四四　海員　八八、二〇〇
私鉄総連　一五五、三二四　全港湾　一九、七二五
都市交通　五二、五七六　全陸運　二、〇〇〇
全日通　六七、二七二　交通公社　二、八九〇
全自運　一五、一四二　鉄道弘済会　一一、〇〇〇
役員（八月三〇日改選）
議長　堀井利勝（私鉄総連）　副議長　川添嘉平（都市交通）・青木　敏（海員）・中村順造（機労）・吉岡徳治（全港湾）・伊坪福雄（全旅労連）・引間博愛（全自運）・鈴木正清（全日通）　事務局長　鈴木清（国鉄労組）
機関紙　「全交運情報」半月刊

70　国鉄労働組合（国鉄労組）　三五八、七七二
役員（七月一四日改選）
委員長　吉田忠三郎（札幌）　副委員長　鎌倉繁光（門司）・佐藤　魁（四国）　書記長　野々山一三（名古屋）
機関紙　「国鉄新聞」週二回刊、「国鉄文化」日刊、「調査資料」月刊

71　日本国有鉄道機関車労働組合（機労）　五二、八四四
役員（六月三〇日改選）
委員長　車田　守（東京）　副委員長　林　大鳳（大阪）　書記長　新井勝美（門司）
機関紙　「機関車新聞」週刊、「機労文化」月刊

72　国鉄職能別労働組合連合（国職労連）　八、〇〇〇
役員（八月三〇日改選）
委員長　菅原栄悦（仙台）　副委員長　名畑　隆（旭川）・坂東正一（多度津）　書記長　外崎保男（青函）
機関紙　「職労連ニュース」旬刊

73　日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）　一五五、三二四
役員（八月二五日改選）
委員長　堀井利勝（釧路臨港）　副委員長　本多正登（阪神）・内山光雄（北陸鉄）　書記長　安桓良一（西鉄）
機関紙　「私鉄新聞」週刊、「月刊私鉄」月刊

74　日本都市交通労働組合連合会（都市交通）　五二、五七六
役員（七月一八日改選）
委員長　川添嘉平（東交）　副委員長　岩田数義（大交）　書記長　加地敏夫（神交）
機関紙　「都市交通」月刊

75　全国交通運輸産業労働組合同盟（全交運同盟）　九、四四九
役員（三月改選）
会長　古賀　専（本部）　副会長　白川菊馬（岡山県貨物）・熊田静明（興農運送）　書記長　関田　清（国際タクシー）
機関紙　「交通労働」月刊

76　全国通運労働組合協議会（全通運）　八三、一〇〇
全日通　六七、二七二　他一三二組合一五、八二〇
役員（六月一七日改選）
議長　花田徳一（全日通）　副議長　大月信治（新潟運輸）・坂本　勉（備後通運）・黒沢春雄（東部通運）　事務局長　鈴木正清（全日通）
機関紙　「全通運」月刊

77　全日通労働組合（全日通）　六七、二七二
役員（六月三日改選）
委員長　花田徳一（富士）　副委員長　小野昌邦（汐留）・伊部真（梅田）　書記長　鈴木正清（坂出）
機関紙　「日通労働」

78　全国自動車運輸労働組合連合会（全自運）　一五、一四二
役員（一九五七年一〇月二〇日改選）
委員長　引間博愛（東貨労）　副委員長　臼井敏樹（愛自運）・山内棹示（京貨連）・上村　烈（三重県連）　事務局長　武井義正（本部）
機関紙　「全自運時報」月刊

79　全国旅客自動車労働組合連合会（全旅労連）　二四、一六三
役員（五月一五日改選）
委員長　伊坪福雄（関東）　副委員長　小坊純三（関東）・長谷川清（関東）・山田一美（愛知）・玉川秀雄（京都）・山瀬一男（全大阪）・本間忠一（全札幌）　事務局長　石田数栄（関東）
機関紙　「全旅労連」

80　全日本海運労働組合連合会（全海連）　六、〇四五
役員（五月一七日改選）
委員長　川井貞雄（東邦海運）　副委員長　渡辺嘉寿満（飯野海運）・森　淳（大阪商船）　書記長　高橋　宏（日本郵船）
機関紙　「全海連」月刊

81　全日本海員組合（海員）　八八、二〇〇
役員（一〇月九日改選）
組合長　陰山　寿（本部）　副組合長　中地熊造（本部）・青木敏（本部）
機関紙　「船員しんぶん」週刊、「海員」月刊、「調査資料」月刊

82　全日本港湾労働組合（全港湾）　一九、七二五
役員（七月二日改選）
委員長　兼田富太郎（大阪）　副委員長　吉岡徳次（九州）　書記長　仲村　茂（日本海）
機関紙　「港湾労働」旬刊

83　日本港湾労働組合連合会（日港労連）　一〇、三〇〇
役員（三月二一日改選）
委員長　古賀　勲（横浜港湾）　副委員長　池田吉松（大阪船舶荷役）・大利幾造（神戸港湾）　書記長　松本正男（横浜港湾）
機関紙　「日港労連ニュース」月二回刊

84　全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）　五、六一三
役員（九月二〇日改選）
委員長　畠山太郎（三井）　副委員長　清水英市（三菱）・宮川昭（中央）　書記長　高橋礼三（渋沢）
機関紙　「全倉運」半月刊

N　教育

85　日本教職員組合（日教組）　六一六、二九七
役員（七月二七日改選）
委員長　小林　武（北海道）　副委員長　今村　彰（愛媛）・藤山幸男（東京）　書記長　宮之原貞光（鹿児島）
機関紙　「日教組教育新聞」週刊、「教育評論」月刊

86　日本高等学校教職員組合（日高教）　三九、七〇五
役員（二月二七日改選）
委員長　軽石喜蔵（岩手）　副委員長　中道　宏（大分）　書記長　菊地定則（群馬）
機関紙　「日高教情報」旬刊

87　日本教職員団体連合会（日教団連）　一六、四〇〇
役員（七月三一日改選）
委員長　田中　毅（山口）　副委員長　宮之原和親（東京）・小圷　洋（宮城）
機関紙　「教団連情報」月刊

O　医療

88　全日本国立医療労働組合（全医労）　二四、七八六
役員（五月一九日改選）
委員長　岩崎清作（旭川）　副委員長　渡辺素良（八事）　書記長　横田泰三（京都療）
機関紙　「全医労新聞」週刊、「全医労通信」月刊

P　商業

89　全国商業労働組合協議会（全商協）　二〇四、三〇六
全生保　四四、二一八　全倉運　五、六一三
全外連　六二、一九四　全百連　三八、一五九
全損保　二五、八四七　ホテル労連　二、三一三
全相銀連　一七、三四七　明治商事従組　一、四〇〇
全海連　六、〇四五　殖産住宅労組　一、一七〇
役員（六月一七日改選）
議長　上田利輝（全損保）　副議長　田中義一（全外連）・増沢市次郎（全百連）・中条寛文（明治商事）　事務局長　北川　休（全生保）
90　全日本百貨店労働組合連合会（全百連）　三八、一五九
役員（一月三〇日改選）
委員長　今山　敏（全そごう）　副委員長　井上直彦（全大丸）・広江房男（東横）　書記長　西田修二（全松坂屋）
機関紙　「全百連」旬刊
91　全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）　二、三一三
役員（九月一一日改選）
委員長　中村直之（第一ホテル）　副委員長　石内幸蔵（富士屋ホテル）・高野和男（帝国ホテル）　書記長　石井　厳（本部）
機関紙　「労連ニュース」

Q　公務

日本官公庁労働組合協議会（官公労）は、一九五八年八月一一日解散した。
92　国家公務員労働組合共闘会議（国公共闘）　二二五、七四七
全国税　三二、七五三　会検労　一、二〇〇
全財務　五、八〇〇　恩給局　六二〇
大蔵職組　一、八二〇　経企労　二〇〇
全税関　五、六一四　人事院　二〇〇
全農林　五六、〇〇〇　全運輸　一二、一五〇
全司法　一九、〇一九　全法務　四、五〇〇
全建労　一六、九六八　総理統計　二、二〇〇
全労働　一五、三六四　国会図書館　六三〇
全商工　八、八二四　行管監察　一五〇
厚生職組　三、六七〇　学術会議　八一
全文部　一、七五三　行管統計　三六
全調達　二、一一五　全電波　二、五九四
北海道開発　六、七〇〇　全医労　二四、七八六
機関紙　「国公労」
93　全大蔵労働組合協議会（全大蔵）　九四、九二〇
全専売　四〇、一二八　全税関　五、六一四
全印刷　七、一九七　大蔵職組　一、八二〇
全国税　三二、七五三　全造幣　一、六〇八
全財務　五、八〇〇
役員（八月四日改選）
議長　久我正明（全専売）　副議長　西田辰男（全国税）・宍戸道夫（大蔵職組）・高橋平三郎（全印刷）　事務局長　土屋　博（全税関）
機関紙　「全大蔵」月刊

94　全国税職員労働組合（全国税）　三二、七五三
役員（七月二九日改選）
委員長　西田辰男（北陸）　副委員長　坂根　茂（東京）　書記長　岡田　淳（四国）
機関紙　「全国税」週刊

95　全国財務職員組合（全財務）　五、八〇〇
役員（一九五七年一〇月一二日改選）
委員長　沼田　実（東京）　副委員長　引野一男（大阪）　書記長松本敏明（東京）
機関紙　「全財新聞」半月刊

96　大蔵省職員組合（大蔵職組）　一、八二〇
役員（四月二五日改選）
委員長　宍戸道夫（管財局）　副委員長　井崎健二（主計局）　松田勝美（管財局）　事務局長　佐生壮一（理財局）
機関紙　「大蔵」半月刊

97　全国税関労働組合（全税関）　五、六一四
役員（五月二九日改選）
委員長　伊藤信治（東京）　副委員長　土屋　博（名古屋）　書記長　和久野宣久（横浜）
機関紙　「全税関新聞」半月刊

98　全農林労働組合（全農林）　五六、〇〇〇
役員（八月二四日改選）
委員長　鶴園哲夫（農地）　副委員長　中野　優（改良）・江田虎臣（食糧）　書記長　西川恵夫（統計）
機関紙　「農林新聞」旬刊

99　全国司法部職員労働組合（全司法）　一九、〇一九
役員（九月二三日改選）
委員長　佐藤喜三郎（旭川）　副委員長　木村広志（東京）　書記長　吉田博徳（福岡）
機関紙　「全司法新聞」旬刊

100　全建設省労働組合（全建労）　一九、九六八
役員（七月一七日改選）
委員長　本条嘉久雄（六甲）　副委員長　桜井浩三郎（塩釜）　書記長　神田智光（中四地方建設局）
機関紙　「全建労」週刊

101　全労働省労働組合（全労働）　一五、三六四
役員（七月二九日改選）
委員長　園田敏明（福岡職安）　副委員長　室谷三千雄（大阪基準）　書記長　内山昂（本省）
機関紙　「全労働」週刊

102　全商工労働組合（全商工）　八、八二四
役員（四月二五日改選）
委員長　渡辺光雄（鉱山局）　副委員長　木村　礼（仙台通産局）　書記長　富樫　豊（特許庁）
機関紙　「全商工新聞」旬刊

103　厚生省職員組合（厚生職組）　三、六七〇
役員（一九五七年五月六日改選）
委員長　兼子康孝　副委員長　池田八郎　書記長　川崎　速
機関紙　「全厚生」旬刊

104　文部職員労働組合（全文部）　一、七五三
役員（八月二三日改選）
委員長　奥山秋雄（施設部）　副委員長　川崎正敬（施設部）　書記長　矢口敬司（会計）
機関紙　「文労」月刊

105　全国調達庁職員労働組合（全調達）　二、一一五
役員（五月改選）
委員長　岡部十三郎（東京）　副委員長　欠　書記長　切田　勇（東京）
機関紙　「全調達」月刊

106　全北海道開発局職員労働組合（北海道開発）　六、七〇〇
役員（六月改選）
委員長　青山勝治　副委員長　鈴木清政・吉田勇治　書記長　信太豊治

107　会計検査院職員労働組合（会検労）　一、二〇〇
役員（四月改選）
委員長　小代正雄（租税検査一課）　副委員長　馬場義武（第二局監理課）・高橋　孝（租税検査三課）　事務局長　石崎　保（法規改善課）
機関紙　「会検労」月刊

108　総理府恩給局職員組合（恩給職組）　六二〇
役員（八月三〇日改選）
委員長　石徹白彰男　副委員長　松下　洋　書記長　佐藤亨雄
機関紙　「恩給」月刊

109　経済企画庁職員労働組合（経企労）　二〇〇
役員（五月一七日改選）
委員長　斗蔵　惣　副委員長　内野達郎　書記長　田原　実
機関紙　「せんく」三日刊

110　人事院職員組合（人事院）　二〇〇
役員（四月改選）
委員長　山崎　進　副委員長　中村千万人　書記長　末満宗治

111　全運輸省労働組合（全運輸）　一二、一五〇
役員（八月一六日改選）
委員長　東　忠夫（全海事）　副委員長　樋口　緑（全港建）・大元文登（全陸運）　事務局長　高山　巌（全海事）

運輸省全海事職員組合（全海事）　二、一三四
役員（六月二二日改選）
委員長　東　忠夫（本省）　副委員長　東健一郎（本省）　書記長　伊東　真（東海）
機関紙　「全海事」月刊

運輸省全国港湾建設労働組合（全港建）　四、二〇七
役員（六月三〇日改選）
委員長　樋口　緑（第四港湾博多）　副委員長　欠　書記長　松末誠一（第三港湾神戸）
機関紙　「全港建」旬刊

112　全法務職員組合（全法務）　四、五〇〇
役員（一九五七年一〇月一四日改選）
委員長　坂元　登　副委員長　山本陽二郎・大沢卯三郎　書記長　渡辺明郎

113　総理府統計局職員組合（総理統計）　三、二〇〇
役員（四月改選）
委員長　岡田定市　副委員長　欠　事務局長　矢島俊良
機関紙　「統計職組」

114　国立国会図書館職員組合（国会図書館）　六三〇
役員（八月一日改選）
委員長　佐藤　博（上野）　副委員長　土屋　章（赤坂）・野島重男（三宅坂）　書記長　山崎　元（上野）
機関紙　「組合ニュース」月刊

115　行政管理庁監察部職員組合（行管監察）　一五〇

役員（六月一八日改選）
委員長　根上三雄　副委員長　増淵亮夫　書記長　相沢正文

116　日本学術会議事務局職員組合（学術職組）　八一

役員（五月一日改選）
委員長　吉田宏男　副委員長　西山正純　書記長　田中良幸

機関紙　「JSC職組ニュース」月刊

117　行政管理庁統計基準部職員組合（行管統計）　三六

役員（三月改選）
委員長　明石　頌　書記長　門田英郎

118　公共企業体等労働組合協議会（公労協）　九〇一、九三二

国鉄労組　三五八、七七二　全印刷　七、一九七
機労　五二、八四四　全造幣　一、六〇八
全逓　二二一、五六一　アルコール専売　一、二五七
全電通　一六五、五六五・全林野　五三、〇〇〇
全専売　四〇、一二八

機関紙　「公労協」

119　全造幣労働組合（全造幣）　一、六〇八

役員（八月一四日改選）
委員長　篠原静夫（大阪）　副委員長　山村隆一（大阪）・小野光愛（東京）　書記長　阿部梅次郎（広島）

機関紙　「全造幣」月刊

120　全林野労働組合（全林野）　五三、〇〇〇

役員（八月二七日改選）
委員長　弓削　晃（九州）　副委員長　高橋誠之（四国）・佐々木信行（秋田）　書記長　熊井一夫（本庁）

機関紙　「全林野新聞」旬刊、「ぜんりんや」月刊

121　地方公務員労働組合共闘会議（地公労）　一、二二八、二八六

日教組　六一六、二九七　都市交通　五二、五七六
自治労　五〇三、六四八　日高教　三九、七〇五
全水連　一六、〇六〇　（都労連）　八七、四〇〇
五〇三、六四八

122　全日本自治団体労働組合（自治労）

役員（八月二八日改選）
委員長　山本伊三郎（大阪市職）　副委員長　山崎　昇（全道庁）・安養寺俊親（福岡）　書記長　渡辺勇二（都職労）

機関紙　「自治新聞」週刊、「自治労調査時報」半月刊

123　全国水道労働組合連合会（全水連）　一六、〇六〇

役員（五月三一日改選）
委員長　坂本喜一（東京）　副委員長　加藤　豊（広島）・遠藤好（仙台）　書記長　梅沢定一（横浜）

機関紙　「全水連」月刊

124　東京都労働組合連合会（都労連）　八七、四〇〇

役員（六月二六日改選）
委員長　岡本丑太郎（東交）　副委員長　関口淳司（都教組）・三田朝丸（都職労）・中村礼作（高教組）　書記長　中川達男（都職労）

125　全駐留軍労働組合（全駐労）　五一、〇〇七

役員（四月二〇日改選）
委員長　市川　誠（埼玉）　副委員長　安高啓一郎（東京）　書記長　及川　陽（兵庫）

機関紙　「全駐労」旬刊

126　日本駐留軍労働組合（日駐労）　七、七五二

役員（三月九日改選）
委員長　門司　亮（本部）　副委員長　高木光雄（本部）・則本正美（横須賀）・石井　清（厚木）　書記長　杉本武二（本部）

機関紙　「日駐労」旬刊

R　中小企業

127　全国一般合同労働組合連合（全国一般合同）　三二、七〇五

役員（七月二〇日改選）

議長　大門義雄（東京一般）　副議長　岡　五郎（大阪一般）・

黒瀬　騰（高知中小）　事務局長　加藤万吉（総評）

機関紙　「全国一般合同」月刊

128　全日本中小企業労働組合総連合（全中総連）一五、八七八

役員（一九五六年一一月三日改選）

委員長　田中政男（東京注染）　副委員長　内田　寛（大阪）・

石岡貞次郎（北海道）　事務局長　田中政男（東京）

機関紙　「全中総連」月刊

参考資料

官公労解散宣言

わが日本官公庁労働組合協議会は、その歴史的使命を終え、ここに解散を宣言する。

顧みれば、一九四九年栄光ある官公労の旗のもとに組織結成以来、全官公庁労働者二四〇万の力を結集し全労働者の中核部隊として歴代反動政府と対決し、生活と権利、平和と民主主義を守るために、たゆみない闘いを続けて来た。この間わが官公労が残して来た足蹟は、日本労働運動史上に特筆さるべきであり、輝かしい一頁を飾ったものであることを確信する。

しかしながら、アメリカ独占資本と結んだ反動陣営の攻撃は日増しに熾烈となり階級対階級の厳しい闘いの様相は、われわれ労働者階級のより強固な労働戦線の統一を必要ならしめるにいたった。

ここにわれわれは、官公庁労働者の果すべき新しい任務を自覚し、自らの組織の力を高めるとともに総評に結集して官民労働者の統一された力を最高度に発揮しあらゆる弾圧に抗して闘い抜くことを誓うものである。

右宣言する。

一九五八年八月一一日

日本官公庁労働組合協議会　第一〇回解散大会

第二編　農民運動

第一章　農業情勢と農民運動の概況

第一節　農業情勢と農政の動き

一九五八年の米作は、一一九九万三〇〇〇トンにのぼる豊作だった。農民の供米代金は前年を八%上回った（農林省統計調査部『農村経済四季報』第四号）。政府は米価審議会の答申や農民・農業団体の要求を黙殺して、前年どおりの据置き米価を押しつけたが、米以外の農産物が軒並みに増産＝価格暴落の傾向をたどるなかで、増産がそのまま安定した販売収入になる米作の地位は、その特異性をいっそうはっきりさせた。

前年度に比べて、農家現金所得の増加率が特に高かった地域（瀬戸内、北九州）における増加要因の最大のものは米の増収である。これに対し、増加率の停滞を示した北陸および東北地域におけるその要因は、一九五八年産米の生産が特に台風の影響で、東北では前年より減収、北陸はほぼ前年水準にとどまったためである。

政府は昭和三三年度予算の編成にさいし、最重点施策として、輸出の振興、主要道路の整備、科学技術の振興、中小企業および農業対策の五項目にしぼったが、このうち農業対策は、閣議決定まぎわにようやく追加されたといういわくつきのものである。自民党農政は、食糧需給の必要上、供米集荷に政策的関心を集中していた時期を除いて、作文以上の政策体系をなんらうちだしていないが、一九五八年農政もまた例外ではない。主食増産にかわって、政府・自民党によって掲げられた新経済五ヵ年計画の「適地適産・畑作酪農振興」のキャッチフレーズに対し、一九五八年の農業情勢に現われた酪農・蚕糸の過剰生産に伴なう恐慌はてきびしい皮肉であった。

蚕糸生産は、一九五八年二月末の生糸相場の暴落に続いて、春まゆ出回り期の六月には、生糸一俵一六万円の線に大暴落をきたした。政府は総選挙後の第二九特別国会で、一五〇億円（生糸一〇〇億、まゆ五〇億）の買入資金増額のために、臨時措置法を制定、同時に一九五八年夏秋蚕繭の二割生産制限政策をとった。しかし、きのうまで政府の増産奨励にあおられていた主蚕地農民は、ろくな補償もない桑園整理に簡単に応ずるはずはなく、夏秋蚕繭の生産は約一六〇〇万貫に達した。安定資金一五〇億円が底をつくにつれて、いったんもちなおした蚕糸価は再び落勢をたどり、一四万五〇〇〇円をわる生糸相場が現出し、蚕糸価安定制度は完全に破綻した。これに対して、政府は支持価格の引下げをきめ、一九五九年一月一六

日以降これまでの生糸一俵一九万円、まゆ一貫一四〇〇円を、それぞれ一四万〇一〇〇円、一〇一二・五円に大幅に引下げた。このような「蚕糸恐慌」の結果、主蚕地農民の一九五八年四～一二月のまゆ販売収入は、前年同期の一一万五五六〇円に比べ、三四・六％減の八万七二一八円にとどまった。

酪農問題では、滞荷に便乗した乳業大資本による生産者乳価の切下げや引取り拒否に対し、政府の酪農政策は完全に無力さを暴露した。政府は一九五八年七月、需要増進対策として、乳業資本に対し、市乳一円値上げを提案したが、乳業資本の反撃にあい、夏場の需要期も終る八月末にいたって、学校給食用脱脂乳の政府買上げなどをひきかえ条件にしてようやく実施にいたった。この乳製品買上げ（牛乳換算三〇万石）は、比較的滞貨の少ない明治、森永など大メーカーに対して行なわれ、これらの大メーカーは九月末の納入期限までに生産がまにあわないで、一二月まで納期をのばしてもらった。このため、一〇月二三日の衆議院大蔵委員会で政府は社会党議員のはげしい追求をうけている。農乳価格は、滞貨整理に伴なって、一一月の一升四三円を底に横ばい状態にうつり、むしろ原料不足の事態がおこりつつある。養蚕も一九五九年の春まゆをめぐって似たような条件が生じており、資本のソロバンずくにあしらわれる農民の原料生産の不合理な実態をまざまざと示した。一九五八年の農業情勢は、農業増産の結果が価格暴落と農民経済の破綻に直結するという厳然たる事実のまえに、自民党農政の破産が対置された意味で特徴的であった。

西ドイツの農業法の日本版をめざす農業基本法制定の動きが、農業団体や国会農林水産委員会専門委員、国会図書館調査立法考査局などの関係者による試案の段階から、農林漁業基本問題調査会設置法の制定にまで進んだことも、これまでの農政の破産に対するあがきにほかならない。同調査会は一九六一年三月末日まで二ヵ年をかぎって総理府の附属機関として設けられ、総理大臣の諮問に答えるたてまえになっている。

一九五七年の秋以来問題になってきた徳島、鳥取の農業法人問題は、一九五八年春の第二九通常国会で論議されるにいたって、ようやく中央農政の問題になった。法人税と所得税の開きに注目した農家の減税対策である農業法人に対し、大蔵省は法人を擬制とみなし、個人所得として徴税する立場をとり、農林省も農地法にふれる点から否定的な立場をとっている。全国府県農業会議会長会議は一九五九年二月九日、次のような決議を行ない、農業法人促進の態度を示した。

1　農業法人制度の成立につき支障とならざるよう、その法制的措置をすみやかに講ずること。現行農地法およびこれにもとづく農業関係諸法律の基本的趣旨を変更することなく、農民の創意を助長し農業経営の近代化を促進するよう考慮すること。

2　右の措置の実現をみるまでは、現在まで法人として取扱ってきた実績にかんがみ現存農業法人にたいしては法人課税の措置をとること。

自民党・社会党内の農業法人小委員会も、それぞれ農業会議と同様の見解を示しており、「生産共同化」の問題もからんで、一九五九年の農政論議の主題の一つになろうとしている。

自民党農政に対する農業団体の側からの農政運動としては、例年どおり各種の農民大会、農協大会と政府陳情が行われたが、一九五八年にとくに目だったのは、「農民の政治力結集」をうたって、農協を踏台にした政治団体が各地に続出したことである。この動きの基礎には、従来の農政運動の無力さに対する反発もあるが、直接的な動因が、一九五九年春にひかえた各種選挙に対応したものである

ことはその後の経過からみてもまちがいない。これらの「政治団体」に革新性が欠けていることも大体に共通している。このほか、日本中小企業政治連盟（会長鮎川義介）も、参議院選挙をめあてに、日本農林漁業政治連盟と称する中政連の農村版を結成、一二月八日結成大会を開いた。

これらの政治団体の結成状況を表示すれば次のとおりである。

組織名	目的	構成	結成年月日
山形県農協農政研究会	農村振興の確立のための農政	主旨に賛同する個人	一九五八・四・一
宮城県農政確立連盟	農政の確立	農民および農業団体関係者	一九五八・九・一
岩手県農村青年連盟	農村の民主化と農民の地位向上	主旨に賛同する個人	一九五八・一〇・一
福島県農政刷新連盟	農政確立にかんする政治活動	農民	一九五七・七・一
福井県農村建設政治連盟	農民の地位向上のための政治活動	農民	一九五八・一〇・一〇
茨城県興農政治連盟	農民の政治的社会的地位の向上	農民と学識経験者	一九五八・一三・五
群馬県農政研究会	農業政策の確立	農業団体関係者および農民	一九五五・四・一
滋賀県興農政治連盟	農民の地位向上	農業者	一九五八・一〇・一
兵庫県農政推進連盟	農村振興	主旨に賛同する同志	一九五八・一一・一
島根県農政協議会	農民政治意識の向上	農業団体および主旨に賛同する個人	一九五八・五・一
大分県農林推進連盟	農業政策の確立	個人	一九五九・二・
佐賀県農民政治連盟	農業政策の確立と農民の地位向上	個人	一九五九・五・
熊本県農林漁業政治連盟	農業政策の確立	個人	一九五八・一一・一
岩手県盛岡市農政連絡協議会	農民政治力の結集、農業政策確立	農民および農業団体関係者	一九五九・二・一〇

日本農林漁業政治連盟の綱領、基本方針、当面の主張を参考までに掲げておこう。

綱領――一、本連盟は全国農村漁業者の政治力を民主的に結集し、政治的圧力団体として諸種の要求の達成を期す。二、本連盟は日本中小企業政治連盟並に目的を同じうする諸団体と提携協力して新日本の建設を期す。

基本方針――本連盟は農林漁業者の政治的、経済的、社会的地位を安定向上せしめるために、価額形成、租税公課、金融、社会保障、組織強化、経営合理化等の点において画期的なる政策を立案し立法化をはかる。右の目的を達成するために必要なる政治活動を行う。

当面の主張――農林漁業の経営擁護のための企業法の制定。農林漁業製品の価額安定法の制定。各種工業の導入による農林漁業経営の立体化と農山漁村における人口問題の解決。農林漁業金融の簡易化、金利引下げと貸付期間延長の実現。国及都道府県有林野並に入漁権の解放による農林漁業経営の安定。汚職並に税金濫費

の追求と粛正。農山漁村における道路の改善。農林漁業労働安全保障法の制定。各種海洋制限問題の解決と漁業資源の保全開発。

第二節　旧地主団体の動向

一九五六年一二月一二日、旧地主三団体を合同して結成された全国農地解放者同盟は、翌一九五七年三月一二日、全国代表者会議を開いて自民党の田中万逸氏を会長にえらび、衆議院常任委員会庁舎自民党民情部に本部を移した。自民党の両院議員のうち一八〇名が同盟の顧問に就任した。同年五月の総選挙には「補償の成否は総選挙できまる。賛成候補へ一人で一〇票確保」のキャッチフレーズを掲げて、自民党候補の応援に全力をつくし、総選挙後、顧問議員の数も二四六名にふえている。

自民党内に作られた農地問題調査会は、会長の田子一民氏が総選挙に落選したため、愛知県選出の小林錡氏と長崎県選出の綱島正興氏をそれぞれ正、副会長にえらんだ。同調査会は、二月解放者同盟の希望をいれて党内に設けられたが、その内容は次のようである。

一　調査会は国会議員一五名、学識経験者一五名計三〇名の委員をもって組織し、解放者同盟からも参加する。

二　その必要経費は自民党から支出する。

三　昭和三三年一二月末日までに調査を完了する。

四　昭和三四年度予算編成にさいしては、その調査の結果を十分に尊重する。

調査ははじめ「農地解放者」センサスとして、三〇〇〇万円の予算をあてる計画であったが、けっきょく次のような抽出調査にきまった。

調査対象――一県一～二町村、全国七三ヵ町村

調査の依頼先――町村長および農業委員会長

調査期間――九月一日～末日

調査内容――解放実績、創設農地の転用、転売状況並に売買価格、解放者の生活実態

調査実施町村の選定――解放者同盟に依頼する

この実態調査にもとづいて、調査会は一二月一一日の総会で、次のような「農地問題に関する答申」をきめた。

（前略）本農地問題調査会は、本年四月以来あらゆる角度から農村における農地改革以後の、農地および農地解放者の状態を調査してきた。

その調査は、最高裁判所において昭和二八年一二月二三日下された判決による農地買収及その対価の正否を問うためではなく、政治の轍の下におかれた農地解放者のその後の生活状態を調査し、かつ当時強制買収せられた農地が、現在いかなる状態にあるかを知るためであった。

本調査会はこうした観点にたって、本年九月より全国七三個所にわたり約八千人の農地解放者を対象として実態調査を行ったのであるが、その結果の詳細は別表のとおりである（別表……略）。いまこれを要約すると、全体として生活程度にかんしてはさほど一般農民の水準から下廻るとは断定しがたないが、なかには生活保護法の適用をうけるにいたった貧困者が約一％あり、現在の生活にたいして不満を訴えるものは実に三六％にのぼっている。

農地の転用にかんしては、農林統計によれば年々約一万五千町歩以上が耕作目的以外に供与せられているが、わが実態調査によると、解放農地の売買価格は、田畑は反り平均七五万円、最高は実に三〇〇万円以上におよんでいる。

解放農地は旧地主より、農地解放当時反当り「田畑」最低三〇

八円、最高九九四円をもって買収せられたもので、原則として転売を禁じており、農地として継続使用せられるべき目的をもってなされたものなるにかかわらず、その現状は前記のとおりであり、社会秩序にたいする良識は何人もその不公平を放任することを許されないであろう。

本調査会は地方別に小委員会をもうけ、こうした農地の転用、転売にかんして周到なる検討をくわえた結果、農地造成のためにも適当な課税をなすべき旨の報告をうけている。

右諸般の調査研究の結果、本調査会は農村における農地改革に因して存在するとみとめられる不安と不平のはなはだしい現実にかんがみ、ここに左記諸点を要望する。

一　昭和三四年度において、内閣に農地解放者の処遇、農地造成等の問題を解決するための審議会をもうけ、なるべく一年以内に結論をだすこと

二　農地の転用、転売により耕地の失われつつある現状にかんがみ、農地の造成および解放農地問題解決のため、財政上の支出を要することあるを考え、これが一般会計よりの過大の支出をふせぐため、農地の転用転売にたいして相当の課税をすること

三　生活の困窮者にたいしては、さしあたり救済または融資の途を講ずること

以上三点を要望し、これが速かに実現せられんことをのぞむものである。

岸内閣はこの答申うをけて、一二月三一日の閣議で「農地被買収者問題調査会設置法案」の国会提出を決定した。

解放者同盟は、自民党と政府のこのような動きに対し、終始圧力団体の役割をはたしてきたが、一〇月一四日、東京に二万の会員を集め、全国大会を開いて、次のような決議を行なった。

一　政府は来年度予算に解放農地の補償費を計上せよ

二　速かに政府に農地問題審議会を設置すること

三　次期国会において解放農地問題解決の財源にかんする立法措置を講ずること

この大会には、自民党から川島幹事長はじめ七五名の国会議員が参加した。

「旧自作農創設特別措置法等の規定により、農地を買収された者にかんする社会的な問題を調査審議するため、総理府に農地被買収者問題調査会を設置する必要がある」という、提案理由を付した「設置法案」は、一九五八年二月一八日「内閣提出第一六一号」として衆議院に提出され、社共両党議員のはげしい反対をおしきって、四月七日衆議院本会議で可決されたが、参議院に移って会期切れのため審議未了となった。

なお、農林省は一〇月二七日、一九五五年臨時農業基本調査結果から、「農地改革で耕地を解放した農家の現状」に関する部分を発表したが、この調査結果が「設置法案」の国会討議のさい社会党議員の反対論のなかに盛んに引用されていたことは、きわめて興味ふかいものがある。

〔三月二二日衆院本会議における社会党高田富之議員の発言〕

（上略）昭和三十年の臨時農業基本調査の結果に基いて農林省がとりまとめ発表したところによりますと、旧地主層は、一般農家に比較してはるかに生活水準が高く、経営内容も良好であることが、きわめて明瞭になっているのであります。（拍手）すなわち一般的に耕地面積は広く、農産物販売高が多く、専業農家も多い。そして、兼業の方でも、その兼業の内容は高級なもので、安定性のあるものが多い。また、山林経営面積も多いのであります。もちろんなかには生活にお困りの方もあるにはあるでありま

しようけれども、他の一般農家と比較すれば、とうぜんその数も少ないのであります。このように、りっぱな国の調査ができているのに、今さら何をあらためて調査の必要がありますか。（後略、「速記録」による。）

第三節　農民運動の概況

農民運動の評価の基準をどこにおくかという問題で、一九五八年の農民運動の戦線には明確な前進がみられた。「農民戦線の統一」という合言葉が、あたかも運動の中心的課題であって、運動の分裂状態が、当面の最大の障害であるというような問題のたて方に対して、戦線そのものが壊滅状態にあること、したがって全国組織の名称を掲げることと組織の実態とは、峻別されねばならないという認識は、全日本農民組合連合会の「大同団結」を通じて、かえってだれもが否定できないものになった。一九五八年三月二四日の統一大会は、戦後一一ヵ年にわたる農民戦線の分裂に終止符をうったが、その後の活動は自称二五万の組織力も、少なからず水ましされた数字にすぎないことを暴露した。全日農大会は「部落を闘争の拠点とする」運動方針をきめた。「たたかいの基本は大衆行動である。相手に要求をつきつけ、これに応じないときは団結の力にもとづくさまざまの対抗手段（農産物の出荷拒否、売り先の変更、農業資材の不買、代金ストップ、買い先の変更、農協貯金引出し、賦課金・償還金不払いなど）を使いながら、参加農民の納得のもとで、大会、団体交渉などによって要求を貫徹する」、「組織のすすめ方は、このようなたたかいのすすめ方に応じ、圧倒的な末組織農民を、要求をかちとるための部落をもとにした大衆組織にまとめあげてゆくことにあり、一定の型にはまった組織形態にこだわらず、闘争の経験をつむにしたがって、よりつよい、より多面的な要求をたたかえる組織に発展させる。」部落での農民の団結を基礎に、大衆闘争を通じて要求を実現させるという全日農の運動方針は、社共両党員が多数を占める大会代議員の一致した結論であったといえる。この方針とその実践とあいだの深刻なギャップは、現在までもちこされている。しかし、また一面では、全日農の結成は、農民戦線での社共両党の政治的統一戦線の糸口を示すものとして、少なからぬ政治的意義をもっていたといえる。全日農の未来は、その形式的選挙組織的側面を、実質的大衆闘争的側面によって克服することができるかどうかにかかっている。この点で、一九五八年の農民運動は、部落での農民の団結を基礎とした経済闘争の発展を、前年よりずっと多くの村々に作りだすことができた。

その代表的な事例は、第二章の「主要な農民闘争」に詳しく扱かわれているように、共済闘争、農産物価格闘争、総合開発に対する闘争などであった。これらの闘争の指導力は、常東農民組織総協議会の諸闘争を除けば、多くの場合、共産党員であり、しばしば社会党員であった。常東農民運動の先駆的な諸経験も、千葉、岩手、青森、長野上伊那、愛知、山口、宮崎、島根などの社共両党の農村活動家とその組織によって、意識的計画的に摂取された。一九五一年綱領を破棄した共産党の、六全協から一九五八年七月の第七回党大会にいたる党内情勢の変化は、同党の農村活動家の関心を正常化させ、上伊那の対電力資本闘争、宮崎紙屋の甘藷価格闘争、東北地方の共済闘争など大衆闘争のなかに指導的役割を果たさせた。

一九五八年の農民闘争のなかで、最も多数の地方におこった共済闘争は、次章に詳しく述べられているように、「いまの制度ならばいらない」という農民の気持に密着した広範な客観的基礎を備えた運動であった。この農民の気持に密着した共済組合の事実上の業務停

止や解散の状態は、価格闘争での不買、出荷停止などの戦術と違って、その状態自体が農民にとって経済的利益を意味する。それは要求を実現するための戦術であるとともに、「いまの制度よりこのほうがのぞましい」という当面の運動目標とさえなるものである。農民の団結が、共済組合がないのと同じ状態を事実のうえで作りだしたことの意義について、全日農結成大会の共済闘争方針案は正確につかんでいないようであった。この方針案は、農民団体を中心にした地区ごとの対策協議会を作る――共済組合員（農民）大会で改正要求を決議する――次期国会に改正法案をだすというたてまえである。これは、農民の団結が現実を下から事実のうえで変えてゆくところに、大衆闘争の焦点をすえる立場とは異なるものである。全日農の方針案は、共済闘争の組織形態と戦術を明らかにする実践的観点が欠けているという批判をまぬがれなかった。

「全日農の方針が上すべりの農政活動に堕してしまっているのも、闘争の現実的基礎をつかんでいないからにほかならない。いまの下からの大衆闘争、そしてそれがかなりの地域に拡大し、深化したときに、制度改正の方向と力がうまれてくる。その観点がないと、制度改正の運動は農民からはなれた農政活動にならざるをえない」（山口武秀「農業共済闘争の構成と組織について」、『アカハタ』一九五八年四月二八日号）。

全日農の結成以来一年の経過は、組織の分裂状態から統一合同への転化が、簡単に大衆闘争の拡大と発展を作りだすものではないことを、あらためておしえた。階級闘争の組織に結集された農民が分裂しているところに問題があるのではなく、農民の圧倒的多数が階級闘争を認め、みずから闘争に参加する状態にないということが、問題の重点をなしているからである。

蚕糸、牛乳の価格暴落は、政府の無策と資本の買いたたきによって、もっぱら農民の経済的負担にしわよせされたが、これに対して大衆闘争で反撃を加えるという事態はおこらなかった。農業団体の農政・陳情運動としては、次のような動きがあったが、部落で農民のとった対策は、乳牛屠殺、生産制限に重点がおかれた。

全国酪農民代表者会議（全国酪農会議主催、六月一七日、東京農林中金）

決　議

1　乳価安定のための緊急ならびに恒久対策の確立
2　農協による牛乳共販体制の確立
3　自給飼料の増産対策ならびに流通飼料対策確立
4　食肉輸入の停止
5　農協系乳業の合併促進

牛乳消費者と酪農民を守る国民大会（全農連、全日農、主婦連など一四の生産者、消費者団体主催、一〇月二三日、東京芝公会堂、一五〇〇人参加）

決　議

1　乳業者の九月乳価値下げ通告を撤回させる
2　政府は市乳の製造、販売コストを調査し、その結果を国民に公表すること
3　酪振法の改正にあたっては、消費者と農民の立場にたった新しい牛乳法を制定すること
4　独禁法ならびに輸出取引法の一部改正に反対する
5　系統農協による自給飼料の普及増産および飼料の一元的共同購入を促進すること
6　牛乳共販体制の確立を推進すること

第二章　主要な農民闘争

第一節　農産物価格闘争

一　米価闘争

秋田、山形、新潟三県の全日農県連は、六月八日、新潟市信連会館で米作三県農民組合共闘会議を開いて、一九五八年産米の生産者価格は「生産費および所得補償方式」によって算定し、正味石当り一万一四八〇円とすること、消費者米価はすえおくことなどを決議し、特に生産者米価の要求については、米価審議会の開催期を中心にして、秋田、山形、新潟三県が中核となってすわりこみ闘争を行うことにし、この闘争を全日農としてとりあげ、全組織の闘いとして強化するように六月一二日の全日農中央常任委員会に申入れることを決定した。

六月一二日、全日農第三回中央常任委員会は、米価闘争について次のような基本方針をきめ、三県共闘会議の申入れに応じた。

一　生産者価格は石当り（正味、三等、裸）一万一四八〇円を統一要求価格とする。

二　要求実現のため、各農民・農業団体と協力して農民大会をひらく。

三　全日農としては、右の農民大会の実行運動に積極的に参加協力するとともに、この実行運動のなかで全日農が中心となって強力な実力闘争を組織するが、農民大会の実行運動のなかでこれが不可能な場合には、独自的立場でこれを実施する。

四　米価闘争は、肥料その他の農業用生産資材の値下げ要求闘争と一体になって推進することとし、このため米価決定後においても、検査闘争などへ闘とを持続させ、農協を農民の側に立たせながら肥料その他の値下げ闘争を発展させる。

米価要求全国農民大会　六月二三日、東京虎の門共済会館で開かれた中央農業会議主催の全国農民大会は、農協、全日農、全農連、全開連等一五団体の代表約一五〇〇名が参加、生産者米価石当り一万一四八〇円その他の要求および要求貫徹のためのすわりこみ闘争などを決議し、実行委員と組合員は政府と政党に対しそれぞれ陳情したが、政府がこれを黙殺したので、秋田、山形、新潟の全日農代表を中心に農林省玄関に二九日まですわりこんだ。

六月三〇日、米価審議会は基本米価と包装代の引き上げ、一九五九年産米から「生産費および所得補償方式」によって米価を算定すべきことなどの答申を行ったが、政府は諮問案どおり、石当り一万〇三二三円の価格を強行的に決定した。

供米期の米穀検査をめぐる動きでは、台風その他著しい天候不順のため、刈入れがおくれ、乾燥も悪く、各期別出荷が例年よりかなりおくれ、品質も低下した東北その他の地方について、全日農から再三にわたって、「各期別とも一〇日間の延期をするとともに、等級格差についても特段の緩和措置を講ずること」を農林大臣に要請した。その結果、要求は全面的には実現しなかったが、第二期五日間（東北六県、長野、石川、富山、新潟）、第三期三日間（同上）、最終期三日（宮城、岩手）、同一日（青森、秋田、山形、福島、新潟、長野）の延期をかちとった。

米価闘争の経過は、みたとおり大衆闘争の実質を備えたものとはいえない。全日農のすわりこみは、これまでの米価運動が、農協の

主導性にまったく追随していたのに対し、いっけん独自の行動を対置したようにみえるが、似たようなことはこれまでもくりかえされた。米価闘争のキメ手になる戦術、組織形体の創出という、打開点は、なお手さぐりの状態におかれている。米作三県、特に秋田県の全日農県連、共産党の活動家のあいだに、米価闘争のための部落での農民結集が熱心に追求され、全国農民大会に参加した代表の報告会などが意識的に進められたことなど、新しい展開のための注目すべき努力であろう。

二　まゆ価格闘争

一九五七年二月末の糸価暴落に始まるまゆ価の下落は、主蚕地農民の経済的破綻をもたらし、大衆闘争の客観的条件を作りだしたが、それに伴なう闘争の主体的条件は、みるべきまとまりを示さなかった。

六月一七日、全国養蚕農業協同組合連合会主催の**危機突破全国養蚕農民大会**は、東京虎の門共済会館に約一〇〇〇名を動員して、最低繭糸価格の絶対維持、繭糸の無制限買上げ、夏秋蚕の二割生産制限反対、生糸清算市場の閉鎖などを決議、政府に陳情した。

次いで九月二六日、全養連はふたたび東京日比谷公園音楽堂に農民代表二〇〇〇名を集めて全国養蚕農民大会を開き、二二号台風の豪雨をついてデモ行進、農林省前のすわりこみなどをまじえて政府に要求した。大会宣言、決議は次のとおり。

宣　言

輸出産業として、逐年発展の途をたどってきた蚕糸業は、本年に入り、消費の減退、糸価の低落という最悪事態に突入した。

このため政府においては、繭糸価格の維持対策として、さきに安定資金一五〇億円の増額と夏秋蚕繭の二割生産抑制の方針をとった。われわれは政府のこの方針に協力し、万難を排し生産制限を断行しきたった。しかるに、初秋蚕繭の最低価格維持は困難となり、加うるに晩秋蚕繭の出荷を目前にして、前途全く不安と焦燥の状態におかれ、いまや農家経済は根底から重大脅威にさらされている。

かかる事態は一にかかって蚕糸政策の貧困に基因するものであり、われわれはつよく政府の責任を追求するとともに、全国養蚕農民の総力を結集し、政府が夏秋蚕繭の最低繭価確保という、われわれの正当な要求をいれるまで、断固たたかいぬくものであることを本大会の総意により宣言する。

決　議

われわれ養蚕農民は、政府の方針に協力し、繭糸価格の維持をはかるため、未だかつてない夏秋蚕繭の生産制限をもあえて実施したのであるが、これが最低価格確保の見透しすらたたず、初秋繭の共同保管繭をかかえ、その上晩秋繭の出荷を目前にひかえ、極度の不安と焦燥にかられている。

よってこれが事態打開のため、左記事項の速かな実現を政府ならびに国会につよく要請するものである。

記

一　夏秋蚕繭の最低価格を保証すること

二　夏秋蚕繭の二割生産調整にともなう補償措置を講ずること

右決議する。

これらの大会に前後して主蚕県でも県、郡の規模で養蚕農民大会が開かれ、同じような要求が決議され、群馬、山梨、長野では、大会への農民動員のうえにも、農民組合のコースが強い比重を示した。特に群馬県では農民組合が町村の養蚕組合といっしょになって、部落座談会を組織し、これを全県的にもりあげて、共同闘争の

態勢をきずくことにある程度成功した。

三　甘藷価格闘争

一九五三年、常東農民組織総協議会が、反独占闘争の重要な課題の一つとして、「団体交渉による農産物価格決定権の確立」のスローガンを掲げて、甘藷価格闘争を展開しはじめてから、ちょうど六年目にはいった。

一九五八年の闘争の最も大きな特徴は、常東総協が一九五六年、県下最大の甘藷生産地帯である鹿島、行方、東茨城三郡下に組織した東部三郡甘藷販売組合総連合会と、県下の産地の一般農民との間に広範な統一行動をうちだすことに成功したことにある。

県段階では、那珂、猿島郡などの東部三郡以外の主産地の農民との統一行動を進め、県甘藷総連を結成し、更にこのような県下の甘藷生産農民の広範な団結を基礎に、県農協中央会、経済連を動かし、県総連の提唱した甘藷価格対策共同会議に参加させ、系統農協が価格闘争に協力する体制を作りあげた。郡段階でも、地域的に密集した澱粉工場群や、明利酒造会社を対象に郡、地域単位にそれぞれ組織された地域総連と農協郡協議会、町村段階では、旧町村ごとに組織された地区連と単協、町村役場、更に区長会、青年会婦人会などの諸団体との間に、それぞれ共同対策会議を組織し、このようにして農民側の闘争体制は例年になく強化された。

今年はまゆの二割生産制限や乳価引下げなど一連の対策にみられる独占資本の攻勢の激化という一般情勢に加えて、四二〇〇万貫にのぼる政府在庫澱粉の重圧、水飴、澱粉の需要の伸び悩みと、競合品である砂糖の値下り傾向、更に県下の澱粉工業協同組合の体制強化などという不利な条件により、甘藷価格は値下り必至の情勢にあったにもかかわらず、総連側は早場甘藷の団交を除いて終始闘争の指導権を終り、県下最大の業者団体である茨城澱粉工組は完全に価格決定権を喪失するという今までにみられなかった情勢が生まれた。

更に昨一九五七年、千葉に拡大したこの闘争は、本年は、千葉県東部四市四郡（旭、八日市場、佐原、銚子、香取、海上、匝瑳、山武）を包含する。千葉県東郡甘藷対策協議会の準備会へと発展し、二県の共同闘争を更に強化するために、茨城千葉甘藷対策共同会議が結成された。更に、宮崎県西諸県郡野尻町でも、常東の経験に学んで甘藷価格闘争を展開し、共販協議会を作って宮崎市の澱粉工場と交渉するなど、甘藷価格闘争の全国的な発展の展望が開けてきたことも、一九五八年の重要な特徴としてあげられる。

茨城　常東総協の本年度の甘藷価格闘争は県甘藷総連の結成準備から始められ、七月二八日、水戸市経済連別館に東部三郡総連並びに県下のおもな甘藷販売組合代表五〇名が出席し、茨城県甘藷販売組合総連合会準備会が結成された。準備会の役員には、委員長山口武秀（東部）、副委員長池田峰雄（西部）・館昌義（北部）・海老沢昇（東部三郡総連会長）、並びに準備委員に藤間啓次郎（西部）、ほか八氏が選出された。準備会は、同日、県経済連、農協中央会に対し次の申入れを行った。

(1)　経済連の甘藷共販運動の方針は、集荷活動ばかり強調し、価格値上げ問題をタナあげしている。農民の価格要求を基礎として共販運動の方針を早急に決定されたい。

(2)　農協澱粉工場を設立しようとする動きは甘藷、澱粉の値上げに直接結びつく条件をつくらないかぎり、農協本来の目的に反することもなりかねないので反対する。

(3)　本準備会の趣旨を理解して、価格値上げと農民の価格決定権の確立の運動に協力する態勢をつくられたい。

八月一五日、県総連の第二回準備会が開かれ、八月中に全県的な運動の体制を作ること、九月三日に県総連結成総会を開くこと、千葉県との共同運動をいっそう強化するため、香取郡多古町甘藷対策協議会に山口委員長ほか三名を派遣して、本年度の運動方針を協議すること、早場甘藷から操業する石塚工場（常北町）、谷田川工場（大野村）に団交申入れを行うこと、などを決定した。県総連結成にむけて、各地区連ごとに役員会が開かれ、八月九日、鉾田町秋津地区連、一二日、鹿島町、一八日、岩井町（猿島郡）、一九日、神栖村、二一日、大洗町、二三日、鉾田町新宮地区連、二五日、北浦村要地区連などがそれぞれ会合をもって本年度の運動方針、役員選出、県総連総会への参加等について決定を行った。

九月三日、水戸市経済連別館に鹿島、行方、東茨城、西茨城、筑波、猿島の各郡、勝田、常陸太田、水戸、石岡の各市より甘藷販売組合代表一五〇名が集まり、山口委員長から提案された経過報告と運動方針を討論、承認し県甘藷販売組合総連合会の結成を決議した。当日決定された方針書は次のとおり。

方針書（全文）

一　運動の一般方針

〈目的〉

農民が価格を決める権利（農民の価格決定権）を確立して、甘藷の値上げをはかる。

〈交渉〉

澱粉工場、酒造工場と団体交渉を行い、そこで価格を決定し出荷数量をとりきめる。

〈出荷〉

農協をとおして出荷する方針をとるが、農協がなかったり、協力しないところでは地区連、販売組合が工場に直接出荷する。

しかし、農協をとおすにせよ、工場直接にせよ、あるいは仲介人をつかうにせよ、すべての出荷は地区連と連絡、統制のうえに行われる。

〈組織〉

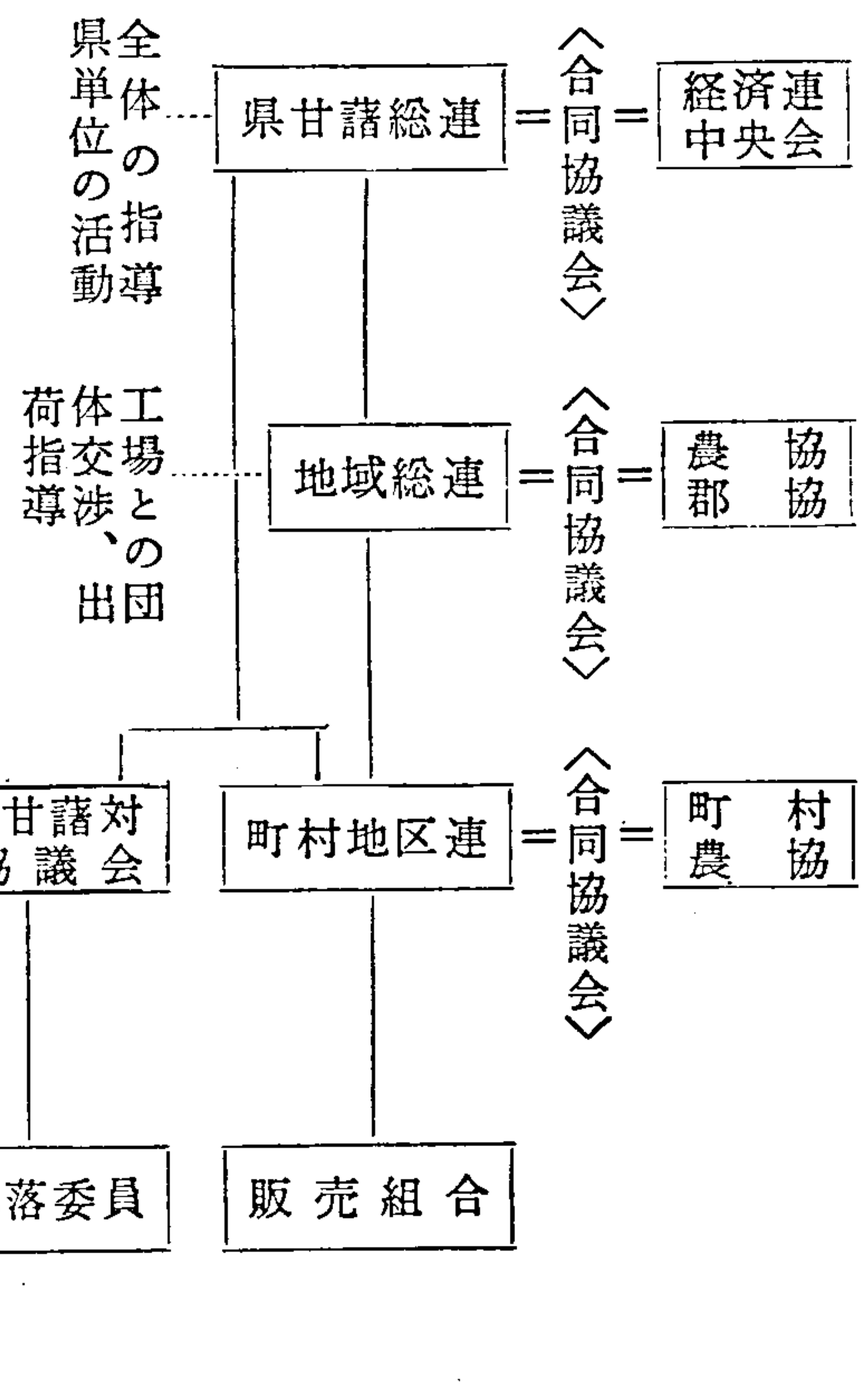

※団体交渉等には販売組合から交替で交渉委員をおくる。

※対策協議会は部落代表、農協役員、活動家等でつくる。

二　澱粉、酒造工場にたいする要求

農民のつくった甘藷の価格を決めるにあたって農民が自分らの意見を主張するのは当然の権利である。この権利はなにびとも尊重しなくてはならない。したがって甘藷価格は農民がわと工場がわの双方の代表の交渉によって決定すべきものである。そのため

工場がわは本会およびその系統組織との団体交渉を確認することを要求する。

三　県経済連にたいする申入れ

共同販売活動の本来の目的は農民の価格決定権の確立をはかって価格を引上げるところにある。その目的を忘れた共販活動は農民にとって無意味なものにひとしい。

県経済連はたんなる自己の経営本位や特定工場のための集荷におわる共販計画ではなく値上げに直接役立つ販売計画を農民の要求する所にしたがってつくりなおす必要がある。そのため本会との間に共同機関を設置することを申入れる。

四　価格安定法についての決議

甘藷の基準価格を〇〇円に引上げ、それを早期公表することを関係筋に要求する。

五　製菓、製飴会社にたいする要求

甘藷の値上げ運動は、製菓、製飴会社の澱粉買たたきにつきあたってくる。

したがって、農民としても澱粉価格については無関心ではおられず、その引上げ問題についても活動をすすめる必要がある。原料である甘藷、澱粉が大幅にさがってもキャラメルの値がさがらないことを考えるとき、一層それが痛感される。澱粉工場も甘藷を買いたたくより、澱粉の値上げに努めるべきであり、この問題では工場と共同行動をとるようにはかる。

六　食糧事務所労組への申入

政府は規準価格以下で甘藷を買取った工場からの澱粉買上げはしないことになっている。しかし、それをゴマ化して政府に売渡している工場が多い。工場の買取り価格を調査して政府に報告しているのは食糧事務所であるから、工場のゴマ化しを許さないよう食糧事務所に協力をもとめる必要がある。そのため、食糧事務所の職員の組合に協力をもとめる。（以上）

次に規約の採択の後、新役員を決定した。

会　長　山口武秀（東部）、副会長　池田峯雄（西部）・館　昌義（北部）・海老沢昇（東部）、会計　塙　晟（東部）

このほか、委員一九名が選出された。

総会後、県総連山口会長はじめ代表団は大型バスで経済連と明利酒造会社におもむき、決議をつきつけ期限つきで回答を要求した。

これに対して、明利酒造会社は、「一週間以内に回答すると答えたが、九月九日、文書で県総連に次のような回答を行ってきた（県甘藷総連九月一三日発行「甘藷価格対策ニュース第二号」による）。

昭和三十三年九月九日　　明利酒類株式会社

茨城県甘藷総連　山口武秀様

益々御健勝の御事お慶び申上げます。

さて、九月三日、御来社の際、御懇談申し上げました甘藷価格に就ては、生産者の声をききつつ善処する所存で御座いますので何分宜敷お願申上げます。

県下の甘藷生産農民の体制の強化を重視した明利酒造会社は一九五七年の甘藷闘争の際の苦い経験にかんがみ県総連の要求した団体交渉による価格決定に対し基本的に同意してきた。更に県経済連、農協中央会も、県総連の要求を認め、九月一一日、水戸市経済連別館で、農協県連と県総連との合同対策協議会が開かれた。この会議には、県経済連風見会長、大田専務、中央会蓮田参事、信連小栗専務らが出席し、県総連側から山口会長、池田副会長の両氏が出席して協議した結果、県甘藷総連と農協県連との間に合同協議会を作ることが決められ、農協は県総連の甘藷価格闘争に共販運動を調整協力させ、農民の要求価格実現に努力することになった。

九月九日、常東農民会館で開かれた東部三郡、鉾田総連の合同会議では、更に郡段階において農協郡協議会と、三郡総連との統一行動を進めることを決定し、総連の要求によって九月一一日、鹿島、行方両郡下の農協組合長で作られている農協郡協議会と、東部三郡甘藷総連との間に合同会議が開かれた。この会議には、鹿島郡から農協中央会茂木支所長、経済連永田支所長（鉾田）、外農協組合長四名、行方郡から経済連堀江支所長（麻生）、外農協組合長三名が出席し、総連側から、柴田友秋、池田富造、小室億次郎、岡田精一の各常任並びに事務局員が出席した。

この会議の決議により、「鹿行甘藷価格対策協議会」が正式に結成され、農協、総連双方から各三名ずつ委員を出して運営を行うことになり、事務局は経済連支所が担当することになった。この会議で、早場甘藷の要求価格として沖縄三二〇円（一俵六〇キロ当り、裸生産者手取り、空俵、運賃、検査料、手数料業者負担）が決定され、第一次団体交渉を九月一五日に行うことになった。農澱協（農協経営の澱粉工場）に対しても、団体交渉価格を守り価格闘争に協力するよう会議の決議として要求することが決定された。更に、町村、地区ごとに農協と地区連との合同協議会を設置して、統一行動を強化することが決議された。

地区連と農協との合同協議会の設置も進み、九月一一日、新宮地区連と農協の合同協議会が新宮農協で開かれ、役員として地区連より一二名、農協より一三名、合計二五名が部落単位に選出され、第一次団交における要求価格として沖縄三二〇円価格を決定した。

このような情勢のなかで、九月一五日、三郡総連と鹿南澱粉工場連絡協議会傘下の谷田川工場との第一次団交が行われ、五日建値で二〇日まで沖縄三一〇円価格で妥結、新宮、徳宿、上島の各地区連より一二〇〇俵出荷を行った。当時、水飴会社は生粉先安を見込んで買控えを行い、値下げを強行してきたため、早期操業の澱粉工場も一せいに甘藷価格の引下げを行い、早場地帯の旭村では日本資糧夏海工場や福井工場が沖縄工場持込み三〇五円で買いたたき、更に値下げけはいをみせていた。総連では、団交の基礎を脅かすものとして事態を重視し、旭村の村民に次のような訴えを行った。

団交価格を守れ！

九月一五日の澱粉工場との第一回団体交渉で三一〇円産地裸と決定。これは工場持込み三四〇円になっている。ところが、旭村の一部では日本資糧・福井工場から工場持込み三〇五円で買叩かれている。

こうなると旭村の農民の売値は三五円も安いし、今後が思いやられる。また総連の団体交渉をやりにくくする。従って、旭村の農民は団交価格以下では売らないことにすべきである。

九月一五日　　東部三郡甘藷販売組合総連合会

第一次団交の結果総連は、団交権を確立するためには、特に鹿行二郡の早場甘藷地帯である鉾田、旭、北浦の各町村において、急速に地区連と農協との統一活動を進める必要性を痛感し、集中的にこの三ヵ町村の工作を行った。

九月一八日、徳宿地区連の申入れによって徳宿公民館で、地区連と農協の甘藷価格対策合同会議が開かれ、農協理事、地区連役員など二三名が出席し、(1)茨城澱粉工組との団交には農協代表も必ず出席する、(2)地元工場との団交は合同で行う、(3)団交価格ポスター、ニュースなどは農協が責任をもって部落に配布する、(4)町の有線放送で団交価格の放送を行うよう役場に要求する、などの決定を行い、地区連、農協にそれぞれ連絡責任者をおいて連絡にあたることになった。九月二二日には、行方郡北浦村でも、北浦村役場会議室

で要地区連、武田、津澄、要農協、開拓組合、部落区長など一八名が出席し、真家村長あいさつに引き続き、県総連佐久間事務局長の方針説明があり、満場一致でこれを承認してのち議事にはいり、北浦村甘藷価格対策協議会の結成を決議し、会長高柳光次郎（津澄農協組合長）ほか、委員四五名、常任委員一五名を選出した。九月二五日、第一回常任委員会が役場で開かれ、(1)団体交渉のときは常任委員が交替に出席する、(2)部落でいまだ販売組合の組織されない所は速かに組織すること。ただし、部落によって工場のある所や仲介人が多くて組織が困難な所は、甘藷対策委員を作り、団交に参加し、情報を確実に部落に徹底させること、などの方針を決めた。そして、事務所を北浦村役場に置き、経済課に会合通知、団交ポスター・ニュース配布などの広報関係の事務を行わせることになり、出荷事務その他津澄農協が引受けることに決定をみた。

このような鉾田町周辺の早場甘藷地帯における地区連、農協、役場の統一行動の発展によって、農民の闘争体制は著しく強化し、生粉の値下りと澱粉工場側の価格協定による一せい値下げという悪条件のなかで、総連は、九月二〇日の第二次団交で山高立花澱粉工場と二九〇円価格をもって妥結、要秋津地区連、百里、中山販売組合から二〇〇〇俵の出荷を行った。九月二五日の第三次団交では二八〇円価格で八〇〇〇俵出荷、九月三〇日の第四次団交では二七〇円価格で四五〇〇俵出荷を行い、価格の急激な値下げを阻止するため集中的な出荷を行ったが、販売組合の弱い旭村では、農民の売りあせりに乗じて、澱粉工場側の激しい買いたたきが行われ、総連の団交価格を三、四〇円下回り、二四〇円価格まで下った。そのため、これが鉾田町にも影響し、鉾田の農民のなかでも安売りするものがでてきた。九月二四日の鹿行対策協議会第二回会議は、総連の提案にもとづき、鉾田町長、旭村長に対し、速かに全村的な対策会議を開き対策をたてるよう申入れを行った。これにもとづき、九月三〇日、鉾田町山口町長は、区長全員と鉾田総連役員との合同会議を招集し、鉾田農協会館で五〇余名出席のもとに対策会議が開かれた。この会議は、鉾田町郡司経済課長の司会で開会し、中央会茂木支所長のあいさつに続き、県総連佐久間事務局長の情勢報告があって議事に入り、甘藷価格対策連絡委員会を設置することを決定した。更にこの会議で、「甘藷の価格は生粉相場で決まるものではなく、農民の売り腰によって決まる」ことが確認され、将来、この委員会を啓蒙・協力機関から、更に強力な組織にしてゆくことが決議された。運営については、各地区より連絡委員二～三名を選出し、事務局は経済課に置くことが決定された。

旭村でも、鹿行対策協議会の申入れによって、川澄村長、大谷農協組合長、大谷地区連柴田会長の共同招請で、一〇月一日、大谷農協で、村内の区長、農協理事、地区連役員青年会、婦人会等の代表一六名に、米川助役中央会茂木支所長、総連、柴田、佐久間、飯岡の三氏が出席して開かれた。この会議で、旭村甘藷価格対策協議会の結成が決議され、(1)区ごとに相談会を開いて一〇月五日までに対策委員一名を選出すること、(2)団交価格以下には売らないこと、(3)団交価格ポスター、ニュース、会合通知は役場が責任をもって部落に配布する、(4)買いたたきを行っている村内の福井、日本資糧夏海工場に団交価格を守るよう交渉すること、などを決定した。一〇月六日第一回役員会で、会長川澄栄一（大谷農協組合長）ほか、大谷、夏海、スリ地区より常任委員一〇名の選出が決定された。

旭村の対策協議会の結成によって、村の農民の売り腰は急に強くなり、団交価格以下での販売が中止されたため、一時は二四〇円まで下った価格が、一〇月上旬から値上りはじめ、一〇月五日の総連の第六次団交で二六〇円価格が決定されたころは、旭村でも完全に

団交価格が維持されるにいたった。

一〇月一〇日の総連と茨城澱粉工組との第一次団交（総連団交第七次）は総連の二六〇円要求と工組の二五〇円の主張がまっこうから対立して交渉決裂、団交は一五日にもちこされた。総連は、鹿行対策協議会に提案して農澱協に二六〇円価格での買付けを行わせ、それ以下での販売を中止するよう農民に訴えた。その結果、二六〇円以下での出荷が中止され、澱粉工場側は買付不能となった。それでも、工組側は九月一五日の団交で、生粉値下りによる採算上の理由から二五〇円価格を主張したため、再び交渉は九月二〇日に持越された。農民は依然として強硬で、逆にしびれをきらした澱粉工場は、工組の申合せを破って高買いを始め、例年なら値下りする時期に逆に二六〇～二七五円と値上りしはじめた。当時、明利酒造会社も、農民の「出荷止め」にあってほとんど操業中止状態にあった。総連は九月一五日の常任委員会で茨城工組との団交を有利にするため、二八〇円価格で明利酒造会社と団交を行うことを決定した。九月一六日、県総連柴田常任、佐久間事務局長が明利会社に派遣され、江橋専務、加藤原料課長と交渉した結果、「契約主体である全販と協議のうえ善処する」という回答をとり、直ちに県経済連を通じて全販連と交渉し、工場着三二五円（鉾田、産地生産者手取り二八〇円）で契約を決定させ、鉾田支所に五千俵の出荷割当を行わせた。そのため、鉾田地方では、二八〇円以下の出荷は完全に中止され、茨城工組傘下の澱粉工場は操業中止に陥った。一〇月二〇日の団交で、総連は二八〇円価格を要求、茨城工組は二七〇円価格を主張、団交はまたもや決裂となった。総連はこの事態にさいし、農民に次のように呼びかけを行った。

速　報

十月二十日、三郡総連と茨城澱粉工組との第二次団交がおこなわれ、総連側が二八〇円価格を主張したのにたいし、工組側は「二七〇円がギリギリの価格だ」とあくまで主張したため交渉はまとまらなかった。

ところが現に徳宿の新田、安達工場やその他の工場は二八〇円で買付けを行っているのである。これでは交渉に誠意を認めることはできない。前回のときも、工場側は「二五〇円がギリギリだ」と主張したが、農民が二六〇円以下での販売を一せいに中止したため、数日経つと二六〇～二七五円で買わざるを得なくなったのである。

二十日、鹿行農協郡協議会と総連の合同会議で農協の買付価格は二八〇円と決定した。今後、全域に二八〇円価格を実現するため、それ以下での販売は絶対に中止すべきである。

十月二十一日　　東部三郡甘藷販売組合総連合会

農民は総連の指導に従って完全な統一行動をとった。生粉の値下りと原料甘藷の値上りという「はじめて経験した驚いた情勢」に直面した澱粉工場の間では、生粉価格値上げに強い要求をもつようになった。

一〇月二三日、第一澱粉工組は、全国最大の水飴会社である昭和産業に対し、生粉価格引上げの交渉を行い、生粉を九〇円（貫当り手取り）から一円値上げさせることに成功した。

「農民の攻勢的統一行動」は出荷最盛期を過ぎてますます強力になり、一〇月二五日の茨城澱粉工組との第三次団交では、二九〇円価格を要求、工組側は二八〇円の主張で交渉決裂、一〇月三〇日の第四次団交では、総連は三〇〇円を要求し、工組側は二八〇円を強硬に主張して決裂した。しかし、このころは茨城工組の統制はまったく崩れ、工組の態度に強い不満をもった澱粉工場は総連、地区連

と個々に交渉して、三〇〇円価格で操業する状態となり、ついに、一一月七日、茨城澱粉工組は、総連団交第一〇次で総連の要求する三〇〇円価格で妥結するにいたった。

千葉　一一月一日、八日市場農業センターで千葉県東部四市四郡（旭、八日市場、佐原、銚子、香取、海上、匠瑳、山武）の農民代表で甘藷対策会議が開かれ、千葉県東部甘藷対策協議会の準備会が結成された。一一月二六日、佐原市で、茨城県甘藷総連と、千葉県東部甘藷対策協議会の代表が集まり、「茨城・千葉甘藷対策共同会議」が結成された。

宮崎　昨年、共同出荷によって、貫当り一円の値上げに成功した宮崎県西諸県郡野尻町の佐原甘藷共販対策協議会（一四五戸）では、本年度も、一〇月一六日、宮崎化学と交渉して、貫当り二円高で一〇万貫の出荷契約をとりきめ、澱粉工場と結託して安値集荷を企図していた農協に価格引上げを行わせる成果をあげた。

参考資料　「茨城県甘藷総連情報」第一号。

第二節　農業共済闘争

農業共済制度改正の要点　共済闘争は一九五八年一月からの制度改正を機会に急速にその幅を広げた。次に改正要点をあげる。

農業共済（農業災害補償制度）は、一九五一、二年ころから制度の根本改正が論議されていた。一九五七年五月一五日、第二六国会で改正法案が成立し、一九五八年一月一日から実施された。

(1)　従来は圃場一筆ごとで反建てであったが、改正は圃場一筆ごと石建てとした。

(2)　共済金額の選択に当っては、組合は石当り価格の七、五、三、二割の四段階のうちどれでも自由に選ぶことになった。

(3)　市町村の区域によって一本できめられていた共済掛金率を、災害発生の態様によって個別化、細分化した。

(4)　極端な零細農家は任意加入とした。すなわち米麦の耕作面積一反以下（北海道は三反）等は任意加入となった。

(5)　農林省の統制が強化された。

戦後農民運動の高揚期にも農業共済に対する不備は農民のなかにあり、農民組合のなかでもこの不満をどう引き出すかの議論が行われた。それは主として低災害地または無災害地と呼ばれる地帯では、災害がなければ保険金がとれないで、・掛けずて・となるための不平不満であった。一部の地方、部落では〝休眠〟と称して掛金をさげる戦術が採用された。しかしこれは運動として推進されたものではなかった。同一町村にあって災害地と無災害地があったためである。当時は市町村共済組合に相当な自由があったため、被害率を過大に見積ることによって、また架空の面積を出すことによって保険金を多く取り、それで無災害地の掛金に回したり、災害地には損をしないだけの金を渡すという〝善政〟を行った。このようなことは農民組合が強く、また強力な指導者のいる共済組合では日常茶飯事となり、会計監督官庁を嘆かせた。

今度の改正に当っては、一筆反建てが一筆石建てとなったため、また農林省の監督がきびしくなったため、右のような便法が施せなくなり、いきおい運動による解決以外に方法、手段がないということになった。

この間の事情を常東農民組織総協議会に所属する、茨城県鹿島郡沼前村の「沼前共済ニュース」第一号（一九五八年七月二一日）はこう説明している。

沼前村、二十六年度産水稲、陸稲の水干害による被害面積はつぎのとおりである。

水稲　二七町九反八畝　二反歩
被害九割～七割（反当払保険金三二七〇円）
同七割～五割（　〃　二二八〇円）　一二町一反歩
同五割～三割（　〃　八四〇円）　一五町八反歩
陸稲　一〇〇町一反四畝
被害十割～九割（反当支払保険金二〇〇〇円）　一町四反歩
被害九割～七割（　〃　一五五〇円）　二三町二反歩
被害七割～五割（　〃　九五〇円）　一七町三反歩
被害五割～三割（　〃　三五〇円）　六三町八反歩

この被害面積は農業災害法にもとづいて行われた沼前村共済組合の法定調査によるものである。従って実際沼前村には保険金百四十二万円が支払われることになる。ところが実際県共済連合会を通じて、沼前村共済組合に支払われた金は水稲三十万八千百円、陸稲八十二万五千六百三十円で合計百十三万二千七百円にすぎない。これは当村共済組合の被害調査に対して県連および農林省の役人が水稲二十四町二反三畝、陸稲を八十八町二反四畝に縮小し、また被害率についても、それぞれ低くみたためである。それによれば百十三万二千七百円となるのだけれどもそのうち一〇％を県で天引したため百二万三百円になったのである。

また全日農は「当面の活動方針案」（一九五八年一二月）において、改正法は農業の諸条件が変化したにもかかわらず、全然ピンボケであるといい、わが国農業の特質として天災はもともと国家の負担で補償するのがたてまえだとして説明している。

各地の運動　共済闘争の起ったところ、また起きつつあるところを地帯的にみると、茨城県常東農組と北海道の一部を除いては、水稲平場地帯であるという特徴がある。このことは、それが自然発生的であろうと、意識的指導によるものであろうとを問わず同一である。いわゆる米作地帯に運動が存在する。東北、北陸の単作地帯に特に激しく、また常東における単作地帯も同様である。自然発生的な解散が行われるか、または事業休止状態となっている高知、和歌山県などを除いて、目的意識的な運動形態をとっているところの戦術は次の二つに大別できる。

㈠　制度改正をめざして共済組合の解散体制をとる。
㈡　各種の対抗手段をもちつつ、共済における当面の農民の不利をとりのぞく団体交渉を大衆行動でつづけてゆく。

右の運動に対して、政府、県、共済団体では制度の説明会、農民団体幹部との話合い、解散指導者との話合い、組合総代、連絡員などの協議会、農協長など団体長、町長への依頼による協議署名の防止、連合会と組合との協議会に中央から参加、おどしと懐柔などのほかに県知事による解散の不認可等の手段で対抗している。

さて、農業共済闘争において先駆的役割を果したのは、新潟県聖籠村農民組合と秋田県雄物川町の沼館農民組合、および常東農民組織総協議会の三者である。それらの組織にあっては反独占農民運動の戦術観点より、最もオーソドックスな方法が採られたという意味において重要である。これらの諸組織は、反独占農民運動の戦術的基盤は、部落にある、という方法論を実践した。聖籠村の場合は、一九五七年七月末の一一号台風により、全耕地の三分の一に相当する、三〇〇余町歩の水田が冠水し村内に共済再開の声が出はじめたとき、民主的な部落常会が開かれ、指導者の説得がなされた。また沼館では一九五七年九月以来一〇〇余回に及ぶ部落懇談会が開かれ、農民一人一人に共済の不合理、制度改正の必要な理由が納得され、いかなる悪条件をも克服できるような状態にあった。部落に敵を求めるのではなく、部落の一人一人に団結の必要性を自覚させるという指導者の部落工作態度と方法が成功への道をきりひらいた。

常東の場合は前二者とその戦術がいくぶん違っていた。聖籠、沼館では、共済制度の改正を実現するための解散決議、組合の機能停止などが志向された。常東も最終的にはそうであるが、差押え、農協預金よりの天引反対という、さしせまった要求で広範な農民の結集を行った。それは常東という地域が、秋田、新潟など東北、北陸の単作水田地帯と違い、水稲と陸稲作を合わせもつ地帯であるため、事情が複雑なためである。したがって水稲地帯は解散、総代会の機能停止などの戦術を行使しながら、一方では差押え中止、天引反対のスローガンで闘いを進めている。大きな結集を得た後は県共済連との団交により、闘いを明日にもちこすことのできる条件を残しながら、当面の農民の要求に答えるというやり方である。

新潟県聖籠（せいろう）村　すでに一九五六年九月に制度改正を要求する農民の力で解散が続けられてきた。土地改良、病虫害防除、技術の進歩などにより農業災害は減ってきた。「掛金の掛捨てだ」、「災害価格がでたらめだ」、「共済制度でなく取立制度だ」と農民は共済制度を非難した。一九五五年度には農業災害は八〇万円（五八町歩）と評価され、共済金も支払われたが、作報事務所の報告による被害減収金が不当に低額であるというので、県共済連は支払われた共済金のうちより三六万円の返還を要求した。真野部落は数年前から部落の半数が掛金不納同盟を組織したが切りくずされた。一九五五年の様子をきいた真野部落は今度は部落全部がまとまり、制度改正の決議をとり、他部落に呼びかけることを常会できめた。村内三〇の部落常会が動きはじめた。聖籠村のこの動きは亀田町に波及し、同町では、制度改正の要求で県共済連脱退、事業の一時休止の決議が総会で行われた。これは六日町市、大島村、中ノ島村、大江山村の各部落に飛火する勢となった。この情勢は聖籠村民に勇気を与え、部落から選ばれた代表によって制度改正促進委員会が設置され、(1)農民のためになる共済制度の確立、(2)任意加入を認めよ、(3)無事戻制の確立、など六項目の要求をきめた。前記一市一町二村の動きに驚いた県共済連は懐柔策にでた。県下より七〇〇名の農民を集めて大会を開くいっぽう、亀田、六日市、大島、中ノ島、大江山村には掛金の一ヵ年分を上回る共済金の支払を行ったため、農民側は妥協してしまった。残ったのは聖籠村だけとなった。一九五六年九月九日五百数十名の農民により共済組合総会が開かれ、万場一致で解散が決議され、解散後の処置事項と要求をきめた。

(1) 今年一ヵ年は職員の身分を保障する。そのため反当り二〇円の負担金を出し合う。
(2) 建物および大家畜共済については、郡共済連出張所、または農協に委託する。
(3) 今年度の災害については村当局は見舞金をだせ（生活および再生産に影響のあるとき）。
(4) 明年度になっても、農民の要望する共済制度が確立されない場合、住民税をはじめ諸税の減免をおこなうこと。
(5) 村は防災防除費をだせ。
(6) 農業手形の貸付は、共済組合の認可がなくとも貸しだせ。

解散直後、農林省、県郡の当局者がきておどしと懐柔を行ったが効果がなかった。処理委員会は県、県共済連の事業再開の要請があるたびに部落に報告し、話し合いを組織していった。更に一人ひとりの農民の意志を自由に表明するため事業再開について、一〇三五名のアンケートを求めた。その結果は——

① 今年から再開する　一・一%
② 制度が改正されたら再開してもよい　四〇・〇%
③ 事業休止のままでよい　五八・九%

一九五八年七月中旬の一一号台風は新潟県下を襲い、聖籠村でも全耕地の三分の一にあたる三〇〇余町歩の水田が冠水し稲作の被害は六二年ぶりといわれた。水害に直面して、共済事業を再開して少しでも共済金をもらえるようにしたらどうか、という意見が、被害を受けなかった農民から処理委員会に出された。県当局は、事業再開を行わないなら、農業団体の不健全という理由で融資などについて考えなくてはならないと圧迫を加えてきた。これに呼応して農協組合長の招集で解散前の共済組合総代と部落農家組合長による部落代表者会議が開かれ、県庁、県共済連の意向が報告され、討論されたが、採決をとったところ、半数が事業再開に賛成、そこで結論をださず部落にもちかえり部落で討議し、この意見をもとにして再度、会議を開くことにした。

部落討議のうえにたった二度目の代表者会議には三〇部落のうち二八部落の代表が出席し、部落討議の結果、共済事業再開の必要がないと決議し、現状のまま闘いを進める、と発言した。二〇部落のうち一二部落は水害地で、この一二部落のうち二部落は常習災害地である。また八部落代表は、事業の再開は望まないが、水害を受けた農民が事業再開を希望するなら、反対しない、と発言した。

秋田県平鹿郡雄物川町　雄物川町中央農業共済組合は九〇〇余の組合員をもつ。一九五八年一月二六日、組合員八割以上の賛成で解散決議を行った。知事は直ちに解散不認可処分で対抗してきた。二月三日には県農政課長代理、保険係長、県共済連会長ら七、八名が不認可理由の説明にきた。説明会場となった農協会議室には、三〇〇余名の農民が出席し、次のように反論した。

(1)　認可、不認可の決定までには二カ月の余祐期間がある。なぜ即日不承認にしたのか。

(2)　一部の扇動によって解散が決議されたというが「扇動」という言葉を取消せ。

(3)　雄物川の農民は共済によって恩恵をうけているというが、事実は、被害があったように申告して共済金をとってきたのだ。現在の改正法によると掛金だけでなく、高い賦課金も加えれば全く農民は損ばかりしている。

当局側は明答をさけて会議は流会となった。三月には総代の辞職勧告の運動を行った、僅少差で組合側は敗れた。四月の中旬、再び村内の署名をえて定款変更の臨時総会を開き、ボス化しやすい総代会を廃止し、総会一本槍でゆくことを決定、また解散の再申請を行うことになった。五月末理事者側は昭和三三年度予算を作って、組合運営にのり出すため通常総会を開いたが、農民組合側の票決権が多数になるのをおそれた理事者は委任状を発行しないという戦術にでてきた。農民は田植えを中止、また留守居役の老人達まで動員し、過半数が出席した。そして、重い賦課金の一原因となっている防災費の不当をつき、予算を否決してしまった。組合役員は予算否決の責を負って即日総辞職するにいたった。

雄物川町中央農業共済組合の機能は完全に停止した。そこで、知事は町長に命じて仮理事を任命しようとした。沼館農民組合が組織する共済業務対策委員会は、各部落代表三〇数名を招集、全員町長のところに押しかけ、無理な仮理事の任命はしないという約束をさせた。引き続き同共済組合は機能停止のままにあるが、共済事業のうち家畜と建物共済だけは続けている。また薬剤防除費は農協、町当局より従来よりも多額が支出されている。

雄物川においては一九五七年九月より沼館農民組合が共済闘争を取り上げ、運動が所期の目的を達するまでに部落懇談会が一〇〇回以上も開催されたことは特記されてよい。

常東農民組織総協議会　常東地方では改正法実施とともに、掛金

の強制取立て、差押え、米の予約金からの天引という事態が各地で起ってきた。そこで一九五九年三月一三日水戸市で茨城県農業共済対策協議会が結成された。集まった代表は五市一〇郡二〇〇名である。この会議には常東よりも一足早く共済闘争を起した太田市、猿島郡岩井町の一七〇〇戸の農民が参加して結成された岩井町共済民主化同盟などの参加があり、要求の統一項目が決定された。

一　滞納掛金の棒引き

一　掛金の強制とりたて、差押えを行わないこと

一　米の予約金から掛金を天引きさせないこと

対策協議会の結成後も各地の闘争は進み、五月一七日には県共済連との間に次のような協定を行い調印した。

㈠　①米の予約金からの掛金、賦課金の天引きについては組合員の意見をもとにする。

②掛金の徴収のための強制執行差押えについては、共済連合会はあくまで町村組合の意見をもとにする。

③保険制度の原則にしたがって事業をすすめるように指導して滞納整理は行わないことを基本方針とする。

④麦作の共済金はすみやかに農家の手に渡るよう善処する。

⑤麦作の被害評価員の意見を尊重する。

以上五項目については町村の実情に応じた処置をとる。

㈡　決定保留の定款改正の問題は解決のためおのおの努力する。

秋田県平鹿町浅舞　全村農民の解散署名を終った。**増田町**　一部落で解散請求を行った。**飯田川町**　六〇三戸のうち四〇〇戸が解散署名、解散請求を行った。**八郎潟町**　農民組合総会で解散決議を行った。**五城目町**　共済民主化協議会を結成、旧五ヵ町村の代表で署名運動を行っている。**北秋田郡金川町**　部落ごとに共済組合総代を中心に座談会を開催したが、共済組合側では先手を打って、定款変更の総代会を招集した。**仙北郡中仙町清水**　二〇部落中一一部落において、部落代表者会議を結成し、解散方向へ向っている。**鹿角郡十和田町錦木**　各部落選出の代表二〇名で共済対策期成同盟を発展させ、四九〇戸のうち四七七戸の解散署名を得た。

青森県　南津軽郡尾上町　標準反収二石九斗七升とすると、その七割の五俵をを割るような凶作でなければ災害を認められないことになるため、不満が増大した。期成同盟では最初、委任状を集めることを軽視したため、組合員一三〇〇名の過半数をとることができなかったが、臨時総会は成立した。この中心勢力は期成同盟であった。臨時総会では、㈠組合長の解任、㈡組合長の常勤廃止、事務費の節減による予算の減額更生、㈢保険契約の解除、一九五九年度からは契約しない、㈣未納金は一方的に差押えない、㈤県共済連からの即時脱退、県が解散を認可しない間は掛金を納めない。

弘前市石川　総会で解散決議を行った。組合員は約六〇〇名である。

新潟県　亀田町、六日市、大島村、中ノ島村、大江山村　これらの町村では解散決議をもって対抗したが、掛金の一ヵ年を上回る共済金の支払いをうけて妥結してしまった（聖籠村の項参照）。

右の組合のほかに一九五九年三月までに解散決議を行った組合名を次にあげる。

秋田県飯田川町、宮城県中田町上沼、福島県大熊町、広島県小田村、愛媛県今治市・阿南・日吉、高知県佐喜浜町・黒石・尾川・日下村・窪川町・新坂村・佐川町久礼・加茂村、福岡県宮田町・鞍手町・熊本県鏡町文政・阿蘇町内牧、宮崎県南郷村。

事業休止状態および解散あるいは、解散動向のある組合は次のとおりである。

青森県稲垣村・越水・赤石・常磐・石川、宮城県中田町石森・

南坊村、秋田県中川村・横手市九日・大田村・昭和田・平鹿町・中仙町清水、福島県旧上ノ山町・栃木県益子町大井・益子町益子壬任町稲葉、神奈川県二里村・戸塚町・秦野町・大楠・逗子市・武山・茅が崎町・相模原市、静岡県中村・井川村・梅ガ島村・大河内村・大川村・清沢村、兵庫県川口野・宮島町、奈良県上牧・田郷・上北山・黒竜、和歌山県西脇・直川・川永・有功・高野口河根・実天・まさみ、愛媛県浜止浜、高知県佐川町・賀野村、長崎県高木町・小長井・村松村・大沢戸村・江辺町・練早市・森山村・江の浦村・田続村。

茨城県行方郡玉造町　定款改正のため、一九五八年三月二三日、臨時総代会を開いた。定員八三名のうち四三名が出席、一筆石建制の欠陥が指摘され定款保留が決定された。次いで六月一日通常総代会を開催、定款保留の継続を決定した。

潮来町　通常総代会を一九五八年六月一日開き、第一六条（掛金とりたて）の第四項（延滞日歩取立て）、第六項（市町村に対する滞納整理の請求）、第七項（滞納処分の執行にたいする知事の認可）を削除することにした。

鹿島郡大洋村　総代会を一九五八年六月一日開き、①損害評価は部落評価を全面的に認めること、②麦作の共済金からの未納掛金、賦課金を差引く場合は組合員と相談のうえなすこと、③米の予約金から掛金、賦課金を天引しないこと、④掛金、賦課金の強制取立は行わないこと、を決議した。

鉾田町　一九五八年六月一日の通常総代会で、組合長は、①米の予約金からの天引はしない、②掛金賦課金の強制取立は今後ともやらない、③滞納督促もやりたくない、と回答した。

茨城町　一九五八年五月二六日の通常総代会で組合長は、①米の予約金からの天引はやらない、②掛金取立は強制によらない、ことを認めた。

茨城県における運動としては、右のほかに次の組合をあげることができる。

筑波町、水戸市、那珂郡十五村、太田市、端竜村、東茨城郡大洗町、小川町、鹿島郡大野村、稲敷郡東村、筑波郡岩井町、水戸市赤塚。

〔資料――聖籠村の闘争は『前衛』一九五九年三月号所収、深沢久千代「聖籠村における共済制度改革の闘い」に詳しい。他は農林省報告、『アカハタ』、『農民新聞』のほか、『いはらき』一九五八年一二月二四日号など〕

第三節　総合開発・土地改良などをめぐる闘争

一九五七年から、五八年にかけて総合開発をめぐる闘争が激しく行われた。これは長野県上伊那に限定される。

総合開発の闘いは従来にもあったが、それは「反封建」の旗のもとに結集して行われ、敗北に終った。長野県伊那谷の闘いは、目標を「反独占」と明示しての闘いで、成功裡に行われ、いまもなお続行されている。

総合開発、多目的ダム建設は、電力資本、土木資本、工業資本などが、政府からの莫大な資金を利用して行われている。

長野県下伊那における総合開発補償闘争は天竜水系を自家薬籠中のものにしようとしている中部電力と、これにからみつく長野県県政と四つに組んだ農民の闘いである。

三峰川総合開発計画　三峰川は天竜の支流で源は赤石山系である。天竜川は毎年はんらんし、長野県だけでも年三億の被害を出すといわれる。そのうち三峰川がうけもつものは、その六〇%、一億

八〇〇〇万円にのぼる。長野県ではこのため県営による総合開発事業を取り上げ一九五二年に工事に着手しはじめた。総工費八〇億の予算。計画によると三峰川一帯のかんがい用水調節で、開田三六〇町歩、畑地かんがい四〇町歩、既設田一二〇〇町歩、計二五〇〇町歩の土地改良を行い、一万二五〇〇石の米を増収させ、残余の水で最大出力三万五〇〇〇キロワットを出電させ、伊那谷一帯の農家を電化させよう、また赤石山系に眠る八〇〇億の石灰、マンガン鉱、森林などを開発し、工場を誘致し、農村二、三男に仕事を与えようというのである。

工事完成が迫っているのは、総合開発のうちのダム、すなわち、高遠、美和、春近の発電所だけで他施設はかえりみられない。県当局は三発電所より出る年間一億七五〇〇キロワットを中部電力に売る契約をした。中部電力は平均年額七、八億円を利益するといわれる。

このダム闘争は「竜東農民の闘い」と呼ばれるが、竜東とは天竜川の東部という意味で六部落である。伊那市中央区、日影区、狐島区、下新田区、上新田区、境区で、闘いは中央区を除く五部落四五〇戸、二四〇町歩の耕地をもつ三峰川最下流の農民たちで、この五区は総合開発で次のような損害を受けることになる。

①発電所のために一九トンの水が取上げられる結果、現在八トンの流水が二、三トンに激減する。県下最少の水量の川となる。明治大正を相つづく大水害で〝籠田〟といわれる漏水田となったこの地方に水ききんの恐れが十分ある。②井戸水が枯れ、飲料水にこと欠く恐れがある。③流水客土が無くなり、年間反当り一六〇〇円から二〇〇〇円、年額六〇〇万円の損害をうける。④その ほか有形無形の損害をうける。

農民は被害を補償するよう県に要求してきたので、市では一九五五年四月、市議会、学識経験者四〇余名で対策委員会を作り、伊那市全体の補償交渉を続けた。竜東地区でも六区対策委員会を各部落ごとに作り市対委とともに県当局に交渉しつづけた。社会党県議の仲介で六〇〇万円の補償金交付で妥結した。しかし農民は自分たちが選んだ対策委員会に対し、六〇〇万円では不満だと反対したので、地区の対策委員は総辞職した。井戸水が枯れるというのに対しては、井戸一基一万五〇〇〇円、枯れたときにはあとで一万五〇〇〇円追加（総額二五〇〇万円）で妥結した。井戸の補償についても農民は不平をもっていた。

以上は、闘いが起る経済的な基盤であるが、本運動は共産党上伊那地区委員会の指導によって行われた。

闘いの契機となったものは総合開発協力費の費目で三四二万円が支出されており、この使途について疑惑の目がむけられ、県議、市議などが話題のなかに登場していた。まず不正摘発が行われ、ボスたちはダム問題の舞台より退場するかまたは発言しなくなった。この力を一挙に盛り上げるため、共産党は農民一二〇名からなる計画変更の大衆陳情を農林省に行わせた。

市では井戸補償二五〇〇万円を取り上げ、市営水道を作る計画を立てていたが、農民は井戸に対する戸別直接補償を要求、市、県、自治庁にこのことを申入れた。

竜東農民の立ち上りにあわてた県市では、三峰川沿岸三六六二戸のうち竜東地区の農民を除く者に対して、土地改良の工事同意書をまとめ工事公告を行った。

竜東地区では、補償も解決しないうちに、工事公告をやるのは反対だとし、①土地改良事業に対する竜東地区の同意書は法定数の三分の二に達しない、②三峰川の水利権のないものまで含まれている、として、幹線水路の提供を拒否するとともに、行政訴訟の準備

にはいった。県としては中部電力と一九五九年三月までに電力の売買契約をする必要に迫られているため、切りくずしにかかってきた。共産党は地区内の青年達のけっ起を促す方針をたて、一二〇名の青年を結集する青年部結集大会を開き、青年たちは部落内での対策を協議した。三峰川本流変更による損失の弁償、潅漑水、飲料水の確保などの要求スローガンをあげ、県事務所に大衆動員を行った。二〇〇〇余名の動員であった。青年部は竜東ダム闘争の中核的役割を果すエネルギーを持つことが証明され、切りくずし工作も弱まっていった。これに力を得た共産党は市議会に圧力をかけはじめた。農民の要求を入れないときは、税金スト、行政断交もありうることを表明したので、市議会は混乱しはじめた。この力はまた県を動揺させた。県は、①林知事が出席して、解決のメドがつくなら知事を招く、②土地改良はあくまで、土地所有者の納得をえて行う、③六〇〇万円をたな上げにし井戸補償費二五〇〇万円はいつでも支出する、④潅漑用水確保は幹線だけでなく支線の改修も行う、という条件を示して譲歩した。

共産党は青年部の力量に刺激され、社会党、労組とも懇談し、民主団体の支援協議会を結成した。社会党の支援協加入は、社会党林知事県政にとっては打撃であった。

一〇月二三日、県当局は農民側に大きな譲歩をもって臨んだ。農民側がとった要求は、

①補償水道は資材を全部県で出す。この金額は二〇〇〇万円。②潅漑用水は従来の五トンとし、これは天竜本流から約四〇町潅漑する。この水路費は約一〇〇万円。③支線一〇キロメートルのコンクリート工事とする。この金五〇〇万円。④土地改良事務所の設置。⑤弁護団、運動費などの支弁。この金五〇万円。⑥人工客土施設をする。この金三〇〇〇万円以上。⑦補償金は話合う。

などであり、この条件獲得は、竜東地区五ヵ井審問裁判のとき判事が立会ったものである。

新太田切発電所の補償闘争　長野県駒ガ根市に建設中の新太田切発電所の完成がま近い一九五八年一一月、発電所に関係の深い駒ガ根市赤穂、上伊那郡富田村、西春近村の農民が立ち上った。

新太田切発電所は中部電力が天竜水系の一つ太田切川の上流で駒ガ岳から出る、中御所川、本名川、黒川の流れを取り入れ、山をくりぬいて隧道で導き、急勾配の斜面を導水路で落して発電する。導水路は延長五五〇〇メートルであるが、既設発電所の導水路は一五〇〇メートルで水温一度以上（摂氏）が低下するといわれ、新太田切の場合は七度以上の水温低下が予想され、関係水田面積一四〇〇町歩の農家二五〇〇戸が怒る理由がある。農林省の調査によると、水温一度の高低で反当一斗三升の上下がある、といわれ、この地方だけでも八〇〇〇余俵の減収、二億円近い損害がある。

一一月二〇日通水試験の際には、予定に反して水は通らなかった。現地農民五〇名はこれよりさき一七日、バスで県庁当局と交渉を行った。本年一月末に県からとった要求、「補償が円満に解決したと認められたとき通水する」を再確認させたからである。中電側は一二月一日夜半一一時ごろ、宮田村で水温低下により実害が出たとき、調査して補償し、その予防措置を講ずることを、宮田村長らと契約した。しかし同村長らは水利権者の組織である対策協議会には一言もはからなかったので、支援労組、民主団体の代表である伊那地区評議長が通水中止を県に申入れたので、通水はわずか一時間半で止まった。ここの農民は五〇〇名が反対署名を行った程度で、竜東に比べると結合は弱く、支援団体の力で通水拒否を続けている。

長野県諏訪郡茅野町福沢区　八〇戸の農民は中部電力に区費増額

（年間五万円）、潅漑期の放流施設、水不足による農作物の損害補償七〇万円を要求した。同区農民は三〇年前に中電と県とが契約した水利問題が一九五八年四月に契約が切れるのを機に要求に立ち上ったものである。中電は農民の要求に対し一一万円の一時金で手を打とうとしたが、農民は四月一八日、県庁に押しかけたので中電側は一九五八年から一九六二年まで向こう五ヵ年間、年額三万円にする。異常渇水期を考慮して発電水槽に適切な放流装置をほどこす。過去の水不足による損害として三〇万円を支払うことを約束した。

牧尾ダム（愛知用水）　愛知用水の水源地となる牧尾ダムは、長野県西筑摩郡玉滝村牧尾橋地籍に土と石で造られるロックヒル式で建設中であるが、一九五八年八月二六日、台風一七号の豪雨でダムの仮堰堤が決潰し、真下の三岳村の工事労働者の宿舎と農家二戸を流失。下流では旅館、製材所、農地などに被害を与えるという事件があった。

同年九月一一日西筑摩郡上松町駅前で、西筑摩郡民総決起大会が開かれ、郡下から千数百人が集まり、次のような決議を行った。

① われわれは木曽谷住民の生命財産を守るためロックヒル牧尾ダム建設に絶対反対

② 愛知用水公団は牧尾ダム堰堤の決潰による被害にたいし即刻完全補償をなすこと

③ 長野県と愛知用水公団はその協定にもとづいて福島町神戸地籍に架設する永久橋をすみやかに実現すること

伊那土地改良区　は伊那市、南箕輪村、箕輪町の一市一町一村にわたる約六〇〇町歩、組合員二七一二人をようする。さる一九五一年から一〇年計画で総工費五億五〇〇〇万円で着手、すでに八割方工事が進んでいた。ところが当初の話では反当九〇〇〇円で、あとは労働奉仕で工事は完成するということになっていたが、九月上旬の一九五八年度地元負担金として反当り三四八二円の徴収令書が各戸に配られた。改良区の専務の話によると、二重帳簿にしてあるが、七一二七万円の負債が出た。会計検査員に知らせたくない、農民に真相を話すわけにもゆかず困っている、ということが農民の耳にはいった。前の専務が資材購入費、慰安旅行費などで一二〇万円を横領消費したこともわかった。

共産党上伊那地区委員会では右の事情を知り一九五八年一一月二二日を皮切りに部落懇談会を開き、土地改良区全般に対策組合の組織結成にのり出した。とうめん不正摘発闘争に着手し、借金は返さないという運動方針で進んだ。

青森県小阿弥堰（こあにぜき）　土地改良区は南津軽郡常盤村、田舎館村、藤沢町、浪岡町、北津軽郡板柳町の五ヵ町村にわたる。一九五三年、総工費一億五四〇〇万円で着手、今年度で終る予定である。関係農家戸数は二四〇二戸。八月に行われた昭和三二年度決算で二〇〇〇万円の赤字があることがわかった。しかもそれを農家に反当一九〇〇円を割当て肩替りさせ、一月末までに納金させようとした。

一〇月二八日、常盤、若松の受益者四〇名は懇談会を開き、二〇〇〇万円の肩替り賦課反対、理事の告発をきめた。同様な動きが他の部落でも起った。一二月八日共産党常盤村細胞主催の改良区受益者大会が中学校で開かれたが、三〇〇余名が参加、大会は二〇〇〇万円は払わないという決議をした。一二月一四日田舎館村川辺小学校で総代会が開かれ、七二名が出席、二〇〇名の傍聴者があった。三七対三五で二〇〇〇万円の肩替り賦課取消を決議した。対策委員会は、二〇〇〇万円廃棄の決議有効の宣言と徴集令書の一括返上、不正の暴露、経理公開、理事罷免の諸要求をだした。

山形県東置賜郡宮内村は昨年暮より土地改良事業に反対する零細農一六〇戸が、耕地整理反対で一九五八年も闘っている。

宮内町南部土地改良区は、耕地整理を主事業とするもので、受益面積一三四町歩、総工費一八九〇万円、関係人員三五七人で町から補助金五四万円をとっている。全日農山形県連では、耕地整理に反対する約半数の農民を反対同盟に組織した。一九五七年一二月二三日反対同盟主催の宮内町農政刷新総決起大会を開催し、①耕地整理絶対反対、工事を停止し水田を原型にもどせ、②ボスの打倒、明るい農政の確立、③工事はしないと農民に言明しながら、裏でこっそり許可を出した県耕地課長の罷免等を決議、翌日県庁に一〇〇名がおしかけ、農林部長と会い、理事者側との間に話し合いがつくまでは工事中止の協定を結んだ。ところが一九五八年一月一五日、理事者側は協定破棄を言明、約一〇〇名を動員、工事を再開しようとした。反対同盟は一二〇名に動員をかけ、工事を阻止した。

理事者側も困りはて工事中止を申入れてきた。二月一四日農民組合ができた。

三月一〇日、理事者側は全計画一四三町歩のうち、すでに手をつけた二六町歩は作付できるようにし、二六町歩以外の工事はやらぬと正式に申入れた。

茨城県鹿島郡鉾田町新宮の農民は常東総協指導で、一九四七年以来、元鉾田飛行場跡地、一二〇町歩を占きょ畑地としていたが、県はこれを認めなかった。しかし一九五六年、農民三五〇名は自主的に土地配分実行委員会を作り県に配分要求を行った。もし県が要求に応じないときは「納税ストをもって闘う」と県当局に申入れ、それを承認させたのであるが、その後農民は土地改良区を作り工費五五〇〇万円で開田、畑地かんがいを行った。土地占拠の闘争は土地改良区の結成で終止符をうった。

第四節　道路公団などに対する闘争

道路公団では世銀などの融資を受けて神戸―名古屋間に高速度道路を建設中であるが、これに反対するため、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、の全日農関係者は「弾丸道路対策協議会」を結成した。その第二回協議会を一九五八年七月七日開催、各地の情勢報告のち部落ごとに被害者だけの対策協議会を作り、これを運動の中心とし、更に部落対策委員会を統合して市町村対策委員会を組織することを決定した。そしてまた、農民の要求を無視して予備測量や、ボーリング調査などを進めている公団に対して、①いままで農民に相談もせずボーリングをした地域では早急に事実を調査し被害者の諒解の上で対策協議会が公団を告発する。②農民の要求に対して公団から納得のゆく回答があるまでは、土地収用法を十分に生かして測量やボーリングを拒否する。③公団に対しては農民が諒解しないうちに、測量やボーリングをやらないように申入れる。④社会党本部に対しても、協力支持の方針を明らかにして下部に徹底させるよう要請する。などの方針を決定した。

共産党愛知県委員会では一宮管内で公有地の測量にはいったという報により、一九五八年二月六日、公団名古屋支社に対し次のような質問書を出した。

測量実施を強行し農民に不安をあたえているが、農地、宅地の買収補償価格について、測量実施前になぜ明示しないか。用地買収後におこる転業、換地、生活保障など具体的処置を明かにせよ。農民が最低限にのぞむ、高架式になぜできないのか。

岐阜県日農羽島支部は昨年五月「羽島市弾丸道路反対期成同盟」を結成して一九五八年も引き続き反対署名運動を行いつつ関係官庁

に向かって反対運動を続けている。

同県養老町、安八村、大垣市の農民も反対運動に立ち上った。岐阜県における運動スローガンは、①弾丸道路建設絶対反対、②当局とは組合一本で折衝し個々ではいっさい話し合わない、③強制立入り測量には各地域全部が結集し応援し、実力で反撃する、④反対の文書を各関係市町村長に送る、などである。

愛知県尾西市、一宮市も路線関係者は反対組織を結集し、立入測量に反対している。

千葉県松戸市金作の日農では、住宅公団の宅地造成による農地取上げで三年来闘っているが、一九五八年になってその運動は激化し、警官の介入がひんぱんに行われている。一九五八年一月から五月にかけて強制測量以来準備してきた公団側は一一月九日農作物除去を強行、工事用ブルドーザーを現地に入れるという状況になった。農民組合側は一一月一九日、東京の公団本社に三輪車四台に満載した大根の山を築き抗議を行うなど、一九五九年にはいっても解決の見とおしはない。

電力料金不払の運動　中部電力会社は一九五八年二月から、農家の電力基本料金の徴収を行っていたが、長野県上伊那郡箕輪町農民組合の反対に会った。いままで農家の電燈は一般住宅なみに七燈まで特五アンペアとして基本料金はなかった。ところが最近の農家の電化に伴ない、電気湯わかし器やアイロンは五アンペアで基本料金一〇四円五〇銭、電気釜は一〇アンペアで基本料金二〇九円というので徴集を始め、養蚕、酪農家は工場とみなすということになった。同町日農では二月末、二〇〇〇枚のアンケート調査を行ったところ、ほとんどが料金をあげられ、早取料金制で一割料金をまけるかわりに、指定集金日にはむりやり電気料を徴集していることがわかった。この反対闘争は町会、農協、民主団体をまきこみ、始められた。同町中曽根部落の五〇戸は要求が通るまではと、電燈料を区長管理するなど闘いの中心となった。六月二四日中電飯田支所と対策委員会とで、団体交渉を行ったが、その結果は、①七燈以下の養蚕農家で住宅を併用している者は基本料金はとらない、②ポットおよび家庭用アイロンの分岐使用で三〇〇ボルトアンペア以下のものは基本料金をとらない、③基本料金を払ったものは返す、などであった。

山形県飽海農民組合協議会では農用電力に対して東北電力と電力使用について闘っている。

〔資料――『アカハタ』、『農民新聞』等〕

第三章　各派農民団体の活動と現状

第一節　全日本農民組合連合会

全日農結成までの動き　日農全国連、全農、新農建派の全合同の話合いは、一九五七年一二月一一～一三日の三日間にわたって開かれた農民戦線統一協議会の結果、急速に進み一九五八年一月一三日の統一協議会小委員会は、日農全国連の全合同に対する六原則の推案を中心に討議し、次の基本的事項を決定した。

一　組合の性格と組織形態

(1)現存する組合（日農全国連、新農建派全農）はそれぞれ解体し、新組合を結成する。

(2)組合の基礎を市町村の単位組合におき、これらの単位組合の連合によって都道府県連合会をつくり、都道府県連合会によっ

て中央の連合会をつくるという組織形態をとる。
(3)ただし、都道府県は一連合会を原則とするも、当分の間は、地方の事情により、協議会あるいは、二、三の連合会をみとめる。
二　組合の名称は既往にこだわらず、別にこれを定める。
三　役員は組織を基礎として構成する。
四　組合財政は組合費で賄う体制をとる。
五　組合と政党との関係。
(1)組合および組合員の政党支持は自由とする。
(2)組合は特定の政党を組合員に強制しない。
六　新組合は活動家を尊重する。

一月二五日の統一協議会小委員会は、小委員会を合同準備委員会に切りかえることを決定し、合同準備に着手することになった。次いで、二月一〇日の合同準備委員会において、運動方針委員会（委員長永井健氏――全農）、組織方針委員会（委員長日野吉夫氏――新農建）、運営小委員会（委員長亀田得治氏――日農全国連）の三つの小委員会と、委員長が選任され、三人の小委員長の合議によって運営を進めることになった。その後、二月一四日の運営小委員会において、合同大会を三月二二日と決定したが、会場の関係で日程を変更し、二日一八日の第三回合同準備委員会において、大会開期を三月二四日、会場は東京虎ノ門共済会館と決定した。

全日農結成大会　日農全国連、新農建、全農三派主催の「農民組合統一全国大会」は、三月二四日、東京虎ノ門共済会館で、代議員五二四名（大会運営委員会報告）出席のもとに開かれた。大会は、石田宥全氏（日農全国連）の開会のあいさつによって開かれ、大会運営委員選出の後、議長団に佐々木庸（日農全国連）、鈴木吉次郎（新農建）、内山正盛（全農）の三氏を選出した。次いで統一協議会議長平野力三氏（全農）より全合同に至るまでの経過報告があり、これを承認の後、吉田賢一氏（新農建）より次の統一宣言が朗読され、満場一致で決定した。

統一宣言

日本農民組合全国連合会、日本農民組合新農村建設派、全国農民組合は農民解放の統一組織を結成するため、ここにそれぞれ組織を解体し、全日本農民組合連合会に統一することを宣言する。

一九五八年三月二四日

農民組合統一全国大会

続いて、野溝勝（日農全国連）、稲富稜人（全農）、三宅正一（新農建）の各氏が合同した各派を代表してあいさつした後、浅沼社会党書記長、袴田共産党常任幹部会員、中村全農連副委員長、今野総評常任幹事ら多数の祝辞をうけた。次いで議案審議に入り、次の議案が提案された。

(一)組織方針に関する件（説明者、日野）
(二)規約制定に関する件（日野）
(三)役員選出に関する件（小林）
(四)運動方針に関する件（永井）
(五)予算に関する件（川俣）
(六)各種議案（細田）
(七)地方提出議案
1　松戸住宅公団の農地取上問題（千葉）
2　当面の肥料問題について（長野）
3　板付基地の農地補償に関する件（福岡）
4　土地改良事業への国庫補助の増額（福岡）
5　冷水害対策の件（富山）

右のうち、各種議案には「肥料対策に関する件」（長野説明者、

村上)、「農地対策に関する件」(山形、奥山)、「公益事業による農地の潰廃、転用に関する件」(大阪、加藤)、「乳価対策に関する件」(茨城、吉田)、「養蚕闘争に関する件」(群馬、栗原)、「煙草耕作者の権利擁護に関する件」(千葉、大野)、「農業共済に関する件」(島根、石橋)、「地方税対策に関する件」(新潟、大塚)などの重要議案が予定され、説明者まで決定していたが、時間の関係で説明を省略し、未審議のまま原案どおり決定された。地方提出議案も、運動方針に関する修正案(埼玉)、農業共済対策に関する修正案(秋田)、乳価対策に関する修正案(長野)とともに、未審議のまま一括して新執行部に一任された。

役員選出ついては、大会前に各派間で交渉が行われていたが、最終的に決定にいたらないまま大会当日に持越され、中央常任委員の各派別割当数をめぐって各派間の交渉が紛糾し、大会開会が午後二時まで延期されるという状態であった。このような各派の複雑な動きによって、ついに会長、副会長は決定されないまま、代表委員制がとられることになり、二つの特別決議が亀田役員選衡委員長より提案されて可決された。

第一決議

「本統一大会による役員の構成が暫定措置であることに鑑み、地方組織の整備をはかり、速かに第二回大会を開催する。右決議する。」

第二決議

「規約第十九条は本会に会長一名、および副会長若干名をおくことを定めているが、本統一大会によって結成された新組合の活動、および運営を整備するについての事情に鑑み、暫定措置として会長、副会長をおかず、代表委員によって会長の職務を代行することとする。代表委員は三名とする。右決議する。」

この大会によって決定された新役員は左のとおりである。

代表委員　野溝　勝(長野)、稲富稜人(福岡)、三宅正一(新潟)
書記長　上林与一郎(山形)
財務委員長　吉田賢一(兵庫)
統制委員長　吉川兼光(千葉)
会計監査　佐々木庸(福島)、塩田親雄(石川)、中世古清継(静岡)、佐竹新市(広島)
中央常任委員　栗林三郎(秋田)、鈴木清(同)、川俣清音(同)、阿部昭吾(山形)、奥山英悦(同)、芳賀勝郎(宮城)、日野吉夫(同)、八百板正(福島)、栗原俊夫(群馬)、山田長司(栃木)、神田大作(同)、武藤山治(同)、山口武秀(茨城)、下山田虎之介(同)、池田峯雄(同)、細田綱吉(同)、沼田政次(同)、小川豊明(千葉)、大野利男(同)、高田富之(埼玉)、天田勝正(同)斎藤初太郎(東京)、中村高一(同)、古屋貞雄(山梨)、河合悦三(同)、平等文成(長野)、石田宥全(新潟)、佐藤佐藤治(同)小林進(同)、鈴木吉次郎(同)、斎木重一(福井)、久保田豊(静岡)、中井徳次郎(三重)、西村関一(滋賀)、矢尾喜三郎(同)、奥田茂雄(京都)、亀田得治(大阪)、梅原昭(同)、伊瀬幸太郎(奈良)、下坂正英(兵庫)、足鹿覚(鳥取)、中村英男(島根)、中崎敏(同)、国方好市(香川)、田原春次(福岡)、今里勝雄(長崎)、栗田久男(大分)
統制委員　照井志知郎(秋田)、金野定吉(山形)、折笠藤雄(福島)、松井政吉(同)、高橋徳次郎(群馬)、武村博(長野)、北尾幸一(石川)、岡良一(同)、奥野忠安(滋賀)、田上開治(兵庫)古藤正福(島根)、斎藤久雄(福岡)、田中積(大分)、松前重義(熊本)
顧問　黒田寿男、清沢俊英、稲村隆一、平野力三、永井健、杉山

元治郎、椿精一、賀川豊彦

中央委員一四〇名については、組織状況を勘案して、各府県連からの推薦によって決定することになった。

全日農運動方針（一九五八年度）

一　現状の分析

㈠　独占資本の収奪（略）

㈡　農民の性格と階層間の関係（略）

㈢　保守党の農政、官僚の農政（略）

㈣　農業農民をめぐる状態（略）

二　過去の運動の自己批判

農地改革後、日本農業と農民生活のあり方や状態は大きくかわった。農業を圧迫し、農民を苦しめている根本の原因やその仕組みは、農地改革の前と後では根本からちがっており、こういう変化に照応して農民の関心の方向にも要求の内容にも大きな変化がうまれている。

しかるに農民組合のこれまでの運動の進め方には、大きな誤りがあった。

すなわち、農地改革後の農村の変化をつかむことができても、これに適確にかなうような運動の創造も戦術の確立もできなかったり、あるいは、農地改革後の農村状況の変化を十分認めないで、あまつさえ農民の意識的闘争力を過大評価して全く実情からかけ離れた運動をおこなって、農民運動に致命的打撃をあたえたりした。

このような運動における基本的な誤りに加えて、農民運動における農政活動の正しい位置づけを誤り、大衆運動の基盤なしに国会闘争に力を注ぐ偏向が強まり、その結果、農民組織の衰退にいっそう拍車をかけることになった。それとともに、このような誤った農政活動は、大衆組織を個人的恣意的な選挙組織化する悪い傾向を強く生みだし、かつ組織が選挙母体となるにつれて国会における闘争においても農政問題そのものが軽視される結果さえもうみだした。

さらに、われわれは、組合と政党とのこれまでの関係について痛切に自己批判しなければならない。戦後、農民組合が今日に至るまでのように分裂に分裂を重ねてきた最も主要な原因の一つは、組合の自主性を無視して特定政党の立場や特定の政治的意見で組合の活動をしばりつけたり、組合に干渉したりする行為が組合内でおこなわれたことであり、あるいは組合の自主的統制の名をかりて特定の政党との関係をもつものや、特定の政治的立場のものも組合から排除したりしたことである。

以上のようないろいろな誤りが重なりあって、われわれのこれまでの運動は農民の大衆的な運動を組織する力に欠け、農民の支持と信頼の上に強く立つことができず、農民運動を衰退に導く結果となったのである。

三　農民運動の目的と当面の要求

われわれの農民組合運動の目的は、農民の日常の社会的、経済的要求を団結の力でかちとる農民の自主的組織をつくりあげ、諸要求の実現を通じて農民生活と地位の向上、農業の発展をはかることにある。この基本目的を遂行するため、われわれは当面つぎのような要求をかかげてたたかう。

当面の主な要求

㈠　土地についての要求

(1)　農地法の改悪、小作料値上げ、旧地主にたいする国家補償反対、地主連盟の粉砕。

(2)　土地取上げ、ヤミ小作料反対、耕作権の確立。

(3) 採草地、放牧地、薪炭林の使用権の確立、未墾地の解放。政府買収ずみ農地の売渡促進。山村農民に薪炭原木を安く払下げること。

(4) 国費による開墾、干拓、綜合国土開発の促進。

(5) 軍事基地、公共事業のための農地の不当な潰廃反対。被害の完全補償。

(二) 営農改善、生産力向上の要求

(6) 畑地灌漑その他一切の土地改良を短期に完遂できるようにし、補助金率を増大し、農民の負担を軽減すること。償還金の利子を引下げ、期間を延期すること。農民の実情を無視した天下り土地改良賦課金の強制徴集反対。

(7) 国家による災害の早期復旧と予防措置の完備、災害融資の利子引下げと償還延期、利子補給の拡大、国による損失補償をひろくおこなうこと。

(8) 低利、長期の営農資金の融通、自作農推持創設資金のワクを大幅にひろげ、その手続を簡単にして公平に貸すこと。

(9) 開拓農民にたいする融資の増額と償還延期、低利長期の融資と利子補給、損失補償の実施。融資が古い借金のアナうめにあてられているような状態を根本的に改善すること。

(10) 大農機具、乳牛、豚などの導入および施設資金の政府による融資の増大、牧野改良その他による酪農有畜農業の振興。

(11) 政府や地方自治体は農業技術の向上発展のための指導普及機関、とくに改良普及員制度を拡大し、農民の自主的研究に十分の援助をあたえ、生産協同組織の確立をはかること。

(12) 都道府県、町村など地方自治体は農業予算をふやし、地域農民の経営と生活を向上させるように使うこと。

(三) 農産物価格安定と生産資材価格引下げの要求

(13) 米のなしくずし統制撤廃反対。米価は生産費をつぐない、農民に都市労働者なみの労働報酬をあたえるよう決定すること。包装代の適正化、等級と包装の検査に農民の要求を入れよ。

麦価引下げ反対。

米の消費者価格すえおき、基本配給の増加。

(14) 日本農業を圧迫する外国農産物の輸入反対。

(15) 農産物価格安定法、酪農振興法を改善拡充し、農畜産物の再生産をつぐなう価格を保障すること。農民にたいする買いたたきと中間搾取をなくし、農畜産物を守る販売機構を改善確立すること。

(16) 肥料、飼料、農薬、農機具などの価格の引下げ。

(四) 税金引下げの要求

(17) 所得税の基礎控除、扶養控除を最低生活費を補償するように引上げること。家族専従者控除を認めよ。所得標準の押し付け反対。自主申告制の推進、税務署ごとの税懇談会に農民組合代表の参加、市町村の農民組合代表に税務代理士の資格を認め、農民組合の団体交渉権を認めること。贈与税、相続税の基礎控除の引上げ。

(18) 所得税を納めない農民に対する市町村住民税の免除。農業用固定資産税評価額の引下げ、免税点の引上げ、法定外独立税をつくるな。寄付諸負担の軽減、強制割当寄附反対。

(五) 農協に関する要求

(19) 農協の営利機関化および官僚統制反対農民の利益にならない経営本位の強制出荷、無条件委託などをやめ、系統賃金にたいする農林中金の独占的支配をとりのぞき、農民的運用を

推進する。農民のための共同出荷、共同購入などを積極的におこなうこと。

(20) 生産、経営の協同化を強めること。

(六) 農業共済制度に関する要求

(21) 災害の評価を農民代表も参加して町村にまかせ、評価決定後速かに共済金を支払うこと。災害の完全補償。

(22) 国庫負担の増加による掛金の軽減と三年無事故の場合の無事もどし制の確立。滞納掛金、賦課金の強制徴集、差押え反対、予約前渡金からの天引き反対。滞納掛金を本人の承諾なく共済金から天引きしないこと。共済組合の自主的解散権の拡充。

(23) 共済事務費の全額国庫負担。

(七) 社会保障の要求

(24) 二、三男、失業者、農村労働者に仕事を与え、くらせるだけの賃金を保障すること。

(25) 社会保障制度に十分な予算をまわし、国民健康保険、失業保険、生活保護、医療保護などを農村に普及すること。農民養老年金制度を実施せよ。

(八) 農村民主化の要求

(26) 県や市町村にたいする国の財政援助をふやし、中央政府への隷属化に反対し、地方自治体の確立を要求する。

(27) 農業委員会の民主的運営、とくに農地行政を民主的におこなうこと。

(28) 新農村建設計画は農民組合その他の自主的組織にやらせること。

(29) 農村の医療、文化、教育施設の拡充。

(30) 農民組合法制定の要求。農民の団結権と団体交渉権を保障する農民組合法をつくり、農民の民主的権利をひろめること。

(九) 平和の要求

(31) 憲法改悪、軍事基地反対、原水爆の製造・実験と使用の禁止、核兵器持込反対、平和を守る。

四　当面の要求の特長

(一) これら三十一項目にわたる諸要求は一の現状の分析でのべたように、全体として現在の農業、農民を支配している独占資本とその政府にむけられるものである。

しかし独占資本とその政府の支配と収奪のしくみはきわめて複雑であり、そのため要求項目も広汎となり、地域により時期により、さまざまな形をとってあらわれてくる。

(二) われわれ農民が生産して販売する物について見ると、まずその価格が生産費をつぐなわない安いものであることが第一番の問題である。その直接の原因は、(1)個々バラバラに生産し、販売している農民が個々の商人によって買いたたかれている場合、(2)出荷組合などがあっても、もっと大きな商業資本によって販売の道をおさえられてしまっている場合、(3)加工業資本またはその原料購入機構になっている特約組合にしばられてしまっている場合、(4)系統農協をつうじて販売している場合、(5)米麦のような統制品の場合などによっていろいろちがう。

しかし、共通していえる要求は、(イ)ある品物を売る農民の一定の協同と団結によって個々の商人の買たたきを防いだり品質検査を有利にする要求、(ロ)特約組合のように一つの買い手にしばりつけられているときは、資金や人事や運営の面でそのつながりを絶ち切り、買い手を自由にえらべるようにする要求、ユの如き法律による独占を打破すること、(ハ)買い手との対抗力をつよくし、中間利潤を減らすため、あるていどの輸送、貯

蔵、加工等の施設をもちたいという要求（労農直売）、㈡その金、設備を各段階で十分に活用させるという要求などである。

こういう各段階で相手をとらえ、農民組合を組織してたたかいながら、中間利潤を少なくし、いくらがでも有利に売れるように、最終的には今、中央で闘われている米価審議会をめぐる闘いや、農産価格安定法（支持価格制）改正の闘いには、全国的な下からの力で闘うことができるようになる。

㈢　農民が買う物についての闘いは今まで殆どなかった。しかし、品質の悪い農薬をおしつけられたことにたいする補償要求、温床紙や桑苗を安く買う運動、肥料やエサをめぐる中央での闘争などが行われてきた。買うものを安くという基本的要求から、村段階での農協に安い良い物を買わせる要求、物を買う資金を貸せという要求、共同計算などの系統購買に農民や単協の発言権をふやさせる要求などいろいろな形の要求がでてくる。これらの要求は、農薬、農機具等の品質管理、肥料やエサの確保、価格の統制などを国家に要求する運動にまとまってくる。

㈣　融資や補助金、予算の要求もさまざまな形をとってあらわれる。村の農協の総会で貸付額の枠をひろげさせること、制度化されている融資や補助金をみんなでまとまって手軽に入れたい、農協がもっと積極的に事務手つづきをやれという要求もあれば、系統資金を外に出すな、県や国に枠をひろげよ、という要求にも発展する。掛け捨てになる共済金をおさめたくない、共済金が少くて遅い、早期完全補償せよという要求は、結局制度再改正の要求になってゆく。

㈤　生産面での協同――共同防除、共同脱穀、共同で一定品質の種苗を買って生産物を共同出荷するとか、共同で機具を買うとか、小規模土地改良を推進するなど農民の生産物の品質を向上させ、生産力を高めて出費を減らす運動も農民組合として積極的にとりあげてよい要求である。これらのものは、今の官僚機構や農協では手の及ばぬ、一ばん身近かな要求を運動としてとりあげていくことができるし、本格的な農民闘争を組むにあたってもこれらの運動で農民がえた経験や組織は大きなたすけになる。

㈥　その他、結婚の簡易化、公民館活動、簡易水道、電気導入など、生活、経済とむすびついた文化的要求も見逃してはならない。

五　たたかいと組織のすすめ方

㈠　以上のように、米、酪農、肥料、土地改良、共済などのどれか一つをとって見ても、それぞれの問題一つ一つの中に、部落、村段階でたたかえる要求もあれば、郡県、または、全国段階でなければたたかえない要求もある。通り一辺のたたかいでは片がつかず、これらの要求を力に応じて各段階でかちとってゆく、長期で計画的な活動が必要となる。したがってわれわれの闘争組織方針もこれに応ずるものでなければならない。

㈡　まず第一に、結集できる力に応じた要求とそれをかちとる相手をえらぶとともに、あるていどの具体的な見通しと計画をたてなければならない。そして各部落での座談会、組合の会議などをひらいて関係農民の徹底的な話しあいをやり、目標とそれに至る見通しを参加農民一人一人が納得するようにし、これを通じて部落を闘争の拠点にする。

その際、部落にある農事研究会や共同出荷組合などの自主的組織、実行組合、さらに畜産組合、養蚕組合など上部はボス的

なものでも部落では闘争に入りこむことのできるものがあるから、これを十分に活用しなければならない。団結は部落を基礎にしたものでなければならないが同時にそれを相手に対抗できるだけの広さまでひろげる必要があることはもちろんである。

(三) たたかいの基本は大衆行動である。相手に要求をつきつけ、これに応じない時は団結の力にもとづく、さまざまな対抗手段（農産物の出荷拒否、売り先きの変更、農業資材の不買、代金ストップ、買い先の変更、農協貯金引出し、賦課金、償還金不払いなど）をつかいながら、参加農民の納得のもとで、大会、団体交渉等によって要求を貫徹する。そして一部幹部の独走で農民を疲れさせたり、ボス交渉におちいることがないよう、できるだけ多数の農民が無理なく行動できるようにしてゆく。

(四) 農民組合の行う農政活動は、大衆行動の効果を十分かちとるための農政活動であって、大衆行動のなかで町村、県議員などを動かして政策要求をつらぬいて行く、現在の農民の諸要求はその性質上、各地方の行政機関や中央政府の施策に関連してくるものが多いから、中央においても各地の要求をまとめあげ、政府にせまる活動が必要で、われわれは中央のこのたたかいをさらに地方において闘争を広める足がかりとする。

(五) 組織のすすめ方は、このようなたたかいのすすめ方に応じ、圧倒的な未組織農民を、要求をかちとるための部落をもとにした大衆的組織にまとめあげてゆくことにあり、一定の型にはまった組織型態にこだわらず、闘争の経験をつむにしたがってヨリ強い、ヨリ多面的な要求をたたかえる組織に発展させてゆかなければならない。

(六) このたたかいと組織化のなかで、当面の要求にもっとも熱心な、信頼のある活動家をつかみ、育てることが大切である。村に住むこれらの活動家の活動を援助し運動を未組織地帯にひろげ、さらにこれを全国的にむすびつける活動を行う専従オルグの養成が必要なことはいうまでもない。系統的な学習活動、講習会などによって全国的、組織的に活動家養成ととりくむ。

(七) 労働組合など他団体との共同闘争も大切であるが、農民組合としての独自の要求貫徹の力を結集することを忘れて共同闘争の掛け声ばかりに没頭し、上すべりする傾向はいましめなければならない。

(八) 米、マユ、酪農、その他、共通の地域条件や共通の問題についての地方の共闘連絡組織をつくり、共通の問題の研究、経験の交流をつうじて地域のたたかいをひろげる努力を行うべきである。

六　政党との関係

(一) 農民の要求にもとづくわれわれのたたかいは現状では当然政治的な活動におよんでくる。しかし、農民組合は、要求にもとづく大衆組織であって、一定の政治的信条にもとづく政党とは本質がちがう。したがって組合は、政党に対して自主性を守らなければならない。政治的立場のちがいや政党の支配や干渉をもちこんで政党所属や政治的立場のちがいを理由に組合員を組合やその役員から排除したり差別待遇をしてはならない。組合内でのあらゆる政党員の活動の自由は、組合規約の範囲内で保障されなければならない。

(二) 各級議員の選挙にあたっては、農民運動に奉仕し、組合に密接な関係があるものを推薦することを原則とし、本来の選挙活動は政党を通じて行うべきである。公認でなく推薦の範囲内で組合独自の選挙活動をおこなうが、これをやりっぱなしにし

ないで、当選議員に絶えず連絡をとり、彼らが組合のたたかいに密着するようにする。

七　農協との関係

㈠　今後の農民運動にあたって、現在、中央、県から各村にいたるまでひろく存在している農業協同組合はひじょうに重要な意義をもっている。米麦などの主要農産物の販売面、肥料農薬などの生活資材の購買面、また農業手形をはじめ各種の融資などの信用面においては、村の農民にとってよかれ悪しかれ無くてはならないものになっている。

㈡　農協は農協法により、生産農民が協同して販売、購買、信用などの経済事業をおこなう経済事業体として、自主的に運営できるようになっている。しかし、中金・全国連↓県連↓単協という上からの系統組織としての農協は、国家権力の代理機関となり、独占資本の販売物の売りつけと代金確保の機関となっている傾向がつよい。

㈢　したがって米価や肥料などで政府や独占資本と対立する場合でも、手数料と経営の安全だけを追求する傾向がある。農民の下からの大衆的団結がないと、中金の資金力（農民から集めた金）をバックにして資本家に対する融資や大量買付けでいくらか安くさせるとか、認証制度で代金回収を確実にしてその信用で商人に対抗するとか、米を一粒でも多く集めて政府に対する発言力をつよくするとか、要するに商取引の範囲内でしか、相手に対抗できない。

㈣　村の単協は、もっとも農民に密着し、役員も村の農民であり、上部の不当なやり方には反撥するが、やはり経営の採算を無視することはできず、闘争力も商取引または農政活動の範囲内にとどまる。

㈤　だから農民の要求を貫徹することは農協だけにたよることはできない。あくまで農民組合に結集された団結した農民の大衆行動が基本である。われわれはこの力にもとづいて単協を農民運動の味方にしていかなければならない。

㈥　農民組合はたんに農協の不正摘発だけをやるのではなく、農民のためになる農協の活動には積極的に協力しつつ、人事面（役員）のみならず、農民の要求している種苗の共同購入や共同出荷を農協にやらせるといった事業経営の面でも発言権をつよくしていく。そして農民組合の闘争にただ資金カンパをするというようなことだけでなく、野菜の労農直売の事務を農協にやらせるとか、乳業資本のヒモつきで村の酪農組合に貸しつけられている資金・資材を農協の金にふりかえるなど農民の金であり、農民の事務機関である農協の資金と施設が、農民運動の中で本当に農民のものとなるようたたかう。この場合、農協職員またはその労働組合との連携をつよめていくこともたすけになる。

㈦　こうして大衆行動の指導権は農民組合がしっかりとにぎり、そのなかで品物や金のあつかいは農協にやらせてその経営を守り、米麦と肥料と貯金という整備促進で上からしめつけられてきた農協から生きた農民の農協にしていく。農協が協力しないときは、出資金返還、貯金引出しなどでたたかうが、これはあくまで単協を上向きにたたかわせるためである。

㈧　農民組合は原則として経済事業を行うべきではない。農協と対立的に農民組合が経済事業をおこなう場合でも農民組合が恒常的にこれを行うのでなく、農協の協力をかちとってそれにやらせるか、別に農協をつくるかして経済事業体と農民組合はあくまで別にするようにすべきである。

八　労農提携

㈠　独占資本を共通の敵とする労働者と農民の提携はきわめて重要である。われわれは労働組合の各級組織と協力し村にいる労働者の居住地協議会などと共同して村民としての地域の民主化闘争やその他共通の目的で運動をすすめるとともに、各段階で共通の要求での共同闘争、労農牛乳などの経済事業をおこなって提携をつよめる。

九　平和確立のために

前略

一　再軍備と、旧国内制度の復活に反対しなければならない。

一　特定国が特定国を仮装敵国として整備する国際軍事態勢に捲きこまれる事に反対しなければならない。

そのために不平等条約の改廃の運動、隣邦との国交回復の促進、日中、日ソの友好と親善の促進、アジア、アフリカ諸国との連帯と諸国の完全独立への協力、沖縄の返還要求、日本国内の米国軍事基地の撤廃要求。原水爆使用禁止、核兵器国内持込み反対。

したがって以上の諸事項を目的として結ばれた諸団体の運動に提携協力して其の実現に努力する。（以上）

全日農結成以後の活動

全日農結成大会以降、拡大中央委員会（一二月一八～一九日）に至るまでの全日農の活動は、選挙対策米価闘争、酪農闘争、養蚕闘争、共済闘争、煙草闘争、霜雪害対策、警察官等職務執行法改悪反対闘争、国際関係活動労農推携、青年部結成、第二回大会準備などに要約される。

選挙対策　三月二五日の第一回中央常任委員会では小委員会設置が決定され、四月一〇日の小委員会で、総選挙対策を審議し、旧三派より提出された候補者名簿を検討し、一一六名の推薦を決定し、全日農として政治結社を結成して運動すべく準備を進めたが、社会党が一方的に全日農を除外して、各政治団体に候補者を割当ててしまったため、政治結社を設置することができず、当選七五名、落選四一名という不調ぶりを示した。

米価闘争　六月一二日の全日農第二回中央常任委員会で、米価闘争の方針を決定し、六月二三日、東京で開催される「米価要求農民大会」への動員と、政府、米価審議会への「座りこみ」を含む大衆行動で圧力をかけることを決定した。九月一一～一二日の第三回中央常任委員会は、米検闘争の展開を決議した。

酪農闘争　六月一二日の第二回中央常任委員会で酪農対策特別委員会の設置が決定され、次いで、九月一一～一二日の第三回中央常任委員会で、農林省の「酪農振興法の改正案」反対の方針を決め、一〇月一日の第二回特別委員会で、更に闘争方針を具体化した。一二月二三日、東京で開かれた「牛乳消費者と酪農民を守る国民大会」に代表を参加させた。

養蚕闘争　六月一二日の第二回中央常任委員会で、養蚕対策特別委員会を設置することを決定し、六月一七日、九月一二日、特別委員会が開かれ、闘争方針を具体化し、九月二六日の「危機突破養蚕農民大会」に代表が参加し、一〇月三一日、農林大臣に三項目の申入れを行った。

煙草闘争　八月一一日の第四回常任幹部会は煙草対策特別委員会を衆議院第三会館で開き、煙草闘争の方針を決定した。

国際関係活動　一〇月一六～一九日まで、ルーマニアのブカレストで開かれた第二回世界農林労働者会議に全日農代表をオブザーバーとして派遣することが、九月一一～一二日の第三回中央常任委員

会で決定され、平等文成（中央常任）、大山平一（全日農書記）の両氏が派遣された。

警職法改悪反対闘争　一〇月一一日の常任幹部会で反対決議が行われ、一〇月一三日、総評全日農の全国代表者で開かれた労農提携中央集会で、撤回要求決議が行われた。

労農提携　九月六日、総評において全日農八百板組織部長並びに書記局、総評加藤総務部長並びに書記局との懇談会が開かれ、労農提携を具体的に進めるため、中央に全日農、総評で労農連絡会議を設置し、事務局をおくこと、年内に中央に全国代表者を集め労農提携の問題につき研究会を開催することなどを決定した。一〇月一一日の第五回常任幹部会で中央集会開催が具体化され、一〇月一三日、全日農総評共催で「労農提携を進める中央集会」が東京新宿区下落合の山楽ホテルで開かれた。一二月一日には、労農提携中央対策委員会が発足した。

青年部結成　日農全国連では、一月二二～二三日の大会で青年部結成を行ったが、九月一一～一二日の第三回中央常任委員会で、全日農青年部結成のため、府県連青年部活動家会議開催が決定され、一〇月一六日、東京山楽ホテルで全国二三県連代表三四名が集まり、結成準備会の結成とその構成などについて決定を行った。その後、準備小委員会で大会準備をすすめ、一一月二九日の第一回結成準備会で、青年部結成大会の期日、会場、代議員割当等について最終的に決定をみ、一二月一六、一七両日、参議院会館において結成大会が行われた。

全日農第二回大会延期の経過　日農全国連、新農建、全農の各派の複雑な動きによって三月の結成大会では、会長、副会長の最高人事も決定せず、暫定人事で進み可及的速かに第二回大会を開いて決定することになった。九月一一～一二日の全日農第三回中央常任委員会は、第二回全国大会の開催を一二月一八、一九、二〇日の三日間、東京虎ノ門共済会館で開催することを決定し、大会準備委員会設置を決議した。九月二九日に開かれた第二回大会準備委員会は、運営、活動方針、組織の三小委員会をおいて大会準備をすすめること、および大会準備進行計画、代議員割当などについて決定を行った。ここで一番困難を予想されたのは代議員割当であった。最高人事をめぐって、旧日農主体性派、全農、新農建の間で紛糾が予想されるとき、その割当規準が勝敗を決することになる。そこで、準備委員会は次のような決定を行った。

代議員割当について（第二回大会準備会）

一　第三回中央常任委員会の決定により、組織現勢報告の提出期限は一〇月三一日、分担金納入の期限は一一月三〇日とする。

二　代議員総数は四〇〇名とし、これを組織現勢報告、分担金納入状況を基礎として各連合会に割当てる。ただし、この際、右の二要件のみでは割当の調整その付合理的な割当が困難な場合には、本年三月の合同大会の際における組織数、現在における活動状況その他の組織上の事情を比較評量して適切な割当てを行う。

三　代議員は、都道府県連合会および全日農に団体加盟している単独組合・地区協議会に割当てる。

四　以下略。

この決定は組織実体のない府県連からの代議員を排除するためのものだったが、実体がないといえば、常東、秋田、新潟、長野などごく一部の農民組織を除いて旧主体性派も全農も新農建も大体似たりよったりという状態なので、かえって逆効果になり、地方からの組織現勢報告は、各派が争って多く報告するため合計二五万名に達した。こうなると、分担金納入の能力のある代議士を多くかかえた全農、新農建のほうが、旧主体性派より優勢になる。そこで形勢不

利とみた旧主体性派幹部は、大会延期の方針をきめ一一月二六日、第四回中央常任委員会で、「未統一の連合会が多数ある現状のもとでの大会開催は、地方組織を統一、整備し、組織の実態を明確にして大会を開催する、という第二回全国大会開催の趣旨に適合しない」として、第二回全国大会を一九五九年夏に延期し、そのかわり、一二月一八、一九両日、当面の運動方針について、地方統一の促進について、の二議案だけで拡大中央委員会を開催することが決定されたのである。

拡大中央委員会　一二月一八～一九日の二日間にわたり、参議院会館で開かれた。

この拡大中央委員会で審議、決定された方針は左のとおりである。

第一　農業・農民の現状と政治の動き、略

第二　農民の動向と当面の要求

前略。

四　そしてこれらの農民の共同活動は、一つ一つの農畜産物ごとに主産地の連合活動として発展する方向をとりはじめている。さいきんの米価、乳価、マユ価、甘諸価格闘争など、いまの農民闘争の中で反独占資本闘争として闘われている主なものは、このような農民の集団的共同活動、主産地連合の活動などをその背景にして発展しているものである。

五　また税金、米価、タバコなどをめぐって国家の農民に対する支配、収奪の仕組みを改めさせる動きや闘いが農民の間にひろまってきたのもさいきんのきわだった特徴である。後略。

当面の主な要求

㈠農畜産物の価格安定と生産資材についての要求　㈡営農改善、生産力向上についての要求　㈢土地についての要求　㈣税金引下げの要求　㈤社会保障についての要求　㈥農業災害補障についての要求　㈦農協についての要求　㈧農村民主化の要求　㈨農民組合法の制定㈩平和についての要求

第三　運動の進めかた

一　米価闘争について〈米の検査闘争について〉　二　養蚕闘争について、三　甘諸闘争について、四　酪農闘争について、五　煙草闘争について、六　土地闘争について、七　農業共済制度に対する闘争について、八税金闘争について〈一〉所得税闘争の進めかたについて、〈二〉地方税闘争の進めかたについて、九　その他の闘いについて、㈠麦価について、㈡青果物について、㈢土地改良について、㈣肥料・農薬・農機具などの価格について、㈤飼料について

第四　組織のつくりかた

第五　労農提携

この方針書を見て特徴的なことは、一九五八年度、かなりはげしく闘われた共済、甘諸、養蚕闘争などを反映して、大衆闘争の優位性の強調や闘争の組織と戦術についての方針上の発展がみられることである。たとえば、「第三　運動の進めかた」のなかに、「価格闘争の場合には『売り止め』、『不買』、共済組合の場合には組合の解散、税金闘争の場合には不納など、闘いの相手に直接打撃をあたえるようなやりかたがもっとも効果的である」と指摘している、半価闘争についての方針も前進をみせ、中央で闘争を組む時期を第一に予算米価がきまる時期、第二に政府米価がきまる時期、第三に米価審議会が開催されている時期、第四はその後閣議決定がなされる時期」の四期にわけて具体的な戦術をたてる必要性を指摘している。養蚕闘争についても、方針書は、「養蚕連を闘わせるためにも、われわれはまず町村の養蚕組合を闘う方向に変えさせてゆく必要があ

る」と、養蚕組合の問題を提起している。このほか、方針書では、「出荷止め」によって、甘藷価格決定の団交権をかちとった茨城常東の闘争を高く評価するなど、全体として、正しい方向に向かいつつあることがみられる。また組織方針についても、いままで論争点になってきた要求別組織と総合組織について、比較的生産構造の簡単な水田単作地帯と、生産構造の複雑な畑作地帯とで組織の条件の異なる点を考慮すべきであるということなどの重要な指摘を行っている。以上のような点で、方針書には前進がみられるが、一九五八年の全日農の闘争をみると、秋田、茨城の共済闘争、常東の甘藷闘争のように大衆闘争を主として闘われた闘争はきわめて少なく、養蚕、酪農、煙草などの諸闘争も全体として、国会活動が重点で、農民大会、座りこみなども、それを補助する役割しか与えられていないのが現状である。

地方組織の動き

秋田　日農秋田県連（加入農民組合五七、組合員四六五九名、一九五八年三月一日現在）の第二回大会は、四月一一日、秋田市記念館で開から、米価、農業所得税並びに地方税、農業共済対策などの闘争を強力に展開することを決定した。

山形　一一月二七日、鶴岡市農民組合協議会結成総会が市内泉町田川建設労働組合会館で、九地区農民代表五〇名が出席して開かれた。

埼玉　八月二四日、埼玉県農民組合連合会の結成大会が開かれ、夏秋蚕繭の最低価格保証、旱害対策、乳価値下げ反対を決議した。

群馬　四月一七日、第三回群馬県連大会が開かれ、養蚕対策の闘争を強力に展開することを決議し、四月二三日の第一回執行委員会で、署名運動を行うことを決定、六月下旬一万二〇〇〇名の署名を県養連、県、政府、農林省に提出した。七月一七日、前橋市で開かれた養蚕対策の農民大会に組合員多数が参加し、九月二六日の「危機突破全国養蚕農民大会」にも代表参加を行った。

愛知　九月二二日、愛知県連（加入農民組合九、組合員九二六名）の第二回大会が代議員七一名参加のもとに開かれ、土地取上げ反対、ヤミ小作料反対、未墾地解放、市町村民税、強制寄附反対、愛知用水補償獲得、負担軽減、米価、牛乳、マユ価値上げ等の方針を決定した。

富山　八月一八日、富山市昭和会館ホールで、日農富山県連、日農統一派、全農富山県連の統一大会が開かれ、全日農富山県支部連合会を結成した。

京都　四月一日、農民組合統一京都大会が開かれた。

大阪　大阪府連青年部結成大会が八月一八、一九両日、信貴山蔵院で、代表七〇名を集めて開かれた。

香川　四月一二日、香川県連大会が開かれた。

福岡　四月二〇日、全日農福岡県連と大木町農民組合、その他の単独組合で構成される福岡県農民戦線統一協議会大会が開かれた。

熊本　八月四日、熊本新農建第二回大会が熊本市公会堂で開かれた。

第二節　常東農民組織総協議会

一九五八年の常東農民運動の著しい特徴は第一に、共済闘争（一～七月）、甘藷価格闘争を通じて、県段階の運動組織が作られ、統一的な指導のもとに全県的な闘争が展開されたことである。千葉県との統一行動も、甘藷闘争を通じて昨年よりいっそう前進し、一九五七年は香取郡多胡町、佐原市の一部との共同運動が行われたにすぎ

なかったのが、一九五八年は東部四市四郡に建がり、千葉県東部甘諸対策協議会結成の準備が進むなかで、茨城・千葉甘藷対策共同会議結成へと発展した。これは常東年来の主張である闘争を基盤とする戦線統一の方針を実践に移したものとして注目される。

第二に、一九五八年の甘藷闘争のなかで、販売組合の組織活動と一般農民の統一行動を結びつけ、文字どおり全農民の団結のうえに運動を進めるという方針がうちだされたことである。一九五三年、常東が甘藷闘争を展開しはじめた当時の組織型態は対策協議会方式であったが、一九五七年には販売組合方式に発展し、一九五八年は更に全農民の闘争力を発揮させるための組織型態へ向かっての一歩前進が行われたわけである。特に甘藷闘争のなかで、再建整備以降著しく官僚統制の強まったなかで農協中央会、経済連県総連との共同対策会議に参加して価格闘争に協力し、更に町村自治体までがこの闘争で一つの役割を果したことは、全農民の統一行動の成果として評価されてよい。

第一四回定期会議　一二月二三日、鉾田町日活会館において代議員二〇〇名、評議員三〇〇名出席して開かれた。立川書記長の活動報告に続き、柴田会計の会計報告の後、山口委員長の一般方針説明があり、審議決定の後、新役員として、委員長・山口武秀、書記長・立川光栄、会計・柴田友秋、事務局長・神山義朗、常任執行委員五二名、執行委員二五六名が選出された。

運動方針

一　とりあげる問題とその運動

本年度とりあげる問題、要求としては、第一にやはり農業共済問題がとりあげられる。その場合には、共済組合に対するいろいろな要求というよりも、この端的な解散ということがでてくる。農業共済のいわゆる制度改正運動ということは、いまの段階では農民の実際要求からかけ離れた感があり、農民の意見が解散にむかっているからである。

第二には、価格問題である。これについての運動は、甘藷から菜種、落花生、葉煙草などにも拡張することをはかる。とくに、甘藷価格闘争では、三十三年度においてはなお不充分であった県内での運動拡大につとめると共に、茨城・千葉甘藷共同会議によって、関東主要生産地帯における価格運動の完成を期する。それができれば、全国運動を組織する目安もついてくる。又運動の拡大強化から、澱粉、酒造工場を完全に圧倒する力をつくりあげ、そのうえに水飴、明治、森永の製菓資本に対決する態勢をつくらねばならない。

ついで、税金寄付問題は、依然として重要である。所得税、相続税等についての闘争が必要とされる。地方税の軽減には税金寄付対策組合がつくられなければならない。その場合には納税に対する農民の自主権がうちたてられるし、又そのことは、県、政府に対する農民の力を強め、農民運動に決定的な力をもたらすためにも極めて大切である。従って、ひき続きその実現にむかって努力する。税金のかたがはりの寄付、そのなかには、官庁建設費の寄付割当、学校当局の経費の寄付割当などもあるが、それらは当然、国あるいは役場の支出すべきもので、不当であるから反対する。

その他、営農、災害資金、農協に対する融資、高利引下げ要求の問題などをとりあげるし、土地改良に関する問題、基地反対闘争等もある。それらについての運動も組織しなくてはならない。なお、土地問題もかなりある。その多くは入植・増反に関するものだが、これについて運動を継続する。

二　組織方針

われわれは、名前だけの農民組合、選挙の道具となるだけの組織というものを排し運動のうえにつくられる組織ということを主張してきた。前者は幹部の宣伝用か足場とする以外の役にたたないし、現実の要求実現のために実際活動のできる組織こそが農民にとって必要だからである。

だが、一方その組織の確立と強化について、これまでなお不充分であったことを反省する必要がある。一応、多くの組織がつくれたが、それらが本部活動に依存しすぎて、自主的な行動が弱いという一面がある。従って、組織の拡大につとめる一方、それぞれの要求別、あるいは地域組織が独自の自主的な活動のできるように指導する。

又、甘諸総連の場合、本年度も一般農民との間に統一行動をつくりだすことを運動方針とするであろうが、それだけでは充分な活動ができない。相手の動き、経済情勢のいかんによっては、失敗のおそれもあるので、より高い運動型態に進まなくてはならない。即ち「団交価格でなければ売らない。」という一般農民の統一行動を一歩すすめて「出荷も団体交渉できめる」という共同出荷の統一行動にたかめる。そして、さらにその活動のなかから規約、役員をきめて、正式の販売組合にするようみちびくことが大切である。

三十三年度において、農業共済、甘諸の運動から、県段階の運動組織が結成され、それによって従来の珂北農民同盟、常総同盟との統一を新しい形式と内容をもってつくりあげた。これこそ運動を基盤にした統一である。又、千葉県農民との統一も同じ方針にたっている。戦線統一は、本年度もこの方針によっておしすすめられる。

なお、本年度は幹部、活動家の教育活動を重視する。普通の農民は、自分の利害を直接のきっかけとして農民運動に参加する。それはそれでよろしい。だが、そうした農民ばかりでは、運動は充分におこらない。やはり、いまの農村では、農民運動こそが当面の問題を解決し、農民解放に通ずる唯一の、正しい道なのだということを、しっかり理解した農民が必要である。そうした農民をつくるための教育活動をおこなわなければならない。この場合、農民運動研究会との協力活動がうまれる。又、常東の運動を推進するための青年組織の結成をはかる。

三　農協との関係（略）

四　財政の確立（略）

〔資料――第一四回定期会議議案参照〕

第三節　全国農民連盟

第一三回代議員総会　全農連の年次大会である第一三回全国代議員総会は、一九五八年一月二三、四日の両日、栃木県塩原温泉で開かれた。

会議は合屋副委員長のあいさつ、中村書記長の情勢報告に次いで第一号議案、三二年度活動報告並びに決算報告、第二号議案、三三年度運動並びに組織方針案を書記局員が朗読したが、組織問題では農協青年部との組織統一について議論百出した。おもなる質疑討論内容を次に掲げる。

江藤（綜酪）　業体別闘争による生産組織の自主性を確立するためこれを一本化するか。

中村書記長　書記局としては生産組織を一処にする考えではなく各地区組織につながるべきと思う。

吉田（群馬）　青年部との未解消の問題は何か。

書記長　農協青年部とは協議会をもって話合いを進める事となっていたが未だ実現していない。全青協は二重加盟に反対である。

江藤　全青協の態度は全中の二部分裂から来ている。全農連も全中の農政のある一部に利用されているといえる。現在の体制を一本化すべきである。

松崎（長野）　長野では郡、村段階で統一を考えつつあり、本年の方針で一、二ヵ所は実現する。

木村（栃木）　あくまでも全青協と統一すべきである。

平川（福島）　農協青年組織と全青協を含めた統一を実現すべきである。

北海道では学習運動の他に全農連運動もやっている。

石川（神奈川）　全中は学習運動と農民運動を別に考えている。全中に対する考え方を変えるべきである。

一九五八年度運動方針

一般情勢　(1)国際情勢　(2)国内情勢（略）　農協と農民の状態

①農協所得の減少　不況の深化とともに農家所得は急速に低下せしめられている。この主たる原因は、農外収入の低下、農産物価格の低落による収入の減退と、シェーレの拡大に基くものである。

農外収入の低下はいうまでもなく不況に伴う他産業の雇傭の減退を直接の理由としているが、従来から農業収支の赤字をカバーし農家所得のバランスをわずかにおぎなって来た役割を考えると農民に及ぼすその影響は極めて重大である。

米麦を除く一般農産物価格の最近の低落は主として実質的賃金の切り下げによる消費大衆の購買力の減退によるものであるが、農産物価格体系の中心を占める米、麦価の切下げを企図する政策の一環として特に牛乳、肉類野菜等の生産が奨励され、その結果相対的過剰現象が惹起された事態をも重視しなければならない。

このようにして農家収入は、目に見えて切り下げられつつある現況にもかかわらず、再生産資材をはじめとして農家の購入物資は高度の独占価格に支えられて、むしろ値上りの傾向を示しているのが実情である。とくに畜産の奨励とともに最近飛躍的に購入量の増加した飼料価格は昨年より一俵当り百円以上の値上りを示している。このためますますシェーレは拡大し、農家所得は急激に引下げられている。

②農業生産性の低下　不況の深化にともなう一般産業の減退は農村の労働力を急激に膨張させている。農家はそれぞれの経営の中で、これら膨張した労働力の燃焼をはかることを余儀なくされているが、一部の富農層を除き大部分の農家は拡大再生産に必要なる資本に涸渇しているため、増加した労働力はそのまま潜在失業労働力に転化し、農業の生産性と所得水準を引き下げる大きなファクターとなって作用している。

このことが農産物生産コストをますます引き上げ、国際競争場裡における日本農業の脆弱性をますます強める結果となっていることはいまさらいうまでもない。一時非常な勢いで導入された農機具、新農薬等のたぐいも本来の目的である生産性の向上に役だたず、かえって生産コストを高める結果を招来しているとさえいわれている。

③農業政策の貧困　農業政策はこのような状態の中で農業と農民を守るべきであるが、現況においてはむしろ不況を農民にシワ寄せせんとする独占資本の収益政策のお先棒をかつぎ、あるいは農民勢力の結集をさまたげる等、まさに本来の使命に逆行した動きをみせている。

とくに食管制度をめぐる諸問題については、独占に追随せんとする企図を露骨にあらわしている。すなわち政府は、食管会計の

コスト主義を標榜してさきに消費者米価の値上げを強行したが、さらに三十三年度産米麦の値下をはかり国内買上価格を漸次国際価格にさや寄せんとする。このようなことは、生産条件の悪化と全く逆行するものであり、農民を無視し、独占資本の利益に奉仕する以外の何物でもない。

政府は、新農村建設計画を掲げ、米麦作にかわる畜産振興、果樹、そ菜、園芸特用作物の生産を奨励しているが、これ等の流通市場は極めて狭隘の上、取引方法は、非近代的であり、しかも、農民に対する価格補償の措置が何等講ぜられておらない状態である。

われわれは不況下にある農民をして、徒らに奔命につかれさせるだけのかかる場当り的政策の意図に深刻な疑いをもつものである。

農協と農民組合の現況

①農協の現況　農協刷新拡充三ヵ年計画運動の成果は未だにはっきりした形ではあらわれていないが、末端における営農指導体制の確立により、農民と農協との結合はやや前進を示している。しかしながら、事業連の整備促進計画は依然として、農民と農協を遊離せしめる大きな障害となっており、このため、価格闘争の武器としての共販運動の正しい形での発展をさまたげている。

統合農協と特殊農協との対立は依然として根強くのこされており、場所によると、農民間の対立すら惹起させている。農協組織全体としては中央会系統組織の弱体が目立ち、これがため農協事業の統合運営、単協、県連、全国連間の意志の統一調整が極めて不円滑であり組織体としての威力を十分に発揮出来ない大きな原因となっている。

②農民組織の現況　農民組織は昨年日農系は全農、新農建等を残して主力の合同を終え、運動目標も漸く反独占闘争に統一された。しかしながら、その組織の実体は現在のところ、限られた範囲における同志的組織の域を脱し得ず未だ広範な対独占闘争を展開する力にかけている。

全農連組織の現況

昨年度における業態別闘争の展開と組織化により、酪農、養豚等に従事する新しい農民層を影響下におき運動の成果を一応収め得たごとくであるが、これらの運動を農民運動の一環として、正しく位置づけ、業態闘争を通じて農民を質的に高めて行く明確な組織方針と指導体制の確立をかいだため、運動の成果を全農連組織自体の強化にただちに反映させるまでに到っていない。

また農協青壮年組織との連絡と提携については相互に未解決の問題を残し、完全なる統一運動を組みえないため、運動の全体発展が達成しえない状態である。

（運動の目標・運動の基本的態度、運動のすすめ方、略）

宣　言

最近数年来の経済の動きは、農業生産の立遅れを深刻なものとしている。これに対処するための政府の施策は、いわゆる安上り農政の方針に貫かれており、農林白書、新農林政策の発表などの派手なジェスチュアーにもかかわらず、農業生産の混迷と農家経済の不安定とは、ますますその度を深めつつある。即ち農地改革により自立した耕作者も、生産費を割る農産物価格と生産資材の高騰により農地の転売さえ行われ、転落農家は続出している。此のときに当り、われわれは、農民の生活と権利を擁護するため、農協の刷新と組織の拡充強化に努めると共に、農政、経済の各般に亘り、更に充実した活動を展開し、運動目標の貫徹を期するものである。

右宣言す

昭和三十三年一月二十四日

全国農民連盟十三回代議員総会

役員

中央委員長　小林慧文（三重再）

〃　副委員長　合屋重義（福岡再）、未定（北海道）、中村吉次郎（全農連新）、書記長　小松良人（長野新）

第四節　全日本開拓者連盟

第一三回総会　全日本開拓者連盟第一三回総会は、四月一六日東京原宿の社会事業会館で開かれた。一九五八年度運動方針、規約改正、役員選任などが行われた。

総会は議長団に九州鶴園徳三、北海道佐藤道得氏を選んだ。近藤委員長は、

連盟不振の根本原因は、政治的貧困により適切な措置がなされないことと、予算減にある。農民は政治の場においての力が弱く農村議員の発言が国会において弱い。一六〇〇万の農民が目覚め団結すれば危機は突破出来る。あらゆる問題は政治につながっておりあらゆる機会をとらえて努力する。

と強調した。

一九五七年度決算承認の後、運動方針案に、末端組合組織問題（千葉）、県開拓連の健全化（栃木）、飲用水、保育所、保健問題（同婦人部）、債権緩和の範囲拡大（福島）、火災被害対策（秋田）、未墾地解放（福島）、その他選挙対策等の地方意見提出を運動方針に織りこむこととして原案を可決。次いで五号議案の役員改選により次の役員が当選した。

委員長　近藤安雄（神奈川再）

副〃　井上敏雄（全開連）

常任委員　凌　時正（福島新）、佐藤道得（北海道新）、宮本栄之助（全開連）、益満四郎（保証協会）

緊急提案として凍雪害対策などをきめた。

宣言

開拓営農振興臨時措置法の制定公布を見てここに一年、全国の開拓者はこの法の活用を念願、営農改善計画の樹立に当り、鍬をペンに持ちかえ、真摯なる態度と心血を注ぐ努力を傾けて、ようやく計画を完成した。かく農民が自主的に大規模集団を以て、計画営農を実行することは未だ我国の農業史上にその前例を見ず、世上之が成果を注視さるるは勿論、一切の運命をこれが成否にかける我々開拓者の関心これに過ぐるものはない。既にして計画は樹立され、予算は一部具体化し一応の態勢を整え愈々実施の第一年度をここに発足せんとする。

前途に尚幾多の困難と諸障碍の横たわることは想像に難くないが、この緊要な一大企図と一五万開拓農家の発展的将来を思うとき政府および機関は既往の行きがかりに抱泥する事なく抜本的且つ大乗的見地より対策を勇敢に取り上げ開拓者の諸要求を満し計画の達成に遺漏なき様配慮せられ度く本連盟の活動も亦此の面に集中指向して展開せんとするものである。今や時代を劃する新しき協同化による集団的計画営農の実行により多年の積弊を打破し、目標に至達し得る光明を見出した現在、尚一層同志としての組織的結合を固め新しき決意の下に究極の理想達成に邁進せんことを宣言する。

昭和三十三年四月十六日

第四章　国際農民運動の動き

一九五八年中の国際的な運動において、特に大きな意義をもつものは第二回世界農林労働者会議であった。これについては後にふれるとして、まず各国の農業労働者・農民の闘争を概観しよう。

アメリカ経済の退潮の先ぶれは一九五七年秋、ニューヨーク株式市場における株価の二〇％急落に現われた。以後資本主義諸国の経済は安定を失い、一九五八年は小波動をみせながらも不況のうちに推移した。後進諸国がその影響からまぬがれなかったのはいうをまたない。このような経済状態の悪化は勤労農民・農業労働者にシワ寄せされ、各国に賃上げ、生活改善、首切り反対の闘争がまき起った。このうち農民の動きについては資料が不十分なので、以下農業労働者の闘争を中心に特に目だったものをあげることとする。

資本主義諸国におけるおもな闘争

イタリアのタバコ労働者スト　一月、一二万の婦人タバコ労働者が四回にわたり、二四時間ストと四八時間ストを波動的に決行し、一日最高八八リラの賃上げを獲得した。このストにはカトリック系や社会民主主義系組合も含めて、ほとんど全従業員が参加し、賃上げの勝利は更に工場、農場委員会（組合員、非組合員の別なく全労働者から選出される）の承認、賃金カットなしに週四七時間から四〇時間への労働時間の短縮、雇用者が個人的に雇入選別をしないような登録番号順による雇用、などの要求獲得に拍車をかけた。なおイタリアでは、日本と同じタバコの生産、管理、販売は政府の統制下におかれているが、タバコ葉買入れは中間業者の手に握られており、業者は葉の格付け等級を引下げて安く買入れ、政府に高価に売渡して膨大な利潤を得ている。またタバコ労働者の労働条件は劣悪で低賃金にくわえ、更衣室もなく、空気浄化装置もない煙の充満した室で幼児をもつ婦人が一日をすごさせられている。このため健康がそこなわれ、結核罹病率はきわめて高くなっている（注1）。

イタリアの家族手当闘争　三月三日、イタリアの全農業労働者が二四時間ストを行い、このうち五〇万以上が地方首都、農業中心地でデモ集会に参加した。ストは四月二一日にも繰り返され、五月八日勝利を獲得した。ストの原因は農業家族手当を工業と同額にせよと要求していれられなかったためで、闘争の結果子供一人につき各二〇リラ、配偶者につき五リラを獲得できた。その後フェエラ地方と米作地帯で三〇万の農業労働者によって七二時間ストが決行されたが、これは土地所有者が要求を拒否したためになされたものであった（注2）。

フランス農業最低賃金引上げ　農業労働者組合の圧力によって二月末、農業最低賃金が一時間当り四・〇四％引上げられた。一九五七年夏以来三度目の賃上げに成功したわけである（一九五七年八月五・九％、一九五八年一月四・三三％引上げ）。

フランス農業青年組合結成　青年共産主義者運動全国委員会が、「フランス農業青年組合」の結成を呼びかけ、一二月六日創立発起人会を開いた。フランス青年婦人組合その他、各県から多数が参加したが、そのアピールは、農業青年労働者のために＝工業と同額の最低賃金、同一待遇。八時間労働の賃金ベースにもとづく労働時間の短縮。快適な住居。農村在住青年のために＝学校卒業後における農業教育の実施、普及。農村に落着くことを望む青年に長期無利息の資金割当。土地を離れた青年のために＝各県に職業指導中心センターと職業あっせん所の創設。都市に出たいものに対しては任意に

おもむかせ、そのさい手当二万フラン支給。このほか農村にダンス場、スポーツ場を増設させようと訴えている（注3）。

反ドゴール農民大会　政府が公約を無視して、小麦価格についての法的規定をふみにじったことに抗議して、フランスの各地で農民大会が開かれた。すなわち八月三〇日モントゥバンで一万五〇〇〇、三一日ポマレーズで三〇〇〇、九月一日ブール・アン・ブレスで一万五〇〇〇、二日サンスで一万六〇〇〇、同日ランスで五〇〇〇の農民がそれぞれ大会に参加し、ドゴールの反農民政策を糾弾した（注4）。

ハワイの砂糖労働者スト　ハワイで一万三〇〇〇の砂糖労働者が一時間当り基準賃金二五セント引上げを要求し、二月一せいストにはいり、以後数ヵ月にわたる激しい闘争を行った。ストは国際仲仕、倉庫労働組合（独立組合）によって指導されたが、発端は一九五七年一二月九日以降新団体契約を結ぶために基準賃金を二五セント引上げて一・三七ドルとする交渉が不調に終ったためであった。

経営者がわでは、要求を撤回するまでは交渉の余地なしと回答、決裂状態におちいった。スト直前に経営者がわは最低賃金を三段階にわけ、大多数の労働者には一時間四セント、高級者には一〇セントないし二四セントとする賃上げ案を提示してきたが、労働者がわはこの案を一万一三〇〇対一二九で否決、ストにはいったもので、家族も一体となってのグルミ闘争が展開された（注5）。

後進国におけるおもな闘争

セイロンの待遇改善闘争　セイロン労働組合連盟は四月二四日ストを開始、約七〇の茶園、コブラ園に働く二万五〇〇〇の労働者が参加した。これより以前にも一〇〇〇近くの茶園およびゴム園に働く約四〇万の労働者（大部分はインディアン）が、養老年金最低三〇ルピー支給、増加生産分に対する賞与金、賃金カットなしの婦人労働時間短縮（六時間労働制）の要求をかかげてストに起ち上った（注6）。

南ヴェトナムの多様な要求闘争　南ヴェトナムでは一九五八年下期、ゴム園労働者が多様な闘争を展開した。コウホイ（タイニン地方）の六九一名の労働者は、理由なく不熟練労働に配置転換された熟練労働者に従来の賃金を保障せよ、破損した家屋を修理せよ、休祭日および病気中の労働者に給食せよ、労働者代表に事務所を提供せよと要求、管理者から拒否されたが闘争を続けた。またガリアでは二三四名の労働者が仕事がないという口実で解雇され、残留者は手当なしの超過勤務をしいられ、そのうちの一部は賃金を三分の一切下げられたのに対して起ち上った。闘争は勝利に終り、すべての労働者に仕事を与えること、解雇のさいは手当を支払うこと、労働時間をきめ超過勤務に対しては報酬を支払うこと、仕事の基準をきめるさいには労働者の同意を要することなどを管理者に受諾させた。九月にはロシンの農園労働者五〇〇〇が賃上げと一方的首切り禁止を要求し、ビンソンとアンビエンでは家屋の修理、いろいろ保障、健康管理の改善をかちとった。また一一月一七日には、ゴム園労働者一万四〇〇〇がキリスト教労働組合連盟の支持を得てストを決行した。これは農場で一二〇トンのゴムが紛失したところから、管理者との間に協議会を作ることを要求して起ち上ったものである（注7）。

インドネシアで国民戦線　二月一〇日労働者、農民、兵士の青年婦人会議の提唱で西イリアン解放のための国民戦線が結成された。また七月一四日から二〇日まで世界労働組合青年労働者第一回会議が開かれたが、インドネシアの農園労働者の三五％を占める青年農業労働者は積極的に参加して特殊な課題を提示した。

ウルグァイの医師定着要求　ラ・クルーズの労働組合は農業労働

者のほかブドウ栽培農民、大工、技術者その他で構成されているが、二月二八日ラ・クルーズ住民三〇〇名が、医師定着を求めて署名した請願書を組合代表が保健大臣に手交して早期解決の返答を得た。同地では医師が得られず、医療が必要なさいには医療費のほかフロリダから医師を呼ぶための旅費一五ペソ、タクシー代一二ペソを支払わねばならず、少なくも三〇ペソを準備する必要がある。しかしこの出費にたえられる住民はほとんどいないからである。組合では更にブドウ収穫期に賃上げ闘争を行った。

ブラジルの全国農業会議　サオ・ルイズで九月一五日から一七日まで第三回全国農業会議が開かれ、未開発地域に対する強度の累進課税の実施、農民に対する社会保障、農産物の価格保護、協同化の促進、土地借用基準の制限が決議された。

マライの賃金闘争　ゴム園労働者はゴム価格の下落が直ちに賃金の引下げとなるため、一九五七年末国営農園労働者連盟が労働協約のなかからゴム価格に賃金指数をエスカレーターさせる条項の廃止をかちとるために闘争を続けた結果、ついに賃下げしないとの保障を得た。このために、一二のゴム農園を包含する三二回のストが行われ、四万労働日が失われた（注8）。

第二回世界農林労働者会議

国際農林労働者農民組合（農林インター）執行委員会は一九五八年一月一五日、第二回世界農林労働者会議をルーマニアのブカレストで開くよう呼びかけを行った。第一回会議は五年前ウィーンで開かれたが、そのとき会議で決定された綱領と要求を実践の結果にもとづいて検討し、闘争の諸経験から新たな行動の確信をみいだし、情勢に適応する闘争を続けるための指針を引き出す必要を訴えたのである。この結果会議は、一〇月一六日から一九日まで三二ヵ国、一八四〇余万の農林労働者と貧農を代表して開催され、日本からは全日本農民組合連合会が代表を派遣した。

会議は農林インターのイリオ・ボッシ書記長（イタリア）の第一議題報告「生活水準、社会立法の改善ならびに農林労働者と工業労働者との社会的平等のための団結」およびワルソスカルト（インドネシア）の第二議題報告「全世界の農園労働者の広範な統一と生活改善のために」を中心に、出席各国代表の報告と討論が行われ、最後に第一議題を中心とする「一般決議」、第二議題にもとづく「農園労働者に関する決議」および「林業労働者に関する決議」などを採択して日程を終った。

報告討論では先進資本主義諸国において農業の機械化が及ぼしているさまざまの影響が検討された。農業生産は機械と新作物の導入によって大きな変化が生じ、農業労働者の失業、小経営の没落とともに農業労働そのものの質的変化（新しい熟練労働の出現と臨時雇、婦人児童労働の増加など）が進んでいること。これに対して完全雇用、賃下げなしの労働時間の短縮、社会保障などの要求を掲げて、技術進歩を勤労者自身の計画、すなわち社会進歩を伴なう方向に生かして闘うことが必要であると強調された。また資本主義の全般的恐慌状態と独占体の戦争政策の結果、勤労農民が直面している価格問題をどのように打開していくかが討議され、農産物価格と日常必需品・工業生産品価格とのシェーレのほか「中間搾取」の問題が取り上げられた。この会議で日本代表平等文成（全日農）は、米価、乳価、甘藷価格、共済制度などをめぐるわが国の農民闘争の状況、これらの闘争が農民を主体とする農民組合を中心に行われていることを報告した。そして一般決議起草小委員会に参加して「小農の闘いを支持せよ」との意見を述べて支持を得、帰途ブルガリア農村労働組合、中国農林工会を訪問して交歓を行った。

会議で採択された「一般決議」の諸要求は次のとおりである。

（前略）会議はつぎの基礎的な諸要求をかちとるための統一が必要であると主張する。

―賃金の擁護と引上げ、同一質の工業労働者と同じ賃金を支払うこと。

―賃金におけるあらゆる差別の廃止、「同一労働同一賃金」。

―工業におけると同じ社会保障制度の設立と改善。

―農業労働者の仕事をまもり、完全雇用政策をとること。

―他の労働部門の新しい熟練労働につく権利をかちとること。

―賃下げなしで労働時間を短縮して生活および労働条件を改善すること。労働災害からの保護、住居、衛生および社会施設を発展させる政策を採用すること。政府および地主の補助によって農村に文化娯楽施設をつくること。

―失業保険をあたえること。

―移民労働者をその母国および移民先の国で保護すること。

―移民先の国の労働組合と友好的な協定を結んで、労働者の権利の擁護を保障すること。

―農業労働者と勤労農民を、土地改革を実施し、村の発展を阻害するすべての障害をとりのぞくためのたたかいに参加させること。その障害とは寄生的な大土地所有制度と封建的関係の制度とである)。諸要求おわり、後略)

（注1）"Land and Work" Issued by Trade Unions International of Agricultural and Forestry Workers, 1958, p. 147.

（注2）同前　p. 162.

（注3）"La terre"(フランス共産党農業機関紙) Aug. 14, 1958.

（注4）同前　Sept. 3.

（注5）"Land and Work" 1958, p. 239.

（注6）同前　p. 93 および p. 194.

（注7）同前　Jan. 15, 1959.

（注8）同前　1958, p. 93.

第三編　その他の社会運動

第一章　平和運動

第一節　原水爆禁止・平和運動

日単独でこれを行った。次いで社会党は七月八日、「日本への核兵器持込み禁止ならびに非核武装決議案」を国会へ提出したが、自民党の反対で廃案となった。なお一九五九年にはいってからも、この決議をめぐって国会で論議されている。

国際的には、ソ連が三月三一日、核兵器実験の一方的停止声明を行って大きな反響をまきおこした。他方米国は、四月二八日より八月一二日までに、エニウェトクとビキニ海域で三六回の大規模な核実験を行い、依然として国の内外で実験を続けた。英国も四月二八日以後クリスマス島で核実験を行った。そしてソ連も一〇月二日、米英の実験継続を理由に実験再開を発表、一連の実験を行った。更に一〇月三一日からジュネーブで、核実験停止会議が開かれたが、ソ連の即時無条件禁止意見と米・英の条件づき漸進的（一時的）禁止意見とが対立したままに過ぎた。

ビキニ被災四周年・エニウェトク水爆実験阻止・アジア・アフリカ共同行動日本大会　一九五八年一二月二六日～一九五九年一月一日開かれた「アジア・アフリカ諸国民会議」（カイロ）は、日本代表団の提案にもとづき、ビキニ水爆実験による第五福竜丸被災事件の三月一日を、エニウェトクにおけるアメリカの水爆実験阻止のための、核兵器禁止アジア・アフリカ共同行動デーとすることを決定したが、この日本大会は、労働組合、学生、婦人、青年団体および

エニウェトク実験阻止、原水爆基地化・核武装反対国民大会　四月一九日、原水協、総評、東京地評、社・共両党、全学連、基地連などの代表約一万人が参加して開かれ（東京日比谷野外音楽堂）、「……日本国民の総意を代表する国会は速やかに〝核非武装〟の決議をおこない、政府は〝核非武装〟の決意を内外に表明すべきである。われわれはここにまず本大会の名において、日本の核非武装化を宣言する」との大会宣言の後、東京駅八重州口までデモ行進を行った。

なお国会では四月一八日、自民党と社会党が一致して核実験停止決議を行って、これを全世界に呼びかけたが、社会党が提案した「非核武装宣言」――外国軍隊による日本へと核兵器持込み、自衛隊の核武装禁止、永久に核兵器の製造・貯蔵・移動・実験を行わないことを国家の方針とする――は自民党が拒否、社会党は五月一三

全国各地の代表三七〇〇名が参加して開かれた（東京神田共立講堂）。会議は安井郁氏（日本原水協）の報告、被爆者（久保山すずさん）、漁民、沖縄、新嶋、百里ガ原基地反対（山西きみさん）の各代表のあいさつ、アルジェリア代表（アブデラーマン・キワン氏）のアルジェリア独立闘争の報告、などがあり、大会宣言、政府および国会に対する要請決議、新嶋ミサイル基地に関する決議を行った。これらは次のスローガンに要約されている。㈠ビキニを忘れるな、エニウェトク水爆実験を阻止しよう。㈡米英ソ三国はただちに原水爆実験の無条件禁止協定を結べ。㈢日本政府は米国政府と、日本本土および沖縄への核兵器持込み禁止協定を結べ。㈣日本を原爆基地、ミサイル基地にするな。自衛隊核武装化反対。㈤アジア・アフリカ諸民族の独立運動と手をつなぎ戦争と原水爆をなくそう。㈥アジア・アフリカ地域を核非武装地帯にしよう。㈦日本政府は核兵器競争を中止させるためアジア・アフリカ諸国と協力して大国首脳会談の開催をよびかけよ。㈧八月第四回世界大会に原水爆禁止への世界の力を結集しよう。

またこの日、富山（千名）、大阪（一五〇〇名）、京都（五千名）など全国三〇府県で大会やデモ行進が行われた。

日本平和大会　一九五八年六月一四～一五日、「軍縮と国際協力のための世界大会」日本準備会の主催により開かれ（東京神田一ッ橋教育会館）、全国から二三中央団体、三六都道府県代表六五八名（平和友好関係二四八名、労働組合一二六名、学生七七名、政党四八名、ほか婦人、文化団体、地方自治体、青年、農民、国会議員、宗教など）が参加した。第一日目の総会では、最近の内外情勢の特徴と今後の運動の方向（平野義太郎）、新しいアジア・アフリカ観の確立（上原専禄）、平和を求めるアジア・アフリカ（都留重人）の報告、次いで軍事基地沖縄、茨城県百里ガ原基地反対闘争、和歌山、高知の勤務評定反対闘争、松川事件の報告、日中・日韓問題、労働運動に対する弾圧と平和運動の組織についての報告、がそれぞれ行われた。第二日目は、核武装と民主主義の圧迫およびその対策日中問題および国際協力、平和運動の問題点と今後の運動の進め方の各分科会において、活発な討議がなされた。最後に、「核武装阻止と民主主義擁護」を運動の中心目標とするという大会宣言が発せられ、全日本の労働者に対する共闘アピール、日中関係打開、日米安保条約廃止、日米原子力動力協定、などに関する決議がそれぞれなされた。大会宣言は次のとおり。

（前略）　日本政府は、アメリカの日本核武装化の要求に屈服し、他面これに同調しつつあります。たとえば、自衛隊の核ミサイル戦備への移行、台湾、韓国との提携の強化、中国にたいする岸政府の敵対的態度、日本学術会議の平和利用三原則に違反する日米原子力動力協定の調印、さらに秘密保護法、小選挙区制の制定の企図、憲法改悪の陰謀、また反動的、軍国主義的教育への復帰、教職員に対する勤務評定の強行、労働組合および労働者にたいする全面的攻撃、学生団体にたいする弾圧等がそれであります。

そしてこれらはけっしてバラバラのものではなく、すべて相互に深いつながりをもっている政策です。すなわち、民主主義的権利、民主主義勢力にたいする弾圧こそ、日本の核武装化にたいする反対と抵抗を弱化して、核武装を実現し、国民を永久に「力の政策」につなぎとめるためのものにほかなりません。したがって今日、すべての平和、民主、友好の諸勢力が結集して、核武装阻止と民主主義擁護の共同の大目標のもとに総力をあげてたたかわなければなりません。

一方、これと同時に、わたくしたちは、このたたかいを容易にし、さらにすすんで核ミサイル兵器自体を禁止するため、国際的

にも「力の政策」と対決しなければなりません。そのために、まずアジアの諸国民と協力してアジア全域の核武装の禁止、民族独立の確保のための共同行動を、さらに全世界の諸国民と提携して、核実験の即時全面停止、核武装禁止地帯の設置、さらに核兵器の完全禁止と一般軍縮の促進、またこれらを実現するための大国首脳会談の早期開催要求等の国際共同行動を強力に展開することが必要です。（中略）わたくしたちは、日本のあらゆる平和、民主の諸勢力が、核武装阻止と民主主義擁護の旗印のもとに、そのすべての力を結集するよう訴えます。そして同時に、七月の「軍縮と国際協力のための世界大会」（ストックホルム）および八月の第四回原水爆禁止世界大会を積極的に支持し、その成功のために奮闘するよう訴えます。

核武装禁止と民主主義擁護国民運動月間　日本平和大会の決議にもとづき、ストックホルムの「軍縮と国際協力のための世界大会」（七月一六日より）、「第四回原水爆禁止世界大会」（八月一二日より）に向かって六月二〇日から行われ、「広島―東京一千キロ平和行進」や各府県の「平和行進デー」などを中心に展開された。

平和行進デーは七月二〇日、長崎、福岡、群馬、富山、栃木、鳥取、大分、宮城などの各県で、自転車平和行進や原水爆禁止県集会が行われた。また八月六日の広島原爆投下記念日にも、東京、山梨などで集会がもたれた。

「広島―東京一千キロ平和行進」が、原水爆禁止日本協議会（原水協）の呼びかけにより、この世界大会に向けて行われた。六月二〇日広島を出発したこの行進は、出発当初は二、三人のときもあったが、参加者は日ごとに増加し、東京まで歩き続けた西本あつし氏（仏教徒）を中心に常時数百人が行進に参加し、通過各地で核武装禁止・民主主義擁護の平和集会がもたれるなど、原水爆禁止の訴えを広く伝えた。八月一三日東京に着き、原水爆禁止世界大会に参加した。

また日本原水協の要請により、地方議会における核実験禁止・日本の核武装禁止決議の運動が進められ、石川、滋賀、福岡の三県議会、福岡、長野など二三市議会、徳島県下など六町村議会、および東京杉並区議会がこの決議を行っている（七月末現在）。

第四回原水爆禁止世界大会　八月一二～二〇日開かれ（東京、早大記念会堂、九段会館など）、日本においては北海道から沖縄までの代表四六八名およびオブザーバー約四五〇〇名、海外からはアジア・アフリカ一五ヵ国の四三人をはじめ三九ヵ国代表九九名、一一国際団体（世界平和評議会、世界民主青年連盟、国際民主婦人連盟など）代表二〇名、外国特派員二名、計一二一名が参加した。一九五五年の第一回大会は日本代表二千名、外国代表二一名、昨年は二六ヵ国、一〇国際団体九七名で、年々大きな発展を遂げている。今回から東独、北ベトナムなど一一ヵ国が新たに参加した。前半の「日本大会」（七月一二～一五日）は、「核武装禁止のための具体的運動目標とそのための国際的共同行動を検討することがこの大会の任務である」との安井郁氏（原水爆日本協議会）の一般報告、渡辺千恵子さん（原爆被爆者）の「日本が核武装するということこそは、世界でただひとつの被爆国であるわが国が、被害国から加害国になることだと思います」という訴え、などが行われた。次いで、六分科会――㈠原水爆実験の即時全面的停止、原水爆禁止と軍備縮小、㈡日本の核非武装、㈢原子戦争準備と国民生活、㈣放射能害とその対策、㈤原爆被害の実相と被害者救援、㈥原水爆禁止運動と平和運動、および労働者、婦人、青年などの階層別協議会において討議が行われ、最後に、核武装禁止宣言、および日中・日朝の国交正常化と友好に関する決議、米国政府の原水爆実験に抗議する決議、沖縄

問題に関する決議、などが採択された。このうち、核武装禁止宣言は次のとおり。

核武装禁止宣言

日本は原水爆の被害国から加害国になろうとしています。

私たちは、日本政府に対し、核兵器のもち込みを拒否するとともに、アメリカ政府との間にもち込み禁止協定を締結することを要求します。私たちは、自衛隊の核武装と日本の原子戦争基地化に反対します。私たちは、日本の産業が核兵器の保有をめざす軍需生産をおこなうことに反対します。私たちは、日、韓、台軍事同盟の結成に反対し、日本政府が中華人民共和国に対する敵視政策を改めるように要求します。私たちは、日本政府に対し、核兵器の犠牲者である原水爆被害者の権利を保障することを要求します。

これらのことが、私たちの窮極の目標である原水爆の全面的禁止への途であり、アジア・アフリカの核武装禁止地帯設定と原子戦争の脅威根絶への第一歩であると信じます。私たち五千人の代表は、私たちをささえる八千万国民とともに、こうした日本政府の政策を変えさせることをめざして強力な運動を進める決意を表明し、ここに宣言いたします。

「国際会議」は八月一五日から二〇日まで開かれ、各国各団体の代表演説があり、分科会（核兵器の全面禁止、平和運動と国際協力、など）、専門家会議（科学者、法津家会議）、階層別協議会（労働者、学生、青年、ジャーナリスト、など）、地域会議（アジア・アフリカ、ヨーロッパ、など）において真剣な討議がなされた。そして、核実験の即時無条件停止、米・英軍隊のレバノン、ヨルダンからの即時徹退、アルジェリアの独立、外国駐留軍事基地の撤去などを強調した、アピール、大会宣言、世界の平和勢力への勧告などが採択された。大会宣言は次のとおり。

（前略）社会制度や、イデオロギーや宗教の相違にもかかわらず、代表は真剣な討議を経た後、次のような点で意見の一致をみた。

一、全人類が生死を共にしなければならない原子時代にあっては、自滅をなくし、共存を達成することは人類の至上かつ普偏的な義務である。この義務の根源は生命に対する深い畏敬の念と同族的人類の保存への願望にある。

二、核実験によって発生する放射性降下物から生れる危険は、実験を続ければ、人類が死に脅かされる段階に達した。（以下略）

三、太平洋地域で現在行われている核実験は核弾頭を装備した中距離弾導弾の実験である。これは核兵器戦争の準備である。この理由で、核実験の反対は核兵器戦争の反対に結びついている。

四、われわれはソ連の一方的実験の停止を歓迎し、米国の即時実験中止を要求する。われわれは関係諸国すべてが核兵器実験を禁止する国際協定を締結するよう要求する。

五、各国の核武装は国際緊張を強め、核兵器戦争の危険を増大させるであろう。……われわれは核武装の禁止と非核武装地帯の設置を要求する。

六、われわれは、核武装された軍隊が動員される際に不可避的に起こる原水爆攻撃の脅威に反対し、いかなる情勢の下でもこれらの兵器を使用しないという誓約がなされることを要求する。

七、われわれは、外国領土における軍隊の駐留、軍事基地の建設および軍事ブロックの設定に反対する。われわれは、特に、中東諸国の領土に駐留する外国軍隊の即時撤退を要求する。

八、平和の問題と民族独立の問題はきりはなしてはならない。あらゆる国民の独立は充分に尊重されなければならない。われわ

れは、ことに、長いアルジェリア闘争を終らせる唯一の基礎として、アルジェリアに対し独立があたえられることを要求する。

九、国際社会の一員として承認されることは、すべての国民の基本的権利である。われわれは、中華人民共和国が諸国家間において承認されることを要求する。

十、平和の問題は民主主義の問題と相互に関連している。われわれは、平和運動に対する弾圧に反対し、国民の民主的権利が保障されるよう要求する。

十一、われわれは、平和のために勇敢な良心ある行動を進めている友人たち、ことに、自国政府が核武装への政策を追求している国の友人たちに対し、深い敬意を表明する。

核実験区域への抗議船団派遣、ミサイル基地への抗議行進、ミサイル陸揚げ拒否運動等は、このような勇気ある行動の一例である。

われわれは、世界の諸国氏に対して、われわれの目的達成のため、強力な共同行動に参加するよう呼びかける。

このような統一行動は、世界政治を平和の方向に向け、放射性降下物への恐威と戦争の脅威のない未来への明るい展望を切り開くであろう。

右宣言する。

エリコン荷上阻止闘争　自衛隊用にスイスから購入された「エリコン」(地対空誘導弾、スイス・エリコン社製、五六型)は、八月一七日朝、有馬丸(日本郵船)で横浜港に着荷、陸揚げが行われる予定であった。これに対して八月一六日、横浜では港湾労働者をはじめ横浜地区労、神奈川地評、横浜原水協、社・共両党などが参加して「エリコン陸揚げ阻止共闘会議」を結成、行動に立上った。陸揚げ予定の八月一七日朝、この有馬丸の荷役に当る藤木組の沖仲仕を含めて組織されている横浜港湾労働組合連合会(一八〇〇名)が荷揚げ拒否を決議し、沖に停泊中の有馬丸に対して、横浜桟橋に約三〇〇名の労働者が集まり抗議集会、海上ではランチ数隻によって他の港湾労働者に共闘の呼びかけ、核武装反対の市内デモ、などが展開され、この結果当日は陸揚げが不可能に終った。この運動は直ちに全国的規模のものに拡大され、神戸、名古屋など主要港の労働者はこの阻止を声明、全港湾、全海事、全税関など海事関係六労組は一九日「港湾関係労組協議会を結成して陸揚げ拒否を声明、折から開催中の「第四回原水爆禁止世界大会」(国際大会の労働者協議会)でもこの阻止闘争支持を決議、更に世界労連も支持声明をよせた。こうした情勢におされて、日本郵船、藤木組などの関係会社も、労働団体と話合いがつかないうちは陸揚げしないと言明した。一九日、有馬丸は修理のため「エリコン」だけを積んだまま横浜造船のドックにはいったが、全造船横浜造船分会はドック内での陸揚を拒否し、全税関横浜支部はこの特別通関手続きをしないことをきめ、全日通でもこの輸送拒否をきめた。一方、八月二〇日になって横浜港湾労連は、政府・防衛庁の説得におされて、「エリコン」五六は核兵器でないから一般物資なみに扱う、と決定したが、共闘会議はあくまで阻止することを決め、連日組合員を動員し、海上・陸上でピケを張って闘った。また、山梨県富士吉田市では八月二三日、「核武装禁止、エリコン試射阻止県民大会が開かれて、北富士演習場での試射反対を決議した。こうして二四日に至り、政府は横浜港での陸揚げを断念し、海上自衛隊の魚雷艇や海上保安庁の巡視船など三〇隻にのぼる護衛のもとに有馬丸を横須賀の海上自衛隊基地に回航し、陸揚げを強行した。これに対する阻止闘争は、東京、横浜、横須賀のどの港に陸揚げされるかを把握しにくく、ピケ隊の集中的動

員にも困難があった。基地正門前では四〇〇名が暴風雨をついて徹夜でピケを張ったが、八月二五日早朝、自衛隊は裏門から「エリコン」を運び出し、目黒の防衛技術研究所に運搬、ここで約五〇〇名がピケを張ったが警官三千名によって押しのけられ、「エリコン」は搬入された。

核武装阻止国際共同行動月間　「第四回原水爆禁止世界大会」（前掲）の決議により、一〇月一日から一一月一五日にわたって行われた。おもな運動は次のようである。

「核武装禁止、日中関係打開国民大会」　一〇月八日、日本原水協、日中国交回復国民会議の主催で開かれ（東京日比谷新野外音楽堂）、都内各地の原水協、日中関係団体、総評など労働組合、社・共両党、全学連、全国から集まった地方代表など約七千人が参加した。中心スローガンは核武装禁止、NEATO反対・民主主義擁護、秘密保護法・防諜法反対、日中国交回復。大会は、運動の経過報告や討議がなされた後、「私たちは、中国敵視政策に抗してたたかうあらゆる立場の人々と手をつなぎ、挑発と侵略の戦争を阻止しなければならない。日本民族はいま戦争と破滅か、平和と繁栄かの岐路に立っている。私たちは躊躇なく平和と繁栄の道を選ぶ」との大会宣言、「米国政府は力の政策を中止し、台湾より手を引くことを要求する」との米国政府に対する決議、日本の基地を米国に提供するなという、日本政府に対する決議、をそれぞれ行い、防衛庁―虎ノ門―新橋とデモ行進を行なった。次いで一〇月二八日、「日中関係打開、核武装禁止国民集会」が開かれた（東京杉並公会堂）。これは総評などの提供によって行われた「生活と権利と教育を守り、日中関係を打開する国民大集会」（第一編第五章参照）における分科会のなかでもたれたもので、原水協、日中関係団体、地方代表、国民大集会参加者など約九〇〇名の代表が参加し、日中関係の打開と核武禁止問題を中心として、日本をとりまく現下の情勢と、今後の運動の方向について討論が行われ、岸内閣の政策転換・打倒へと統一的な行動を進めるべきことが強調された。

「核武装禁止国際共同行動デー」　一一月一日、核武装に反対し、日本を米軍の原子戦略の基地にしてはならないと、全国における米軍および自衛隊の主要基地一八ヵ所に向かって行進が展開された。北海道千歳、青森大三沢（三〇〇名）、山梨北富士（三〇〇名）、茨城百里ガ原（五五〇名）、神奈川厚木（一二〇〇名）、東京砂川、群馬新町（一千名）、石川小松（一五〇〇名）、愛知小牧、大阪伊丹、鳥取美保、福岡板付（七〇〇名）など、労働者、学生、婦人、地元民など全国で約三万人がこれに参加し、各基地において抗議集会を行なった。厚木（神奈川）では基地司令官に対し原水爆の基地にするなとの抗議文を手交し、大三沢（青森）では会見のうえこれを要望した。

東京における中央大会（千代田区内清水谷公園）は、雨をついて労働組合、婦人、学生、地域原水協代表約一千名が参加し、安井郁氏（日本原水協）の経過報告の後、大会宣言、核武装禁止・民主主義擁護決議、および警職法反対、平和団体への圧迫・弾圧反対の決議を行った。また山口・広島両県では「原子戦争を誘発する岩国基地の撤廃と一切の核兵器を撤去せよ」と、共同行動で一一月九日、岩国基地へ向かって平和行進を行った。現地で合流した三千人の参加者をもって「核武装阻止広島・山口県民集会」を開き、米軍基地司令官あて決議文を手交した。

ビキニ被災五周年原水爆禁止核武装反対日本大会　一九五九年三月一日、焼津市において、日本原水協、焼津市などの主催により開かれ、全国三六都道府県原水協代表、労働、婦人、宗教、学生など一八団体、および社共両党、文化団体などの代表約四千名が参加し

た。また元第五福竜丸乗組員、広島原爆被爆者、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアの各大使、インドネシア大使館員、アルジェリア国民戦線代表の各氏も出席した。大会はこれら各代表のあいさつ、報告があり、㈠ビキニを忘れるな、原水焼実験永久無条件禁止協定をすぐ結べ、㈡自衛隊の核武装反対、原水爆被害国から加害国になな、㈢日本の核武装を招く恐れのある安保条約改定交渉をやめよ、㈣核兵器を日本本土・沖縄にもちこむな、持込み禁止協定を結べ、㈤人類を滅ぼす原水爆は、いかなる紛争にも使用するな、㈥中立政策で日本の原爆死をふせごう、㈦第五回世界大会に原水爆禁止の世論を結集しよう（大会スローガン）の主張をもった「焼津宣言」を行った。

軍縮と国際協力のための世界平和大会　ストックホルムで七月一六日から一週間、世界平和評議会の主催により開かれ、世界七〇余国約二五〇〇人の代表が参加して、軍縮、核実験禁止、政治・経済・文化協力、平和の世論を強める問題について討議した。ジョリオ・キュリー、オスカー・ランゲ（ポーランド）、ネール夫人、郭沫若氏などのこれに関する演説があった。日本からは平野義太郎（団長、日本平和委員会）、阿部行蔵氏など、平和団体、学生、婦人団体代表、県市議会議員など六五名の多数が出席し、平野氏による、原水爆実験の即時無条件禁止協定の締結と日本地域の核武装禁止、極東の平和問題と日中関係についての演説、および各議題についての提案を行った。終りに、大会アピール、国連へのアピール、政治協力・経済協力・軍縮各委員会による宣言、決議などをそれぞれ採択した。

第二節　日米安全保障条約反対運動

安保条約反対共同声明　一九五九年二月五日、日本原水協（安井郁）、憲法擁護国民連合（片山哲）、日中国交回復国民会議（風見章）、全国軍事基地反対連絡会議（松本治一郎）、総評の五団体は、「日米安全保障条約改定反対、同条約および行政協定廃止、日中関係打開」を要求する共同声明を行い、日米行政協定調印七周年にあたる二月二八日をこのための全国民統一行動日として国民大会を開くのを手はじめに、今後この国民運動を広く起して行くことを呼びかけた。

平和と民主主義を守る東京共闘会議の結成　二月二〇日、一九労働組合、平和・民主二〇団体代表二〇〇名が参加して結成大会が行われた（東京芝中労委会館）。これは、東京都内のすべての平和勢力・民主勢力を結集していくという恒常組織であり、「安保体制の打破、日中関係打開、安保体制につらなる文教政策、経済政策、反動立法を粉砕し、自立、独立、中立の日本をきずくために力をあげてたたかう」という大会宣言を発し、当面の運動の中心課題として次のことを決定した――。㈠日米安保条約の廃棄をめざし、当面その改定を阻止する闘い、㈡「戦争と失業に反対する国民大行進」（第一編第五章参照）の成功のための活動、㈢都知事選挙勝利のための活動。代表委員――東京地評（岡本丑太郎）、日中友好協会都連（内山完造）、護憲連合（有田八郎）、基地問題文化人懇談会（中野好夫）および婦人団体代表一名。

安保体制打破、日中国交回復国民大会　二月二八日、原水協、護憲連合、総評、日中国交回復国民会議、全国基地連、平和と民主主義を守る東京共闘会議、全日農などが幹事団体になって開かれ（東京四谷外堀公園）、労働組合、平和団体、青年・婦人団体など約二〇〇団体代表約三万人（幹事団発表）が集まった。片山哲、鈴木茂三郎（社会党）、野坂参三（共産党）、今村彰（総評）、山西きよ（婦

人代表―元茨城県小川町町長)、安井郁(日本原水協)の各代表演説があり、「安保条約の改定を阻止し、すすんで安保条約を廃棄してアメリカの鎖をたちきろう。平和政策を樹立して日中国交回復を実現しよう」との「大会宣言」、および「首都非武装宣言」、「不当弾圧反対・公安条例廃止」、「社会教育法改正反対」をそれぞれ決議、新宿駅西口までデモ行進を行った。

安保条約廃止、平和共存推進日本平和大会　日本平和委員会、日中友好協会、護憲連合、日中国交回復国民会議、日本原水協、総評、日教組、炭労など多くの団体代表の呼びかけにより、二月二七～二八日開催され(東京神田一ッ橋教育会館)、三〇中央団体と四二都道府(岩手、奈良、大分、鹿児島、沖縄を除く)の平和・民主団体の活動家約五五〇名が参加した。第一日目は基調報告――「内外情勢と運動」(平和委員会・柳田謙十郎)、「労働者階級と平和擁護のたたかい」(総評・今村彰)、問題提起――安保体制と日中問題戦争経済と合理化、基地問題など一一項目、がそれぞれ行われた。第二日目は、「安保条約と原水爆禁止、核武装阻止、基地反対闘争など平和運動について」、「安保条約と国際親善、友好連帯運動について」、「安保条約と民主主義擁護、国民生活について」の三つの分散会における討議とその総括報告がなされ、「大会宣言」、および日米安保条約改定交渉のうちきりを要求する」、「平和・民主勢力の結集と行動強化」、「米国政府にたいする日本国民の主張」、「ジュネーブ会議にたいする要求」、「核武装禁止の法的措置を要求する」、「沖縄問題」、「日中関係打開、日中国交回復」など一六決議を行った。大会宣言は次のとおり。

大会宣言

日本国民はいままさに決断のときをむかえている。安保条約を改定してアメリカとともに核戦争の運命にむかって最終的に突入するか、それとも核武装、軍国主義復活の野望を捨て、軍事ブロックから離脱して、中立・平和共存に日本の進路を定めるかである。

われわれは、世界の平和の力に押された戦争勢力が、その劣勢を挽回しようとする意図の下に、安全保障条約を改定し、日米相互防衛条約によって日本とアメリカとの軍事協力を一層強化しようとしていることを断じて許さない。またわれわれは、わが国の政府と、それを押す一部の勢力が、軍国主義を復活し、帝国主義的海外進出の意図を、この安全保障条約改定にひそめていることを見逃がしはしない。われわれは、国民生活の極度の窮乏、低賃金、首切りの政策が日本を軍国化し、核武装し、アメリカの極東原子戦略体制に最終的に組み入れようとするものによって行なわれていることを理解しており、また、日本の民主・平和勢力にたいする攻撃を一斉に開始し、労働組合にたいする数々の弾圧や、反民主的立法を強行しようとしてきたことが、まさに、この安保条約改定を進めるためのものであることをはっきりと理解している。

われわれ日本の平和勢力は、昨年以来、こうした方向にたいして断固として立上り、核武装反対、民主主義擁護、日中関係打開等の運動を強力に展開してきた。このことに、警職法改悪にたいして、ゼネスト態勢をもった労働者と全国民による反対、そしてその勝利は、われわれ国民がもつ真の力の偉大さと、日本を破滅の道にひきずり込もうとする勢力の力の弱さとを、はっきりと示したものである。

安保条約廃止・平和共存推進日本平和大会に参加した全国四十二都道府県の代表であるわれわれ、労働者、農民、青年、婦人、学生、中小企業者、知識人は、今日、日本がおかれている重大な事

態をここに再び確認し、現在あらわれている日本軍国化・核武装化と反民主主義的政策の一切の根源が、安保条約を改定しようとする意図にあることをはっきりと認め、日本の安全とアジアの平和を確保するために、日本の全平和・民主勢力を強く一つに結集し、日米安全保障条約改定を断固阻止することを決意した。

そしてそのために、現在の日本政府の政策を不安の眼をもってながめている広範な国民を結集し、全国民的な日米安全保障条約改定阻止の大運動を展開することを決定した。

今日、平和共存を求める力は、全世界に飛躍的に発展しており、いまや力の政策の戦争計画をおさえ、これにたいして積極的に平和の政策を強制しうる見とおしをもつにいたっている。われわれはこうした大勢のなかで、全世界の平和を求める人びとのたたかいとあい呼応して、この全国民的な大運動を契機に、平和憲法を高くかかげ力の政策の日本からの全面的排除、日米安全保障条約の完全なる廃棄をめざして前進せんとするものである。このわれわれの前進こそ、祖国日本の運命をかけたものである。恐るべき原子戦争体制のくびきから祖国をとりもどし、明るい中立・平和共存の日本をつくるための前進である。われわれはこの道こそ、戦争と窮乏の生活から、恒久平和と国民生活向上の時代へ進む展望をひらくものであることを、ここに宣言するものである。

安保条約改定阻止国民会議の結成　三月二八日、総評など各労働組合（全労、新産別を除く全労組）、平和、婦人、青年、文化など一三五団体が参加して結成し、㈠岸内閣の安保条約改定の意図を徹底的に暴露して、戦争反対の宣伝活動を強化する、㈡地方選挙、参議院選挙に安保条約の問題をもちこんで、条約改定にたいする各候補者の態度を明らかにする、㈢統一行動によって安保条約改定反対の機運を高める、などの運動方針を決め、今後警職法反対闘争を上回る規模の国民運動に盛上げていくことになった。

なおこの国民会議の結成に先だって三月二三日、青野季吉、上原専禄、末川博氏など二八氏の呼びかけによって開かれた、安保条約改定問題についての文化人懇談会（東京神田如水会館）は、日米安保条約改定反対、いかなる軍事ブロックにも属することなく、すべての近隣諸国との友好・平和関係をうちたてる、という声明を行い、今後多くの人々にこの声明の賛成署名を呼びかけることを決めた。

第三節　日中国交回復運動

日本と中国の国交関係は、政治的正常化は依然として達成されないながらも、国交回復の国民運動の努力によって両国民の交流はこ数年来増進されてきた。しかし一九五八年にはいってからは、長崎の中国国旗侮辱事件や第四次日中貿易協定などをはじめとする両国間の諸問題に対してとった政府の態度によって、両国の国交関係はきわめて悪化し、日中両国民の経済・文化交流は途絶するにいたった。

こうした情勢に対して、多くの団体によって国交回復の国民運動が広範に展開された。一九五八年春以降に行われたあらゆる社会運動や集会においては、この問題が取り上げられないことのないほどであり、日中国交回復は、日本の平和的発展に不可分離な条件として、国民の強い要求となった。

日中関係緊急事態打開国民大会　五月二〇日、日中友好協会、日中貿易促進会、日中国交回復国民会議、総評、東京地評などの各代表が出席して開かれ（東京虎ノ門、共済会館）、第四次日中貿易協定に完全な支持と協力を与えること、長崎における中国国旗問題の円

満解決をはかること、第四次日中漁業協定の締結に支持を与えること、両国の国交の正常化のために積極的措置をとること、などの声明を採択した。

日中関係打開の国民運動　総評では六月一九日の幹事会において、「岸政府の中国敵視政策を改めさせ、日中国交回復を実現させる路線で、現在の日中関係の緊急事態を打開する」ための長期にわたる運動方針を決定し、労働者階級自体の運動として総評本部に「日中関係打開労働組合推進本部」を設け、各職場から地域組織、中央にいたる集会、宣伝・署名活動を展開し、更に日中国交回復国民会議の場でこの「国民運動推進本部」を設け、国民会議の地方組織および政党や民主・平和団体、貿易商社、商工会議所、農・漁民組織と提携して、全国的な国民運動を展開するとともに、政府、国会、地方議会に圧力をかけることとなった。

「日中関係打開労働者大会」が七月一二日、労働者五千人の参加のもとに開かれ（東京日比谷公園）、日中国交回復の運動推進を決議し、終って虎ノ門、新橋を経て土橋までデモ行進を行った。またこの大会で次のような政府に対する抗議がなされた(要旨)。

政府に対する抗議

今日まで民間のえいえいたる努力によって築かれてきた日中関係は岸内閣の政策によって、重大な段階を迎えるに至った。

このことは、長崎の国旗侮辱事件や、第四次貿易協定に対する不誠意に端を発しているとしてもそれが本質でないことはいうまでもない。岸首相は、昨年台湾を訪れ「大陸反攻を支持する」と発言したが、その後の政策は、労働運動を公安刑事事件として弾圧し、秘密保護法を制定し、小選挙区、憲法改悪を実現する体制を着々と整備しつつある。この途が、日本の核武装と、東南アジア軍事同盟結成と結びついていることは社会党の「核非武装宣言」を二度までも拒否したことによってレキ然となる。アメリカの後押しによって軍事基地を拡張し、ミサイル兵器をもって中国を包囲しようとする具体的な戦略を整えつつあることを「中国敵視でない」ということは何人といえども承知し得ないところである。今日最も重要なことは、日本が蔣介石という一にぎりのグループと手をきって、六億の人民と友好善隣の契りを結び、太平洋戦争によっておかした限りないあやまちを謝罪することである。われわれは、全労働者の名において、岸内閣の政策に抗議し、併せてその厳しい反省を要求する。政府は、直ちに

1　第四次貿易協定を完全に実施することを保障し、日中漁業協定を継続する立場を明らかにせよ。2　日台条約を廃棄し、日中の国交回復について交渉する態度を示せ。3　沖縄をふくむ日本の核非武装宣言に同調し、さらに東北アジア軍事同盟に反対の態度を明確にせよ。4　バンドン会議の十原則を遵守する立場を保障せよ。

一九五七・七・一二　日中関係打開労働者大会

日中国交回復国民会議、日中友好協会、日本平和委員会、総評、社会党、共産党などの諸団体は、相互に提携して、九月～一〇月を中心に、署名・宣伝活動や集会などをもって、日中関係打開・国交回復運動を盛上げていくことになった。

一〇月八日「日中関係打開、核武装禁止国民大会」がこれら団体の主権により開かれ(東京日比谷野外音楽堂)、労働者、学生など約三千名が参加した。また全国における国民大行進を組織した「生活と権利と教育をまもり、日中関係を打開する国民大集会」（第一編第五章参照）の一環として、「日中関係打開・核武装禁止国民集会」が開かれ（東京杉並公会堂）、国民大行進に参加した地方代表と五〇余の中央団体代表約八〇〇名が参加して、この運動の進め方を討

議、諸決議を行った。

中国訪問団の声明　中国を訪問した総評代表団（団長・兼田富太郎副議長）と中華民国総工会（劉寧一主席）は一〇月三日共同声明を行い、両国労働組合は一致して、アジアの平和をおびやかす米軍の台湾および台湾海峡、沖縄および日本本土、中東地域からの即時撤退、中国の国連における合法的地位の回復、日本の核武装、軍事基地化反対、岸内閣の中国敵視政策反対、「日台条約」の破棄、などを要求し、相提携して日中両国労働者の友好を発展させ、両国関係の正常化のために努力することを強調した。またこの調印には、日中国交回復国民会議や日本友好協会などの中国訪問団も出席した。

社会党では、中国の対日態度打診のため、一〇月佐多忠隆氏（参議院議員）を中国へ送ったが、次いで一九五九年三月には使節団（浅沼稲次郎団長）を派遣した。三月一七日、張奚若中国人民外交学会会長と共同声明を行ったが、ここでは岸内閣の政策変更（㈠中国敵視政策の停止、㈡「二つの中国」をつくる陰謀に参加してはならない、㈢中日両国の正常関係の回復を妨げず、それ相応の措置をとらねばならない、の三原則の履行）によってのみ両国の行きづまり状態を打開しうること、この政治問題と貿易など経済問題とは分離しえず、特に政治的解決が根本であること、両国政府間の正式・全面的国交回復、日本における日米安保条約体制の打破、日本本土および沖縄からの米軍撤退、アジア地域の核武装化、日中米ソの集団安全保障条約の締結などに向かって努力すべきこと、台湾は中国の一部であり、台湾および台湾海峡からの米軍は撤退すべきだとする中国の見解を、社会党代表団は支持すること、現状でも可能なかぎり両国民の交流を増進すること、などの諸点が強調されている。

第二章　青年・婦人運動

第一節　青年・学生運動

一九五八年から一九五九年のはじめにかけて、勤務評定、警職法反対闘争や原水爆禁止平和運動をはじめ、生活と民主主義的諸権利を守る運動に、多くの青年・学生が結集し、強力な活動を行い、これらの運動の大きな推進力となった。次の世代のにない手であり、職場や地域における行動の中核であるこうした青年・学生層の行動力とその動向は、政府・支配階級によっても改めて重視され、これに対する働きかけが活発化されるにいたった。青年・学生の諸団体は、行動の基盤である内部組織の強化を運動の重要な方針とするとともに、外に向かっては青年学生運動の結集をめざす統一行動が、広範に積極的に組まれた。しかし他方では、各団体の掲げる行動方針は組織の末端に浸透せず、多くの統一行動も、内部的には行動目標や方式に対する見解がばらばらで、単に名前を連らねただけという団体もみられ、依然として「一部」のものの運動の域を脱却できない困難があった。平和と生活と民主主義的法権利を守り強めようとする運動の障壁は確かに固い。これを打破し、運動を広め強めていくために、今年も、広範な青年層を真に結集しうる統一行動の具体的目標を見出いだすことが強調されたが、この困難な課題を解決するとともに、一人でも多くの者を目ざめさせるための努力が強く望まれる。また、学生運動の中心として各方面に激しい運動を展開した全学連は、ジャーナリズムなどでも大きく取り上げられたが、

ここでも、組織を強化し、政治・経済・社会などの諸問題に対する研究・調査あるいは啓蒙宣伝活動といった、学生独自の運動にもより目を向けて行く必要があろう。以下、これらのおもな運動について掲げる。

全日本学生自治会総連合（全学連）　一九五八年から一九五九年にかけて、務評定反対闘争、警職法（警察官職務執行法）改悪反対闘争などを中心に、激しい闘争を展開し、全学連幹部をはじめ多くの検束・逮捕者も出したが、それらのおもな活動は次のようである（全学連の各大会資料による。また組織は一九五八年五月現在全国二八〇自治会、約三〇万人といわれる）。

一九五七年末より一九五八年一月、私学授業料値上げ反対闘争。

二月以降、勤務評定反対闘争を、日教組の闘争と呼応して展開。

四月二五日、「エニウェトク水爆実験阻止、勤務評定粉砕全日本学生総決起大会」の全国統一行動。全国各大学で三七〇カ所、約一〇万の学生が参加、学内集会や抗議デモ。次いで五月一五日同様な主旨の総決起大会。全国で五七校、一一六自治会がストライキまたは授業放棄を行い、学生三五万が参加、決起大会や抗議デモ。

五月二八～三一日、第一一回定期大会（東京杉並公会堂）。一二〇大学二五六自治会、二八万学生の代表として約一千名が参加。過去一年間の活動の総括として「全学連結成以来一貫して掲げられてきた全学連の任務――平和と民主主義、民主的教育と学生生活の擁護の目的を達成するために、内外情勢と客観的、主体的条件を科学的に検討して進むべき道を定め、この方針の下に、徹底的な宣伝、組織活動を展開して活動するという……学生運動の基礎理念を再びここに確認し、今後一層堅持すること」。「……全任務のうち平和擁護こそ学生の第一の任務であると明確に規定した十回大会の方針の正しさを確認」。「学生運動を国民戦線の一翼として明確に位置づけ、統一戦線に対する正しい理解の下に、平和と民主主義のための全民主勢力の大同団結をめざして、国民諸階層との連繋を一層強化すること。……特に学生運動と労働運動との結合、労働者階級との連繋が最も重要である」、などの点を強調している（中央執行委員会の報告、提案より）。またこの大会で、全日本教育系大学学生協議会、夜学連、医学連が全学連に組織統一を行った。新役員――委員長香山健一（三選、東大）、書記長　小野寺正臣（再選、東大）氏など。

五月～八月、和歌山、高知を中心とする勤評反対闘争に参加。

九月四～五日、第一二回臨時全国大会（東京渋谷公会堂）。「勤評粉砕を中心とする秋の闘争の方針を確立」するため開かれたこの大会は、当面する緊急任務について次の点を強調している。「情勢の全面的検討は、日本学生運動の当面する緊急の課題が、政府自民党＝支配層と、労働者階級人民との対決の焦点となっている勤務評定粉砕の闘いを徹底的に、全エネルギーを傾注することにあることを教える。……われわれは全学連第十二回臨時大会の名において、日本学生運動は、勤評粉砕を中心とした民主的教育防衛のための闘いにあらゆるエネルギーを傾注して、日教組の教育労働者、さらには総評四〇〇万の組織労働者とケッ起することを決定する。同時にわれわれは、われわれの大学に直接加えられて来ている反動的諸政策――教員養成制度の改編、大学への勤評、学生指導機構の強化――に重大な関心を払い、これに対する反撃を組織することを決定する」。また、「全学連は、……勤評粉砕の闘いの基本方針に沿って、全日本の学生のエネルギーを結集して、強力な統一的全国的大衆行動を行うことによって、全人民闘争の強力な一翼、そして日教組の教育労働者の最も力強い同盟軍、そして日本労働者階級の同盟軍としての日本学生運動を組織する」（大会の報告・決定集より）。

九月一五日、二五日を中心に、勤務評定反対闘争を日教組の闘争と呼応して展開。各地でストライキ、学生大会、文部省をはじめ抗議デモ。九月一五日には、同盟休校一一校、約一万人（福島大学芸学部、北海道学芸大、和歌山大学芸学部、東京学芸大等）。学内大会・デモ等六三校、一万二〇〇〇人（警察側資料――日経連タイムス一〇・二）。警職法改悪反対闘争――一〇月一〇日全国統一行動。一〇月一五日東京では学生集会、デモ、国会陳情。一〇月二二日、京都の各大学学生決起大会。一〇月二八日、一一月五日、全国でストライキ、労働者とともに集会、デモに参加（二八日には東京二万、京都五五〇〇、福岡二〇〇〇などの学生を動員）。

一二月一三～一五日、第一三回臨時大会（東京本郷公会堂）。第一二回大会の方針を確認し、当面の任務として次の中心的課題を提起した。安全保障条約改定の阻止。勤評実施阻止・撤回。評定書の提出拒否と奪還。専科大学法、社会教育法改悪、教育養成制度の改悪反対。民主的教育の防衛。新役員――委員長　塩川喜信（東大）、書記長　土屋源太郎（明大）氏など。一九五九年三月二八～三〇日、第一八回中央委員会、安全保障条約改定反対闘争を呼びかける。

日本青年団協議会（日青協）　まず一九五八年から一九五九年にかけてのおもな活動状況は次のようである。

「第四回全国青年研究集会」　一九五八年二月二五～二八日、全国から四五三名の代表が参加（日本青年館）。青年団活動と自分のくらし、二・三男問題、農業経営、生活改善、学習活動などの問題について討議。

「第八回定期大会」　五月七～九日、四二都道府県の代表が参加。文部大臣（代理）から全青婦会議や日教組などに及ぶ各代表のあいさつがあり、運動方針においては、国際情勢、原水爆禁止運動の推進、農村生活の困窮状態などを述べ、特に、自立財政の確立や団員登録制を進めるなどといった、組織の整備強化の必要が強調された。一九五八年の運動目標は次のとおりである。

㈠　青年の生活をよくしよう、㈡女性の地位を高めよう、㈢働く青年のための教育をそだてよう、㈣平和と民主主義をまもろう、㈤組織を強めよう。

しかし、農村青年を中心とし、さまざまな職業や思想を異にする青年の地域的組織の連合体としての、日青協の性格を反映して、運動方針の内容も、原水爆禁止運動の推進などを除けば、なんら明確な線はだされず、きわめて抽象的な規定にとどまった。

こうした運動方針に対しては、高知県代表より修正案が出され（三重、京都代表支持）、国際・国内状勢の分析は単に事実の羅列に終り、問題の理論的な分析と運動の明確な方向づけがなされていない、と本部原案を批判し、日本資本主義の諸問題や日本がおかれている内外情勢の分析のうえにたって、平和運動や教育――勤務評定反対運動、経済・生活問題などに取り組んでいくべきことを主張した（出席代議員のうち本部原案支持一五二、修正案支持六二）。このほかにも、原水爆禁止運動が末端組織にまで浸透しない（広島）、失業問題の重視（三重）、教育問題の重視（大阪）など、直面する政治・経済の諸問題に真剣に取り組もうとする発言がなされた。

「第五回全国青年研究集会」　一九五九年二月二七日～三月二日、代表五二二名、オブザーバー約一二〇〇名が参加（日本青年館）。青年の生活（農山村のくらし、都市のくらしと中小企業、など）、生産活動（水稲栽培の近代化、兼業農家の問題、など）、学習、組織問題、社会活動の各部門に分かれて報告、討議。この全般的な特長として次の点があげられているが、新しい動きの高まりがここにも

示されている（第九回定期大会報告書――昭和三十三年度運動全般の総括と反省――より）。

一　従来まではともすれば賑々しいスローガンの飾りつけ等からお祭り気分的、あるいは弁論会的な集会になり勝ちであったが、そうした傾向から完全に脱皮できたといえよう。二　政治的な関心が非常に高まってきたことと、国際問題との関連で青年の生活を考えようとする傾向が強くあらわれてきたことが注目される。三　その結果、二つの流れが話合いの中でもはっきり現われてきた。一つは、青年の生活は政治というワクの中で改善していくのでなければ、本当の解決はできないというところから、団活動を政治と対決させるなかで考えていこうとするのと、もう一つは、政治的な問題は、第二次的なものとして、まず、身近かな暮しの中の矛盾を一つ一つ解決していく団活動を考えようとするものである。

（注）日青協は府県単位の加盟組職で、現在東京都を除く四六府県、公称四三〇万人といわれるが、その基盤である郡、市町村青年団員の組織に対する意識はきわめて低く、日青協としての諸活動、諸方針も、若干の活発な県団を除いては、ほとんど及んでいない。一九五八年から行われている組織強化のための団員登録活動もそのため困難で、登録が実施されたのは一九五八年五月現在一九県団となっている。一九五八年度の会長――佐佐木栄造氏（青森県）。機関紙――『日青ニュース』。

労働組合における青年運動　総評は一九五八年度の運動方針（第一〇回大会）で、「青年婦人対策の強化について」の次のような方針を打ち出した――、各組合における青年・婦人活動の強化、総評青年協議会、婦人協議会を解体し、青年対策部、婦人対策部を設置する。全日本青年婦人会議の組織の再検討、他の労働、青年、学生団体との交流・提携強化。

「総評第一回全国青年代表者会議」

年代表者会議、婦人代表者会議において、それぞれ青年労働者の基本的任務、われわれの活動目標、などの問題を討議。組織問題、すなわち総評運動方針のなかの、青年協議会を解体し青年対策部とすることについては――……産業別、企業別の組織のなかで青年部として組合執行部からは独立した青年協議会と組織活動の一部としての指導部門である青年対策部とがある。……代表者会議では、この総評大会の決定は、「青年独自の活動をおさえつける結果にならないか。青年がもっと自由に活動できる体制にすべきだ……」という反対意見もあったが、「青年の活動といっても親組合の全面的な指導と援助が必要だから、総評大会の決定は正しい」という意見で支持された（小森正夫総評常任幹事の会議報告――『世界労働組合運動』一九五九年一月号）。

「第一回日本青年労働者研究全国集会」　一月二四～二六日、総評傘下の各労組、地評、中立労組などの六〇組合の代表、および日本農民組合青年部代表も含めた一二〇〇名の青年男女労働が参加。第一日目は、日本経済、青年労働者の闘い、などについての講演、報告。第二日目は、労働条件、労働運動・青年運動などに関する一〇項目の分科会における討議。第三日目の全体討論では、次のような点が強調された（「総評」一九五九・一・六より抜萃）。

全体会議に於てはとくに「職場闘争強化で平和と民主主義の力を確立しなければ政府・独占資本の一連の戦争政争の対策と対決することが出来ない」が強調された。……「指導部の指導性について考えてみるべきだ、大きな単産が警職法闘争に充分とり組めなかったのも、指導部の指導性の欠陥でなかったか」とするどく問題点を指摘し「警職法の闘い、最賃制の闘いなどを戦争と平和の

問題とどうつながっているかを系統的理論をもって職場にもちこむべきだ……」と青年労働者への幹部の正しい指導性を要望する意見が多かった。〈また〉「生産性や合理化の問題を含んで闘う時それに対するしっかりした理論的確信と、資本主義の本質をしっかりとつかまえたものを職場の人たちが把握するような活動が必要だ。こうしたことの中で闘えば必ず職場は強くなる」〈などが指摘された。〉

全日本青年学生共闘会議　一九五八年四月、全日本の青年戦線の統一を目指して、総評青年婦人協議会、全日本青年婦人会議、全日農青年部（準備会）、全学連、日本社会党青年部、日本民主青年同盟の六団が参加して結成。結成宣言は次のとおり（抜萃）。

ソ連の核兵器実験の一方的中止と総選挙という新たな内外情勢の下で、米英の核兵器実験を阻止し、原子戦争の脅威をなくす闘争、勤務評定を粉砕し、民主教育を守りぬく闘争、日教組、全逓、全電通をはじめとする労働組合に対する弾圧に反対し、民主主義をかちとる闘争、そしてこれらの大衆闘争を通じて岸反動政府の打倒をめざすわれら日本の青年学生の運動は、重要な段階に入りつつある。特にメーデーと総選挙を前にして、青年学生戦線の統一と青年学生運動の任務が、とりわけ重要性をもつに至った。このことにかんがみ、われら三〇万の青年学生は、ここに全日本学生共闘会議の結成を宣言する。

この会議のおもな活動は、次のようである（全青婦会議の活動経過報告書による）。五月三〇日、クリスマス、エニウェトク水爆実験の即時中止を米・英両大使館に抗議。八月二日、「核武装反対、勤務評定阻止、日中国交回復のための八・二青年学生共同行動デー」を提唱、この日を中心とする集会や街頭進出。また茨城県労評青婦協との共催により「核武装反対、百里ガ原を守る関東青年婦人集会」を現地で開く。八月一六日、「勤評粉砕平和と民主主義を守る青年婦人学生全国大会」（和歌山）、関西を中心とする青年学生一千名参加。一〇月～一一月、警職法改悪反対闘争に参加。一一月二〇日、「警職法粉砕、岸内閣打倒、国会解散要求」の青年学生中央討論集会および決起大会（東京地評青婦協と共催、国会前）、二五〇〇名参加。この会議の地方共闘組織の結成は北海道、秋田、埼玉、新潟、長野、静岡、三重、京都、大阪、和歌山、高知をはじめ一七府県（一九五九年一月現在）。

第一回世界青年労働者会議　世界労連の主催により、七月一四～二〇日、プラーグで開かれ、世界六カ国の青年労働者の代表が参加した。日本からは小森正夫氏（総評青年協議会）ほか九氏が出席した。会議は、㈠賃金、職業教育、青年の組合における権利と社会的権利、諸要求をめざし差別に反対する青年労働者と労働組合の闘争、㈡全世界の青年労働者の前途と、平和を求め原水爆戦争の危険に反対する青年労働者の統一行動、㈢青年労働者を組織し統一するうえでの労働組合の役割と、労働組合の強化に青年労働者が果す役割、の諸議題について報告、討議が行われ、働く権利や労働条件の改善などを要求する「青年労働者の要求綱領」「世界の青年労働者にたいするアピール」、「平和問題にかんする宣言」などを採択した（この会議の詳細は『青年労働者の前進』日本代表派遣準備会編、を参照）。

（注）　このほか、おもな青年組織としては、「日本社会党青年部」、「全日本青年婦人会議」、「日本民主青年同盟」、および「日本社会主義学生同盟」、「社会主義青年労働者同盟」（一九五八年一二月結成）などがあり、国際交流として「アジア・アフリカ青年会議」（一九五二年二月、カイロ）があるが、これらの動きについては省略する。

第二節　婦人運動

一九五八年から一九五九年のはじめにかけて、婦人の権利と生活を守る運動、保育所を守る運動、あるいは平和運動や勤務評定、警職法、社会教育法など一連の改悪反対闘争に多くの婦人が積極的に参加したが、これらの運動を通して、政治問題への関心が高まり、婦人労働者と家庭の主婦との間の交流、提携が強化され、婦人諸団体の統一行動が強化されたことが、今年における大きな特徴であった。

働く婦人の中央集会　第四回中央集会は、一九五九年三月二二～二三日、「失業と貧乏と戦争のない社会をみんなの力できずきましょう」、「働く婦人と主婦はがっちり手をつなぎましょう」を二大目標として、総評はじめ各労働組合と全日本婦人団体連合会、炭鉱主婦協議会、日本子供を守る会などの婦人団体の代表約一五〇〇名が参加し、第六回婦人月間の行事として開かれた。労働条件、教育、生活、平和問題についての各分科会と全体集会（東京杉並公会堂）において討議が行われたが、「今回の特徴は、昨年の選挙や原水爆禁止大会、母親大会、警職法改悪反対闘争などを通じて、家庭の婦人と労組の婦人の提携の必要が理解されてきた。その上に立って統一目標の下に共同の行動をおこなうという方針が……うちだされた」（集会事務局長経過報告）ことであるといわれる。そして、次の統一目標に向かって闘おうとの誓いがなされた。

一、物価値上げに反対し、最低賃金制一律八千円を確立する。
一、すべての男女差をなくし、婦人の権利を守る。一、職場の力を結集し、独占資本の合理化攻勢と闘う。一、軍事予算に反対し、社会保障制度を確立する。一、安保条約破棄、日中国交回復を実現する。一、私たちの代表をたくさん議会へ送る。一、世界の婦人と手をつなぎ、核武装に反対する。

（第三回中央集会―一九五八・四・一九～二〇については省略）

第四回日本母親大会　一九五八年八月二三～二四日開かれ、全国から集まったお母さんたちは一万人に及んだ（東京専修大学、都立体育館）。第一日は分科会（はたらく婦人と主婦のつながり、くらしにつながる政治経済、母親運動はどうすればのびるか、など一一分科会）、第二日目は全体会議において、真剣な討議が行われた。なお母親大会準備会の勤務評定反対声明（四月二一日）にからんでこれまで後援してきた各地の教育委員会が非協力を表明するなどで問題となった、勤務評定に対する態度をこの大会としてどう決めるかについては、分科会の討議でも大きな問題となったが、大会としての反対決議はさけ、次の「宣言」にみられるようなものとなった。

宣　言

全国のみなさん

私たちはここに、第四回日本母親大会を開き、沖縄の仲間も加えて一万人があいつどいました。母親の新らしい歴史の一ページを飾った第一回大会以来の足どりをたしかめ、明日からのあゆみを誓いあったのです。おしころされた母のおもい、台所のつぶやきは今や全国にこだまする力強い叫びとなり数多い母親グループの誕生、保育所や施設づくり、P・T・Aの活動、年金や制度の学習、民主教育を破かいするさまざまな文教政策、とりわけ勤務評定については、深い関心をもち、何が真実かを見きわめ、母の願いと意志を結集した行動を始めつつあります。また日本の母親の手によって始められた核兵器禁止の行動が、世界の世論をつくり、今やアメリカ政府でさえ水爆実験停止の宣言をせざるを得なくなりました。

このように私たちの力が大きくなればなるほど、こうした運動に対する中傷や妨害は日ましに激しさを加えています。大会で出された数々の問題は、私たちをとりまくきびしい情勢を反映したものでした。私たちはこの現実に生き、しかも自らの手でこの現実を少しでも変えようと努力しています。正しい判断と勇気ある行動が住みよい社会、平和な世界を築く力となります。いのちを生み、いのちを守る母親に沈黙は許されません。平加を破るどのような妨害にも屈することはできません。

私たちは四年間の歩みのなかで一人一人は弱くとも、みんなが集り、みんなの手が結ばれたとき、すばらしい力になることを知りました。この力こそが世の中を動かすエネルギーであることをも学びました。

「話しあいから行動へ」をこれからのあい言葉としてたちあがりましょう。

私たちの子どもをしあわせにするために。　手をつなぎましょう。　平和を守るために。

私たちは、一人一人がこの運動のにない手となり、あらゆる妨害とたためらいをのりこえて前進することを母の名においてこれを宣言いたします。

一九五八年八月二四日　　第四回日本母親大会

警職法、社会教育法改悪反対運動　警職法改悪に対しては、ほとんどの婦人団体が反対を表明し全国民的な反対運動のなかで積極的な活動を行ったが、特に、一九五八年一〇月一七日には「人権を守る婦人協議会」が、各労働組合婦人組職、婦人団体連合会、日本母親大会連絡会など四〇団体代表約二〇〇名が参加して結成され、政府、自民党にたする決議文の手交、宣伝・啓蒙活動方針を決めた。一一月五日には、この協議会が主催して「警職法改悪に反対する母と娘の集会と大行進」が開かれ（東京京橋公会堂）、二千人が参加して、警職法改悪撤回と岸内閣退陣要求を決議、新橋まで華やかにデモ行進を行った。

また社会教育法改正案が国会へ提出されたことに対し、一〇月三一日、「社会教育法改正と婦人団体についての懇談会」が、市川房枝氏など婦人有志一一名が発起人となって開かれ、婦人団体、P・T・Aなど一〇数団体代表約五〇人が参加して話合いの後、政府の改正案は社会教育団体の自主性を失わせるもので反対であるとの声明を行った。この懇談会はその後も続けられ、婦人団体の反対運動が高まっていった。一一月七日、日本婦人有権者同盟、全日本婦人団体連合会など一四婦団体が連名で反対声明を行った。一九五九年にはいつては、「社会教育の自主性を守る全国代表者会議」が一月二一日、婦人諸団体、総評、日本青年団協議会（日青協）など五〇団体代表三〇〇人の参加により開かれた（参議院会館）。この会議では、日青協のように改正案に条件付きで賛成する意見も出されたが、けっきょく、現行法の完全実施をおし進める線で改悪に反対していくことになった。

子供を守る運動　「第一回子供を守る健康会議」　一九五八年五月三一日、医師・専門家（望月衛、暉嶋義等、平井信義氏など一五名）、保健婦、父母など約二〇〇名が参加、㈠事故死、㈡エキリ、㈢性教育の三テーマについて話合い（東京千代田図書館）。

「第六回子供を守る文化会議」　一一月二～三日、日本子供を守る会、婦人団体、日教組など労働組合、児童文化教育団体、長野県の関係団体など六〇余団体の代表、専門家、父母、教師など一八〇〇名が全国から参加して開かれた（長野市第一市民会館）。国民のための学校教育を築くには、親や教師と子供はおたがいに理解し合っているか、青少年たちはどのように生活し何を考えているか、な

どの七分科会において真剣な討議がなされ、警職法や勤務評定に反対し、「いまこそ父母と教師、農民と労働者など民主主義と平和をねがうすべての人びとが広く手をつなぎ合って立ち上るときです。あすの子どもの生活と文化を守るために、日本のすみずみまでこの運動を高めましょう」との宣言を発した。

（注）このほか、「国際婦人デーを祝う婦人月間中央大会」（一九五九・三・八、労組婦人部、婦人諸団体の統一集会）、「全国婦人会議」（第六回一九五八・四・一三～一五、第七回一九五九・四・一二～一五、労働省婦人少年局とNHK共催）、「働く母と子のための保育所を守る国民大会」（一九五八・一・一四、関係諸団体、保母、母親など）をはじめ保育所を守る運動、および国際交流として「第四回世界婦人集会」（一九五八・六・一～五、ウィーン、国際民主婦人連盟）などがあるが、省略する。

第三章　人権擁護運動

第一節　進駐軍被害補償要求の運動

占領期間中に、アメリカ兵の不法行為によって被害をこうむった国民に対して満足な補償がなされていないことから、全国の被害者の遺族が団結して補償を要求する運動が進められてきたが一九五八年には各地で起った運動を全国的に集約して全国の進駐軍被害者連盟を結成する運動が進んで、一九五九年一月二二日に東京で全国進駐軍被害者連合会が結成された。

アメリカ兵の暴行に抵抗して殺害された者、アメリカ兵が強盗にはいって拳銃で射たれた者、酒を求めにきたアメリカ兵が断られるや、基地内に連行して射殺した例、酔っぱらったアメリカ兵が棍棒で通行人を撲殺した例、アメリカ兵の自動車に轢殺された者など、一九四五年の進駐から一九五二年四月の講和条約の発効までの間にこの種の事例は判明しているだけでも全国で一万件に及ぶといわれる。日本政府はこれらの損害について一九四五年一一月ならびに一九四六年四月に総司令部と折渉を行い、被害者に対する損害賠償を要請したのであるが、この要請に対して一九四六年九月一一日に総司令部より日本政府に覚書が送付され、同時に新聞発表が行われた。それによると、総司令部は占領軍の不法行為による損害賠償にはいっさい応じないということであった。そこで政府としても放置するわけにもいかず、行政措置として見舞金という形式で被害者ないしその遺族にきわめて少額を支給したのであった。この金額は年度によって多少ずつ増額されたのであるが、たとえば一九四七年一月までに死亡した者に対してわずか最高五百円という少額であり、このような人権無視の措置に対する不満もまた強かったので、一九五二年、一九五三年の二度にわたって追加支給が行われたが、それとてもわずかなもので、死亡者の遺族に対し六万ないし五十万という低額であり、特に日本の独立後における行政協定一八条による支給基準一五〇万円と比較するならば、その差は著しいものがあった。

ところがこれらの見舞金もまた支払う者の告知が不親切であったためにまったく受取っていない被害者が多く、これらの問題はすべて日本の独立後にもちこされたのであった。そこで一部の被害者は一九五三年から一九五五年にかけて広島・東京で国を相手に損害賠償訴訟を提起し、更に一九五四年三月には呉市の進駐軍事故被害者連盟の呼びかけで東京の被害者が集って進駐軍被害者連盟が結成された。その後次第に全国各地でも同種の団体が結成され、北海道、

山形、宮城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、千葉、東京、山梨、愛知、大阪、兵庫、広島、山口、福岡、熊本、長崎の各地に連盟ができた。これらの団体は東京が中心になり、全調達庁労働組合や社会党と協力し、政府その他の関係方面と折渉して、全国の被害者の実態調査と被害補償の立法運動に乗り出した。

新聞・ラジオ等も次第にこの運動を取り上げるようになり、世論の注意を引くようになったが、政府には見舞金の追加支給の形式で済ませようという動きがあるために、運動は難航している。

総評は一九五八年七月二五日、第一〇回定期大会において、「占領期間中において米駐留軍の不法行為により被害を蒙った被害者並びに遺族に対する完全補償に関する決議」を行ってこの運動を支援し、全国知事会は一九五八年九月一九日に、「講和条約発効前、進駐軍事故による被害者に対する補償措置について」という要望を政府に提出し、全国都道府県会議長会議もまた、一九五八年一〇月三〇日に同旨の要望を政府に対して行った。国会では一九五八年七月五日、七月三一日の衆議院内閣委員会で議員の質問が行われ、政府当局はとりあえず予算措置を講じて実態調査を行いたい旨を明らかにした。

第二節　松川事件

松川事件対策協議会の結成　一九五七年夏に行われた大規模な松川事件現地調査を組織した総評、国鉄労組など約二〇団体の中央実行委員会は、その解散に当って、恒久的な救援組織を作ることを訴え、松川事件対策協議会の結成を呼びかけたが、その運動が実を結んで、一九五八年三月九日に東京総評会館で結成大会が開催された。大会には各労組、団体の代表など一五〇名が出席し、次の諸項目にわたる運動方針を討議決定し、大会宣言を発表した。

一　運動の基本的な問題

㈠　松川事件は職場や家庭、町角でどう理解されているか。1、死刑はいくら何でも気の毒だ、何も死刑にすることはないだろう、ひどすぎる、という理解の仕方。2、九度目の冬を迎えて獄中被告は気の毒だ、証拠らしい証拠なくして拘置され、妻子とも別れている、こんな馬鹿げたことがあるだろうか、という理解の仕方。3、謀議とか自白とか、いろいろ読んだり聞いたりしたが、証拠はない、誰かがやったのかも知れないが、疑わしきは罰せずというのが法律の建前ではないか、という理解の仕方。4、松川事件は労働組合に対する弾圧事件なんだ、労働者の権利を守る闘いとして重要なんだ、という理解の仕方。5、政治的な狙いをもった大変な事件なんだ、いわゆるデッチ上げであり国際的にも大事件なんだ、という理解の仕方。

㈡　諸権利を守る闘いと松川の闘いの関連性、1、労働組合―組織に対する信頼と組織人としての自覚、これと松川の闘いの関連性。2、暗い職場、職制の圧迫をはねのけ、民主的権利をかちとるための職場闘争と松川の闘いの関連性。3、原水爆禁止、日中国交回復、軍事基地反対闘争等の平和闘争と松川の闘いとの関連性。4、警察、弾圧機関、国家権力に対する闘い、この階級的な闘いとの関連性。5、支配階級が攻撃の常套手段として使うアカよばわりの思想と松川の闘いとの関連性。6、町角での闘いと松川の闘い。7、中国を始めとする諸外国の支援活動と松川の闘い。8、労働運動の前進がそのまま松川の闘いの前進であり、この闘いは全国民的な闘いであるということ。

二　運動の具体的な問題（これからの活動方針）

㈠　法廷闘争を強める。1、弁護団を強化する。2、法律理論闘争の強化。3最高裁対策。4、情宣活動。㈡　全国活動者会議

を開催する。㈢　現地調査団を組織する。㈣　松川行動デーを設置する。㈤　松川全国集会を開催する。㈥　資金カンパ活動を強化する。㈦　国際的連繋の強化。㈧　松対、被告団、家族会の活動と配置。

大会宣言

私たちは、私たちの愛するこの国で無実のものが「無実」を叫び続けながら殺されようとしている。松川事件の、最も重要な最高裁の審理が、今秋口頭弁論が開かれると予想されるほどすすんでいることを知りました。

このことは私たちにとって、そのまま私たち自身が、その立場におかれた思いでおります。私たちは「無実の者は無罪にする」という当り前の事が、過去において二度とも認められなかったことについて非常な怒りを感じます。国民にとって裁判が信じられないほどの不幸はまたとありません。松川事件対策協議会は広く事件の真相をひろめ、平和と民主主義と人権を守る立場から「無実のものを罰しない」裁判の公正を要求する国民的運動を統一して行うために組織され、本日ここに結成大会の運びにいたりました。私たちは、この目的のために全力をふるって闘うことを誓います。全国民の皆様、全世界の皆様、私たちの闘いを理解され、絶大なる御協力と御援助を下さるように心からお願い致します。

一　弁論を開いて松川裁判やり直せ。
二　無実のものを殺すな。
三　拷問による自白を認めるな。
四　獄中被告の即時釈放。

右宣言致します。

一九五八年三月九日

松川事件対策協議会結成大会

日本労働組合総評議会、国鉄労働組合、日本教職員組合、全農林労働組合、全国電気通信労働組合、全建設省労働組合、全国税職員労働組合、全商工労働組合、全国水道労働組合連合会、日本私鉄労働組合総連合会、日本炭鉱労働組合、全国紙パルプ産業労働組合連合会、全国金属労働組合、日本新聞労働組合連合、全日本自由労働組合、全日本港湾労働組合、全日本造船労働組合、全日本電機機器労働組合連合会、全日本海運労働組合連合会、全国生命保険労働組合連合会、全印総連東京地方連合会、共同印刷労働組合、日本ジャーナリスト会議、全国商工団体連合会、自由法曹団、日本国民救援会、日本国民救援会東京都本部、松川事件対策委員会、東京都松川懇談会、東京療養所松川を守る会、福岡松川守る会、平塚救援会（神奈川県）、波止浜学習会（愛媛県）、広津和郎、平塚雷鳥、清水幾太郎（以上順不同）

国際行動デー　事件発生以来、満九年目の一九五三年八月一七日を松川事件国際行動デーとして、広く全国的に無罪釈放要求の運動が行われた。中央集会は、東京神田一ッ橋の共立講堂で約二五〇〇名が参加して開かれ、世界労連、中華全国総工会、フランスCGT、その他海外から二〇通のメッセージが寄せられた。社会党浅沼書記長、共産党志賀幹部会員、世界労連代表ゲラッシー氏、ペルー代表レンドン・ガルシア氏の諸氏があいさつを行い、松対協副会長土門幸一氏の現状報告、大塚弁護人の弁護団報告、松対協事務局長神鳥日吉氏の運動方針提案などがあり、次いで最高裁に対する要請、誓い、全世界の人民に訴える決議を採択し、散会後、会衆は東京駅八重洲口までデモ行進を行った。採択された最高裁に対する要請は次のとおりである。

松川事件の原判決は、その裁判の基本である事実の認定の上で全く誤判でありこのまま認定するようなことがあれば恐怖すべき

司法殺人となるでありましょう。特に証拠の隠匿と煙滅が行われている事実は私たちの憤激やまざるところであります。被告と家族を一刻も早く人間として生きる権利を行使させることは私たちの義務であり権利であると信じます。中央集会は万場一致を以て次のことを要請します。一、必ず事実を審理すること。二、偏見と予断をもっている裁判官を排除すること。三、被告を出獄させた上でこの事件の真相を十分調査すること。

現地調査　一九五八年の第一次現地調査は七月六日に行われ、全国各地の労組、地域代表など一一八団体、二三三名が参加した。調査は一般調査、夜間往復調査、バール・スパナの実験、特別調査に分かれ、終了後、翌七月七日には仙台におもむいて在獄被告と集団面会を行い、更に八日には全国活動者会議を仙台で開催した。

第二次は七月二六日から二九日にわたって行われ、六九七名が参加した。この調査の後、全国活動者会議がもたれ、「最終段階にきた松川闘争をみんなの力を併せて勝ち抜こう」、「最高裁に対する要請書」、「最高検に対する抗議文」などを採択した。

最高裁判所の審理　松川事件の最高裁判所の口頭弁論は一一月五日から一一月二六日にかけて一〇回にわたって開廷された。三鷹事件について竹内景助氏に対して一度も法廷を開くことなく、八対七の多数決で死判の刑決を確定させた最高裁判所は、そのために広範な世論の批判を受けたが、その後少しずつ弁論を開いて審理する傾向に進んでいた。然し松川事件については弁護団の要求とはかけはなれていたとはいえ、いっさい他の事件の審理をストップして、一〇回に及ぶ弁論期日を開き、被告・弁護側の主張を十分に聞こうとした最高裁判所の態度は、異例なものとして事件の進行に明るい見とおしを与えた。弁護団は三五日間にわたって合宿し、上告趣意書の執筆や弁論の準備のために綿密な検討を加え、左のような構成のもとに弁論を行って、被告人の無罪を主張した。

総論――概論、諏訪メモの証拠調請求、証拠の煙滅と隠匿、自白問題総論、良心なき裁判。

犯行の不能――顚覆原因論、顚覆作業の技術的不能、バール・スパナの出所について、バール・スパナは松川線路班のものではない、バール・スパナの盗み出し、公判調書の改ざん。

判示事実の不存在――犯罪事実の構造をつくり変えた違法、八月十五日謀議の不存在（諏訪メモに関して）、刑訴法第三二四条について、所謂八月十六日の謀議、実行行為に関する赤間自白の検討、実行行為――自白誘導の破綻――、高橋被告の身体障害、高橋被告のアリバイ、本田被告のアリバイ。

自白の問題――任意性判断の羊頭狗肉について、ウソの自白の心理法則について、顚覆謝礼金の自白を中心として、赤間自白について――実行行為参加は時間的に不可能――、赤間の自白取消、太田自白。

官憲の虚構について――自白の源泉、虚構の経過とその破綻、検察官の被告人に有利な証拠の隠滅の問題及び右証拠の提出義務について、官憲の偽証を論ず。

法律問題・動機論――共犯被告人の自白、共謀共同正犯と「罪となるべき事実」、証拠裁判主義、自由心証主義違反、動機論批判。

各被告の無実の論証――佐藤一被告の無実、鈴木被告の無実、杉浦被告の無実、本田被告の無実。

最高裁判所の審理においては、まず二審当時に仙台高裁長官であった石坂修一裁判官が最高裁裁判官として在任していたのであるが、同裁判官がみずから松川事件の審理に加わることを妥当でないものと認めて回避したことが注目される。石坂修一裁判官が仙台高裁長官当時に松川事件二審の裁判が開始されたのであったが、石坂

氏はその後、広島高裁長官に転任し、第二審判決のあった時には二審裁判長鈴木禎次郎氏にあてて書簡を送った。

この書簡が公にされ、広津和郎氏もこれを取り上げて、いわゆる「石坂書簡」の問題として広く波紋を呼んだのであるが、同氏が最高裁判官として松川事件の審理に加わることは裁判の公平を阻害するものであるという理由で、弁護団では九月一五日に、石坂被判官を忌避する旨の申立を最高裁に行っていた。この申立に対する裁判に先だって、石坂裁判官はみずから松川事件の審理から身を退いて、この裁判に加わらない態度を表明した。最高裁は、石坂裁判官が自ら回避したことを理由として、九月二四日に忌避申立を却下した。最高裁裁判官がみずから回避した事例はこれがはじめてである。

また最高裁の審理においては、検察官による証拠の隠匿の問題の一つとして、諏訪メモの問題が弁護側によって大きく取り上げられ、一一月一四日の法廷ではこれらの新しい証拠の取調について決定が行われ、諏訪メモを含む数点の証拠については判決の資料にとりいれられることが明らかになった。

松川事件においては一九四九年八月一五日午前一一時四、五〇分から国鉄福島支部事務所において行われたとされる国鉄・東芝の共同謀議が最も重要な謀議であるとされてきたのであるが、この謀議に参加したとされている東芝の佐藤一被告は、実は当日午前に行われた東芝松川工場における団体交渉に加わっており、したがって福島市内にはいなかったというのが、この事件の当初以来の被告・弁護側の主張であった。

松川工場における団体交渉には、会社側の事務課長補佐、諏訪親一郎氏が列席しており、団体交渉の経緯をノートに記載していた。これが問題の諏訪メモである。このメモは事件直後に検察官の手にはいり、以来九年余にわたって日の目をみなかったものであるが、一九五四年初めに偶然の機会からこのメモの存在を知った被告・弁護側では、このメモのゆくえを追求していた。一九五七年六月には最高検に対し、諏訪メモをはじめ、検察当局の手中にあって公開されていない事件の資料をすべて提出することを要求したが、最高検はこれに同意せず、メモの現実の所在は容易につきとめることができなかったのであるが、一九五八年秋になって共産党志賀代議士の国会における質問によって、このメモがその頃執筆者であった諏訪氏に返還された事実が明らかになった。この間、新聞記者の努力によって一九五七年六月二九日の毎日新聞福島版には、このメモが福島地検鈴木久学検事の手中にあることが報道されたりした。

弁護側は一九五八年一〇月に諏訪氏に会い、同氏の好意により大学ノートに記載されたメモを閲覧する機会を得たのであるが、果せるかなこのメモには佐藤一被告が団体交渉に終始立会っており、福島市内に出かける余裕のまったくなかった事実が明白になったのである。新聞その他は事件後久しい間にわたって被告にとって決定的に有利な証拠を検察官がその手中に留めていた事実に対して批判的な報道を掲載した。

最高裁はこの事実を知って、かねてからの弁護側の申請をいれて一一月一日付で諏訪氏に対してメモの提出命令を決定した。

諏訪氏はこの命令に応じて最高裁に対してメモを提出し、ここにはじめてメモの内容は公式に明らかにされた。

最高裁判所が新しい証拠を公開の法廷で正式に取調べたこともまた初めての例である。

これらの経過を経て一一月二六日に口頭弁論を終ったが、弁護団は終結にさいして次のとおり声明を発表した。なお、判決は翌一九五九年にもちこされ、一〇年近くに及ぶ松川事件をめぐる人権擁護

の運動は最終の段階にはいった。

弁護団声明

十一月十五日から十回にわたって開かれた口頭弁論において弁護団の予定した弁論は終了した。

被告諸君の無実、検察と二審判決の不正は公開の法廷で国民の前に明らかにされたものと確信する。

二審判決は必らず破棄される。被告諸君全員が無実と確認され釈放される日も遠くないであろう。

われわれは最高裁判所の公正と決断を期待する。

一九五八年十一月二十六日　　松川事件弁護団

第三節　菅生事件

一九五二年六月二日、大分県菅生で起った交番爆破事件は福岡高裁で審理が続けられてきたが、その間、警察官戸高公徳の出現によって、警察によって仕組まれた陰謀の事件として広く世間の注目を浴びるようになった。この事件の控訴審判決は六月九日に宣告されたが、この判決で福岡高裁は、後藤秀生、坂本久夫の両被告人の犯行とされてきた交番爆破事件に無罪を言渡し、長い間にわたって闘ってきた被告人、弁護人およびこれを支援した労組等の人権擁護運動が勝利した。

判決はまず後藤・坂本両名が爆破の犯人であるとする警官証人の証言を逐次検討し、いずれも信用できない旨を明らかにし、証拠物件と被告人たちとの関係についてもいくつかの疑問を提出し、更に鑑定の結果にもとづいて爆破に用いられたダイナマイト入りビール瓶は交番内の椅子の上に置いてあったものであることを認め、外部から投込んだものとは考えられないとした。すなわち——

暗黒裡に縦三糎、横三八糎の枠にはめられた窓硝子又は略同様の枠に貼られた回転戸の広告用紙を破って重量約一・五瓩の既に点火したダイナマイト入ビール瓶様のものを屋外から二米八八糎四方の室内目がけて無心に投入した場合、その瓶が途中爆発又は破壊することなく、地上六五糎の同室床板上の東北隅に偶々置かれてあった木製ラッカー塗椅子の腰掛板の上に横臥の状態で静止すると言うが如きは、稀有の偶然を除外しては、殆ど考えられない。

これは吾人の健全なる常識を以て十分判断し得るところであって前顕の投擲実験の如きも実は、さしたる必要性なきものとすら思われる。次に各室の構造からして、回転戸の施錠をあけ、又は破壊して室内に侵入し、爆発物を椅子上に置くことも絶対不可能ではないかも知れないが、特段の理由、格別の目的がない限り場所が駐在所の事務室であり、且又置かれたところが右入口から最も遠い地点である点にかんがみると、普通一般人たる犯人の行為としてはその必要性も考えられないし、又著しく不自然でもある。以上論述したところによって、被告人等が本件犯罪の実行の衝に当ったものであるとの証明は少くともないと言える。唯被告人等には他に共犯者（例えば戸高公徳等）があって、その者において実行々為を担当したのではないかとの考方も、考方としてはあり得る。

当審としてもこの点に審理の一つの重点を置いて慎重に検討したのであるが、これを認定するに足る確証は遂に発見し得なかった。

この判決は右のように、交番爆破はダイナマイトを外から投込んだために発生したものではなく、内部にあらかじめ仕かけられていたダイナマイトの爆発によるものであることを示唆したのである。

判決は一方において戸高共犯説をも確証が発見できなかったとし、他方この犯罪が交番を含む警察関係者の協力なくしては行われなかったであろうことを示した点で、実に重大な問題を提起したのであった。

すなわち、この事件が警察官によって仕組まれた謀略事件ではないかという点に世の疑義が集まり、関係警察官の処罰を要求する声が高まった。自由法曹団はこの点について左の決議を行い、関係当局に申入れを行った。

決　議

警察みずから駐在所を爆破して犯罪をひき起し、罪なき国民を逮捕し、五年間も獄窓に監禁して犯人呼ばわりをし、あまつさえ、警察の全組織をあげて真犯人戸高公徳をかくまい、証拠をいんめつし、その他数限りのない卑劣な行為を犯してきた菅生事件は、最も怖るべき悪質な組織的権力犯罪といわなければならない。

かかる明瞭なる犯行に対して警察はその非行を認めず、今日に至るも何等反省もしていないばかりか、謀略犯罪としての菅生事件の真実が国民に広く知られるのを防止すべく逆宣伝をすら計画している。

而してこの事件について法律的にも政治的にも責任を負うべき地位にある警察関係者が依然としてその地位を保証されている。われわれはこのような事態をそのまま看過することはできない。

警察庁は事件の責任者、現東北管区警察局勤務小林末喜以下の警察官を、憲法並びに公務員法違反で即時罷免し、同時に、爆発物取締規則第一条違反の犯罪行為者として速かに訴追すべきである。

更に、警察は、その全組織をあげて斯る犯罪行為をなした責任追究を徹底的に行い、国民に対しその処理を明かにしなければならない。

右決議す。

昭和三十三年六月二十一日　　自由法曹団総会

第四節　平事件

一九五五年八月に、福島地裁平支部が無罪判決を宣告して、長い間の被告団を中心とした運動の成果が賞揚された平事件の第二審公判は、仙台高裁で続けられていたが、一九五八年六月三〇日、事件発生以来ちょうど九年目に、原判決を破棄して、有罪の宣告を下した。この二審判決は大衆運動の合法性について多くの問題点を含んでおり、賛否の両論が広範に論ぜられた。この判決に抗議した国民救援会の声明は次のとおりである。

仙台高裁の平事件判決に抗議して声明する

六月三十日仙台高裁籠倉裁判長は、平事件百五十三被告（うち一名死亡）の控訴判決で、大部分無罪であった一審判決を全面的に覆えし、村田伊丹君の検事控訴棄却無罪をのぞき、残る被告全部に有罪を言渡した。

平事件は一九四九年六月福島県平市の駅前の掲示板を占領軍の指示によって警察が不法にもとり外しを命じたことに大衆が憤激して抗議したことによっておこったものである。

一審判決が平、内郷、湯本三署での被告たちの行動を「共同意思に基いたものでない」従って騒擾罪は成立しないとしたものを、籠倉裁判長は「共産党幹部が、撤去を命ぜられた掲示板の近くで〝警察に抗議しよう〟と演説し、これを聞いた群衆が平市署

に押しかけようとしたとき初めて群衆の間に共同の意思が生じた」と称して、騒乱罪が成立しているとこじつけ、有罪判決の理由としている。

一審の判決は平、内郷、湯本の三署と、その管内をつぶさに調査し、多数の証人の証言と、被告の言い分を充分聴いた上で、「警察署の措置を不当とし、その不当の措置に対して、交渉或は抗議すること、その際大衆を動員して、大衆による交渉或は抗議の形をとる事自体何等違法ではありえない。勿論大衆の集団には、その形成に伴い自ら威圧を生ずること、又これが相手に対し心理的影響を与えることがあるのは容易に看取し得るところであり、大衆による交渉或は抗議の形をとること自体かかる心理的効果を意図したものといい得るが、このことは、大衆行動が是認されることによる当然の締結であって、これを以て暴行又は脅迫の意図ありとはなし難いところである」と言っている。

然るに仙台高裁の籠倉裁判長は、検事側の証人の証言を聴いただけで、被告側の証人の言は聴かず、粗雑極まる審理の末、デマと中傷にみちた検事側の言分を採用、暴行、脅迫があったとしてこの判決を下したのである。

この判決は、大衆行動の合法性を否認し、国の立権者である国民が警察に交渉し、抗議する権利をも認めない不合理極まるものである。この判決は最近に於ける全逓、日教組等に加えられている弾圧と相呼応する政治的な裁判である。

岸政府は、労働組合を敵視し、大衆行動に弾圧を加え、国民から憲法で保障されている団結権、団体交渉権を奪い、合法的に行われているピケ、デモ等を警察や暴力団の暴力によって破壊しようとしている。これはかつて九年前、米国が朝鮮戦争を準備し、日本をその基地とするために行った大々的な弾圧を思い出させるものである。

岸政府は、米国の指図に従って日本の核武装をもくろんでおり、李承晩、蔣介石との間に、米国の希望通りに中国とソ連を仮想敵国とする軍事同盟を結ぼうとしている。その目的遂行のために、憲法を無視し、われわれの民主的権利をはく奪しようとしているのである。平事件の判決は、この岸政府の戦争政策に協力せんための裁判である。われわれは、ここに仙台高裁の平事件判決に抗議し、裁判に対する国民の監視を一層強め、世論を高め、日本国憲法を擁護し、大衆行動の自由と被告たちの基本的人権を守るためあくまで闘うことを声明する。

一九五八年七月一日

日本国民救援会

第五節　公安条例関係

集会・集団示威運動などを規制する公安条例については、その制定の当初から合憲性が疑われ、各地の裁判所において公判闘争が行われてきたが、この際、裁判例の概要を記すると次のとおりである。

(1) 一九五一年一〇月二六日、京都地裁、京都市条例、違憲。
(2) 一九五一年一二月四日、広島高裁、徳山市条例、合憲。(3) 一九五一年一二月六日、東京高裁、埼玉県条例、合憲。(4) 一九五二年四月一五日、大阪高裁、滋賀県条例、合憲。(5) 一九五二年一〇月三〇日、横浜地裁、川崎市条例、違憲。(6) 一九五二年一二月一〇日、広島地裁、広島市条例、違憲。(7) 一九五三年一〇月一三日、山口地裁、岩国市条例、違憲。(8) 一九五三年一一月一九日、静岡地裁、静岡県条例、違憲。(9) 一九五三年九月一五日、広島高裁、広島市条例、合憲。(10) 一九五三年一一月一七日、

大阪高裁、京都市条例、合憲。(11)　一九五二年六月一〇日、東京高裁、東京都条例、合憲。(12)　一九五四年六月三〇日、東京高裁、静岡県条例、違憲。(13)　一九五四年一一月二四日、最高裁大法廷、新潟県条例、合憲。(14)　一九五五年二月一日、最高裁第三小法廷、佐賀県条例、合憲。(15)　一九五五年三月一〇日、最高裁大法廷、埼玉県条例、合憲。(16)　一九五五年五月一〇日、最高裁第三小法廷、徳山市条例、合憲。

一九五八年においては、東京地裁において、東京都条例につき、違憲・合憲の二つの相反する判決が行われた。

一九五八年五月六日、東京地裁刑事第一〇部は、蒲田事件について、違憲判決を下した。この事件は一九五二年二月二一日、東京の蒲田地区で起った反植民地闘争のデモに関連する事件であるが、被告側は公安条例の違憲を主張して闘っていた。判決理由は次のとおりである。

本件条例は憲法上表現の自由の保障を受くべき集団示威運動につき殆ど一般的にこれを禁止し、その実施を具体性を欠き不明確な基準に従う公安委員会の恣意的な怠慢ないし不許可処分に対しこれが実施を可能ならしめる救済方法を与えていないことが明らかであって、このような規制方法は憲法上特に重要視さるべき表現の自由に対するものとして必要やむを得ない限度を超えたものと謂うべきであり従って本件条例が第五条において同第一条所定の公安委員会の許可なくして行われた集団行進、集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者を処罰する旨を規定する限りにおいて、同条例は憲法に違反するものと解せざるを得ない。

本件条例が規制の対象とするところは集団的行動のうち、まさに思想表現を目的とする集団行進、集団示威運動のみに帰着するのであるが、本来この種の行進ないし示威運動は、多数派である時の権力者と相対立する少数派が、その包懐する思想、主義、主張について社会一般の関心に訴える手段として行われて来たのであることを併せ考えれば、本件条例は前に説明したような規制範囲の限定方法自体によって、既に右の行動を危険視していることを窺わせるのであり、このような規定のもので『われわれと意見を同じくする人々のための自由な思想ではなく、われわれが嫌悪する思想のための自由』として表現の自由が果して国政上最大の尊重を受け得るか否かは極めて疑わしく、それが具体化されるこれらの行動の許否決定に際し、その基準である公共の安寧という概念が、公安委員会において常に厳格に解釈されるとする保証がないからである。そしてこのことは許可決定における公安委員会に対する信、不信を云々するものではなく、憲法の鎖によって固く保障されている国民の基本的人権の行使が一行政機関の判断によって左右さるべきではないことを強調するに外ならない。

また東京地裁刑事第九部は巣鴨事件について八月二九日に合憲判決を下した。この事件は一九五三年七月二七日に、当時国会で審議中であったスト規制法に反対するため、東京北部地区の労組が行ったデモに関する事件である。この判決は都条例のうち、集団示威運動の規制に関する部分は違憲であるが、集団行進に関する部分は合憲であるとなし、蒲田事件の判決が違憲の一つの理由とした点、すなわち公安委員会が許否の決定を遷延した場合には、条例の規定上不許可と同様の取扱いになるという点について反対の見解を明らかにし、かかる場合には条例の趣旨からいって、一定の時間内に不許可の処分のないかぎり、無条件許可の処分があったものと解すべきであるとした。

このように同じ条例について二つの異なった判決が出され、いずれも控訴によって東京高裁にもちこまれたのであるが、一九五八年

には無許可デモを理由として多数の事件が起訴されているので、都条例の違憲・合憲の問題は、この条例の廃止運動とも関連して一九五九年において多くの話題を呼ぶものと思われる。

第六節　新聞記者暴行事件

一九五八年一六日、法務省前で全学連のデモを取材中の三名の新聞記者に対して、警視庁第一機動隊の警察官が集団的に暴行を加え、二名の記者が一週間の傷害を負わされる事件が起った。この事件に対し警視庁の記者クラブは暴行をした警察官を告発し、国会でも社会党から追求が行われてその成行が注目されていたが、警視庁では捜査の結果、一〇月三日に小倉警視総監から、「暴行を加えた中隊長上原警部、小隊長五十嵐警部補ら十二人の警察官を暴行及び傷害罪で東京地検に送検した」と発表した。

この事件は一〇月八日に、政府が警職法改悪案の国会提出を発表するやその反対運動とあいまって、警察官の実力行使の行き過ぎとして、批判されたが、一二月二七日に至り東京地検特捜部は、被疑者らの警察官は、連日デモの取締で疲労しており、デモ隊から侮辱されて冷静さを欠いていたが、記者たちの服装がデモ隊とまぎらわしくて見分けるのが困難であり、それに深く後悔している情状を考慮して、すべて不起訴処分にする旨を発表した。労組などの行動に示す検察庁のきびしさに比較して、警察官の犯罪に対する微温的な態度が批判された。

第四編　労　農　政　党

第一章　日本社会党

第一四回定期全国大会

二六日までの三日間、東京の九段会館で開かれた。

第一日は総評、イギリス労働党その他の祝辞、社会主義インターなどからの祝電の披露のあと、一般党務、会計、会計監査、統制委員会の党務報告を承認して議事にはいり、一九五八年度運動方針案（浅沼書記長、成田政審事務局長）、組織活動方針案（安平組織局長）、規約改正案（松井組織部長）が提案され、続いて本部機構改革案（道連提出）、党機構改革審議会設置案（都連提出）および長期経済計画の具体化に関する件（西村政審副会長）の提案理由の説明が行われた。第二日には前日に提案された各議案が、運動方針委員会、組織活動委員会、政策審議委員会の三委員会に付託された。

また、これら委員会での審議と並行して、本会議においては、当面の諸政策すなわち、労働政策要綱、当面の文教政策、当面の農地対策、酪農の現状と対策、農林金融に対する態度、水産政策、平和国土建設要綱、国土総合利用調査要綱、海運政策、交通運輸政策、原子力平和利用について、科学技術振興基本政策、部落問題解決政策要綱などの諸政策、および昭和三三年度予算大綱に関する件、中央党学校設立に関する件、地方議会闘争方針に関する件がいずれも承認された。第三日は、総選挙対策に関する件、第五回参議院議員選挙対策に関する件、第四回地方選挙対策に関する件、第二八国会闘争方針に関する件が承認され、続いて地方提出議案、福岡県知事リコール問題に関する件（福岡県連）、沖縄立法院総選挙支援に関する決議案（山形県連ほか一九県連）、和栄政策の推進に関する件（奈良、和歌山県連）、大津キャンプ跡自衛隊移駐反対闘争に関する件（滋賀県連）、地方自治体に対する政府の不法介入の撤回についての提案（長野県連）、小松飛行場自衛隊ジェット機基地化反対決議案（石川県連）、駐留軍離職者臨時措置法の立法化促進決議案（神奈川県連）、新島ミサイル基地設置反対決議案（東京都連）、婦人部活動強化に関する件（香川、愛媛、山形県連）、日中国交回復署名運動展開に関する決議案（茨城県連）、底曳漁業禁止区域拡大の件およびオホーツク海サケマス漁獲割当の件および水質汚濁防止の件（北海道連）、神姫バス不当解雇反対決議案（兵庫県連）が上程され承認された。また、運動方針、組織活動方針、政策審議の三委員会の報告があり、満場一致の承認が与えられた。岸内閣打倒に関する件の提案も直ちに承認された。大会の焦点となったのは、機構改革（後述）、生産性向上運動などの問題であった。

最後に新役員の選出が行われ、中央執行委員長に鈴木茂三郎、書記長に浅沼稲次郎、会計に伊藤卯四郎（以上再選）、統制委員長に猪俣浩三の各氏が決定した。中央執行委員は次の四四氏である――阿具根登、井上良二、池田禎治、今澄勇、江田三郎（組織委員長）、岡田宗司（国際局長）、小笠原二三男、加藤勘十（憲法擁護特別委員長）、勝間田清一（政策審議会長）、川俣清音、加賀田進、清沢俊英、栗原俊夫、河野密（国会対策委員長）、佐々木更三（選挙対策委員長）、佐竹晴記（沖縄対策特別委員長）、重枝琢己、曽禰益（国民運動委員長）、田中織之進、田中稔男、中村高一、成田知巳（総務局長）、中崎敏（日中国交回復特別委員長）、西村栄一、野々山一三、羽生三七、原茂、古屋貞雄、正木清、松浦清一、松前重義、松井政吉、松原喜之次、三宅正一（教育宣伝局長）、吉田法晴。〔青年部〕西風勲、荒瀬修一郎、〔婦人部〕戸叶里子、藤原道子。

一　一九五八年の闘争方針

一　闘いの目標

一九五八年こそは、攻勢に転移する年であり、さらに総選挙を通じて、保守対革新の対決の年である。岸内閣は、経済・外交・政治の全般にわたり、いま下り坂の傾向にあり、早期総選挙は必至の勢いである。このとき、われわれは、長期の戦略的な見透しと闘う体勢を確立して(1)平和と独立を守る闘い、(2)大衆の生活と権利を守る闘いなど、これらの大衆闘争と国会闘争を有機的に結合して、全国的に反撃の波を起し、これらの闘いのなかから、(3)岸内閣打倒、社会党政権樹立への気運をじょう成していく、そのために、(4)総選挙闘争に必勝を期し、さらに進んで社会党政権を樹立するに十分な主体的な条件、新党風確立と党組織の拡大強化に、全力を集中しなくてはならない。

二　闘争方針

(1)　平和と独立の闘い

（前略）一九五八年には日中国交の回復、原水爆実験禁止をはじめとして、とくにＩＣＢＭ以後の新時代におけるサンフランシスコ体制打破のための平和と独立の運動きはますます活発となるであろう。そこでわが党は、これらの運動の先頭にたち、これを正しい方向へリードするために、アジア、アフリカなど小国の平和勢力の発言力の増大と相まって、一つの国連をめざす、いずれにもかたよらない、自主独立の基本的立場にたって、軍事基地反対・憲法擁護・沖縄復帰・日中国交回復・原水爆禁止の五つの国民運動と、これを集約した不平等条約改廃国民運動をさらに次の目標のもとに積極的に展開する。

1　軍事ブロック体制の打破、外国軍隊の撤退と軍事基地の撤廃

2　平和憲法の擁護、再軍備反対、核兵器ミサイル持込み反対、原子力部隊の国内受入れ反対、自衛隊の核兵器ミサイル武装反対

3　原水爆の製造・貯蔵・移動使用の全面禁止、ＩＣＢＭ等究極兵器の廃止、全面的な軍縮の達成（東西首脳会談の提唱）

4　沖縄・小笠原の祖国復帰、北方の領土問題の解決

5　中国との国交回復（「二つの中国」を認めないという基本的な立場に立って中華人民共和国との間に平和条約を締結する。）

6　ソ連との友好関係促進

7　経済自立のための綿密な計画の樹立

（略）

(2)　生活と権利を守る闘い（抜萃）

1　民主主義を守る闘い

イ　憲法改悪反対、小選挙区制反対、参議院全国区制の廃止反対
ロ　労働法規改悪反対、反動教育反対、勤務評定反対、労働基本権の回復
ハ　公安調査庁の廃止。公安調査庁および警察の党・労働組合その他一切の民主団体への調査活動反対
ニ　一切の秘密警察制度反対
ホ　労働組合をはじめ民主団体に対する不当逮捕、不当裁判反対
ヘ　秘密保護法の制定反対

2　労働者の生活と権利を守る闘い

（前略）反動政策の強化された今日においては労働者の闘いは労組本来の使命である経済闘争が当然権利擁護の闘いへと結びついてゆく。労組の経済闘争の自主的発展を尊重しつつこれを支援しさらに党はこれを政治的にとりあげ、支持し、指導するのがわが党の任務であり、その支援もまた、応援の演説、国会における対政府交渉等にとどまることなく、大衆闘争の場において、これがなされねばならない。しかも労働者に加えられた攻撃は、同時に党と平和憲法に加えられた攻撃である。このことを全党が銘記して組合の単産別闘争の強化を期待しつつ、地区共闘体制を至急確立することが必要である。

さらにまた、広はんな労働者は、まだ未組織の状態にあり、名目上組織されていても、中小企業労働者は未組織同様の状態におかれている。この労働者層の組織化と自覚がない限り、今後の党影響力の画期的な前進はない。われわれは、この層の労働者の組織化と自覚の向上を期待すると共に、その実現のためにも、地区共闘における党の指導力を必要とする。（中略）この地区の共闘組織こそ、労組その他民主勢力の物価引下げから原水爆反対にいたる諸闘争の共通の拠点となり、労農提携の場であり、その闘いのなかからおのずから選挙闘争その他政治闘争の拠点へと、発展するものであり、われわれは、とくにこれを重視して、真剣にこれととりくまねばならない。（下略）

三　行動体制の確立、新党風徹底、党組織の拡大強化

わが党員数は五万六千名、昨年一年間に一万三千名の増加にすぎなかった。支持団体傘下人員は七十五万の増加はあったが、そのなかで党員はきわめて少い。期待された党員協議会もその運絡と活動は不活発であった。さらに一五八名の地方オルグ二、七九九名の組織連絡者は党組織の中堅であるが、その運用、行動においては一部をのぞいて初歩的な段階にある。党を支持し協力する関係にある労働組合員は約四〇〇万もあり、党を支持する広はんな農村青年婦人があるにもかかわらず、彼らの多くは党に組織化されていない。このように党組織はいまだ質量ともにきわめて不十分であり、そのためもあって行動力に著しく欠けている。しかもとくに重要なことはここ数年来党の前衛として行動すべき青年部活動は一面着実になった面もあるが、他面なお沈滞している傾向にあり、二十代は全党員中二十二％を占めるにすぎない。

内外の情勢は激流のごとく進展し、大衆の闘いは日一日と激しさを加えつつあるとき、闘いを指導すべき重大な任務を持つ党の組織と行動力のこのような欠点は、今後全力をあげて除去しなければならない。そのため党は次の方針のもとに抜本的な対策を断行する。すなわち今年度われわれは、次の三点に重点をおいて、党の組織強化と行動体制の確立、新党風徹底に邁進する。

1　地域的大衆闘争の展開、その闘いのなかから党組織を拡大強化する。
2　全党あげて、青年、婦人の組織を行う。
3　行動的組織体制を確立し新党風を徹底する。（以下略）

大会宣言

全国の勤労大衆諸君　同志諸君

われわれはいま多くの成果をあげて、日本社会党第十四回全国大会を終らんとしている。

この大会において、われわれは、過去一年間の活動を、徹底的に討論し、今後の前進のための途を明らかにした。またわれわれは、党の組織が如何にあるべきか、今後一年間、全国的大衆的に討議し、抜本的な改革をなすべきことを決定した。また、われわれは新たに闘いの基本を地域共闘におき、大衆的な闘いのなかから、党の拡大強化をはかるべきことを決定した。全国勤労大衆諸君の熱望してやまない清新潑剌たる行動的な日本社会党へ前進する途はかくて開かれた。

同志諸君、われわれは急がなくてはならない。すでに、岸反動内閣は予算の編成、国会審議にみられたように弱体化し動揺し、国会解散、総選挙は、いまや目前に迫っている。

われわれは、社会党政権樹立を目ざして、これらの闘いに全力を傾けねばならない。

いまや、世界は原水爆・ミサイルの脅威のもとにさらされ、アメリカはここ一年のうちにとミサイル基地を焦っている。他方、軍縮・平和安全を追求する声はかつてないひろがりをもっている。人類の共滅か、平和共存か、日本の平和と独立は、この一年間のわれわれの闘い如何にかかっている。

このわれわれの力と行動、われわれの統一と団結にこそ、日本のそしてアジアの勤労大衆の熱いひとみがそそがれている。われわれの歴史的な任務は大きい。されば、同志諸君、この大会の方針を直ちに行動に移そうではないか。われわれは必ずや、この熱い期待にこたえるであらう。

右宣言する。

一九五八年二月二十六日

日本社会党第十四回全国大会

機構改革問題と向坂論文　組織の強化と機構の簡素化を中心とする社会党の機構改革問題は、第一四回大会以前からの大きな懸案でさった。第一四回大会において中央執行委員会は、(1)大会選出役員を従来の七役から四役に制限し、他の三委員長は中執委の互選にすること、(2)部局を整理統合して従来の七局、二六部、五委員会制を、三局、六委員会、一六部制にすること、(3)中執委は従来どおり大会選出四〇名とするが、青年婦人両部から二名ずつを推薦して委員長が任命すること、(4)中央委員の選出規準は、従来の一五〇名から一名を、二五〇名の党員から一名とすること、などの「本部機構改革に関する件」を提案したが、北海道連合会および東京都連合会からも機構改革に関する提案があり、また別に二つの修正案が提出されたので、組織活動小委員会は、これら五つの提案者を含めた小委員に協議調整を求めることとなり、協議の結果、本部原案を一年間の暫定措置として承認し、これを前提として、都連提案を修正し、これを党機構改革審議会設置に関する件としてこれに付加することに決定した。日本社会党機構改革審議会は、社会党の組織の強化と主体制の確立のため、第一四回大会において提案された諸案件を含めて特に機構の改革、再編、運営の合理化、基本組織の整備拡充に重点をおき、大会後六ヵ月以内に「機構改革報告書」を作ることを目的とし、機構は大会選出の支部連合会一〇名、中執委の互選

による五名、計一五名によって構成されるものである。

党機構改革審議会設置の提案理由

社会党結党以来一三年間、全党員のたゆみない闘いは、戦後の社会不安、占領軍の民主化政策による保守勢力の後退、日本共産党の左翼小児的冒険主義などの外部の特殊条件とあいまって、幾たびかの選挙戦を通じ国会議員数の著しい増加となって結実した。しかし既にこのような戦後の特殊条件はほとんどなくなり、保守勢力は再編成された独占資本を中核として次第に失地を回復し、今や完全なたちあがりを示している。また共産党は六全協以後、ソ連共産党二〇回大会の線にそって党内の混乱を収束しつつ、国際的指導のもとに新しい体制を整えようとしている。このような状勢のなかで、ひとりわが党がこれまでの消極的な日常闘争の域を脱しないならば、党の組織勢力の拡張はすでに頭うちの状態にある。そして党の下部組織や多くの活動家たちは、色んな角度からこのことを自覚し、党の機構、組織、運営、財政など困難な問題に積極的にとりくもうとしている。またこれまでの社会党は、主として議員中心主義によって指導され、党勢力の拡張はその主観的意図の如何にかかわらず、もっぱら選挙における浮動的得票数の増加におかれていた。したがって日常闘争を通じて、反動攻勢や共産党との競争にうちかって、決定した党組織の基礎と主体制を確立するまでにはいたらなかった。また戦前、戦後の派閥関係が党内に巣くい、さらに党の主体制の脆弱さによって労働戦線内の対立が党に反映されて、これがため党内のエネルギー結集が著しく阻害されている。

すでに十余年間の党活動を経験し、党の中核的な活動家に成長した人々は、これらの傾向に不満をもち、この壁をうちやぶる熱意にもえている。従って機構、組織、運営、財政等に対する科学的な検討と抜本的な改革は、当面の党にとって第一義的課題である。

六月に学者、労組幹部など一〇名からなる諮問委員会の右審議会への答申案(『月刊社会党』第一四号参照)が発表され、それにもとづいた討議が進められたのち、九月には五人の起草委員による報告書第一次案ができて審議会で決定し、一〇月一九日の社会党第一回中央委員会にその中間報告が行われた。いちばん問題になったのは、党務と政務の分離、大会構成における国会議員の代議員資格比率などの問題であった。正式の改革案は次年の党大会に提出されることになった。

一九五八年一二月号の雑誌『社会主義』は「日本社会党改革への道」と題する特集を行ったが、そのなかに掲載された向坂逸郎氏の論文「正しい綱領、正しい機構」は、革新勢力の指導体制をめぐっての再編成の動きのなかで、党内外に大きな反響をもたらした。

このいわゆる「向坂論文」の要旨はほぼ次のとおりである。(1)機構改革そのものは、党をどうすれば強化できるかという正しい精神から生まれたものであるが、機構改革審議会は、機構がどんな「精神」によって改革されるべきかという重要な根本問題をさけて党運営上の技術問題に集中した。社会党の欠陥は「組織より機構より、これらのものの底になければならないはずのたましい」、すなわち「社会主義革命の精神」が欠除していることである。そしてこれを克服するためには「理論闘争」と「学習活動」を強く行わなければならない。(2)「始めから社会主義革命などということを考えない要素と社会主義革命の目標を追う要素とが機械的に結びつけられたのが統一社会党であった。」左右社会党を機械的に「統一」して、このような党を作ったのは誤りであった。(3)戦前山川均氏によって主張された考え、プロレタリアートを中心としいっさいの反動的帝国

主義的勢力に反対する分子を結集した合法無産政党（共同戦線の党）を樹立する勢力は正しかった。しかし諸条件の変化した戦後の情勢においては、共同戦線党ではなく、社会主義革命を目標とした党を作るべきである。

この向坂論文の起した波紋は意外に大きくかつ急速であった。党内では鈴木委員長の遊説先での反撥の談話、それに対する浅沼書記長や西尾末広氏の支持ないし満足の表明、一方では左派系議員の不満表明、向坂氏の反批判談話等。ジャーナリズムでも「階級的政党か国民政党か」としてかなり取り上げられた。しかし総評の幹部が総評議員団および左派社会党系の四派代表と会合して発表した申合せを契機にして、集中的な攻撃のホコ先が右派（特に西尾氏ら）に向けられる形となり、また社会党幹部会と中執委は「鈴木談話を支持する統一見解」を発表し、「党の性格は階級的大衆政党であり、階級政党とか国民政党とかに限定すべきでない」として向坂氏を反駁した。一方、向坂氏の理論を中核として、現執行部を批判する形で「社会党を強くする会」が生まれた。

総評の発表した「社会党の在り方についての意見と要望」（一九五八年一二月二四日）の要旨は次のごとくである。

㈠われわれは話し合いによる二大政党論、国民政党論に反対する。「国民政党」論をとなえているのはナンセンスで、われわれの努力の方向は社会党に投票していない農民、中小企業者、失業者などの要求を忠実にとりあげ、闘争に組織してゆくことによってのみ、多数党となり得ると信ずる。

㈡総評がこれまで社会党を支持してきたのは、党綱領の示す政治路線が、大衆行動と固く結合した議会政治の発展による平和革命を目指し、立党の基礎を、労働者階級を中核とする勤労大衆に求めているからである。平和的手段で革命を達成しようとするならば、より一層階級的行動でなければ、社会主義社会の実現は期し得ないと考える。

㈢組織政党は規律を厳正にすべきである。現在、党の政策方針に違反して中国を侵略者と呼び、安保条約廃案の闘争を公然と非難する分子が、同時に争議のさなかに第二組合をつくるなど、党大会の決定に違反し、働く者の利益を裏切る言動を行っているが、これは規律上の問題として取り上げることが正しい組織政党の在り方だと思う。

第一五回臨時全国大会　政府による警職法改正法案の強行提出を期として、社会党の臨時大会が一一月一二日、東京の大田区民会館で、代議員約六〇〇名を集めて開かれた（第三部「治安立法」の項参照）。例年どおり年初めに予定された一九五九年の年次大会は六月に延期された。

第二章　日本共産党

第七回全国党大会　一九四七年一二月に開かれた第六回大会から一〇年七ヵ月ぶりの共産党第七回大会が、一九五八年七月二一日から八月一日まで東京の中野区公会堂（三一日まで）および品川公会堂（一日）で開かれ、出席した約五〇〇名の大会構成員によって、日曜日一日を休み通計一一日にわたる討議が行われた。大会にはじめて外国からソ連共産党代表団三名が参加したほか、三三ヵ国の党からメッセージが送られ、日本社会党その他国内の諸団体などからのあいさつや祝辞も多かった。

二日間の予備会議で大会運営の打合わせが行われたあと、本会議第一日には、中央委員会の政治報告（野坂中央委員会第一書記）と

モスクワ宣言についての副報告（志賀常任幹部会員）があり、第二、三日は政治報告についての討議、第四日に党章草案綱領部分についての報告（宮本常任幹部会員）、続いて綱領問題についての討議、第六日に党章草案規約部分についての報告（袴田常任幹部会員）、第七日に規約成立、第八日に中央役員の選挙、最終日は各小委員会の報告、決議「国民への訴え」、「子供と教師と教育をまもりましょう」の可決などが行われた。この大会において新しい行動綱領と規約が決定したが、現状分析と革命の性格については討議が終結しなかったので、党章草案の政治綱領部分は決定に至らず懸案として残された。

選挙によって選ばれた新役員は、中央委員三一名、同候補六名、中央統制監査委員七名、計四四名で、中央委員会議長に野坂参三、書記長に宮本顕治、中央統制監査委員会議長に春日庄次郎の諸氏が決定した。新中央委員は次のとおりである（幹は中央委員会幹部会、書は書記局）。青柳盛雄、安斎庫治（書）、安藤一茂、伊井弥四郎（書）、岩間正男、内野竹千代、岡田文吉、岡林辰雄、春日正一（幹、書）、金子健太、神山茂夫、亀山幸三、川上貫一、河田賢治、聴濤克巳（幹）、蔵原惟人（幹）、志賀義雄（幹）、鈴木市蔵（幹）、砂間一良、内藤知周、中川一男、中野重治、西川彦義（書）、西館仁、野坂参三（幹）、袴田里見（幹、書）、波多然、松島治重（幹）、宮本顕治（幹、書）、山田六左衛門、米原昶（書）。

日本共産党行動綱領（一九五八年八月一日決定）

日本共産党の当面する行動綱領の基本は、つぎのとおりである。

党は、世界の平和と、社会制度のことなる諸国のあいだの平和共存をめざしてたたかう。党は、すべての国との国交を正常化し、経済文化の交流を発展させ、日本の人民と世界各国人民の友好親善関係をひろめるためにたたかう。党は、アメリカ帝国主義とわが国の売国的反動勢力が共同しておこなっている社会主義諸国とアジア・アフリカ諸民族への侵略戦争準備、原子戦争のいっさいの準備に反対する。

党は、アメリカ帝国主義と、日本の独占資本を中心とする反動勢力の戦争と反民族的・反人民的抑圧の体制であるサンフランシスコ体制の打破、すなわち、いっさいの売国的条約・協定の破棄、沖縄小笠原の日本への返還、全アメリカ軍の撤退と軍事基地の一掃など民族の完全独立のためにたたかう。

党は、平和・民主主義・社会主義のために努力している世界のすべての人民大衆と手をたずさえ、世界のあらゆる反帝国主義・反植民地主義運動と連帯してたたかう。

党は、「万国の労働者団結せよ」の精神にしたがって、プロレタリアートの国際的団結をつよめるために努力する。ソ連を先頭とする社会主義陣営、全世界の共産主義者、すべての人民大衆が人類の進歩のためにおこなっている闘争をあくまで支持する。

党は、日本人民の民主的権利をうばいさろうとするすべての反動的なくわだてとたたかい、議会制度・地方制度の改悪、憲法改悪に反対する。アメリカ帝国主義と日本の反動勢力が人民のうえにおしつけているいっさいの弾圧諸法令、弾圧諸機関を撤廃し、人民の民主的権利をひろげるためにたたかう。天皇主義的・軍国主義的思想を克服し、半封建的なのこりかすをなくすためにたたかう。

党は、日米支配層が労働者、農民、その他の勤労人民にくわえている搾取と収奪に反対し、人民大衆の生活を根本的に改善するために努力する。

党は、すべての労働者の団結権・罷業権・団体交渉権を確保し、低賃金、労働強化に反対し、最低賃金制と週四十時間労働

制、労働者の生活と権利を保障する労働法のためにたたかう。

党は、アメリカ軍と自衛隊のための土地とりあげに反対する。また小作地の取上げに反対し、小作地の国費による買上げと、現耕作者への譲渡のためにたたかう。国有・公有・大山林所有者の林野などの可耕地、採草地などを土地のない、また土地のすくない農民に解放するためにたたかう。

党は、農民の生活と権利をまもり、重い税金、独占物価に反対し、営農資金とひきあう農産物価格を要求し、とくに農林労働者、貧農のために土地と賃金と仕事を要求してたたかう。

党は、漁民の生活・漁業条件の改善のためにアメリカ軍の漁場制限、演習場の廃止、漁業にのこっている半封建的な遺制の一掃、独占資本の圧迫の排除、漁業協同組合の民主化、資金・資材の獲得などのためにたたかう。

党は、手工業者、小商人、自由業者など勤労市民の営業と生活を根本的に改善するためにたたかう。

党は、未解放部落にたいする半封建的差別待遇がなお根づよくのこっている状態をなくすためにたたかう。党は、知識人、婦人、青年、学生の生活が苦しみと不安定のなかにつきおとされている状態を根本的に打開するためにたたかう。

党は、労働者、農漁民、勤労市民その他人民各階層にわたる社会的貧困と失業、生活の苦しみを解決する総合的社会保障制度の確立ためにたたかう。

党は、アメリカ帝国主義の圧迫と日本独占資本の収奪と支配に反対する中小企業家の闘争を支持する。

党は、日本文化の意義ある民族的伝統をうけつぎひろめ、科学、技術、教育の向上とその民主主義的発展のために、思想と表現の自由のためにたたかう。

党は、アメリカ帝国主義と日本独占資本の財政経済政策に反対し、日本経済にたいする外国資本の支配の排除および独占資本にたいする人民的統制を実施し、それを通じて金融機関と重要産業の独占企業の国有化への移行をめざす。

日本共産党規約（一九五八年七月三〇日決定）

前　文

（一）日本共産党は、日本の労働者階級の前衛部隊であり、労働者階級のいろいろな組織のなかで最高の階級的組織である。

党は、自発的意志にもとづき、自覚的規律でむすばれた共産主義者の、統一された、たたかう組織である。

党の目的は、日本の労働者階級と人民を搾取と抑圧から解放し、日本に社会主義社会を建設し、それをつうじて高度の共産主義社会を実現することにある。

党は、マルクス・レーニン主義を行動の指針とする。

マルクス・レーニン主義のみが社会発展の法則をただしく説明しており、社会主義、共産主義を実現するみちをただしくしめしている。党はマルクス・レーニン主義の弁証法的唯物論と史的唯物論の世界観を堅持し、あらゆるかたちの観念論と形而上学に反対する。

党はつねに日本の具体的現実から出発し、マルクス・レーニン主義の原則を、日本社会の特殊性と幾百万大衆の実際闘争に創造的に適用し、ただしい革命的理論の発展をはかる。

党は、マルクス・レーニン主義の原則をゆがめるあらゆるかたちの修正主義とたたかう。党は、また党内の教条主義、経験主義その他の主観主義的偏向に反対し、左右の日和見主義の理論と実践にたいしてたたかう。

ただしい革命的理論がなくては、革命の事業に勝利することはできない。党はあらゆる理論軽視に反対し、つねに理論と実践をむすびつける原則をもって党の理論的思想的活動をつよめる。

（二）党の目的を実現するには、党組織と党員の人員大衆のなかでの活動と党にみちびかれる人民大衆の自覚的なたたかいが必要である。

革命は、労働者階級をはじめとする幾百万人民大衆が、おこなうものである。党の任務は、歴史の真の創造者であるこの人民大衆の利益のために活動し、かれらが不敗の革命的勢力に発展して、みずからを解放する革命の事業を達成するよう援助し、指導することにある。党の政策の最高の基準は、人民の利益であり、党と人民の利益は一致する。したがって、党員はふかく人民大衆のなかにはいって活動し、党と大衆のむすぶつきをひろめ、つよめなくてはならない。

党は、マルクス・レーニン主義にもとづいて、情勢と敵味方の力関係をただしく判断し、大衆の要求や考え、その行動や創意を分析、総合し、系統的に集約して、党の方針と政策をつくりあげる。そしてそれを大衆のなかにもちこみ、党の宣伝、組織活動をつうじて、それを大衆自身のものとして実践し、実践のなかでそのただしさを検証する。こうして、はじめて党は、人民大衆をただしくみちびくことができる。

したがって、党は、一定の活動ののち、必ずそれを総括し、成果と欠陥をあきらかにし、教訓をひきださなくてはならない。こうしてこそ、党と大衆の認識をたかめ、革命の事業を成功にみちびくことができる。

党の指導は、人民大衆に密着しておこない、これからとびはなれても、これに追従してもならない。それは、できるだけひろい人民の支持をうけるような道理にかなった立場にたって、切実な人民の利益を代表し、しかも力関係におうじて、節度あるものでなくてはならない。

このようにして、党と人民大衆との相互信頼とかたい団結がつよめられ、党と人民の革命的力量を着実にましていくことができる。

これが、党の政治的、組織的方針としての大衆路線である。党が、人民大衆からはなれ、その利益について鈍感になったり、または闘争を大衆に命令したり、党だけが遊離して請負ったりすることは、すべて大衆路線をふみはずすものである。したがって党は、これらの人民大衆から遊離するといっさいの傾向とたたかう。

（三）日本共産党の組織原則は、民主主義的中央集権制である。党は民主主義の原則と中央集権制の原則を正しく統一する。

党内民主主義の保障、かっぱつな党内討議は、党員および党組織の積極性と創意性をたかめ、党生活を生き生きとしたものにし、自覚的な規律をつくるとともに、党内のゆたかな意見と経験を集約し、党員の認識をひろげ、個人的指導を排して集団的指導を実現し、党の指導力をたかめるためにかくことができない。

しかし、このような党内民主主義が、党の中央集権制と結合し、その基礎となって、はじめて党が全党員と全党組織の意志と行動を統一して強力な実践力を発揮し、どんな困難にもうちかち、党と人民の敵にうちかつ戦闘的組織となることができる。

決定にたいしては、少数は多数にしたがい、下級は上級にしたがい、積極的にこれを実行しなくてはならない。

こうして、党内民主主義は中央集権制のもとにおける民主主義であり、また党の集中制は、党内民主主義を基礎としてはじめて

強固なものとなる。したがって、党員は党内民主主義を無視し、党員の創意性をおさえる官僚主義や保守主義とたたかうとともに、集中的指導をよわめる無原則的な自由主義や分散主義とたたかわなくてはならない。

党の指導原則は、集団的な知恵と経験にもとづく集団指導と個人責任制の結合である。

（四）民主主義的中央集権制にもとづき、党員の自覚と厳格な規律による全党の統一と団結こそは、党の生命であり勝利の保障である。したがって、すべての党員は、いかなる場合にも党の統一をかたく守らなくてはならない。意見がちがうことによって組織的な排除を行ってはならない。また党規律をみだし、決定を実行せず、統一をやぶり、派閥をつくり、分派活動をおこなうことは、党を破壊する最悪の行為である。党内では、党の政治方針や組織原則をそこなうような行動はゆるされない。

党の規約は、党活動と党生活の基準であり、すべての党員は規約を尊重し、これを軽視したり、無視したりしてはならない。党員は、全党の利益を個人の利益の上におき、誰でも党の上に個人をおいてはならない。

（五）党と人民の歴史的事業をなしとげるためには、党は、敵にたいする党と人民の着実な勝利と成果をつみあげるとともに、党活動の欠陥とあやまりをたえず見出し、批判と自己批判の方法をもって克服し、党と人民の教訓としなくてはならない。どのような政党でも、どのような個人でも、その活動のなかに欠陥とあやまりはさけられない。しかし、日本共産党とその党員にとっては、同じあやまりをくりかえしておかさず、重大なあやまりをおかさぬことが、敵にたいする勝利のため必要である。

欠陥とあやまりをみようとせず、あるいは、これをおしかくして現状に甘んずることは、党の戦闘力をゆるめる。しかし欠陥とあやまりを克服するには、打撃的方法をもちいないで節度をもって同志的にたがいに相手をたかめるようにおこなわなくてはならない。党は、党員の相互の信頼と協力の原則により、批判と自己批判をつうじてさらにつよい団結に到達し、党内のあやまった思想をただしく解決する。

日本共産党員は、わが労働者階級の前衛としてのほこりと自覚をもって、かがやかしい共産主義の終局の勝利を確信し、あらゆる困難にうち勝って、断固として敵とたたかう戦闘的精神をもたなければならない。敵に屈服して党と階級の利益を裏切るような行為は、共産党員としての最大の恥辱であり、最大の犯罪である。党員は修養と学習にはげみ、つねに言行を一致させ、誠実勤勉に不動の信頼をもって人民大衆のなかで活動し、広範な大衆と団結しなくてはならない。党員はつねに進取の気風をもち、行動性をおもんじ、どんな困難をもおそれず、忍耐づよく、謙虚に、精力的に活動しなくてはならない。

日本共産党とすべての党員は、党の革命的伝統と戦闘的精神をうけつぎ、つねに日本人民とともにすすみ、日本民族のすぐれた歴史的遺産をうけつぎつつ、平和と独立と民主主義と生活向上の新日本のためにたたかい、かがやかしい社会主義と共産主義の実現にむかって奮闘しなくてはならない。

（本文省略）

中立政策の表明　一一月一九日に中国政府の陳毅外交部長は、安全保障条約の改定をめぐる日米交渉について声明を発表し、一二月二日には同じ問題についてソ連政府から日本政府への覚書が送られたが、日本共産党中央委員会幹部会は同一〇日、ソ中両国政府の方針を支持する声明「日本人民の独立と安全への道」を発表した。そ

のなかには左のように述べられている。

わが党は、日本が今日おかれている民族的危機からぬけだす道は、日本の外交政策を対米従属から真に自主的な中立政策に転換する以外にないことを声明する。

一九五九年一月一〇日から一二日まで党本部で開かれた第四回中央委員会総会は、この問題について討議し、次のような決議を採択した。なお右の総会は、第二一回ソ連共産党大会に出席するため、日本共産党の代表として宮本書記長、春日幹部会員、西沢随員を派遣することを確認し、三氏ははじめて公然と外国共産党大会に党代表として出席した。

日本の中立化についての党の態度

（前略）

中立政策とは、いかなる軍事同盟からも離脱し、いかなる軍事同盟にも参加しない政策であり、同時に、世界各国と平等と友好の関係を樹立する政策である。したがって、日本は、安保条約を破棄し、日本全領土からアメリカの軍事基地をとりはらい、アメリカ軍を撤退させた後には、独立国として真に平等な名誉ある日米関係を樹立し、さらにいかなる軍事同盟にも参加しないで、社会体制のいかんをとわずすべての国ぐにと友好、親善の関係を樹立することを国の政策とする。それは、このような政策によって、国の独立と安全を保障し、世界の平和維持に貢献することができるからである。このような道は、国際情勢の発展の方向と、日本人民の願望と国の利益に合致するものである。

このような中立政策は、すでに世界の国ぐにによって実行され、国際政治の大きな潮流となっている。これらの国ぐには、ソ連を先頭とする社会主義諸国の平和政策に支えられて帝国主義諸国の戦争と侵略のための軍事ブロックからぬけだしあるいはその植民地支配からぬけだし、中立政策を実行し、国の平和と独立を守り、世界の平和維持に貢献している。

ソ中両国が進んで日本の中立化を支持することを声明している今日、日本人民が自主独立の精神にたって、国の政策を対米従属から自主的中立政策に転換するためにたたかうならば、日本を平和の政策を実行するアジアの独立国にすることができる。日本人民にはその力が十分ある。

この道を進むためには日本人民は、当面している最大の問題である安保条約改定を全力をあげて阻止し、さらにその力をもって安保条約そのものの破棄をめざしてたたかわなければならない。

日本人民は、この闘争を中心として、平和、独立、民主、生活向上をめざす全般の闘争を遂行しながら、とくにつぎの目標をかちとるために奮闘しなければならない。

(1) 核武装禁止。沖縄、小笠原をふくむ全日本領土からのアメリカの軍事基地の撤去、アメリカ軍の撤退。沖縄、小笠原の返還。

(2) 日中国交回復。日ソ平和条約の締結。朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化、ジュネーブ協定の実施。すべての国との親善友好関係の樹立、経済文化交流の発展。

(3) 憲法改悪阻止、現憲法の擁護、憲法の平和的民主的条項の完全実施。

（中略）

国際情勢の大きな発展、日本の重大な情勢のなかで、国の進路を求めて人民各層が動いている。支配層の内部にさえ、このため動揺と分裂が現われている。こういう状態のもとで、国際情勢の発展の方向と日本人民の願望に合致する平和と中立の政策は、ひと握りの反民族的、反人民的勢力をのぞいて、すべての階層、す

べての政治的見解、すべての職業の人たちが一致できる政策である。

わが党が真に日本の国の進路を示す諸政策とともに平和と中立の旗をかかげ、協力できるすべての人たちと団結することに協力するならば、平和、独立、民主、生活向上をめざす人民の運動は飛躍的に発展し、人民の諸運動が民族民主統一戦線に結集される大きな展望がひらけている。

わが党は、このような目標をもって、勤評反対、日中危機打開、核武装反対、生活と権利を守る闘争、とくに警職法改悪反対闘争において飛躍的に発展した統一戦線を、さらに平和と中立の旗をかかげることによって、より深く、より広く発展させるために奮闘しなければならない。

第三章　総選挙とその結果

第二八回総選挙　戦後七度目の衆議院総選挙は一九五八年五月二二日に行われた。この総選挙に当っての社会党および共産党の闘争目標はそれぞれ左のとおりであった。

社会党の闘争目標（二月二六日、第一四回大会で決定した「総選挙対策」による）

この選挙は保守、革新決戦の場であり、わが党躍進の絶好の機会である。

われわれは前回の総選挙を議席の三分の一確保、憲法改悪の阻止を目標に闘い、その目的を果した。今回の総選挙における目標は、第一に最も基本的なものとして「議席の過半数獲得」――「社会党政権の樹立」を達成することである。

第二としては対米従属外交の矛盾、ICBM、人工衛星時代における再軍備問題、経済政策の破たん、労働、文教政策の反動化、売春汚職等にみられる保守政治の堕落等岸内閣の反動性、ぎまん性、腐敗性を徹底的にばく露追求し、保守政治への不信を高める。

第三としては選挙闘争を通じて、わが国の政策を大衆に浸透せしめ、不平等条約の改廃、日中国交回復、わが国の経済建設等、われわれは当面する重要問題の解決はわが党以外にできないことを強調し、更に

「完全独立の社会党か、対米従属の自民党か」

「労働者、農民、中小企業者のための社会党か、資本家のための自民党か」

の対決を国民の前に明らかにしなければならない。

共産党の闘争目標（二月二七日、第二〇回拡大中央委員会で採択した「岸内閣打倒、民主的政府の樹立をめざす当面の諸闘争における党の任務にかんする決議」による）

来るべき総選挙は、内外情勢の新らしい発展のもとで、独占資本と岸内閣の従属と戦争、反動と人民大衆の窮乏化の政策をうちやぶり、平和、独立、民主主義と生活向上をのぞむ労働者階級と人民大衆の要求にもとづく政策転換への道をきりひらく重要な政治闘争である。わが党は、歴史的情勢の根本的変化の結果、国会の意義と役割がきわめて重要になったことを正しく評価し、選挙闘争軽視の傾向を克服して、全力をあげて選挙闘争にとりくまねばならない。

総選挙闘争の勝利のために、わが党はつぎのことを目標にしてたたかう。

第164表　戦後総選挙における各党得票率

総選挙	執行年月	保守政党	社会党	共産党
第22回	1946. 4	46.3	17.8	3.9
23	1947. 4	58.9	26.2	3.7
24	1949. 1	62.7	15.5	9.8
25	1952. 10	66.1	21.9	2.7
26	1953. 4	65.7	27.6	1.9
27	1955. 2	63.2	30.2	2.0
28	1958. 5	57.8	33.0	2.5

〔備考〕 社会党には労農党を含む，第22回総選挙は連記制，大選挙区制。

1　民主勢力で投票の過半数を
2　共産党の得票と議席の増大
3　すべての民主勢力の統一戦線への結集
4　統一戦線による民主的政府を

選挙結果をみると、社会党は立候補者二四六名、当選者一六六名、共産党は立候補者一一四名、当選者一名、両者を合わせて当選者数一六七名であり、これに対して自民党当選者数は二八七名、その他諸派一名、無所属一二名であった。すなわち労農政党の新議員数は総数の三分の一をわずかながら上回った。また各党の得票率を戦後各次の総選挙についてみると、第164表のとおりである。労農政党の得票数は前回総選挙に比し二〇〇万票以上増加した（自民党は四〇万票減）。